

阪神・淡路まちづくり支援機構 阪神淡路20年事業（ひょうご安全の日推進県民会議助成事業）

1. 17～3. 11 来たるべき災害に備える連携力  
— 土業の社会的役割を考える —

シンポジウム報告書

目 次

- I ごあいさつ
- II 全体報告
- III 全体会報告
- IV 分科会報告
- V 評価会報告
- VI 配布資料
- VII シンポジウムチラシ
- VIII 阪神・淡路まちづくり支援機構とはこんな団体です
- IX 附属研究会紹介



## ごあいさつ

このたび、阪神・淡路まちづくり支援機構は、震災から20年目を迎えた平成27年1月にシンポジウム「1.17～3.11 来たるべき災害に備える連携力―士業の社会的役割を考える―」を開催いたしました。

本報告書は、その成果を記録し、関係先に報告する目的で編纂されました。

阪神・淡路まちづくり支援機構は、阪神・淡路大震災の翌年の平成8年9月に設立されました。市民が自ら取り組む災害復興まちづくりに、様々な専門家が集まって支援をするというもので、当時、たいへん画期的な試みでした。

震災復興20年の節目に、これまでの活動を振り返り、経験を確かめ合い、教訓を紡ぎ出して、それを踏まえて新たな課題を共有する場として、このシンポジウムが企画されました。

阪神・淡路まちづくり支援機構は、個人の専門家が集合するのではなく、それぞれの専門士業団体によって構成されるユニークな横断的連携団体です。

そして、実務家の活動を、研究者が支えるという特徴も持っています。この20年の間に、全国各地にいくつかの士業連携団体が設立され、友好関係を持っていますが、阪神・淡路まちづくり支援機構のように、実務家と研究者が連携して活動を行っている点は、今なお意義あるものと自負しています。

このたびのシンポジウムは、士業団体それぞれの発意と工夫によって多面的な視点から6つの分科会が開催され、どの分科会もたいへん内容が充実し、多くの成果が得られました。

そして、全体会は、士業専門家と研究者の連携と、全国各地の同種団体との連携、そして行政や市民との連携が、相互に絡みあう象徴的なセッションとなりました。

今、阪神・淡路大震災の被災地では借り上げ復興住宅や孤独死など「復興災害」というべき課題に直面しています。視点を東北に移すと、東日本大震災の被災地も福島第一原発事故の被害を受けた地域も、復興の課題が山積しています。そして、これからの我が国では南海トラフ大地震や首都直下災害などが懸念されています。

これまで「防災」中心だった災害対応では限界が否めません。阪神・淡路まちづくり支援機構のように復興に取り組んできた活動経験があるからこそ、それを踏まえた「復興の備え」が求められています。

このシンポジウムは、阪神淡路20年事業（ひょうご安全の日推進県民会議助成事業）の助成を受けて実施されましたが、多くの方々の尽力と協力があって実施できたものです。

ご報告やご講義をいただいた方々、開催の趣旨にご理解をいただいた方々、そして当日にご参加して下さった方々に、心より感謝の意を表したく存じます。どうもありがとうございました。

2015年（平成27年）9月

阪神・淡路まちづくり支援機構

代表委員 中尾 英夫

代表委員 塩崎 賢明



# 全 体 報 告

阪神・淡路まちづくり支援機構 事務局長 津久井進

## 1 概要

阪神・淡路まちづくり支援機構 阪神淡路20年事業  
「1.17～3.11 来たるべき災害に備える連携力  
— 土業の社会的役割を考える —」  
が、2015年1月31日（土）に開催されました。



主催は、阪神・淡路まちづくり支援機構です。

当機構は、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の被災地における復興のプロセスの中で、市民のまちづくりを支援するために設立された団体です。

まちづくりの主体となるのは、あくまでもその被災地域の市民にほかなりません。しかし、まちづくりは、土地、建物という不動産にかかわることであり、法律問題一般の他、登記、測量、税務、不動産の評価、設計など多くの専門知識が必要になります。これは単一の専門家では対応できるものではなく、このようなニーズに十分応えるために、多様な分野の専門家の連携が必要となります。

そこで、専門家が垣根を越えてワンパックで、被災地の市民のまちづくりを支援するために1996年9月4日に阪神・淡路まちづくり支援機構が設立されました。

当機構は、日本建築学会、都市住宅学会の協力を得て、以下の9職種・12団体の連携によって組織される我が国で初めての横断的NPOです。

現在の構成団体は以下のとおりです。

大阪弁護士会  
兵庫県弁護士会  
近畿税理士会  
近畿司法書士会連合会  
土地家屋調査士会近畿ブロック協議会  
近畿不動産鑑定士協会連合会  
公益社団法人日本建築家協会近畿支部  
近畿建築士会協議会  
建築士事務所協会近畿ブロック協議会  
公益社団法人日本技術士会 近畿本部  
兵庫県社会保険労務士会  
兵庫県行政書士会

(代表委員) 中尾英夫 塩崎賢明  
(事務局長) 津久井進 (事務局次長) 河瀬真 安田捷 大野秀朋  
(名誉代表委員) 元原利文 広原盛明 高見澤邦郎

阪神・淡路大震災からの復興の歩みと共に活動してきた当機構としても、震災から20年目を迎えるこの節目に、これまでの来し方、そして現在の立ち位置、さらにこれからの行く末について考える機会を得るため、このシンポジウムを開催することとなりました。

## 2 背景と発案

当機構は、これまでも折に触れてシンポジウムなどを開催し、活動を振り返って得られた教訓の共有や、災害復興の取り組みに対する啓発などに努めてきました。

2000年開催の東京シンポジウムは、当機構の取り組みを総括する大きな節目のシンポジウムでした。

2003年開催の静岡シンポジウム、翌2004年開催の全国まちづくり専門家フォーラムは、当機構のような災害対応の専門家横断連携の全国化を進めるきっかけとなりました。

そして、2008年開催の神戸シンポは専門職の役割を一から見つめ直す貴重な機会となり、2011年5月に仙台で開催された東日本大震災被災地での士業団体の共同協議の流れへとつながっていきました。

さらに、2012年には和歌山シンポジウムを開催し、近畿における来る津波災害への備えについて検討をしました。

そして、2014年には、1月に附属研究会が発刊した2冊の書籍（「住まいを再生する」岩波新書、「士業・専門家の災害復興支援」クリエイツかもがわ）を記念して福島復興を考えるシンポジウムを開催し、4月には不動産鑑定士協会が主幹となって協定締結先である関西広域連合と協働して大災害に備える防災に関するシンポジウムを2本開催いたしました。

こうした一連の流れの延長線上に、今回のシンポジウムは位置付けられます。

阪神淡路の被災地にとって重要な節目となる20年目に、これまでの活動を総括する場を設けることは、当然の流れでしたし、事務局委員をはじめとするメンバーの総意でもありました。

シンポジウムの発案は半年以上前にさかのぼります。2014年に開催した2本のシンポジウムの興奮も冷めやらぬ中、2014年6月に開催された第137回事務局委員会で、20年目の節目にシンポジウムを開催することについて合意をしました。

折しも兵庫県においては、阪神淡路20年事業（ひょうご安全の日推進県民会議助成事業）への助成を行っており、当機構のシンポジウムもこの事業の一つとして位置付けることにしました。

建築士会、司法書士会など、それぞれの団体ごとにすでに20年目の行事を決定し、準備を進めていることも報告され、当機構にとっても良い刺激となり、以後、急ピッチで準備が進められることとなります。

## 3 準備

8月に準備会が開かれ、具体的な企画内容について討議が展開されました。

列席したメンバーの取り組みへの意欲は熱く、問題意識は深く、理想は高いため、あまりにも取り組むべきテーマが多様となりました。

時間軸で整理すると、第1に、阪神・淡路大震災からの歩みを振り返ることを主軸にすべきという考え、第2に、東日本大震災や福島原発事故の現状と課題について検討すべきという考え、第3に、これからの災害に備えた取り組みを考えるべきという考え、それぞれ統合するには大きすぎるテーマでした。

あるいは、専門職能的に整理すると、第1に、それぞれの士業団体として取り組むべき課題を抽出しようという考え、第2に、士業団体相互の連携を図ることを切り口にして検討を進め

たいという考え、第3に、市民や被災者を含めた対外的な関係性にスポットを当てて取り組みたいという考えがあり、どれも説得力があり、魅力的な意見でありました。

これらを一つの場で整理することは難しいことから、「分科会」と「全体会」に分けて、取り組みをすることになりました。

そして、分科会は、単独士業団体で開催することもよいし、複数の士業団体で共催的に開催することもよいこととし、各自で構想を練ることにしました。

準備会を重ね、結局、6つの分科会を開催することになりました。

一方、全体会については、テーマをどのようにするかが議論となりました。世情よく見られるような、自己の活動を紹介して自慢するような機会はやめようという意見が説得的でした。むしろ、現在の問題点を率直に出し合い、結論が得られなくても良いから20年目以降につながる課題を浮き彫りにすることを目指そうとなりました。

東日本大震災の被災地の課題、阪神・淡路大震災20年で置き去りにされている課題、士業専門家連携の課題など、失敗例も正面からきちんと見つめて議論しようとなりました。

3回にわたる準備会でしたが、準備会における議論自体がとても濃厚で、節目にふさわしい「深掘り」の検討となりました。侃々諤々の意見交換であり、取材のために継続的に同席していた新聞記者さんも、当初「スケールが大きすぎてよく分からない」と述べていました。

しかし、最終的にまとまった企画内容は、メンバー一同、自信を持って取り組めるものでした。事前報道も的確に問題意識を報じてくれて、よいメッセージとなりました。

あまりにも沢山の企画を1日に詰め込む内容でしたので広報活動も一つの難題でしたが、当機構のパンフレット作成を手掛けている姉川真弓氏が、チラシ・パンフレットの作成を引き受けてくれ、これを基にしてホームページも開設され (<http://www.ancl.biz/sinsai20.html>)、事前告知も周到に進められました。

とはいえ、裏方の準備は相当に大変で、私たちが認識している苦労はその一端に過ぎません。特に事務局として事務作業に関わってくれた坂本直哉職員の頑張りなくして、当日を迎えることはできませんでした。ここにあらためて感謝を申し上げます。

## 4 開催前夜

既にメモリアル・デーである1月17日は過ぎ、記念日報道といわれる一過性の報道熱は冷めつつありましたが、私たちの熱意は沸点に近づきつつありました。

各分科会それぞれ準備に余念がなく、開催を待つばかりとなりました。

今回の分科会、全体会は、それぞれ東北や東京などから多くの方々をお招きする企画が目白押しでした。

前夜入りされたの方々をお迎えして、事前の打ち合わせをはじめとする語らいの場も持たれました。たとえば第1分科会では、気仙沼市から到着された亀谷紀井さんらを招き、夜遅くまで語り合い、これまでの奮闘と復興の歩みについてエールを交換する感動的な場となりました。

## 5 分科会

午前中は6つの分科会がそれぞれ開催されました。

概要は、以下のとおりです。

詳細については、本書におけるそれぞれの報告書に譲りますが、どの分科会も熱気にあふれ、内容の充実した会でした。参加者は延べ270人にのぼり、当機構の開催した近時のシンポジウムと比較しても、類を見ない多人数となりました。

当機構の中尾代表は、ほぼ全ての分科会を見て回って充実感を得たと話していました。あらためて各構成団体の底力を見たような思いにあふれました。

◇第1分科会「すまいとくらしの復興支援：いまそしてこれから」

会 場：兵庫県弁護士会館4階講堂

開催時間：10:00～12:30

テ ー マ：復興まちづくり

主 幹：兵庫県弁護士会、土地家屋調査士会近畿ブロック協議会

内 容：東日本大震災の復興まちづくり支援の現状と課題を検討し、今後の指針作りを目指す。

出 演：亀谷紀井氏（気仙沼市の東日本大震災被災者）

宇都彰浩氏（仙台弁護士会）

加藤三郎氏（福島県司法書士会）

野崎隆一氏（建築士）

石田英之氏（福島県不動産鑑定士協会）

大野秀朋氏（近畿税理士会）

堀井秀和氏（徳島弁護士会）

協 力：兵庫県土地家屋調査士会、兵庫県司法書士会、公益社団法人兵庫県建築士会

◇第2分科会「被災地の鑑定評価」

会 場：兵庫県弁護士会館会議室

開催時間：10:00～12:30

テ ー マ：復興・原発と鑑定

主 幹：近畿不動産鑑定士協会連合会

内 容：岩手の用地買収の補償と福島の汚染地の補償の実情を知り、比較検討をする。

講 師：細川卓氏（岩手県不動産鑑定士協会会長）

小橋達夫氏（福島県不動産鑑定士協会会長）

◇第3分科会「1.17と3.11を振り返って」

会 場：兵庫県土地家屋調査士会館会議室

開催時間：10:00～12:30

テ ー マ：災害時の制度と専門家の役割

主 幹：近畿税理士会

内 容：各士業（税理士、社会保険労務士、行政書士等）の災害時の具体的な役割を振り返り、今後に備える。

講 師：池田政弘氏（東北税理士会）

村山豪彦氏（兵庫県行政書士会会長）

松永和美氏（兵庫県社会保険労務士会）

協 力：兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会

◇第4分科会「1.17と3.11から考える士業の社会的役割と来たるべき大災害に備えて」

会 場：神戸市立婦人会館4階会議室「つばき」

開催時間：10:00～12:30

テ ー マ：防災・減災・耐震



主 幹：公益社団法人日本技術士会近畿本部  
内 容：東日本大震災の復興まちづくり支援の現状と課題を検討し、パネリスト4名  
(技術士・建築士) でこれからの防災・減災についてディスカッションする。  
協 力：一般社団法人兵庫県建築士事務所協会

◇第5分科会「福島第一原発事故の現状と土業の社会的役割」

会 場：兵庫県司法書士会館地下ホール  
開催時間：10:00～12:30  
テ ー マ：原発災害  
主 幹：近畿司法書士会連合会  
内 容：原発事故に伴う被害の実態と避難者の支援や裁判等の救済について考える。  
講 師：櫻井裕氏（群馬司法書士会）  
増市徹氏（大阪弁護士会）  
繁松祐行（大阪弁護士会）  
濱西敏郎氏（近畿税理士会）  
協 力：大阪弁護士会、近畿税理士会

◇第6分科会「災害復興と住宅政策の展望」

会 場：兵庫県司法書士会館3階会議室  
開催時間：10:00～12:00  
テ ー マ：復興と住宅政策  
主 幹：阪神・淡路まちづくり支援機構附属研究会  
内 容：佐々木晶二氏（民間都市開発推進機構都市研究センター副所長兼研究理事、前  
内閣府大臣官房審議官（防災担当）兼災害対策法制企画室長）  
による講演と、参加者によるフリーディスカッション

## 6 全体会

午前開催の分科会の熱気と余韻を引き継いで午後の全体会が開かれました。

会 場：兵庫県弁護士会館4階講堂（神戸市中央区橋通1-4-3）

開催時間：13:30～16:30

参加者数は176人にのぼり、会場は想定を超える満席となり、長時間にわたって熱気に包まれることとなりました。

司会の亙賢子氏（兵庫県行政書士会）の落ち着いた丁寧な司会進行の下、スムーズに進みました。

中尾英夫代表委員の御挨拶の後、ご参加下さった国会議員、県会議員の先生方のご紹介とご挨拶をいただいてから、プログラムが進められました。

全体会は、以下の3部構成となっていました。

◇第1部 各分科会報告

- 第1分科会；森川憲二氏（兵庫県弁護士会）
- 第2分科会；内田宏氏（近畿不動産鑑定士協会連合会）
- 第3分科会；大原利弘氏（近畿税理士会）
- 第4分科会；福岡悟氏（公益社団法人日本技術士会近畿本部）
- 第5分科会；繁松祐行氏（大阪弁護士会）
- 第6分科会；津久井進（当機構事務局長）

◇第2部 鼎談「支援機構の歩みと、連携の意義・課題」

出演：広原盛明氏（京都府立大学元学長・名誉教授）

高見澤邦郎氏（東京都立大学名誉教授）

塩崎賢明氏（神戸大学名誉教授）

（以上3名、当機構歴代代表委員）

進行：斎藤浩氏（弁護士・立命館大学法科大学院教授）

◇第3部 パネルディスカッション

「連携力」とは何か～市民と行政と地域が士業に求めるもの  
パネリスト

及川雄介氏（弁護士・元仙台弁護士会副会長）

野崎隆一氏（建築士・神戸まちづくり研究所事務局長）

大町勝氏（兵庫県まちづくり部長）

平山洋介氏（当機構附属研究会代表・神戸大学教授）

コーディネーター 津久井進（当機構事務局長）

第1部の各分科会報告は、短い時間の中で午前中の分科会のエッセンスを凝縮した報告がなされました。

報告者はそれぞれ充実した内容と、臨場感ある雰囲気や懸念を懸命に伝えましたが、聞き手となる来場者たちの多くは、全ての分科会に出たかったという思いを抱いたことと思います。

詳しくは、この後の速記録をご覧ください。

第2部の鼎談「支援機構の歩みと、連携の意義・課題」は、今回の企画の大きな目玉の一つでした。

ご登壇された広原盛明先生、高見澤邦郎先生、塩崎賢明先生は、当支援機構を支えて下さった恩人でもあり、また、政策提言集団としての当機構を牽引して下さったリーダーでもあります。進行役を務めた斎藤浩先生は、当機構の創始者の一人であり、この20年の支援機構を総括的に振り返るのに、これ以上ない贅沢な企画でした。

多様な示唆と、当機構に対する温かい目線に満ちたご発言は、この後の報告書のとおりです。

第3部のパネルディスカッション／「連携力」とは何か～市民と行政と地域が士業に求めるもの／は、今回のシンポ全体を貫くテーマを取り上げた企画でした。

第1に失敗と教訓、第2に連携と問題、第3に備えと課題、という輻輳するテーマを、事実論から迫り次への課題に昇華させていくというコンセプトで進められました。パネリストの及川雄介さんは、東日本大震災の当時の仙台弁護士会副会長で、最前線で抱いた悩みや課題を率直にお話し下さいました。野崎隆一さんは、神戸まちづくり研究所事務局長であるとともに当機構の創始者として20年間の光と陰を鋭く突いて下さいました。大町勝さんは兵庫県まちづくり部長のお立場で、行政からの視点だけでなく客観的な考察を柔らかくお話し下さいました。平山洋介先生は当機構附属研究会代表として分厚いバックグラウンドを背景にパネルの議論を的確に整理して下さいました。

会場発言もありました。気仙沼の被災者である亀谷紀井さんから専門士業に寄せる信頼と期待が語られ、参加者一同が責任の重さを改めてかみしめました。陸前高田市で活動する在間文康弁護士からは、行政や市民団体と連携して被災者目線で語り合いの場を持つ画期的な活動が紹介され、私たちの大きな学びとなりました。

最後に塩崎賢明代表委員から、「大災害と復興への備えに向けた連携宣言」の提案があり、

内容が高らかに読み上げられ、満場の拍手によって採択され、当日の成果となりました。本報告書の最後のページに掲載してありますので、ご一読下さい。

そして、当機構の構成団体である兵庫県弁護士会の運営委員である武本夕香子氏（兵庫県弁護士会会長）より、閉会の挨拶があり、会は成功裡に終わることができました。

## 7 評価会

その後、会場を湊川神社楠公会館に移して午後5時30分より、評価会が盛大に行われました。

兵庫県司法書士会の蔭山倫理会長からの御挨拶をいただいた後、広原盛明名誉代表委員による乾杯のご発声と続きました。

その後、参加者の方々からのスピーチと、当機構の歴代事務局長・事務局次長（森川憲二氏、戒正晴氏、永井幸寿氏；いずれも兵庫県弁護士会、境一燦氏；近畿税理士会、安崎義清氏；兵庫県司法書士会）からの御挨拶もありました。

阪神・淡路大震災発生時に地元テレビ局が記録した映像を上映し、当時を振り返った上で、メインの企画である芦屋市在住の詩人・喜多内十三造氏による詩の朗読がありました。喜多内十三造氏は、2000年に開催された東京シンポでの評価会でも詩を朗読して下さい、当時に思いを馳せました。

支援機構付属研究会代表の斎藤浩氏に締めめの御挨拶をいただき閉幕となりました。

## 8 記録編纂

このシンポジウムでの成果は、これまでの20年の歩みの成果であり、かつ、これから進むべき支援機構の活動の道標になるものです。

資料だけでも200ページを超える大部のものとなり、速記録を中心とした記録・報告もかなりの量に及びます。

この記録の編纂は、兵庫県土地家屋調査士会と兵庫県司法書士会のメンバーがプロジェクトを組んで、取りまとめたものです。

この記録が、少しでも災害支援活動に携わる専門士業をはじめとする関係者の方々のお役に立ち、災害の被害を少しでも減じ、その後の復興において被災者・被災地のためになれば幸いです。



## Ⅲ 全体会報告



## 阪神・淡路まちづくり支援機構 阪神淡路20年事業

### 「1.17～3.11 来たるべき災害に備える連携力ー士業の社会的役割を考えるー」

日時 2015年1月31日(土)

場所 兵庫県弁護士会館4階講堂

#### 開会

司会：兵庫県行政書士会 亘 賢子

##### 【司会】

定刻になりましたので、ただいまより、シンポジウム「1.17～3.11 来たるべき災害に備える連携力ー士業の社会的役割を考えるー」の全体会を始めさせていただきます。

本日は、地元関西の皆様のみならず、東北の被災地をはじめ、全国各地からたくさんの方々にお越しいただいております。皆様、寒い中、そしてお忙しい中、本シンポジウムにお越しくださいまして、まことにありがとうございます。

私は、本シンポジウム全体会の司会を務めさせていただきます兵庫県行政書士会の亘賢子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

それでは、開催に先立ちまして、阪神・淡路まちづくり支援機構代表委員であります中尾英夫よりご挨拶申し上げます。

中尾さん、よろしくお願いいたします。



#### 開会挨拶

兵庫県弁護士会 中尾英夫

ご紹介をいただきました中尾であります。

きょうは、朝からシンポでございますので、そこから流れてきた方も多いかと思います。朝から夕刻まで本当に長い時間ご参加いただきまして、ありがとうございます。

さて、阪神・淡路まちづくり支援機構というのは、震災の翌年、平成8年9月4日、この講堂で産声を上げました。きょうもいっぱいでございますが、当日もいっぱいございました。そして、その目的はただ一つございました。まちづくりが非常に専門的な分野であるということから、どうしても専門家を養わなくてはいけない、つくらなくてはいけないという1点でございますが、各士業の会をお願いをいたしました。非常に積極的な参加を表明されまして、この講堂が200名になんなんとする人で埋まって、支援機構が生まれたわけでございます。

それから支援機構は数々の活動をいたしました。既に足かけ20年を経過いたしております。その間いろんな活動をいたしておりますが、特に申し上げたいのは、各地で支援機構と同類の機構がだんだんと多く、順々につくられてまいっております。現在では、日本全国にその機構が広まるような体制になりつつあるということでありまして、これはまことに喜ばしいことでもあります。我々の考え方が間違っていなかったと。非常にいい面を目的としているということで、ありがたいと思っております。

きょうは午前からのシンポでございますが、私も責任者でありますので、一応5分科会に参加いたしてみたい。それぞれ満席で、かつ内容のあるシンポが行われておりましたので、非



常に安心してこの会場にやってきました。きょうの午後は全体会としまして、これからの充実したシンポが行われることと考えております。期待いたしております。

21世紀というのは震災の世紀だと言われております。やはり継続が力になるんじゃないかと。継続することが力であると。支援機構もこれから継続して活動し、力をためて、次にいつ起こるかかわらないですけれども、震災の準備のためにやっていくということがぜひ必要だと思っております。

簡単ですが、ご挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

【司会】ありがとうございました。

本日は議員の先生方にもお越しいただいております。

本来ですとご臨席を賜りました皆様それぞれからご挨拶を頂戴するところが本意ではございますが、時間の関係でご紹介をもってかえさせていただきます。

衆議院議員、自由民主党、盛山正仁様。(拍手)

参議院議員、末松信介様代理、荒金美保様。(拍手)

兵庫県議会議員、自由民主党、加田裕之様。(拍手)

同じく、兵庫県議会議員、自由民主党、幣原みや様。(拍手)

ありがとうございました。

そして、本日のシンポジウムにはたくさんの後援を頂戴しております。時間の関係で割愛させていただきますが、お配りをいたしておりますチラシをご覧ください。本当にありがとうございました。

それでは、シンポジウムの本題に入りたいと思います。

初めに、午前中に行われました各分科会よりご報告をいたします。報告は各分科会5分以内でお願いいたします。

なお、各分科会のテーマにつきましては、お手元のチラシの裏面に記載しておりますので、ご参照ください。

では、第1分科会から、兵庫県弁護士会所属、弁護士の森川憲二さん、ご報告をお願いいたします。

## 分科会報告 第1分科会

兵庫県弁護士会 森川憲二

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから、第1分科会の概要のご報告をさせていただきます。

チラシでご存じのとおり、第1分科会は10名の登壇者がありまして、ちょっと内容を欲張り過ぎたかなと思われ、これを本当にちゃんと消化しきれるかどうか、非常に不安だったのですが、実際始めてみましたら、私がちょっと時間オーバーしたぐらいで、ほかの方は、皆さん、ちゃんと時間を守っていただきまして、きちりと終わりました。

まず、本日の登壇者の中には、被災地気仙沼の只越地区から、亀谷紀井さんに来ていただきました。きのうは大雪で仙台空港が閉鎖になったにもかかわらず、他の交通手段を通して駆けつけていただきまして、本当にありがとうございました。

お話の内容も、私がかわって言えるような立場ではありませんので、亀谷さんには、後ほど全体シンポ参加者の皆さんに、ご挨拶とご報告があると思います。

内容的にポイントだけ言いますと、亀谷さんたちが、震災の直後にどうしていいか途方に暮





れていたところに、野崎さんのチームに偶然出会われて、それからいろいろご縁が発展して、ずっと今まで支援を受けてこられたというお話がありました。そして、私どもが非常に印象に残っていますのは、私たちは移転したら終わりなのではなくて、その移転した土地でみんな仲よく暮らしていきたい、これからも大事なんですと、そういう胸の打たれるお話を伺ったのが、非常に印象的でした。その辺のお気持ちは、また後で伺ってください。

次に、兵庫県弁護士会の委員が、被災地の各自治体を事前に訪問してヒアリング調査を行ったり、アンケート調査などを行いまして、その結果に基づいて、私から、被災者の現状で問題点はどこにあるか、今後こういった問題は、重点的にいろいろ対応しなければいけないというような項目等を整理して、ご報告をさせていただきました。内容は、アンケートの調査の報告書とか、いろんな書類を皆さんのお手元にお配りしていますので、ご参照ください。

次に、神戸まちづくり研究所事務局長の野崎隆一さんからは、阪神・淡路まちづくり支援機構の成り立ち、当時、私たち阪神・淡路まちづくり支援機構のいろんなメンバーにおいて、地域を支援するという、そういう発想のもとに、どういう活動をしてきたかということのご紹介がありました。野崎さんには、後ほどパネルディスカッションでお話させていただきますので、詳しいお話がいろいろ出されて、感銘を受けられることと思います。

仙台弁護士会の宇都彰浩さん。気仙沼の只越地区へずっと継続して通っておられます。亀谷さんたちの住民団体の支援のためです。被災者支援とは、被災者の方々に寄り添うことであるというお気持ちを、皆さんに披露していただきました。

岩手弁護士会の吉江暢洋さん。復興法制のさまざまなお話がありまして、特に、例えば災害救助法なんかにおきましても、復興法制というのは、柔軟に弾力的に適用される必要があると、そういうご指摘がありました。

それと、具体的な問題の1つとしては、去年復興事業用地の土地収用に関する法改正があり、特例が新たにつくられました。その立法等にも吉江さんはいろいろ活動されましたが、その内容について、その法制をもととつくろうとしたのは、所有者が不明の土地を念頭に置いて、そういう必要性から提言したということ。しかし、現実には、所有者が不明ではない、わかっている場合でも、それを安易に使うようなことがないように検証が必要であると、そういうご指摘がありました。

福島県不動産鑑定士協会の石田英之さん。評価の問題について、被災地の現状のご報告がありました。

近畿税理士会の大野秀朋さん。税務問題について、被災地ではどういう問題が特に起こっているか。特に、消費税が10%になるのは、これは特例によって被災地は免除してもいいんじゃないかという、問題提起もございました。

福島県司法書士会の加藤三郎さん。相馬市において、司法書士、行政書士、税理士、土地家屋調査士さんの方々と一緒に、行政と協力していろんな相談活動をされているんですけども、常設の無料相談所を、現在も継続して活動されているということです。

次に、徳島弁護士会の堀井秀知さん。南海トラフの備えにおいて、今、四国で頑張っておられるというお話がありました。

土地家屋調査士会近畿ブロック協議会の三嶋裕之さん。この方からは、現在まちづくり支援活動をやっている方々に任せておいていいということではなくて、みんながそういう人たちの思いも引き継いで、一人一人がまちづくり支援の活動をやっていけるように、支援機構を、そういう団体にしていきたいという訴えがありました。

以上です。(拍手)

【司会】ありがとうございました。

続きまして、第2分科会から、近畿不動産鑑定士協会危機管理対応副委員長、滋賀県不動産鑑定士協会会長の内田宏さん、ご報告をお願いいたします。

## 第2分科会

近畿不動産鑑定士協会危機管理対応委員会副委員長 内田 宏

先がちょっと押したので手短にやります。

近畿不動産鑑定士協会連合会には危機管理対応委員会というのがありまして、私、そこの副委員長を務めてさせていただいている内田でございます。

分科会の内容としては、きょうは岩手県と福島県から地元の鑑定士協会の会長さんに講師になっていただきまして、まさに被災地現場のお話を伺うことができました。津波被災地における公的土地評価に当たっての鑑定士協会の取り組み、それから、復旧・復興公共事業にかかる用地買収価格の鑑定評価に当たっての考え方とか手法の特質についてです。特に、我々専門家の中で、震災格差率というのがキーワードになっています。これは、まさに阪神・淡路、とりわけ兵庫県鑑定士協会から生まれた概念、考え方です。これは、1.17から3.11につながっているということです。現場では、そういう評価に当たって、今回東北のほうでは震災格差率というものをさらに精度アップされて、バージョンアップされて適用されているということを知り、また、国のほうでもそれを参考にして土地評価を進めていると、そういう報告がございました。



それと、防集事業というのが移転先、高台移転という関係であるのですが、いわゆる用地取得価格と造成後の譲渡価格、これについて、現場をご存じの講師から詳しい話をお聞きすることができました。

それから福島県の現状です。これについては地元の小橋会長から、原発被災地の現状とそれから中間貯蔵施設用地の買い取り価格の問題、避難解除準備・居住制限・帰宅困難区域の価格の格差率の問題、その辺を詳細にご報告いただきました。

それと、3.11直後からこの地元士協会が精力的な活動をされていますので、その辺の経過記録というものもお話しいただきました。

以上です。

ありがとうございます。(拍手)

【司会】ありがとうございました。

それでは続きまして、第3分科会から、近畿税理士会所属税理士、大原利弘さん、よろしくお願いたします。

## 第3分科会

近畿税理士会 大原利弘

税理士会の大原でございます。

我々第3分科会は、社労士会、行政書士会、税理士会の3つの団体で発表させていただきました。

社労士会におかれましては、1.17、3.11の当時のご苦労話から始まりまして、制度的に3.11で何が変わったのかというご報告を発表されました。



それと、行政書士会の方に関しましてはちょっとびっくりしたんですけど、1.17のときに、11月に大きなイベントを開催されたということをお伺いして、行政書士会の専門団体とイベントというのは随分合わないなという感じがしたんですけど、子供たちの心のケアのために、みんなに反対されたけどイベントを実行しましたということをお伺いして、ああ、なるほど、そういう取り組みもあったのかなということと、

それから、行政書士会の方の登録により、瓦れき処理とか土砂の運搬とかいうのを、現場に行ってお仕事をされるということも対応されたと聞いて、なかなか力仕事もやっておられて、士業団体も目からうろこかなというような感じがしました。

税理士会からは東北税理士会の盛岡支部から池田先生にこちらのほうに来ていただきまして、当時、池田先生に関しましては、神戸も地震のときにいらっしやって、3.11のときも東北にいらっしやったという、両方ともに震災の経験をされている中でお話をいただいたんですけれども、生活再建支援金の取り扱いを、一応国税局の考え方から平成19年にさかのぼって変更のご努力をされたということで、その中で、やはり専門団体、専門家団体の横のつながりというのはすごく大切なんだというご苦労をいろいろお話しされたのが非常に感銘を受けた次第です。

それで、これからの課題についてなんですけれども、やっぱり変だなと思うことは、1人でも変だなという声を上げないと、制度は何も変わっていかないんだなということが非常に感じられました。それと、専門家は専門家の横の連携だけでは足りない状態になって、専門家以外の人たちとも連携しないと前へ進まないんじゃないかというようなことをおっしゃっていました。

それと、過去の記録から学ぶことが大切で、今回生活再建支援金の取り扱いの変更になったのも、1.17のときの記録集があつて、矛盾がありますよということを考えた上で、こういうふうな変更につながっていったということで、記録は非常に大切だということをおっしゃっていました。

それから、甚大な被害については、平時の法律や制度を利用して何とかやっついこうという考え方はもうそろそろ捨てないと、全く前へ進まないんじゃないかというふうに思いました。

この3士業団体の皆さんがおっしゃっていたのは、法律は変わらない、どんな努力をしてもなかなか変わらないんだと、そういうことをおっしゃっていました。政治家の皆さんもここにいらっしやいますけれども、やはりそういうことを政治家の皆さんに聞いていただける機会を設けなければ、全然法律は変わらない。取り扱いが変わっても法律は変わらないというのを非常におっしゃっていました。やっぱりそういう政治団体というのを利用して法律を変えていくことが必要んじゃないかなというふうに強くおっしゃっていました。それと、マスコミの利用をかなりしないと、マスコミに訴えて、皆さんに訴えないと制度は変わらないということをおっしゃっていました。

以上です。(拍手)

【司会】ありがとうございました。

続きまして第4分科会から、日本技術士会近畿本部長、福岡悟さん、よろしくお願いいたします。

#### 第4分科会

ご紹介をいただきました第4分科会を担当しました日本技術士会近畿本部の福岡でございます。

分科会のタイトルは、「1.17と3.11から考える士業の社会的役割と来るべき大災害に備えて」と。私どもの第4分科会は、日本技術士会と、それから兵庫県建築士事務所協会のご協力を得て開催したものでございまして、阪神・淡路支援機構の中では、技術士といえますか、技術者の団体でございます。

それから、分科会の内容としましては、ここに掲げております技術士3名と建築士1名、計4名のパネリストによる話題提供です。

日本技術士会近畿本部長 福岡 悟



1 番の西濱氏が「地域防災力向上に向けた支援活動～災害を想像する力を育てよう～」というところでございます。

続きまして、貴志義昭氏ですが、「1.17と3.11の復興計画に関わって」という題です。

それから3番目は、竹中郁雄氏の「官民一体での安全・安心まちづくりー阪神淡路大震災からの復興ー」と、こういうところでございます。

それから4番目、「南海トラフ巨大地震の襲来に備えて、技術者達は～平成7年兵庫県南部地震及び平成23年東北地方太平洋沖地震の経験を生かして～何をすべきか？」と、こういう題で、その後、この4名のパネリストと会場の皆さんとでパネルディスカッションをいたしまして、最後に、まとめと総括ということで、私のほうから報告をさせていただきました。

その中で、4名の討論と、それから会場との間で課題というものが浮かび上がってまいりまして、それについてご紹介申し上げます。

1つ。多部門の技術者で構成される技術士及び建築士がその特性を生かして地域防災力を高め、災害に強い社会構造を構築するため、より一層団結して活動することが重要であると。

それから、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの被災の状況と要因を踏まえ、その経験を生かし、今後の建造物の構築、まちづくりなどの災害復興に技術者の立場で実践することが必要である。

3番。専門技術者の立場で被災地域の技術的支援、専門技術者が不足する自治体の職員としての支援活動等をより一層推進する必要がある。

4番目。地域自治体と協議の上、地域の防災訓練、防災活動の支援、小中学校の防災教育等をより一層推進する必要があると、このようなご討論がなされました。

以上でございます。(拍手)

【司会】ありがとうございました。

続きまして、第5分科会から、大阪弁護士会所属弁護士、繁松祐行さん、ご報告をお願いいたします。

## 第5分科会

大阪弁護士会 繁松祐行

大阪弁護士会の繁松です。

私の方からは、第5分科会の内容について、簡単に報告させていただきます。

第5分科会では、「福島第一原発事故の現状と土業の社会的役割」というタイトルで原発事故との関係で土業に何ができるのかというテーマのもと、報告をさせていただきました。

群馬司法書士会からは櫻井先生にお越しいたしまして、原発事故被害避難者の現状ということで報告をいただきまして、近畿税理士会の濱西先生からは損害賠償金の課税のお話、そして大阪弁護士会から増市弁護士と私の方からそれぞれ、広域避難者の支援と訴訟について報告をさせていただきました。

群馬司法書士会の櫻井先生からは、被害者の多くの方が今生活再建の決断を迫られている時期にありまして、そのために専門家は何ができるのかを考えなければいけないという問題提起をいただきました。

具体的な事例として、広域、長期の避難の現状、別れて住んでいる家族の再生の問題だとか、被害者間の分断の問題、さらには川内村の帰還の問題等をご報告いただきました。

濱西先生の方からは、原発事故賠償金の課税については、特別な立法措置がとられておらず、放射能汚染による深刻な大災害という視点が欠けているということをご報告いただきました。結局、収入とみなされるものが多いので課税の範囲が広がると。さらに個人事業主の方は



確定申告が必要になるけれども、なかなか確定申告をする精神的な余裕もないのではないかと  
いうことをお話しいただきました。

広域避難者の問題につきましては、特徴として、今回、広域性、長期性に加えて、原発事故  
から一定期間経ってから避難されている方も一定数いるというような特徴を報告いただきまし  
た。生活全般において困っており、コミュニティの維持とか心理面のケアも必要だというご  
報告をいただきました。

あと、これに加えて、阪神・淡路大震災のときにも兵庫県外への広域避難者がおられたとい  
うことで、それについての支援の問題についても報告をいただきました。

あとは、原発に関する訴訟として、事前の差止訴訟、事後の賠償訴訟について報告をさせて  
いただきました。

課題としては、避難者の現状を知ることが重要だということですが、避難者は全てのものを  
失っているので、人としての支援が必要ではないかということです。

あと、課税の問題については、やはり特別の立法により非課税にすべきだと思われま  
すけれども、何が公平かということを考えてときには、クリアすべき問題はあるということ  
で議論をいただきました。

以上です。(拍手)

【司会】ありがとうございました。

それでは最後に、第6分科会から、兵庫県弁護士会所属弁護士、津久井進さんからご報告を  
いただきます。

## 第6分科会

兵庫県弁護士会 津久井進

第6分科会の報告をいたします。

主幹は、阪神・淡路まちづくり支援機構附属研究会  
でございます。

附属研究会を簡単に紹介します。実務家の団体である  
支援機構とは別に、都市計画、公法、私法などを専  
攻する研究者の方々が、専門家と専門実務家と一緒に  
共同研究をしておる、そういう機関でございます。

今回のタイトルは「災害復興と住宅政策の展望」で、  
主に住宅政策のあり方を考える機会といたしました。

講師は佐々木晶二さん。佐々木さんは、阪神・淡路  
大震災の当時も国交省の現場の担当をなさっていた上、その後、兵庫県の都市計画の部署に勤  
務をされ、3.11の当時は、国交省の都市計画の総務課長でした。阪神・淡路、兵庫県の平時  
のまちづくり、そして東日本大震災という、まさに怒涛の現場を知る人としてお話をいただき  
ました。佐々木さんは、私たちのイメージする役人さんは全く違い、本来どうあるべきなのか  
ということをお話いただきました。

住宅政策のあり方について2本の柱をいただきました。

1つは、住宅政策が平時からどうあるべきなのか。平時にできない政策が災害時にできるわ  
けがない。いかに住生活基本法の中身が実践されていないか。例えば居住の安定が1つ。2つ  
目が良好な居住環境。3つ目が福祉やエネルギーや災害などの他の政策課題との連携。これら  
を真面目にやっていない。それを具体例を挙げながらお話をいただきました。

例えば、高層住宅ですが、マンションがこのままでやっていけるのか。むしろ制限すべき政  
策転換が必要なのではないかということや、そもそも住宅政策を真面目に考える担当者が国に  
はいないというお話や、あるいは都市計画の部署と住宅政策の部署との連携が実は全然できて  
いない。そういったお話も赤裸々にいただきました。

また、公営住宅一本主義。災害の後とはにかく公営住宅をつくろうとする。例えば被災地で



は、今まで平家にしか住んでいなかった方々を高層住宅にどんどん誘導する。そういった政策決定を一旦すると動かない。なぜなのか。

きょうは25名の参加者でしたが、陸前高田から来られた在間さんは、そういった硬直的な行政をしている人たちの頭の中が一体どうなっているのか教えてほしいと、もうちょっと品のいい言葉でご質問がありました。もっとも、首長を選ぶのは住民なので、結局私たちのところに返ってくるんだ感じました。

阪神・淡路と東日本のそれぞれを比べる整理表もいただきました。これを皆さんにもお示ししたいと思います。

なぜ阪神・淡路の失敗をもう一回繰り返したのか、大いに反省する点がある、というお話も幾つかありました。新長田の例と同じようなことが今起ころうとしている、それを誰も止めないことについて、もっと勉強しなきゃいけないという話で最終的には締めくくられました。

勉強するのは、我々も、専門家もそうですが、国の所管に当たる人たちも勉強しないといけない。きょう販売している平山洋介先生の本も、国の人たちは多分誰も読んでないだろうけれど、しっかり読まなきゃいかんというありがたい宣伝もいただきました。

以上です。(拍手)

## 鼎談「支援機構の歩みと、連携の意義・課題」

【司会】ありがとうございました。

それでは続きまして、歴代代表による鼎談に移らせていただきます。

先生方、どうぞご登壇ください。

阪神・淡路まちづくり支援機構では、創立以来、実務家と研究者から1名ずつの2名代表制を維持しております。本日は、研究者の歴代代表におそろいいただきまして、当機構創設時の苦労話や活動内容、専門士業が連携することの意義や課題など、自由に幅広く鼎談していただきます。

それでは、鼎談者の皆様をご紹介します。

舞台向かって左から、当機構初代研究者代表で京都府立大学元学長・名誉教授の広原盛明さんです。(拍手)

続きまして、当機構2代目の研究者代表委員で首都大学東京名誉教授の高見澤邦郎さんです。(拍手)

続きまして、当機構3代目で現研究者代表委員であります神戸大学名誉教授の塩崎賢明さんです。(拍手)

進行役は、大阪弁護士会所属弁護士で立命館大学法科大学院教授の斎藤浩さんです。

それでは、ここからは斎藤さんに進行をお任せいたします。よろしく願いいたします。

【斎藤】皆さん、ご苦労さんでございます。

お三人、順次代表委員になられました。ほかに実務家のほうの代表委員は、北山六郎先生と、先ほどご挨拶の中尾英夫先生であります。

支援機構とのかかわりは順次お聞きすることにいたしまして、まず阪神・淡路大震災は、みずからにとって、人として、研究者として、いろいろな意味があろうと思いますけど、どのようなものとして受けとめられましたか。阪神・淡路大震災の経験がその後の東日本大震災に至るみずからの活動にどのような影響を持ちましたかということで総論を始めたいと思います。

後のほうの話をたくさんしたいので、1人3分ということでお願いをしていきたいと思ます。

広原先生、よろしく願いします。

【広原】私は30歳のときから神戸に来て、長田区のまちづくりに参加しておりました。山手のほうの丸山とそれから浜側の真野です。ですから、阪神大震災が起こったときに真っ先に思

いましたのは、自分がかかわってきたところに支援に行かなくてはいけないと思ったんですけども、自動車の運転もできませんし、電車も通っていないということで、切齒扼腕した状態でした。

それからもう一つは、神戸市の住宅審議会のメンバーを20年余り務めていたんですが、震災以降は一切審議会が開かれないんです。事務局はそれどころじゃなかったのですが、しかし、こういうときにこそ審議会を緊急招集して意見を聞くべきではないかと思いましたがけれども、それもかなわなかったと。そういうときに、支援機構の話がありまして、ちょっとでもお役に立てるのであればというふうに思ったのが最初の印象です。

当時私は大学の学長という公職によって被災地に行きたいと思ったんですけど、事務局長が行ったらあかんって言うんですね。事務局長は知事のお目付役ですから、それに逆らったら知事から何か来るといふ。なぜあかんのですかって。あんたは控えの消防車で、消防車が空になったら困るやないかと。いざというときに行くのは第1、第2消防車で、あんたはずっと最後までおれと。僕は消防士で火を消しに行きたいんですって。それは誰かにやってもらいなさいと。そんなことで、何にもできなかったんです。

それぐらいにしておきます。

【斎藤】高見澤先生、よろしくお願いします。



【高見澤】私も都市計画やまちづくりを専門とする者ですから、阪神・淡路以前にもこういう防災問題というのは大変関心持っていたわけですね。ただ、思い返してみると、例えば、直前の北海道の奥尻のときの地震なんか、やっぱり災害の原因とか被災の状況とか復興の仕組みというようなことをワンパッケージで、結局研究として勉強しようという態度だったわけです。

それから阪神・淡路が起きて後は、そうじゃない。言ってみれば人から出発しなきゃいけないねという気持ちになったわけですね。それは、広原先生に教わった部分もたくさんあるけれども、それだけじゃなくて、僕は学生時代から、つまり、四、五十年前から広原先生や塩崎先生含めて神戸に随分知り合いが多かった。研究者の方も、それから、市役所の方も。その方々の大変さもわかるし、そういう知り合いの方々の身内が被災されたりとなってくると、研究という以前に、大変つらい思いとか、また復興に立ち向かわれる気持ちとかを忖度してつき合わなきゃいけないなど。その先に、研究的なことがついてくれば、それはそれでいいじゃないか

ぐらいになったわけで、何も革命的にヒューマニズムに目覚めたわけじゃない。結局知り合いがいたということが人に目を向かせたと。

東日本では、まさにそんなような気持ちで、福島のいわき市という、極端に言えば東京から日帰りできる場所の1500人ぐらいの町をお手伝いしておりますけど、地元の自主的な復興協議会のお手伝いをするというに徹しています。いまだもっていわき市役所とはお付き合いしておりません。やっぱり市とお付き合いしちゃうと、ちょっと……。もちろん学者だって行政とお付き合いしなきゃいけない面もありますが、学者であつてもいろんな人といろんなかかわりを持ってたらいいなと。そのきっかけが阪神・淡路だったと言わせていただきますよ。

【斎藤】では、塩崎先生、よろしくをお願いします。

【塩崎】私はここに並んでいるんですけど一番若輩でして、はっきり言いますと、広原先生が僕の先生で、それから高見澤先生は兄弟子みたいな感じなんですよね。

僕は神戸大学にずっと勤めていたんですけども、1979年から33年間神戸大学にいました。その後半部分、ちょうど半分ぐらいが阪神・淡路大震災です。その当時、僕はまだ48歳ぐらいで助教授でした。

これからどうなるのかなというようなことを思いまして、私も都市計画とかまちづくりを専門にしていたんですけども、防災にはほとんど関心がなくて、私の兄弟子で室崎先生っていう方がおられて、この方は防災のチャンピオンでしたから、僕はああいうのとは違うなとずっと思っていて、まちづくりのことをやっておりました。

その当時は、私はウォーターフロントの研究というのをやっていたんですね。海辺の研究です。神戸ではポートアイランドとか六甲アイランドとか、埋め立ての人工島がありますよね。大阪には南港ポートタウンっていうのがあるんです。日本は国土が狭いので、山を切って海に埋めると。これでまちをつくるのが賢いんだという、神戸はその先頭だったんですね。

ところが、僕は、これちょっとおかしいんじゃないかと。人間は海の上に住むものじゃないだろうと思っていましたから、そういうことを調べていたんですね。ポートアイランドにはどんなものがあるのかなということで論文を書きつつ調べていました。その最後の下調べに行っていた翌々に地震が起こったんですね。これは大変だと。ポートアイランドには非常に恐ろしいものもいっぱいあって、毒物とか危険物もいっぱいあるんですね。あそこが孤立したらどうということになるのかなということが1つの関心事だったんですけど、まさにそれが起こってしまいました。

そういうことで、もともと防災には興味というか関心はなかったんですけども、神戸大学の下はぐちゃぐちゃになっていましたから、後からここに登壇される平山先生なんかと一緒に、とにかく住宅の壊れ状態を調査せんとしょうがないなというので、そこから入り込んで今日に至っているわけですね。

ですから、研究者としてはその時点で大転換しました。それからはほとんど住宅の復興だとか、復興のまちづくりだとか、そういうことに全くかかわってしまって、ほかのことはほとんどやらないという状況になってきたわけですね。阪神・淡路大震災から東日本って言っているんですけど、実はその間に9つぐらい起こっているんですね。外国もあります。ですから、台湾の人との関係もあつたり、いろんなところの関係があつて、ほとんど切れ目なく今日に至るまで災害の復興にかかわるようになってしまったということでもあります。

東日本については、そういうこともあつて、私の知り合いに東北の出身の人もいて、現在のところ、大船渡市という岩手県の市ですけども、その復興の計画策定の委員会に入ることになって、今現在もその復興計画の推進委員会という形でかかわっています。

東北の状況を見ると、後からいろいろ話が出るとは思いますけれども、阪神・淡路大震災でこれはまずいなと思ったようなことも幾らかは是正された面もあるんですけども、何かまた同じことをやっているんじゃないかと思うことも非常に多いです。それはこの後議論になると思



いますが、次の災害も控えているわけですね。次の巨大な災害も控えているのに対して、果たしてこのままでいいのかというようなことを今一番考えているというような、そんな状況ですね。

【斎藤】ありがとうございました。

この座談会、鼎談を準備するのについて一応レジュメを珍しくつくりまして、お三人に渡しまして、津久井さんにも渡しまして、私はしゃべらないということを第1号レジュメでは徹していたんですけども、だめだということになりました。しゃべれということなので、支援機構はどうやってできたのかと、神戸が大変なときに大阪は何していたんだというようなことを含めて、先ほど先生方に3分と言いながら、ちょっと長くなりますけども、歴史的事実をおしゃべりさせていただきます。

中尾代表がおっしゃったように、支援機構は1996年9月4日に設立されました。私は、大阪弁護士会で司法改革推進大阪本部の震災対策プロジェクトチームの座長として活動しながら、国を初めとする行政の阪神大震災対策をつぶさに見ておりました。多くの専門家が行政の要請に応じて活動しておられましたが、国の阪神・淡路復興委員会、兵庫県の都市再生戦略策定懇話会、神戸市の復興計画検討委員会等のあらゆる審議会に、弁護士、士業の参加要請はありませんでした。4月になって、神戸市復興計画審議会にやっと100人の有識者の1人に神戸弁護士会の会長が選ばれたにすぎませんでした。私は、弁護士、士業の活躍と行政の復興体制の落差、被災した市民に直接接する実務家の声の不採用をほっておけないと感じました。現状では要請されていないという冷厳な事実を踏まえて、大震災の復興支援の中で専門士業を市民に近づけ、そのことで役割をさらに果たそうと決意をいたしました。

私がそのように決意したのは実践的確信があったからであります。私は、当時10年間発行しておりました『おおさかの街』というタウン誌で、編集部と執筆者の中から弁護士、税理士、建築士、不動産鑑定士、医師、鍼灸師、教師、コンサルタント、損害保険関係者を選抜いたしました。専門家巡回相談隊としてワンパックで、1月28日から3月までの毎週土曜日、朝から晩まで59カ所の仮設住宅を回り、あらゆる方面の693件の緊急相談を受け、被災者から喜ばれ、当時毎回マスコミで報道されておりました。大震災の初期対応に果たす実務専門家の役割は大きいと確信しておりました。

であるのに、前述のように、公的委員会、審議会には実務専門家の必要性は認識されていなかったと思います。

そこで、被害がそれほどでもなかった大阪弁護士会から組織づくりに着手しようと決意いたしました。南逸郎司法改革推進大阪本部長代行と私との名前で3月28日付で弁護士会長宛てに、区画整理等行政と市民との間で一定の対立が既に起こっておりましたので、弁護士がその間を縮め、被災者の役に立つための専門家によるまちづくり機構をつくるべきだと提言いたしました。そのことを日弁連にも持ち込みまして、激しい議論の後、5月26日の46回定期総会で阪神・淡路大震災の被災者救援と市民本位の復興を求める決議にこぎつけ、その決議の中で、被災地の広範囲の復興については各分野の専門家と市民を代表と中心メンバーとする市民のまちづくりのための機関の設置を明記させることに成功いたしました。

私は、副委員長だった大阪弁護士会阪神大震災問題協議会の活動として、日弁連決議を実現するべく、直ちに、建築学会、都市計画学会、都市住宅学会の中核的研究者、東西のコンサルタント代表、神戸弁護士会などとの調整に入りました。初夏から盛夏、東京、京都、大阪、神戸の地を調整のためひたすら歩きました。

私は、広義の震災対応には、初期活動には士業の活動が不可欠で、徐々に復興に向けては学者研究者とのコラボが必要であることを大震災からの時の流れの中でつかんでおりました。8月24日、大阪弁護士会が主催し、神戸弁護士会理事者の参加も得て、有識者との懇談会が行われました。今日登壇されている3人の先生方などの論客です。当時塩崎さんは助教授！でした。20年というのはすごいですね。後から登壇される平山洋介さんが神戸大学講師！。その他、きょう参加しておられますが、杉原五郎地域計画建築研究所大阪事務所長。東京、大阪、

神戸の代表的なそれらの専門家を大阪弁護士会にお招きしました。

9月28日には、大阪弁護士会、神戸弁護士会の両会長名で、日本建築学会近畿支部、日本都市計画学会関西支部、日本都市住宅学会関西支部、近畿税理士会、土地家屋調査士会近畿ブロック協議会、日本不動産鑑定協会近畿会に、支援機構に賛同し、ともに作り出す呼びかけを行いまして、それらの団体には私が全て回り、ご挨拶をいたしました。その後、各団体で検討が開始されました。

12月22日、大阪弁護士会館で機構の第1回準備会が開催されました。準備会は年を越えて、以後、大阪弁護士会と神戸弁護士会を交互に会場として、準備会だけで10回を重ね、内容づくりが行われました。どのような支援業務をやるのか、やれるのか、事務所をどこに置くのか、事務職員は確保できるのか、専門家の行動費用はどうするのかなどの議論をいたしました。コープこうべ、青年会議所、兵庫県神戸市、住宅都市整備公団との協議も続けました。

そして9月4日、事務局を引き受けていただいた神戸弁護士会の会館で、先ほどご報告のあった設立総会が行われたのであります。正団体会員は、当初の呼びかけの団体から大きく超えて9団体。協力団体は2学会。その他個人会員ということになりました。専門士業団体と研究者が共同する全国初の公的NPOの誕生でありました。結成は、弁護士会と言えば、次のような、消極、逡巡、疑問を克服して行ったものであります。

第1は、他団体と新しい一定期間恒常的な組織をつくることは、弁護士会としては前例がない。第2は、そのような組織で不祥事が起こったときは誰が責任をとるのか。第3に、財政基盤は弁護士会で責任を持つのではなく他に依存するような組織にはやはり責任を持ってない。第4に、職域をめぐり緊張関係を持っている団体とともに同じ組織で活動できるのかというものであります。

私は、それらに対し一つ一つ説明をいたし、説得いたしました。市民との距離を小さくし、市民の信頼のもとに業務を展開していこうとする司法改革路線からは突破する何の問題もないと考えました。新しい試みには前例はありません。機構業務は不祥事が起こらないほどに志の高い仕事だと確信していますが、万一不祥事が起これば、相応の責任を弁護士会としてとることは当然でありましょう。いいことをするにはそれだけの気概が入りましょう。職域問題は市民的観点で解決すればよろしい。市民がその職業を求めている以上、他の職業がとやかく言うことはおこがましい限りである。市民の目の前で共同に仕事をすれば、どの職業がどれぐらい役に立つかということは市民によって見抜かれるわけであって、弁護士会がごたごた言うことではありませんということを行いました。ともに得手ならば、双方の職域として尊重されるでありましょう。弁護士の活動の質と量が問われるんだということで、論争いたしました。

司法改革時期の大阪弁護士会、神戸弁護士会、後の兵庫県弁護士会、そして日弁連は、これらの消極意見を克服したのであります。加入団体においてもそのような議論があったに違いないわけでありまして、また十分お聞きしたいと思います。

少し長くなりましたが、これからお三人に十分に語っていただきます。

まず、今の経過にもあらわれておりましたが、京都府立大学の現職の学長であった広原先生に、北山六郎元日弁連会長とともに共同代表をお願いをいたしました。設立前後からしばらくの活動を振り返っていただいて、どのように評価しておられるか、思いのたけをよろしく願い申し上げます。

【広原】北山先生は大物で、細かいことは全然言われませんでした。やりたいようにやりなさいと。私は何もしないとはおっしゃいませませんでしたけれども、やっぱりそういう大物の弁護士さんがぼんとおられたというのは非常によかったと思うんですね。

それから僕は、最初は士業の代表者会にずっと出ておりましたけれども、その代表者の方々的人格者だったんです。物すごい人格者です。どうして仲が悪いと言われておった人たちがかくも高潔な人格になれるのかという、僕は非常に不思議な気持ちで見ておったんですけどね、やっぱりこれだけの被害を受けているという被災体験の共有と、それから被災者、被災地を何とかしなきゃいけないという、物すごい強い責任感とか思いやり、この2つがあらゆる小さな

異論というものを全部吹き飛ばしたんだと思います。

僕は、特定の名称を出して失礼ですけど、安崎先生が神様だと思いましたね。この方がしゃべられるとみんな背筋がしゃきっと伸びるんですね。それは、やっぱり自分を捨てて尽くしたいという、そういう人格が背広を着て歩いとるような。(笑) こんな高潔な人は今まで僕は会ったことないですよ。学者なんていいかげんな集団がいっぱいおるわけですから。そういうやつを黙らかして、教授会と評議会でどうやって結論するかということばかり僕はやってきたんですけども、ここへ来るとほんまもの人間に会えたということが1つですね。

それからもう一つは、今議論の中で斎藤さんがおっしゃいましたように、既に個別の士業集団が物すごい実践的に仕事をしてらっしゃる。どんどん大きくなってらっしゃると。その上で、なおかつ屋上屋を重ねて、どういう機構をつくるのかというのは、できてからも僕はずっと問題だったと思うんですね。

私は、何回か、そんなにたくさん行ったわけじゃありませんけれど、避難所にワンパックで各士業の先生たちと訪問に行って、いろんな座談会をやりました。そのときに出てくる被災者の方、男はだめなんですね、全然出てこないんです。自分の家で酒を飲んで、やがて孤独死を迎えるというような、そういう感じ。ところが、出てくるのは全部おばさんです。関西のおばちゃんです。東北のおばちゃんじゃありません。まあ言うわ言うわ。それ、質問じゃないんですよ。僕たちは質問を受けるために行ったんですね。各専門が全部そろっておるんです。どんな難しい質問でも逃げないでお答えをしようというのが機構の役割ですよ。それが、行っているのに、誰が弁護士か、誰が司法書士か、彼女らは全然知らんわけです。とにかく自分たちが聞いてほしいことをわあっと言うんですね。終わって、結局何を聞かれたのか僕たちわからなくて。(笑) でも、それがどういう意味があったか後ですと考えるとわかったんですけど、やっぱり安心機能なんですね。これだけのいろんな専門家集団がそろって被災者のところに行って、どんなあれにも答えるという気構えで行っているということが、被災者に物すごく勇気を与えたということはわかりました。

だから、私は個々の士業集団は、さっき言った例に例えるなら、消防士だって。その火消しに行っているわけですね。しかし、機構はバックアップ集団ですね。控えの消防車ですよ。でも、それがいないと、いざというときに対応できない。社会が物すごく複雑な仕組みになって、一旦崩れたらどんどん広がっていくんです、もう異常が。そのときに出動する、非常に実力と責任感と、それから専門的な能力を持った集団が絶対要ると思いました。この震災の復興地というのは、やっぱりそれぐらい複雑なことです。

ですから、その後20年にわたって、もうやめようとか、もうやることないぜとか、いろんなことが出ましたけど、そのたびごとにそんなことはない。新しい役割が発見されて今日まで来てるという、そんな印象です。

**【斎藤】** いつもの語り口で語っていただきました。広原先生の学長室には、きょう参加しておられる増市弁護士と2人で参りました。もともと知っていましたが、ちゃんと正式に訪れてお願いをしたわけですけど、もうちょっと紳士的でありまして、かつ、学長室で自分でお茶を入れてくれはりました。ああ京都府も困ってんねやという感じはありました。(笑)

続きまして、東京都立大学の教授でいらした高見澤先生は、支援機構の最初からの運営委員で、96年12月に、数カ月間おくれて結成された附属研究会においては、安本典夫当時立命館大学教授とともに研究会の共同代表におつきになり、その後、広原先生の後任として機構の代表委員につかれました。設立前後からしばらくの活動を振り返って、特に東京からご参加いただいて、どのように評価しておられるかということをお願いいたします。

**【高見澤】** 僕自身、阪神・淡路が起きてから半月に1度、一月に1度泊まりがけで来はしましたけれども、今の広原さんのお話のような、現場にそこまでは到底入れない、ほとんど東京にいたわけですね。機構を立ち上げようという皆さんが何で私に委員をやれということになったのか今でもよくわからないんですけども、東京駐在事務部長みたいな者が1人ぐらいいたほ

うがいいんじゃないかというようなことだったんだと思います。

ということで、東京で見てきた感じで言いますと、斎藤さんの言われたように、やっぱり東京と被災地の温度差とよく言われますが、とても大きかったですね。それは、阪神・淡路の当時、大阪に行ってもびんぴんとまちが生きていた。ましてや、東京に行ったら映像なり報道ではそれはもう頭に入るけれども、日々の暮らしは依然としてもとのままですよね。それで、日弁連のある霞が関あたりも、土曜日なんかにそういう会合を開かけば静かに風が吹いている、そういうまちだったわけですね。ですから、東京と被災地との距離感というのは非常に大きかった。これは、多分中越でもしかり、東日本でもしかりで、ある程度どうしようもないところがあるんですね。しかし、だからこそ、その距離感を縮める努力が大事になります。

ただ、その中でもそういう気持ちのある人ですね、中央官庁にしても東京の学会にしてもそういう人がいないわけじゃありません。きょう第6分科会でしたか、佐々木さんという当時国交省の都市計画の課長をやっていた方なんかはまさにそういうような人で、今度の東日本の後からも日々発信するんですよ。ツイッターで、フェイスブックでどんどんどんどん。それで自分のホームページも持っていて、そこにどんどん、僕らから見ても過激じゃないかなというような意見、コメントを、もちろん私個人としての発言ですけどって言って、なかなかすごいことを書くんですね。例えばそういう人、それを見つけることで距離感を縮めるという記憶が1つです。

それからもう一つは、その後1年半機構の発足がおくれたという言い方が正しいのか、1年半かかったと言ったらいいのか。それはやっぱりいろいろ今までのお話もあったように、なかなか士業がまとまってやる経験がない中で、さまざまな議論があったということですね。しかしながら、広原さんの今のお話だと、そういう議論もさりながら、それぞれのリーダーが神様みたいな人たちだったと。広原さんに神様と言われたらよっぽどの（笑）と思いましたが、なるほどそういう側面もあったのだなと思いました。それもまた新鮮な驚きでしたね。建築屋さんなんて大体いいかげんだから、まあまあと言って、あんまり責任なんてとこまで思いがなかなか至らないんですけど、やはり士業のしっかりしたところはそういう議論があるのかなと驚いたような記憶もあります。

それから、さっき、斎藤さんもちよつと触れられましたけども、半年おくれになりましたけども、12月でしたか、付属研究会というものを、これは設立した皆さんがぜひともつくりたいという肝いりだったわけで、それが設立されました。最初に公刊した本を持ってきて新幹線の中でもう一回読んだんです。これに記載されているとおり、このときの研究会に30人の各士業、実務の方と、学会、法律関係の方、建築都市計画関係の方が参加してらして、月1度以上のピッチで勉強会をやっています。30人だけじゃなくて、それがまた分科会になったり、30人がまた人を呼んでくるので、どう見ても100人ぐらいの規模の人たちがいろいろ議論をしたと。これは大変貴重な機会であったし、やはり研究者というのは、どうしても学問としてまとめるという、その精密性みたいなところに頭が行きますから、なかなか現実のことが見えてこない。他方、実務の方は、実務のいろんなそれぞれの局面はご経験かもしれないけれども、それを横につないで議論するというところにそうなれていらっしやらないかもしれない。それらをこういう研究会ということで、議論できたということは、これは阪神・淡路支援機構の今日に至るまでの大変大きな財産だと思うんですね。ほかの各地でやっている、東京含め、そういう士業の連絡会でも実現しておりません。そういうことを振り返ると、当初のことを思い出してみると大変だったなという、いろんな軋轢を越えられたなということと、それから今に至るこういう付属研究会というものを維持されてきたということは今さらながら思い出したところであります。

**【斎藤】** ありがとうございます。

今もご紹介がありましたが、研究会には東京の先生方、名前を見たら今やほんとにすごく有名になっておられる方々が参加しておられます。東京工業大学の中井検裕先生、横浜国立大学の高見沢実先生、それから、今のが都市計画建築、住宅ですけど、司法・行政法で言えば五十

嵐敬喜さん、それから稲本洋之助さん、内田勝一さんなど、当時代表的な法律家、建築家、都市計画家がこの研究会の初代の30人には入っていたということ、また研究会は形を変えて今も続いているということは大変ありがたいことだというふうに思っております。

続きまして、神戸大学助教授でいらした塩崎先生は、最初は付属研究会の委員で、その後高見澤先生の後任として研究会の代表、そして機構の代表に順次おつきになりました。設立前後からしばらくの活動を振り返って、どのように評価しておられますでしょうか。

【塩崎】僕は、まさに付属研究会の一メンバーとしてかかわってきたわけですね。斎藤先生が本当にご苦労なさって、機構を立ち上げた経過はほとんど全く僕は知りませんでした。なぜかという、その当時僕は神戸大学の助教授だったんですけども、皆さん覚えておられますかね、東灘区に森南地区というのがありまして、区画整理で一番もめて反対が強かったところなんですけど、その人が乗り込んできまして、引きずり出されまして、その森南地区のアドバイザーになってしまったんですね。あそこは、ご承知の方もおられると思うんですけども、大変もめまして、最後まで一番大変だったところなんですけど、その区画整理をどのようにするかというか、まずは絶対反対から始まっているんですけども、どう軟着陸するかって、別に僕はどうしたいという希望はあったわけじゃないんですけども、それにほとんど忙殺というか、四六時中そのことばかりやっていました。だから、あんまり全体のこと見えてなかったんですね。

同時に、もちろん研究室で学生諸君もいるわけで、仮設住宅の問題だとか避難所の問題だとかそういう調査もやっていたので、ある意味で言えば、僕は全体を見るということがほとんどできていなくて、大分たってから、東京がどうなってるのかなということを思いました。というのは、大学では関東大震災のことなんかを自分も勉強して教えたりもしているわけですね。そうすると、あのときは帝都復興院というようなものをつくって、すごい大きな計画を立てていたわけです。だから、神戸のときも当然そういうことをしているんだろうと思っていたんですけど、全然そういうことをしてないわけですね。その当時の政府は、全く神戸の震災のことを一地方の災害ぐらいにしか思っていないで、復興院のようなものをつくっていない。予算についても、各省庁縦割りの予算に15%から20%ぐらい上積みするというぐらいのことしかやってなかったんですね。それで、僕は愕然として、あれっ、全体は一体どうなっているんだろうということを思いました。自分は毎日森南に行って、役所とのやりとりもあるけど、住民同士が分裂するわけですね。もう強烈なけんかをするわけです。その間に立って、僕が悪者みたいになるわけで・・・あっちからも言われると、僕は全然ここには何の利害もないのに何でこんな目に遭うのかなと思いつながら、だけど、とにかく区画整理はどういうものであって、このまま行くとどうなるのかというようなことを説明するということをずっとやっていました。

それからしばらくして今度はもう一つ、これも大変だったんですけど、淡路島に富島という地区があって、北淡町富島というんですけども、ここも淡路島の中で最も強烈な区画整理をやって住民の反対運動がありました。そこにもどういうわけか引きずり込まれてまして、そういうようなことばかりをやっていたので、付属研究会にももちろん誘いがあって入っていったわけなんですけど、そこは、どちらかというところから離れて、ほかの人がどういうことを考えているのかということを知る上で僕にとっては非常に大きな意味のあった研究会です。特に分野の違う人、士業の人たちが何を考えているのかということがそこに行って初めて知ることができて、自分自身は被災者でもないのに被災地の問題に完全に深入りしてしまっている状態だったんですけども、少し斜め上ぐらいから見てみるというようなことが付属研究会の場ですることができました。先ほどお示しになったあの本をつくるのに、ワーキングペーパーという薄っぺらい報告書を作って、それを積み重ねて、本原稿になっていったわけなんですけども、そういう機会を与えられて、大変僕にとっては視野が広がった、非常に重要な場でした。

現在、東北で考えると、東北にもいろいろ研究者がいらっしゃるんですけども、1つは、東北地域は非常に広くて、阪神大震災のように、1時間ぐらいかかったらみんな集まれるとい

う状況じゃないんですね。だから、研究者の人が東北大学にもいれば、岩手大学にもいれば、福島大学にもいるんですけども、その人たちが集まって議論するということがなかなかできていない。ましてや、その他の業界の人たちと議論を恒常的にやるということができていないのですが、そのことを思えば、斎藤先生が大変ご苦労なさって機構を立ち上げたり附属研究会を立ち上げられたのは、非常に大きな意味があったなというふうに思っています。

ですから、僕としては、機構とのかかわりというのは、まさに附属研究会での議論の場というのを与えられたというか、そういうチャンスが得られたというのが一番大きかったという、そんな印象です。

【斎藤】塩崎さんは、世界を駆け回って、中国、インドネシア、その他たくさんの外国の地震、大災害の調査もしてこられた方であります。それで、2011年の3.11が起こる数日前まで、実は、塩崎さんと広原さんと私ほかでニューオーリンズにカトリーナ5年の調査をしておりまして、アメリカの華やかな社会がああ地域を完全に放置してるねということで、帰って報告書を書こうと思って数日後にこの3.11が起こった。非常に思い出深いことであつたんですけども、塩崎先生は、世界を飛び回って、最近岩波新書も出されました。

さて、確実にきちっと終わるとというのが私の主義でありますから、あと20分であります。

災害列島日本の今後の災害見通しは警戒を要しますし、それに備えるための1つの方策である支援機構は、東京の災害まちづくり支援機構、静岡、宮城、神奈川、新潟、広島の上業連絡会に広がって、全国支援機構の結成も視野に入ってきております。

それでは、最後のお三方の締めで、5分ずつぐらいあると思うんですけど、まとめに入ってくださいまして、これからの災害列島に対処する大きなお話も結構ですし、それから東北のところをどうするのかというお話でも結構ですし、何のお話でも結構ですので、ぐっと内容の詰まった話をと圧力をかけまして、よろしくをお願いします。

それでは、広原先生から、どうぞよろしくをお願いします。

【広原】僕が最初のいけにえにならんといかんのかと思って、向こうからやってくれたらその間考えるんですけども、いきなり振られて非常に弱っております。

私はもう年なんです。後期高齢者なんです。そのうち末期高齢者になるんですね。神戸に来たのが半世紀前ですから、50年前の輝ける神戸に憧れて神戸の都市計画を学びに来て、その中に丸山とか真野みたいに物すごいひどいところがあるということを見つけて、その人たちと一緒にまちづくりをやって、そのうちに阪神大震災に遭遇したと。その前に、西宮市の住宅基本計画なんかもやっていたんです。西宮は、住宅文化都市といって、住宅がトレードマークなんです。非常にいい住宅をしっかりとつくろうという計画。そのときに災害のことが全然出てこないというか、僕の脳裏に全くなかったんですよ。だから、阪神大震災が起こったときにがんと頭を打ちのめされたような、私はかなりタフで強いはずの人間なんですけども、ほんとに打ちのめされました。だから、言ってみれば、自分の人生の中である種の専門領域を選んで勉強してきて、かつ、現場の実践とのかかわりも意識的に一緒にやってきたと自負していたんですけども、それが全く不意打ちを打たれて、今まで自分がやってきたのは一体何だったのかというふうに非常に心から反省をしたんです。立ち上がるのに1年——1年というところちょっと早過ぎますかね。3年ぐらいと言わないといけないと思いますが、それぐらいかかって、しかし、支援機構が発足して、いろんな先生方の話を聞く、現場の方々の話を聞く、神様のような人に会うという中で、だんだん自分もしっかりとやっていかなきゃいけないというふうに思いました。

私は、多分個人は物すごく弱いと思うんですね。僕はいろんな学会に入っているんですけど、例えば、都市計画学会だったり建築学会と違う毛色の地域社会学会は、社会学の研究者が集まってる。この社会学者は、今東日本大震災に一生懸命取り組んで頑張ってるんですね。非常にすぐれた業績も上げている。しかし、やっぱり今疲れてきているんですよ、そこに行ったら。個人の限界というのがあるんですね。しかし、私たち自身はほんとに移ろいやす

くめげやすい、そして弱い人間なんですけど、ほんとに災害は忘れたころにやってくるんであって、忘れないうちに今やってきていると。そういう時代に入っているの、それをどうやって弱い個人を組織的に支えながら継続的な勉強をしていくか、研究をしていくかということが、これは現場の世界でも研究の世界でも求められているんだというふうに思います。

ですから、かなりの確率で、これから30年以内に何%というようなことが言われているし、そして、ここにいる若い皆さん方は必ず生きていうちにやってきますよね。僕はもう大体終わりですから、次のが来る前に多分死ぬと思いますけれども、もし死なないうちにやってきましたらどうするのという問題があるわけですね。だから、そういう意味で、この機構を常にリフレッシュしながらどう継続させていくのかということ自体が、僕は非常に大きなテーマになってきていると思います。最初はどうつくるかだったんですね。つくるときにいろんなあつれきがありました。利害関係もありました。でも、一番長い歴史を持っているのは阪神・淡路まちづくり支援機構ですから、20年の歴史を持っているということは、その20年間の中に続けていくためのさまざまな苦勞、ノウハウがあって、それを乗り越えてきて、まだやっているんでしょう。これからもやるんでしょう。だから、どう続けていくのか、どう維持するのかということを、僕は、意識的にこれから研究していく必要があると思います。

そのためには、ほかの地域の人たちとのネットワークというのが非常に必要ですね。僕が一番感激しましたのは、静岡県の士業の会でシンポジウムが開かれて、そして、永井さんという宴会部長を名乗っておられる某弁護士がおられるんですけど、その人が阪神大震災で弟を失ったお姉さんの歌手を連れて行って向こうで歌を歌っていただいたんですよ。そしたら、静岡県の弁護士、それは全部泣きました。ほんとに泣くんですよ。こんなおっさんがという人が泣くんですね。僕は、阪神の経験というものがああいう形で静岡に伝わって、さらには東海につながっていくという、そういうことを実感したわけで、今回は20年ですけども、30年、40年、50年、100周年とか、これどうなるか知りませんが、100周年は全員おりませんが、そういうことも新しいテーマとしてやっていただければと思います。

以上です。

【斎藤】 高見澤先生、よろしくお願いします。

【高見澤】 広原さんの後に話をすると、何をお話ししたらいいかちょっとわかんなくなっちゃうんです。だから、つい足を引っ張るようなことばかり言って、また後で怒られるかもしれませんね。

この機構が今後もさらに発信力を高めて継続してほしいというのは、僕も願うところではあります。ただ、阪神・淡路はいろんな条件からして1つのモデルをここで打ち立てたけれども、今まで起きていて、あるいは今後起きる自然災害と被災というのは、当然お気づきのとおりやっぱりそれぞれ違う姿で出てきますよね。東日本で言えば、地域が非常に広いし、原発という1つの極めて重い事象が加わっているということもありますし、多分、僕もそう歩いてないですけども、南からずっとたどっていくと、石巻あたりまでが1つのパターンで——大きく言えばですよ、比較的平坦な土地があって、裏にある程度の大きい都市が背骨側にやや近く存在するということと、それ以北、女川や南三陸からでしょうか、岩手のリアス沿岸はそれぞれ中小河川が海に注ぐところのデルタ的なところに全ての市街地があって、そこがもう壊滅的な被害を受けたと。背骨と言っても、ずっとはるか新幹線の盛岡まで行っちゃう、仙台まで行っちゃう、非常に遠い。

このように被災地そのものの性格が地域によって違うし、それをバックアップすべき専門家、士業の方々も少ない。関西や東京のように数がそろっても——質もそろっていますよ、皆さん——、だけど、少なくとも数がそろってなきゃ勝負にならない。そういう意味では、非常にづらい立場に置かれていると思うわけです。

多分、僕の住んでいる東京にも少なくとも直下型が予測されておって、そこまで生きてられなきゃいいな——でも、あと少しは生きたいなと自己矛盾しているんですけども——、東京

にかなり大きな被害が来たときにどういうことが起きるか。やっぱり阪神の、特に神戸の被害が1つの先行的な知見を与えるでしょうけど、やっぱり思いがけない事柄が起こるだろう。被災の中身というのは毎回違ってきているように思います。

ところで東京は大変に厚い、専門家、あるいは研究者がいます。多分5割ぐらいは東京近辺におります。だから、非常にいいような気がするんですけど、僕は、東京の場合はちょっとだめだと思えますよ。そういう人たちは余りに多過ぎちゃって、人のつながりがちょっと希薄になっちゃっているんですね。東京の支援機構でも、自治体ごとにたくさん士業さんがいらっしゃるんだから、足立区なら足立区、鎌倉市なら鎌倉市というような単位で、地味でもいいから早くそういう活動をなさいと。東京が本拠で、全国のそういう士業をまとめるところの本部だなんていうんじゃないくて、もっと地域から出発しないと。かえって東京の場合はそういう人材が厚いがゆえに混乱しちゃうような気もちょっとしております。

それから、さっきも申し上げましたけど、研究者との連携をとる、これが東京できておりません。最初から東京の機構には言っているんですけど、わかっちゃいるけど体が動かない。それぐらいやっぱり大き過ぎちゃうんですね。幸い阪神はそれをやって、塩崎さんもさっき言われたような活動をしてきたわけですし、さらにやることはまだまだあると思えますね。いずれ資料になるかもしれませんが、佐々木さんが、東日本と阪神・淡路とでいろいろな問題を課題ごとに整理してくれた表をつくってくれています。そういう課題を附属研究会のようところで議論して、全部とは言いませんけれども、提言していくような役割、勉強というのは非常に大事だと思います。

あと1つ、復興基金の問題ですね。これが東日本で失敗しました。大失敗。というのは、ご承知のように、阪神・淡路のまちづくりの復興において、復興基金が果たした役割というのは非常に大きいんですね。その運用を、第三者、市民が参加した機関に委ねたこと。中越でもそうです。被災者からもアイデアを募集して、それを第三者的なところで整理して、それでお金を使うようにした。その結果が、いずれの場合も役所のやり方に対抗する住民団体にも、専門家の方々を派遣することにも使われたわけですね。役所が管轄しちゃうと、そんなところへおカネをつけることは我が身をさいなむわけですから、絶対しないんですけど、阪神・淡路の復興基金はそれができた。実は東日本でも復興基金はあったんですね。震災の年の暮れに総務省が、幾らだと思えますか、2,000億円、基金を用意したんですよ。2,000億円の根拠は、阪神・淡路の規模より大きい被害に対して、阪神・淡路のときに使った実際の費用を超える金額だって豪語していたんですね。じゃあ、それ、どこへ行っちゃったか。どっかのすき間にすうっと吸い込まれて全然痕跡がありませんね。それは、そういう基金を管理する第三者的な、つまり、市民の立場でそういうお金を使う組織がつけられなかったからです。といった僕の理解が間違っているかどうかよくわかりませんが、例えばそういうことを検証して、やはり、阪神・淡路、東日本を通じて復興基金というものはこうあるべきだというような提言をするとか、全体を網羅した提言というのはなかなか難しいけど、時々刻々いろんな提案活動をしていくような支援機構であってほしいなと思っております。

以上です。

【斎藤】ありがとうございました。

塩崎さん、よろしくお願ひします。

【塩崎】支援機構がやっている活動というのは、基本的には災害が終わってから後のことだと思うんですよ。でも、国民全体から見れば、次の災害というのが来るぞ来るぞと言われているわけだけだから、どうやって逃げるかと、たんすが倒れてこないようにどうやって金具をとめておくとか、そういうこともあるわけですね。結局のところ、自然災害が襲ってきたときの被害をなくすということが一番の究極の目的なんですけれども、そのためにやっておかなくちゃいけないことはいろいろあって、事前の予防的な事柄がまず要ります。もう一つは、いざ来たときにどうやって逃げるかと、身を守るかと、火を消すかとかという緊急対応がある



わけですが、その後に復興があるわけですね。僕は、最近ずっと思っているのは、事前の予防と緊急対応と後の復興という3段階があることはわかっているんだけど、国の制度の中では復興のことについては非常に弱いんですよ。ほとんどは防災と言って、事前のこととか消火とか避難ということなんですね。ところが、復興は非常にトータルで人によってさまざまだし、時間が長いんですよ。だから、僕は、阪神・淡路大震災にたまたま遭遇してしまったんだけど、20年かかってもまだ解決していない問題があると。これは結局社会の問題なのでそう簡単じゃないということだと思っただけですね。そういうのに対して支援機構は非常に重要なスタンスを持っているなということが、まず大事な点だと思うんです。

それで、これからのことを考えると、東日本大震災よりももっと大きな巨大災害が西日本で起こるとか、首都直下で起こるとか言われているわけで、それに対してどうやって被害を小さくするのかということは、ほんとにやらなくちゃいけないことが山ほどあると思うんですよ。ただ、支援機構としては事前の、コンクリートで壁をつくるとか、レスキュー隊に入るとか、そういうわけにはいかないわけなので、復興のことについての対策を、もちろん起こってからは対処するわけですが、起こる前から僕はやることあるんじゃないかなというふうに思っています。

今度、3月14日から仙台で国連の世界防災会議というのがあるんですね。2005年に神戸のポートアイランドでやりましたが、その次の会議が仙台で行われます。2005年に兵庫県や神戸市が一生懸命やったんですけど、1つの宣言として、**Hyogo Framework for Action**、兵庫行動計画というものを採択しているんですね。それは世界的に流布しております。例えば、地球環境問題で京都議定書というのがあって、京都プロトコルというのが一応のベースになっています。あれと同じように、災害の問題では **Hyogo Framework for Action**、HFAと通常呼んでいるんですけど、それで今までやってきていることになっているんですね、国際的には。今度の3月にその2回目を東日本大震災が起こったので日本でやるということになっているわけです。兵庫県の井戸知事がこの間テレビで言っておられましたけども、仙台の会議に乗り込んで行って、HFA II、**Hyogo Framework for Action** の第2バージョンをつくるというのに意見を言うと。その中に復興の問題を入れたいと言っているんですね。僕、すごくいいことだなと思います。ただし、創造的復興と言われているので、ちょっと創造的復興はどうかと思いますけども、災害の問題の中で、防災だけでなく、災害が一段落してからの復興の問題を中心的なテーマとして入れたいというふうなことを言っておられます。そういうぐあいに、きょうの第6分科会で佐々木晶二さんが言っておられました、彼の認識でも、防災と復興はセットでないといかんとずっと自分は思ってきたというふうにおっしゃっていたんですけども、やっぱりそういう認識が広がってきていると思うんですね。そういう点で言うと、支援機構の役割というのはどんどん大きくなっていると思います。

復興が大事だというのは、復興の過程を20年間見ていると、その中でも孤独死が1,000人を超えているわけですね。東日本でも関連死は3,000人を超えています。この人たちは津波で死んだわけじゃないんですよ。生きていたわけです。生きていたけれども、逃げ惑っているうちに亡くなっているわけです。ですから、これは明らかに手当てさえちゃんとすれば3,000人は助かっているわけです。ですから、復興の問題をもっともっと本腰を入れて、支援機構も力を注いで、起こってから対応するということはもちろんですけども、大体わかっている危険というのがあるわけですから、復興の過程で襲ってくる危険、僕はそれを復興災害と呼んでいるんですけども、そういうことが起こらないようにするような制度、仕組みをつくるというのがぜひとも要るんじゃないかなと思います。

先ほどご紹介いただいたように、おとといまでイタリアに行ってきましたけども、そこで見たのは、市民安全省というのがあるんですね。僕は、防災復興省をつくれと言っているんですけども、イタリアにはというか、ヨーロッパには1992年からあるんだそうです。今もEUの資金が回って、それで動いているようですけども、そこで見た仮設住宅はもうとんでもなくすばらしかったですね。規模は日本の2倍でした。家具、食器がセットになっているんですね。ちょっと頭の中がおかしくなるぐらい落差があったんですけども、そのプロテツィオー

ネ・シビーレという市民安全省みたいなものが軍隊と警察と消防を統括して全体のコーディネーションをする仕組みになっているんだというようなことを言っておられましたけども、全部が全部そんなに賛美できるものじゃないのかもしれないけれども、そういうのを勉強して、支援機構もその推進力になりながら、復興災害が起こらないような、そういう備えが要るんじゃないかなというような気がしているきょうこのごろであります。

【斎藤】ありがとうございました。

三先生、ほんとにきょうはありがとうございました。

皆さん、これでこの企画は終わります。ありがとうございました。(拍手)

【司会】ありがとうございました。

阪神・淡路まちづくり支援機構の歩みを振り返ることで、専門士業が連携して被災者や被災地の支援に当たることの意義、そして今後に向けての課題、継続することの重要性、いろんなことがより鮮明になったように思います。本当にありがとうございました。

それでは、ここで10分間の休憩を頂戴いたします。後ろの時計で3時20分から次のプログラムに入りたいと思います。ご休憩いただきますようお願いいたします。

なお、会場の出入り口のところに、先ほど斎藤先生のお話の中にもありました書物を販売しておりますので、どうぞお手にとってごらんください。

## パネルディスカッション

パネリスト

及川雄介 氏 (仙台弁護士会)

大町 勝 氏 (兵庫県まちづくり部長)

野崎隆一 氏 (一級建築士、神戸まちづくり  
研究所事務局長)

平山洋介 氏 (神戸大学教授)

コーディネーター

津久井進 (兵庫県弁護士会)

【司会】それでは時間になりましたので、パネルディスカッションを始めさせていただきます。

本日のパネルディスカッションのテーマは「『連携力』とは何か～市民と行政と地域が土業に求めるもの」です。

当機構も平成24年3月に関西広域連合との間に復興支援協定を締結しているところでございますが、本日は各専門家の横の連携、行政との連携、そして市民、地域との連携につき、さまざまな角度からディスカッションを展開していただきます。

それでは、パネリストの皆様をご紹介します。

舞台向かって左から、仙台弁護士会所属弁護士の及川雄介さんです。(拍手)

続きまして、兵庫県まちづくり部長、大町勝さんです。(拍手)

続きまして、神戸まちづくり研究所事務局長、野崎隆一さんです。(拍手)

続きまして、神戸大学教授、平山洋介さんです。(拍手)

コーディネーターは、兵庫県弁護士会所属弁護士で当機構事務局長の津久井進さんです。(拍手)

それでは、ここからの進行は津久井さんにお任せをいたします。よろしく願いいたします。

【津久井】皆様が時間を遵守していただいた結果、時間どおりに進むという想定外の事態となっております。時間を守りつつ、しかし内容のあるパネルディスカッションに仕立てていきたいと思いますので、皆様よろしく願いいたします。

お手元の資料の中にパネルディスカッションのメモがあり、プロフィールもついております。それぞれのお立場はこちらをご覧くださいだと思います。

そのメモのほうにも、こういうパネルをやろうと考えた思いが簡単に書いてあります。

今全国に、こうした士業連携の団体ができています。しかし、設立されただけでいいのかが問題です。どこの団体もワンストップで被災者支援をしますと言っていますが、じゃあ何をするの？というのがよくわからない。具体的に士業が集まって、弁護士さんが集まって裁判するのか、税理士さんが来たら何か申告の手伝いをしてくれるのか、まちづくりと違うじゃないか、そういうイメージがあると思います。それを、社会的役割は何なのかという切り口で考えてみたい、これが1つ目です。

2つ目が、連携力です。連携はほっといたらでき上がるものではありません。皆さんも結婚するときにプロポーズしたでしょう。連携するにはいろいろな努力が必要だと思えます。つながり合うための努力。その連携力を改めて見直します。

3つ目は、今日の前にある課題にどう私たちは役立たなければならないのか、課題は2つ挙げました。1つ目は復興です。それは東日本大震災だけではなく、塩崎さんの「復興災害」の言葉のとおり、阪神・淡路もまだ復興のさなかにあります。そして、これからやって来る大災害に対する課題を考えたいということでございます。

こういうパネルディスカッションをすると、おのずと自慢話が多くなります。こんなことをやってきましたとか、あるいは、これからこうしたまえと押しつけ的な教訓も多かろうと思えます。20年目ですので、あえて自分たちの失敗や反省点などを話したいです。その次に何をするかという課題は今後考えることとして、まずは問題点や反省点を出したいというのがきょうのパネルの1つの趣旨です。

時間が足りません。おおむね1人当たり3分ぐらいで発言をお願いいたします。それから、「さん」づけでお互いに呼び合うということをお願いいたします。

では、お手元の資料の1つ目のテーマであります専門士業の社会的役割、実際にどんなことができたのか、あるいはどんなことができなかったのかということをごそれぞれからお話しをいただこうと思います。

まず最初に、東北からお越しいただきました及川さんですが、宮城県災害復興支援士業連絡会の副会長でもいらっしやって、そういうお立場でお話をいただきます。



【及川】……真ん中が緑っぼいやつですね。「私たちは宮城県災害復興支援士業連絡会のメンバーです」と書いてあります。先ほどご紹介いただきましたとおり、宮城のほうからやってきました。この士業連絡会は、そこに挙がっているとおり、12団体で構成されております。裏をめぐっていただきますと、黄色いタイトルの「宮城県災害復興支援士業連絡会はこんな団体です」という下に目的とか沿革が書いてございます。平成17年3月に、まさにこちらの阪神の機構さんのご支援などもいただきまして宮城県の士業連絡会が設立されました。その後はシンポジウムを開催しながらいろいろ研究とか知見を深めたり、また途中宮城内陸地震が起きたりして、ワンパック相談などをしたりしておりました。平成20年には宮城県との協定書を締結していました。

こういう中で、23年3月東日本大震災が起きたわけですけれども、ここで内陸地震への対応と同様ワンパック相談を展開したいということで、かなり密に会議を開いて検討をしてきました。ただ、最終的にはなかなかそんなに多くはワンパック相談は開催できなかったと。それなりに一定数は展開できたんですけども、難しかったところはございます。

結局、その被害がいわゆる沿岸被災地全域にわたるということで、各団体がそれぞれもう全力で無料相談会を展開していましたので、その中でさらにワンパック相談の日程調整というふうにすると、なかなか日程の調整というだけでも困難をきわめたというところはございます。

そのかわりといっちはなんですけども、互いの活動をサポートすべく、市民の方向けのこのペーパーには載っていないんですけど、士業連絡会内部でリレー勉強会ということをして、それぞれの知見を深め、アップ・ツー・デートな法改正であるとか制度の運用改善があれば、それをお互いに教え合う、勉強し合うという活動を展開してきました。

大ざっぱには以上のような活動経過です。

【津久井】ありがとうございました。もし、こういうことをしておけばよかったとかあれば。

【及川】先ほどの日程の調整がなかなか難しかったという点について、後日みんなで意見交換しているときに、一堂に会するというだけじゃなくて、それぞれの団体が相談活動を展開しているわけですから、その日その日の当番を決めて、当番の弁護士とか建築士とか、いわゆる専門家のバックアップの専門家みたいな感じで、例えば弁護士が税務の相談を受けて困ったと言ったら、税理士会のその日の当番の人に電話して聞いてみるというようなことができれば、ワンパックまでいなくても、もう少し各士業のそれぞれの緩やかな連携というものが深まったかなという意見なども出ております。

【津久井】ちょうど今議論中なのでですね。

では次に、阪神の話に移ります。武勇伝的なお話は先程の鼎談の中でいろいろお話いただきました。私たちの神様のようなお立場の野崎さんからは、阪神の士業連携について、できたこと、そして、20年振り返って反省すべき点などをぜひよろしくお願ひします。

【野崎】まだ昇天しておりませんので。(笑)

阪神・淡路でできなかったことから先にお話ししますね。

1つは、先ほどの鼎談でも出ていました、阪神・淡路支援機構ができたのが翌年の9月だったということですね、1年8カ月後にやっとできた。その間に結構大きな課題があって、これができていれば対応できたと思われることがたくさんあったのに、それに間に合わなかったというのが一つ大きなこととしてあるかなと思います。

それから、おくれてきたということも原因していると思うんですが、先に走っているまちづくり系のコンサルタントの人たちとなかなかうまく連携がシンクロできなかったという点がありますね。私が乗りおくれなかったのは、もともと会社勤めしていて急にやめてコンサルみたいなことを始めたために、私自身が乗りおくれていたんで、後からできた支援機構にぱっと

乗れたということですね。ですから、支援機構の仕組みを一番使わせていただいたというか、助けていただいたのは私だというふうに思っております。

それから、できたことなんですけど、結構いろんな士業団体が連携して取り組みますので、非常に複雑な事案ですね。例えば、阪神・淡路のときで言うと、西宮の殿山町というところで、家屋の被害はほとんど無かったのですが、地盤が大きくずれるということが起こりました。地盤が動くということに対応するような事業手法が全くなかったときに、みんなで知恵を出し合って、あれは、たしか兵庫県からアドバイザー派遣をいただきまして、二次派遣50万で何と区画整理並みの事業をやっちゃったというふうなところがありました。ああいうのも1つの支援機構ならではの成果だったと思います。

それからもう一つは、私がやっていた阪神魚崎市場という市場の復興なんですけど、これは市場の権利者が借地権しか持っていないところからのスタートでした。地主さんが2組いて、当初司法書士の方からも、出来たら奇跡ですよというふうに言われたんですが、司法修習を終えたばかりの津久井さんをはじめ、税理士さんやいろんな皆さんの知恵を入れながら、借地権を買い取り、所有権にかえてマンションをつくることができました。これも支援機構ならではの取り組みだったように思います。

それから、もう一つ被災者にとって、共同化であるとかマンション再建といったいろんな事業を支援機構の助けで、デベロッパーの助けを借りず自力での再建ということができたのも、市民力を育てる上で大きなことだと思っております。

一応、以上で。

**【津久井】** きょうの1つのテーマは、どこどう連携したか、基本的に内側の連携の話を中心にお話ありましたが、今度は外から見たお話もいただこうと思ひまして、大町さんをお願いしたいと思います。

士業に期待すべきところ、あるいは期待外れだったところ、あるいはそもそも何かようわからんとか、そういったことも含めてコメントを、阪神のほうでも東日本のどちらでも結構ですから、お願いします。

**【大町】** 行政と士業との連携ということだと思うんですけど、我々の仕事で言いますと、阪神・淡路のとき、復興まちづくり支援事業とあって、専門家派遣制度をつくっています。先ほどもちょっと話ありましたけれども、阪神・淡路大震災復興基金の優等生事業です。非常に皆さん喜んでいただいていると思います。その中で、この制度のきっかけというのは2段階都計というのがありまして、まず、大枠の1段階目の都計を発生後2カ月で、悪名高き都市計画ですけれどもやりました。その後、住民さんの意見を聞いてまとめあげるための支援制度としてこれができました。役所としては、今言いました悪名高き都市計画区域のまちづくりをまとめるためということが第一義的な目的としてつくられたというものです。初め、我々が期待していたのはそういうことだったんですけども、実際の動きは、いわゆる白地地域、区画整理や再開発の区域の外の、要するに、行政の手が届かないというか、行政として方針を持たない地域での活動というのが大部分です。黒地地域よりも圧倒的に白地地域の仕事が多かったというのが結果です。それは、我々が期待したという点では、想定以上にできていただいたということかなと思っています。要するに、行政関与が少なかったところで、専門家の方々がイニシアチブをとって物事を進めていかれたということだと思います。行政関与が少なかったということがよかったかなと。余りごちゃごちゃ言うたらあかんねんということかなと思います。それが1つです。

できなかったことというのが、宿題でいただいていたんですけども、なかなか思いつかない。いまいち無いんですけど、ちょっと無理やり考えますと、要するに、専門家派遣というのは地域に入っていくということですので、人と人との関係です。相性が悪いという話も当然あるわけで、うまくいかないケースも多々あります。多分、私の感覚では、二、三割が当初想定より外れて成果が出せなかったのではと思います。ただ、七、八割もできたんやからそ

れでいいやないかということかなと思います。役所というのは、想定の結果を求めるとするのが悪いくせです。考えようによったら、そういう活動すること自体に意味があると見たら、それも成果かなということかなと思います。

数で言いますと、600地区を対象にしています。そのうち400以上の地区で一定の成果が出たということですので、極めてコストパフォーマンスの高い事業かなと思います。割とお金を使っています、ピーク時で年間2億円使っています。それは、1回5万円の派遣とか300万円のコンサル費用とかの積み重ねの2億円ですので、これは阪神・淡路の事業の中でも非常に有意義な事業だったのではないかとこのころです。

【津久井】想定外にお褒めの言葉をいただいてあれなんです、今のお話で言うと、期待値よりも高かったということは、もともと期待されてなかったということが一つ大事なことですね。少なくとも、そういう仕組みや、土業に委ねようというスキームが想定外だったということなんでしょうか。

【大町】こういう仕組みは神戸市で震災前にあったと思います。広がりはなかったと思いますけれども。阪神・淡路で一気に動きができましたですね。それは、阪神・淡路の復興の1つの成果かなという気はします。

【津久井】及川さんに聞こうと思うんですけども、今お話が出たように、神戸市にもともとあった制度が成長して活躍の場が与えられたということでした。仙台はじめ東北ではどうなのでしょう。有り体に言うと、そういうのが全然なかったのかどうかを1つ聞きたいです。それを踏まえて、テーマとなっている社会的役割を少し語っていただけませんか。

【及川】まず、専門家派遣制度という、そもそもそういう制度はなかったと思うんですね。僕が十分詳しくないところもありますけれども、一方で、復興庁とかがいろいろ制度をつくっていく中で、後日これに近いような、派遣制度そのものではないんですが、専門家の助力を得るためのスキームというのには聞いておりますけど、実際には使われてなかったです。

例えば、私も当時弁護士会の役員をしていたんですけども、無料講演会をしてくださいと復興庁から頼まれて、いや、この専門家派遣制度を使ったらどうなんですかと言ったら、それ、お金がかかるんで無料の講演会をお願いしたいって頼まれたことがあって、何のための制度なんだろうと疑問に思ったことはあったんですけども、つまり、少なくとも宮城ではこういった制度の芽はあったんでしょうけれども、最終的には使われなかったという認識であります。

そういう専門家に対する期待というところで言うと、基本的には、いわゆる国家から資格を付与されて、それに信任するに値するだけの社会的な貢献をするという広域的な責務というのが我々に求められていることだと思うんですけども、一方で、今例えば弁護士で言えば、大増員時代に入り、俗に言う新自由主義の中で、弁護士はむしろ費用が安くなればいいんであって、弁護士会というのでも監督機能に縮小していくということでもいいんだというような議論も世間ではあります。ですから、専門士業の社会的役割というの、現在の段階ではかなり揺らぎのある時代に突入してきているのかなと。その中で我々が本当に市民の期待というものに真摯に耳を傾けながら、我々自身も考えながら行動していくという、そういう時代なのかなと思っております。

その中でさらにできることとできないことという観点でお話しさせていただくと、いわゆる有志の団体ではなくて、土業連絡会とは、団体が集まっている団体という珍しい団体です。しかも、団体が集まっていると普通動かないことも多いんですけど、動いちゃっているという珍しい団体です。ただ、そのときに各団体それぞれに限界というのがあります。予算上のものもありましょうし、手続上のものもあります。ですから、ある意味各団体の限界を持ち寄った団体ということで、いろいろな行動になかなか機動的でないところはあろうかと思っております。

あたりは、まさに阪神なんかは長い歴史をお持ちですし、我々もそういった運営の中で限界と  
思われているところを徐々に解消していかなくちゃいけないなと思っております。

【津久井】限界を持ち寄ったというのは結構ショッキングな言葉で、確かにそういう面はある  
かなと思います。

この全体会には176名の方がお越しです。午前中の分科会には延べ270人の方がお越し  
でした。おそらく拝見する顔つきからして、半数以上の方がいわゆる専門家だと思います  
が、今、及川さんから、公益的な責務それ自体が揺らぎつつあるのではないかという時代背景  
のご指摘がありました。野崎さんはもともと民間企業で働いておられて、20年間こういった  
ことをずっとやってこられたお立場から、専門士業の社会的役割を語ってください。

【野崎】実は、阪神・淡路大震災までは今ご紹介があったように民間の会社にいまして、20  
代前半のときに非常に熱くいろんなことをやったことがあって、それが終わって民間の会社  
に入って20年近く、まあ、自分が一級建築士だという資格を持っていたんですけども、何ら社  
会的な役割を果たすことなく商売だけに励んでいたという、そういう時期を過ごしていまし  
た。でも、どこかで何か社会と接点を持ちたいなという思いがあったんで、震災の直後にボラ  
ンティア登録に行きました。そしたら、いろいろ、建築の相談を、現場へ行くんですけども、  
一級建築士ですと言うと何か、「ははあ。」みたいな感じで言われて、いろいろアドバイスする  
とありがとうございますと非常に感謝されるというんで、何か、資格なんて自分にとって  
は何物でもないと思っていたんですが、こんなことが役に立つのかなというのを発見したのがき  
っかけでしたね。

その後、アメリカの建築家協会、AIAの会長さんが被災地に来られたりして、そこで話し  
ていたら、やっぱり専門家というのは、自分の専門以外に後進の育成か地域とのかかわりか、  
どちらかをやらなきゃいかんと。アメリカの建築家協会では常にそれを言っているというよ  
うな話があって、ああ、そうかと、自分はあまり専門ちゃんとやってないんですが（笑）、地域  
とのかかわりはこれからやれそうだなと思ったのが、非常に印象深く思っております。

以上です。

【津久井】ありがとうございました。身につまされながらも聞いていました。平山さんから、  
私たちへのメッセージも含めて、社会的役割についてコメントいただけますか。

【平山】私は学校に勤めていまして、士業でも専門家でも何でもないんですが、まず、申し上げ  
たいのは、士業の皆さんが思っておられる以上に、市民の士業に対する信頼は強いという点  
です。

私は六甲道に住んでおまして、20年前に地震に直撃されまして、ひどい目に遭いまし  
た。そのとき、家の近所の方々から相談を受けまして、皆さん家が潰れてしまって、共同建て  
替えか何か、そういうことをしないとどうしようもないのかな、という案件であったのです  
が、私が学校に勤めているというのを近所の方はご存じで、相談に乗っていたんですけども、  
一般の方は、大学の先生いうのは何でも知ってはると、何かえらい勘違いしてはってですね  
（笑）、ところが、本当に具体的な話になっていくと実は何もわかってないというのがばれてき  
まして（笑）、それで困ったということになって、先輩の一級建築士にお願いして、来ていた  
だくことになったんですね。

皆さんに、あした一級建築士の方が来てくれはります、とお知らせしましたら、それはもう  
本当にみなさん喜びましてですね、一級建築士が来たらもうこれで大丈夫やっておっしゃるん  
で（笑）そんなはずないやろうと思んですけど（笑）、それぐらい何といいますか、専門家  
に対する信頼とか期待というのは、われわれが思っている以上に強いということを感じまし  
た。

もう一点お話しさせていただきたいのは、専門家の方々にご活躍いただくには、そのための

社会的な制度というものがどうしても重要になってくるという点です。個々の力量が立派でも、それを活かすための制度環境が必要になります。神戸の地震のときは、一つのパターンができてきて、ある程度定着したように思います。まず、住民のまちづくり協議会がある。それは、住民の意見を公式化し、制度上の経路にのせる点で、重要な意味をもちます。協議会の意見は、条例の位置づけをもつので、行政は、当然、無視できない。その協議会に専門家が派遣され、住民のために仕事をする、というパターンができました。

問題点は残っています。たとえば、行政と住民の意見が食いちがうときに、行政のお金で専門家が住民に派遣されるというのは、どういうことなのか、わかりにくい。しかし、問題点はあるとはいえ、住民の協議会に専門家が派遣されるというパターンができたというのは、重要な成果であったと思います。

ところが、東北に行ってみますと、そのあたりがどうなっているのか、よくわからないようなところがあります。まず、協議会の制度はありません。専門家派遣の制度も、少なくとも自治体レベルではない。専門家が住民のために技量を有効に使えるかということ、そのための制度基盤が整っているとはいえない。

もちろん、誤解があってはいけません、東北の自治体は、住民の意見をきこうとしている場合も多い。説明会などは頻繁に開かれています。小さな自治体ですと、行政の方と地域の方の距離が近く、小学校や中学校の同窓であったりして、意見交流はある。しかし、住民の意見は制度上の支えがありませんので、公式の力をもっていませんし、住民を専門家が助けるための仕組みもなかなかできてこない。

それから、私には肌ではちょっとわからないのですが、「講」や「結」という伝統的な互助の仕組みが残っている地域が多い。実は、その意見がまちづくりのあり方に影響力をもっています。

どういう仕組みがいいのかは、はっきりとしたことは申し上げられませんが、神戸の協議会制度をそのまま東北に持ちこんでうまくいくのかどうか、という問題もあるように思います。しかしながら、住民の意見が影響力をもつこと、専門家の住民支援のための何らかの仕組みをつくることは、必要で重要なことです。神戸でやったやり方とは違うやり方が東北で芽生えてくるのかもしれませんが。

**【津久井】** ありがとうございます。とにかく専門家が関与する必要性があることは明らかですが、阪神のメソッドが東北にうまく当てはまっているのかどうかは疑問だということです。

シナリオにはありませんが、及川さんどうしたらいいですかね。今平山さんから、専門士業を住民の方々の支援に結びつけるような社会的な制度が必要だと。どんな制度が考えられるでしょうか。思いつきで結構です。

**【及川】** いわゆるこちらのほうの阪神のほうで制度化されているような派遣制度であるとか、やはりそういったものが定着すると、定着というか制度化されれば、いろいろ活用できるのかなと思います。

**【津久井】** やっぱ定着していなかったということですね、これは阪神の反省ですね。取り組みの成果がどこにでも浸透していると思っていたと。

今の流れから連携力というキーワードに進みたいです。住民と専門家がうまくつながる制度がない、あるいは行政の仕組みに上手に乗っかるものがない、あるいは市民活動もばらばらにやっているという実情です。

で、問題提起という観点から平山さんをお願いしたいのですが、阪神・淡路の場合は、士業間連携だとか学術と実務の連携があったと、鼎談でお話がありました。

これについて、連携するにはどんなものが必要なんですか。



【平山】全然シナリオと違うんですけど。(笑)

【津久井】うまく連携ができてなかったかもしれません(笑)。

【平山】支援機構は、研究者が参加している点が特徴の一つです。このパネルディスカッションのテーマは、「連携力とは何か、市民と行政と地域が士業に求めるもの」となっておりまして、研究者は出てこない。研究者と連携したいという声はないようなのですが(笑)、しかし、士業と研究者の参加する研究会を持っているということが支援機構の重要な特徴になっていると思っています。

研究会があることで、先ほどの三先生の鼎談にもありましたけれども、ちょっと離れたところから、大きな流れの中で被災地に起こっていることを見ようとしていて、それは重要なことだと思います。被災現場でのまちづくりに具体的に取り組む実践に加え、それを取り巻く社会・経済・政治状況をとらえ、理解しようとするのが、現場実践を支えるうえでも必要です。

その大きな流れの中で災害実態やそこからの復興のあり方を考えていくことは、阪神のときももちろん重要でしたが、今では、もっともっと重要になっていると思います。人口が減ってきていて、高齢化が進んでいます。それは、神戸の震災のときにすでに顕著でしたが、それから20年ほどが経過して、もっと著しくなりました。こういう大規模な人口変化のなかで復興をどのように組み立てるのが問題になります。

それにまた、神戸のときも東北のときも、復興関連の大規模な開発プロジェクトがたくさん出てくる。この開発重視の流れのなかで、住民と専門家が協力する復興まちづくりはどのような位置を占めるのか。国レベルの政策では、何年か前からか、公共事業を減らしていくという方向性が出てきました。しかし、大地震が起こってみると、開発指向のプロジェクトばかりが目立つという計画が出てきます。東北では、震災が起こって1週間くらいしかたっていないのに、被災実態さえわかっていないにもかかわらず、高台移転をやっていくんだという話が出てくる。あるいは、大量の区画整理を実施するという話になる。さらには、太平洋沿岸に巨大な防潮堤を建造するという計画がつくられる。こうした大規模プロジェクトを重視する計画というのは、日本の建設政策の流れのなかで、どのように理解したらいいのかという問いを検討する必要があります。

話があっちこっちに行ってしまいましたが、大きい流れをとらえながら具体のプロジェクトに貢献しようとする点に、士業と研究者が協力する支援機構の特徴があって、それが連携の一つのあり方を示唆していると思います。

【津久井】今、行政の話もちょっと出ました。大町さんに伺いたいんですが、行政の側から見た連携に必要な条件とか、あるいは行政内部の話をお願いします。

実は阪神・淡路まちづくり支援機構は、関西広域連合と、おとし協定を結びまして、連携ができたのを記念して1回シンポジウムを開いただけで何にもやってない(笑)。そのあたりも、反省も込めてちょっとお話、伺いたいと思います。

【大町】よくあるパターンだと思いますけども(笑)。

行政、ちょっと、自分の仕事の話、1つさせていただきます。要するに阪神・淡路では連携がうまくいったと思っています。その当時、私自身がまちづくり支援事業を担当していたので、そういうことにさせてもらっています。それで、今、兵庫県では東日本に対して専門家派遣制度をつくっており、野崎さんらが中心になって行っているという制度をつくっています。目的は、東日本のまちづくりを全部網羅するなんて絶対できないわけですし、兵庫県がそんなことをする意味もないわけですから、要するに阪神・淡路の動きを専門家の方が東北に持って行っていただいて、そういう動きが広がらないかなというふうなつもりで制度をつくったということです。

我々も震災後二、三カ月ぐらいですか、東北を回りまして、県、市、町を回って、こういう

ことをしますので使いませんかという話と、それから本来このような制度をつくるべきではありませんかということで回らせていただきました。うん、なるほどええことやということだったんですけども、そのまま何も動かなかった。何が原因かというのはいろいろ考えられるんですけども、正解がちょっとよくわからないという状況です。

我々が派遣させていただいている野崎さんのチームなんかは、きょうも東北から来られていますけれども、非常に感謝されています。成果も出ているし、何よりも感謝されているということも聞いただけでも、こういう制度をつくってよかったなと思います。ただ、役所の仕事としてはそうじゃなくて、やっぱりそういう制度を普及させることだと思います。一部の市町でそういう制度をつくってもらったところもあるんですけども、全く広がらなかったというのが結果です。

で、兵庫県がやった仕事の中で、そういう目的でやって、今でも当然行っているんですけども、なかなかうまくいってないというのが失敗というか、我々の今の状況かなと思っています。残念な結果ではあるなという感じです。

【津久井】ありがとうございます。また検証の必要があるかと思います。野崎さんには後でまた気仙沼の話をしていただくことにして、ここでは、野崎さんのもう一つの顔として市民活動の中心メンバーの一人です。先ほど分科会報告の中で、専門家だけがつながり合っているのもだめで、専門家以外のところとつながらないとだめだというのが第3分科会のご報告でありました。

市民活動との連携という観点から、野崎さん、連携について一言お願いできますか。

【野崎】1998年に特定非営利活動促進法ですかね、いわゆるNPO法ができて、被災地で活動しているいろんな団体もNPO法人格をどんどん取っていった時期に、あれ、2000年から2001年ころでしたかね、支援機構の被災地支援の役割がどんどん終わってきて、これからどう展開しようかなという議論の中で、NPO支援みたいなことをやってみようかと。税理士さんとか、いろんな資格が必要になってくるよというようなことで、当時、NPOの代表の面々の方々に集まっていただいて、支援機構としては皆さんの支援をしたいというふうに語ったんですが、実は、その中心メンバーの方から、「シカクは要らん、サンカクが欲しい」といわれて(笑)。「資格は要らん、参画が欲しい」と言われていました。未だに名言として覚えているんですが、要は、資格だけで応援しますよというようなのは要らないとはっきり言われました。そこが支援機構、あるいは士業団体の連携であるこの団体の、ひとつ殻を破らなきゃいけないポイントかなというのを、そのとき非常に強く感じたんですけどね。私自身は自分でNPOもやっていますし、いろんなNPOの連携を試みました。今、兵庫県の市民活動協議会というのができていまして、そこで活動もしているんですが。

午前中のセッションでしたか、どこかで発言があったんですが、専門士業はどうもお客の来るのを待つ姿勢が多くて、アウトリーチに欠けるんじゃないかという話がありましたね。そこがやっぱりそのNPOとの面談のところでも如実に出たのかなというような気がしました。これは、これからの課題でもあると思いますね。

一市民として現場へ行って、現場でいろいろやる中で自分の専門の知識を生かしていくみたいなあり方でないと、なかなか被災地支援自身も難しい面がありますよね。さっき一級建築士ですと言ったら非常に感謝されたという話をしたんですが、やっぱりちょっといきなり出して大上段に行くよりは、いろんな話しているうちに、いやいや、って、建築の話になったときに少しアドバイスするなり、そういうことをしながら実はみたいな感じで言ったほうが、一般市民としては受け入れやすいのかなという気がしました。

NPOとの話では、その話が非常に未だに印象に残っております。

【津久井】ちょうど、きのうのNHKスペシャルで黒田裕子さんの特集をやっていました。自分からどんどん入っていく姿がすごく印象的で、だからこそ黒田さんが我々の手本でもあるわ

けです。「資格はいらないけれども参画が必要」、そういうのをまるくおさめる野崎さんが言うので、なかなか覚えやすいと思いました。

及川さんは実際に士業連絡会の副会長として非常に連携で苦勞したというお話も触れられました。行政との連携、それから市民との連携、そして内部の連携、外との連携。外のひとつとして阪神の士業団体もあると思いますが、そのあたりについてお話しいただけますか。

【及川】阪神はもちろん東京の支援機構さん、こちらにお呼ばれしているから言うわけではないんですが、本当によくしていただいております。仙台のほうにいろいろ応援においでいただいたりとか、シンポジウムを開催していただいたりということで、大変刺激を受けて頑張らせていただいております。

ここで、行政との連携について一言申し上げますと、先ほどのチラシの裏面にもありますとおり、平成20年12月に宮城県との間で既に協定書を締結してしまして、大規模災害が発災したときには士業の連絡会がいろいろ支援活動を行わせてもらうという協定を結んでいました。発災後1週間して、きょうおいでになっている山谷会長、それから宇都弁護士、宮城県の対策本部のほうに行きまして、ぜひお手伝いさせてほしいということで申し入れさせていただいたんですが、今それどころじゃないので帰ってくださいということで取り合ってもらえませんでした。

担当部署のほうにその後も頻りに電話をおかけしたんですが、今はそれどころじゃないんです、自治体が大変なんですよということで。大変だからこっちは電話しているんですけども、自治体につなぐことは自治体に負担かけるのでできないということで、お断りされたという大変残念な結果がありました。

平成26年には仙台市と協定を結んでおりまして、今後は円滑に行くことを期待しているところでございます。

【津久井】ありがとうございます。その行政との連携というのは、全員が大町さんのような方ではないので、なかなか難しいところがあると思います。

ここで会場にご発言をお願いしようと思います。

きょうは、岩手県の陸前高田市から在間文康弁護士がお越しです。在間さんには、今画面に出しているんですが、陸前高田の地元の「まゑむたかた」というNPO団体、それから遠い盛岡の弁護士会などと連携しながら、市民の方々に向けていろいろなまちづくり支援をなさっておられます。どんなことをなさっているのかご紹介いただけますか。



【在間】岩手弁護士会の弁護士在間と申します。すみません、ちょっとこの場所はどうか、どういうふうに向けばいいのかが難しいところなんです。すみません、お尻向ける形になってしまいますけれども、申しわけありません。

私は東日本大震災のちょうど1年後の2012年の2月に陸前高田市に開所された公設事務所で執務しています。今ちょうど前でお出しいただいているんですが、ご紹介いただいた陸前高田市での活動を少しお話しさせていただきたいと思いま

す。

この活動は、簡単に言うと、仮設住宅まで弁護士がお邪魔をして、そこで住宅再建のいろいろな制度のご説明を差し上げて、これ、紙芝居持っていますけども、その説明です。この説明をした後にお隣に座ってお話を伺う、お悩み事を伺う。それで法的なアドバイスをさせていただくという活動です。この写真で見るとわかり、余り何ていうのか、いわゆる法律相談会というようなものとは違う雰囲気、和やかな雰囲気でやることを心がけています。

この活動自体も、名前としては法律相談会というようなお声かけは絶対しないようにしています。東北でお茶会のことを「お茶っこ」、「お茶っこ」というんですが、そのお茶っこ会に弁護士が来ていろんな説明するから、聞いて損のない話をするから来てくださいねということで来ていただいて、その上で、この紙、こういうものをお配りしたり、先ほども出ていた紙芝居。こちらからまずお話をして、少し身近に感じていただいてから、こういう形でお隣に座ってお茶を一緒に飲みながら、何かお悩みことないですかということで伺うと。

なかなか、これ、東北の方の県民性もあると思うんですが、いきなり弁護士が行ってお話し聞かせてくださいと言っても、いや、そんな弁護士さんにお話しするようなことはないよというふうに言われてしまうのが落ちですので、ここは時間かけて、こちらのお話もさせていただいたり、文字どおり膝を交えてお話を伺うことで、ようやくぼつりぼつりとお悩み事を聞けて、ああ、それ何でもっと早く法律家に話しなかったのというようなお話しになってくるところです。

これは活動の内容なんですが、この活動自体はもともと前身がありまして、東京の難民支援協会というNPO法人が、関東にいらっしゃった弁護士の有志を組織して、震災の直後からいらっしゃっていた活動です。これを、私が陸前高田に赴任をしたときに、やっぱり継続性を考えると地元の弁護士がやるべきだろうということでお話をいただいて、私もぜひ、これやらしてくださいということで、まず、最初に、実は、市の法律相談の担当課のほうにご相談に行きました。すると市のほうも非常に喜んでくれまして、こういう活動を地元の弁護士がやってくれるのはとても歓迎することだから、市のほうでも何とか事業として予算を組みたいと。正式な市の事業にしたいということでやっただけで、今、私が市から正式に事業委託を受ける形でやっています。

陸前高田市内で大体50カ所、多いときだと5000人以上の方が仮設住宅に入られていたんですが、到底1人ではできる活動ではありません。

今、ちょうど前に出てる写真で、このビブスを着ているのが弁護士なんですが、これ当然1人じゃない、と。今横に岩手会の吉江先生いらっしゃいますけども、そうですね、一番大きい方ですけども。これは、地元弁護士会の岩手弁護士会で、まず有志で、この活動に参加するよというメンバーをチームとして組んでいただいて、ローテーションで、年間50回やる中で、毎回、大体1回当たり1人から3人の弁護士を派遣してサポートしていただいています。やっぱり、何人も入居者の方いらっしゃいますから、1人だと退屈させちゃう、お話を伺うにも何人か必要というところがあります。

それから、もうちょっと下、すみません、お願いできますか、ちょっと出てこないかな。そっか、これ写真を撮っているのですね。それ以外に連携している団体としてNPO、まさにこのホームページがそのNPOの「まあむたかた」というNPOのホームページなんですが、これはもともとその活動をしていた難民支援協会が地元のNPOを立ち上げようということで立ち上がった地元のNPOです。

こちらが会場のセッティング、それからいらっしゃった方のご案内、それからお茶出しですね、そういった細やかな心配りをやって和やかな雰囲気をつくってくださっているということです。

まだ、もうちょっと大丈夫ですかね。

この活動、例えば一つとるにしても非常に周知活動が重要でして、いきなり開催するといっても、これは幾ら仮設住宅であっても誰もいらっしゃらないです。この周知活動でそれぞれ今かかわっている団体の強みを生かしています。

まずは1カ月前に市のほうから広報と回覧を回していただいて、ちゃんとした市の事業でやっていますよという安心感を住民の方に与えていただいています。特に自治会長さんなんか、どういう人間がこの支援に入っているかというのは非常に困惑されていらっしゃることもありますから、そこは市が正式にやっているよということで安心感を持っていただいております。それから、ちょうどやる1週間前に、今度はNPO「まあむたかた」がチラシを配って、会った人なんかにはこういうのをやるから来てねというふうに声をかけてくだ

さる。当日、これも重要だと思っているんですが、来た弁護士が1戸1戸こんにちとはということで訪問して、かた苦しい会じゃないからぜひ来てくださいねと優しい顔で言うと。怖い顔で言ったら逆効果ですから、にこにこしながらお声かけをします。

今ちょうど年間50カ所で大体300人から400人ほどの方にお越しいただいていますけれども、それなりの活動の実績はできているかなと思います。やっぱり連携することの一番の意味は、これ単独でそれぞれの団体がやってもとてもできることではありませんので、弱みを補って、強さをそれぞれ持ち寄って、そこにあるニーズに応えていくということなのかなと思いました。

津久井先生からはいいとこだけ話していいよと言われたので、悪いところは言いませんでしたけども、以上です。

ありがとうございました。(拍手)

【津久井】ありがとうございます。大町さん、こういう活動を兵庫県や全国で展開できないものでしょうか。

【大町】どう答えたらいいかわからない(笑)。非常にすばらしいし、ぜひこういうのは広げていかないとだめだと思います。

すばらしいのが、活動助成とかじゃなくて受委託されているんですね。多分、市からの委託という話だったと思うんですけど、市からの委託というのがすばらしいと思います。要するに行政の仕事をシェアして、専門家の方にお任せするという形です。こんなええ活動しとるんやったらお金あげるわというんじゃない。これから、そういうのが必要になってくると思いますし、非常に先進的かなという感じがします。

【津久井】先ほど来、大町さんや野崎さんからご紹介のあった兵庫県が実施している被災地への派遣制度ですが、まず野崎さんから、一体それは何なのかというのを手短にご説明していただけますか。

【野崎】兵庫県は日本の中では唯一被災地への派遣制度の本をつくってくれていまして、私も2011年の9月からですか、かかさず毎月被災地へ行っているんですが、その制度を使って行かしていただいております。

復興の課題とかいろいろ書いてあるんですが、そういうことをしゃべるんですか。

【津久井】その後、亀谷さんにお話しいただいて、また回ってきますんでご安心下さい。(笑)

【野崎】了解、了解(笑)。それで行かしていただいている、今、ご縁があり気仙沼市内の3地区がメインになってまして、名取も少し行っておりますけども、その中の1地区が唐桑半島の只越地区というところです。

ここは、防災集団移転、それと、同じところへ公営住宅希望者の方も行こうということで、今もう既に造成が終わって、どこに家を建てるかとか、公営住宅のどの建物に誰が住むのかというところまで全部話し合いで決めております。団地の名前も候補を挙げて、全員で東京で決めました。

そういうことで、こういうことを実現できたのも、息長く兵庫県のほうから派遣制度をずっと維持していただいたおかげだと思うんですが。

そんなご紹介で前振りはよろしいですかね。

【津久井】きょう、もうお一人ゲストをお招きしています。気仙沼から亀谷紀井さんにお越しいただきました。第1分科会で、森川さんが胸に迫るものがあったというお話がありました

が、せっかくですからみんなでお聞きしたいと思います。

皆さんの目から見て、専門家の活動についてどんなご感想をお持ちか、どんなことを期待しておられるかを、お話し下さい。



【亀谷】 気仙沼から参りました亀谷です。お世話さまです。

私たちは被災した後、会をつくり、とりあえず被災者全員に現状把握とこれからの意向を問うアンケートをとり、市へ集団移転の要望書を出しました。でも、そこから、どうしていいのか本当にわからなくて、正直途方に暮れていたところに、突然野崎さんチームがあらわれてくれました。

(笑)

毎月の会に出席いただいて、翌年5月に野崎さんチームと宇都先生初め弁護士の先生方の協力をいただき、今後の住まいに関する個別ヒアリングを行いました。幾ら同じ被災者とはいえ、ご近所同士では聞きにくい、言いにくいことも、プロの第三者になら気兼ねなく話せますし、専門家の的確なアドバイスをもらうことで気持ちが決まったという人も多かったです。私たちは月1回の集まりを続けていて、その場で出た問題点を野崎さんチームが行政側に問い合わせしてくれ、次の回にQ&Aの形でみんなに配布する方式をとっています。

住民と行政の橋渡しをしてくれるというのは、大きな安心感があります。私たちはこの3年余り、野崎さん、宇都先生、その他大勢の方々の助けをいただきました。私たちが全幅の信頼を寄せるのは、皆さんの人柄によるところが大きいと思うんです。温かい人間性と豊かな想像力で接してくれるからこそ、みんなの声に耳を傾けてくれるからこそ、私たちもこんな状況でも卑屈にならずに前を向いてこれたんだと思います。

気仙沼はまだまだいろんな問題が山積んでいます。感情論だけでなく、外部の専門家を交えた話し合いで、それぞれの落としどころを見つけられればいいと思っています。とにかくこれからのほうが道は険しいのだと感じています。

派遣制度のおかげで、野崎さんたちとのつながりの中で、野崎さんたちはもちろん弁護士の先生たちや神戸市、兵庫県、そして関西弁の好感度がぐっと上がったということをお伝えおきます。(笑)

遠いところ、招待していただいてありがとうございます。せめてもの感謝の気持ちを伝えたいと思って出席しました。これからもよろしくお願ひします。(拍手)

【津久井】「おおきに」という感じですかね。では、野崎さん、シナリオに戻りまして、今のお話をフォローいただいた上で、復興の課題や、専門家が今何をすべきかという話をお願いします。

【野崎】何かタイムリーに入れたということもあるんでしょうけども、やっぱり、我々も気仙沼だけで十何カ所、地域とのかかわりを持ったんですが、大半が、役割終わりました、もう結構ですよと言われて、今は行ってないんですけどね。でもその中で、やっぱり、今、話しされた亀谷さんの只越地区というのは、どうですかね、受援力がすごいんですよ。

行ったら、いきなり、我々こんなことやりたいんです、ほかでもこういうことやっていますと言ったら、いやあ、あなた達のような人を待ってたんです、とぱっと受け入れてくれました。そんな地域、ほかにはなかったです。しかも地域の人、女性がすごく元気で、会合で何かお話ありませんかといったら、女の人がぱっと手を挙げてしゃべるというね。何かこう、何で只越だけこうなのかな、不思議なんですけど、ウェルカムな感じがあって我々も行ってすごく気持ちのいい、そこに行くことが楽しみで、宇都さんも万障を排して一緒に行っていたい

ていますが、そんな地域ですね。

ちょっと言いかえると、何か他者を排除しない、何でも受け入れる、そういう素地がすごくあるのかなど。やっぱりどうしても全然知らない人間が行くと警戒されますよね。うさん臭いなど思われたりすることが多いんですけども、最初から全面的にようこそという感じではなかったんですが、非常によく受け入れていただいたという何か受援力みたいなことは、逆にこれから災害が起こるような可能性のある地域は、どんどん学んでいかなきゃいけないのかなというふうに思いました。

それと、あと、これからのこの課題と、専門家がこれからやるべきことですね、1つはさっきも専門性を越えていかなきゃいけないという話をしたんですが、やっぱり専門家がひと皮むけてコーディネーターに変わっていくとか、プロセスをデザインするような能力を身につけていくとか、これは、コンサルの役割だとか振らないで、自分たちで現場を経験することで自分たちがそういう役割を担っていけるようなことにするのが一番いいのかなど。しかもこういう士業の連携の中でいろんなことを経験した人がそういうプロセスデザイナーになっていくというふうなことが大事なのかなというふうに思っています。

そのためにはいろんなケースを経験したら、その経験をみんなで共有し合うようなケースカンファレンスと言っているんですが、うちの地域ではこんなことがあって、こういうふうなことが起こっているとか、ここで困っているんだというようなことをみんなの前で出して、それに対してみんなでばっと議論し合うというような、それが一番人を育てる方法ではないかなというふうに思っています。

以上です。

**【津久井】**では、今度は及川さんから同じお題で、復興やこれからの大災害の備えについて、何をすべきかということをお話いただけますでしょうか。

**【及川】**我々宮城県の士業連絡会として、先ほど亀谷さんのほうのお話を頂戴しましたけれども、被災者の中に入っていくということは十分にできてなかったなというところは反省しているところです。一方で、あれだけ広大な被災地がある中で、どこまで入っていくのかということに対する率直なところ恐怖感的なところ、自分たちの無力さというか、そういったところとの関係で、果たしてどこまで踏み込んでいいのかというところは現段階でも考えがまとまっていないところですけれども、被災者の方の声をきちんと酌みとるというところ、どういうふうにこれから向き合っていくかなくちゃいけないかというところは、しっかり検討していかなくちゃいけないなと思っております。

**【津久井】**アウトリーチだとか、ひと皮むけなければならない、というのはわかるけれども、なかなかその一步が踏み出せないというナイーブな専門家の気持ちがあって、それをどう乗り越えるのが確かに難しいです。

復興の課題についてそれぞれお話しいただいたんですけど、平山さんから、復興の課題、これから来るべき災害にどう備えるか、というところも視野に入れてコメントをいただけますか。

**【平山】**素直に正攻法でやっていくことが大切と思っています。災害が起こって、経験して、反省して、それを次の災害の備えに活かしていく、という素直なやり方をこつこつ重ねるしかないです。われわれが貢献できるとしたら、とくに制度設計やプロジェクト実践の分野だろうと思います。経験と反省をふまえて制度設計を提案していく、まちづくりのあり方を改善していく、ということが重要です。

きょうの午前中のお話を伺っていると、阪神での経験が東北にあまり活かされていないという見方がありました。その一方、阪神での経験が東北の復興に反映していることもいくつかあると思います。

1つは被災者生活再建支援法。これは、阪神・淡路大震災の後、市民運動のがんばりからできてきて、持ち家再建に対する補助を可能にしました。金額はいまのところまだまだ少ないですけども、しかし、持ち家再建を支援できるようになったことは、制度的なブレイクスルーとして重要な意味をもっています。

あるいはまた、阪神・淡路では仮設住宅の孤独死が問題になりました。この反省から、東北の仮設団地ではサポートセンターをつくったり、地元優先入居などでコミュニティを維持しようとしたり、いろいろな工夫が出てきました。これも、経験と反省を活かした重要な変化です。さらにまた、少し遅かったように思いますが、罹災都市臨時処理法が改正になりました。この法律は、阪神・淡路大震災のときに、混乱をもたらす側面をもっていました。その経験から改正が進められました。これには、津久井先生も尽力されました。

申し上げたいことは、経験と反省に基づいて次に備えていく、という地味ではありますが、正攻法の仕事をきちんとやっていくことが大切、ということです。起死回生の奇策とか、一発逆転のすごいアイデアとか、そういうことを求めてもうまくいかないと思います。

東北に関しましては、きょう最初に少しお話しさせていただきましたが、住民参加と専門家支援のための制度環境をつくっていく必要があると思います。住民と専門家の協力は、すでにいろいろと芽生えていて、それを支える条件を整備していくことが課題になります。

**【津久井】**ありがとうございます。非常に正論ですが、何かやっていく方向がすごく明確に見えたような気がして、非常にありがたく思いました。

大町さんは今県全体を見ておられるお立場なので、いろんなことをお考えだと思いますが、テーマは復興の課題や大災害への備えというために何ができるかですので、そんな観点でコメントをお願いします。

**【大町】**役所の事情から言いますと、全国の自治体が今財政難で人員削減しています。例えば我々のまちづくり系の技術者でしたら、建築職が阪神・淡路のとき300人弱でした。それが今160人ぐらいですね。半分近くになっている。今阪神・淡路が来たら、その当時の動きは多分できないと思います。全然違った形をつくらないとだめかなと思っています。

東日本も同じような状況で、特に小さい自治体も多いのでもっと大変なんですけれども、実際、役場に行きますと、誰が働いているかわからない、北海道から九州から。小さな役場でしたら、復興担当課の過半が外部の方です。それはそれで仕方がないし、官官連携ということでいいことだと思うんですけども、それにも限界があるということです。

そしたら何をやるかということですが、例えば、災害が来たときに役所の仕事をどうアウトソーシングするかということになるかと思いますが、まとまった形でアウトソーシングする。今ご説明しました復興まちづくり支援、専門家派遣というのは、連携として初歩的といいますか原始的なやり方です。もっとまとまった形でまとまった量として、多分先ほどの委託という形になるかと思うんですけども、それを考えないとだめかなと思っています。

ハードの建設分野では、そういうのがCM方式とかデザインビルドとかいうことで施行されています。東日本でもやっているんですけども。

ソフト分野ではなかなかそれが進んでいない。それはなぜかと言うたら、多分受け皿がなかなか無いんだという気がします。ハードでしたら大きな会社があったりURがあったりするわけですけども、ソフトに関して、皆さん、士業の方々、個々の事務所を持っておられてずっと仕事されているわけですから、そういう組織というのはなかなか難しいのかもしれませんが、役所としてはやっぱりそういう組織の準備もお願いしたいなど、必要になるんじゃないかなという気がしています。

役所としては、平時からそういうことができるようにこれから準備していく必要がある。士業の方々はそのようなことも意識して、この支援機構をもうちょっと強化していただくとか、そういう話なんかということを考えています。ちょっと大ざっぱな話で申しわけないですけど、そんな感じです。



【津久井】ありがとうございます。何か大きいものになって返ってきてしまいました。(笑) 平山さんから、経験をきっちり反省して、次に備えて制度設計していくことが大事で、その制度設計をして実際にワークするためには、その受け皿になるソフト部分の専門家や団体が必要だ。例えば支援機構などがそれにふさわしいのか。いや、ふさわしいとって頑張らないといけないんですが、20年たってまだやることが多いということを、コメントいただきました。

今までこういったシンポジウムをやって、ありえない事態が生じています。時間どおりに終わる可能性があって、ここから1分ずつぐらいで一言いただくとちょうど終わってしまうんです。よろしいでしょうか。

きょうの午前中の分科会や先ほどの鼎談、このパネルディスカッションの内容、感想を踏まえて、きょうご来場の皆様へのメッセージも一言添えてお話をいただきたいと思います。及川さんから順にお願いします。

【及川】宮沢賢治の言葉に「雨ニモマケズ」という中のフレーズにあるんですが、「ヨクミキキシワカリ ソシテワスレズ」というフレーズがあります。まさにその分析と検証を絶えず続けていくという阪神の支援機構さんのこういった取り組みに敬意を表しつつ、我々宮城県土業連絡会もですし、ここにご参集のさまざまな関係者の皆さん、お互いに刺激し合って、これからも粘り強くいろんな活動を展開できればと思っております。

きょうはありがとうございました。(拍手)

【津久井】大町さん、お願いします。

【大町】先ほども言いましたけど、これから官民連携というのは必然だと思います。必ず進めなければならぬと思っています。ぜひとも、一緒にということでもよろしく願います。

以上です。(拍手)

【津久井】野崎さん、お願いします。

【野崎】先ほどの鼎談の中で、どうつくるのが当初は課題だったけども、今はどう継続していくかだというお話があったんですが、2000年ごろでしたかね、支援機構はもう相談がなくなって、もう復興でもないやろうと、解散しようかみたいな話があったときに、東京でフォーラムやったらどうですかねみたいなことをぼろっと言ったら、それが、結構、みんなで頑張って東京でフォーラムをやって、それが今全国に支援機構が散らばるきっかけにもなったんですけども。続けてよかったなというのがきょう1日の感想です。

以上です。(拍手)

【津久井】では、最後に平山さん、お願いします。

【平山】私も支援機構が続いているだけ——、だけって言ったらおかしいですけど(笑)、続いているだけで、役に立ちますし、続いていることが重要と思います。

20年ほど前、斎藤先生に誘われて、研究会に参加して、先ほどのお話にもありましたけど、大変熱気のある研究会が月2回ぐらいあったんじゃないですかね、そういう場に参加させていただきました。そのとき、私、最若手で30代半ばでありましたが、その後20年たって、東北地震があって、久しぶりにみんなで集まりました、まだ最若手で(笑)、それは一体どういうことかなと思いましたが、でも、大地震が起こったら、みんなすぐに集まって、そのまますぐに調査に行って、というような迅速な動き方は、支援機構が続いていたから可能になったわけですね。調査では、平均年齢60は軽く超えていたように思いますが、みなさんたい

へんなパワーでがんがん調査して、日本の高齢社会は力強いな、というような印象をもちました。

平和なときに集まりが減るのは仕方ないですし、それでいいと思います。平和なときに集まっても仕方ない。ただ、何かあったときにすぐに集まるという瞬発力はやっぱり大切で、これを支える組織を続けていくことに意味があると思います。ただ、若手をもう少し増やしていくことが課題ではないか、と思いました。

以上でございます。(拍手)

【津久井】ありがとうございました。会場にいらっしゃる数少ない若手の皆様、よろしいですか。

これで一応、パネルディスカッションを終わりますが、今お手元に配っているものがあります。せっかくこうしたシンポジウムをやりましたので、午前中からの成果を一つ形にしたいということがあって、大災害と復興への備えに向けた連携宣言の案をまとめました。

最後のご挨拶で塩崎さんからこの連携宣言案のご説明をいただこうと思います。それまでに見ておいてください。皆様のご賛同が得られれば、きょうの成果にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。(拍手)

【司会】ありがとうございました。

「災害からの復興における連携力について」、パネリストの皆様、そして会場発言をいただいたお二方から極めて視野の広い貴重なお話を伺うことができました。

どうもありがとうございました。

それではここで、当機構代表委員塩崎賢明より、本日のシンポジウムの成果を総括し、阪神・淡路大震災から20年を迎えての宣言を発します。

それでは、よろしく願いいたします。(拍手)

【塩崎】支援機構の代表の1人を仰せつかっております塩崎です。

きょうは、本当に、朝から夕方まで大変熱心な6つの分科会と鼎談。ちょっと恥ずかしい鼎談とすばらしいパネルディスカッションで、非常に内容が充実していたというふうに思います。

先ほど野崎さんもおっしゃいましたけれども、10年目ぐらいのときにやめようかというのを、東京の大シンポジウムで盛り上げて、それから2011年ぐらいも、もう研究会もやめようかと言っていたんですね。ところが、何か広原先生やったか、ひとつ外国でも行くかとか言って、アメリカのほう大変なことになっているなというので、行って、帰ってきたら地震だったんですね。

あのときやめていたら、支援機構はあほかというふうに絶対言われていたと思うんですね。日本がこんな大変になるその前ぐらいにやめていたりしたら、大変なことになっていたと思います。幸いにも我々はこうやって復活をして、今後も継続していきたいと思います。

それで今お手元に回っておりますが、こういう宣言を案として起案させていただいておりますので、阪神大震災、東日本大震災、それから、これで終わらないというところがこの日本の悲しい国土の現実でありますので、全体を展望してこういうことを宣言しようということがあります。ちょっと読み上げて、皆様にご承認いただけるかどうか諮りたいと思います。

「大災害と復興への備えに向けた連携宣言(案)」。「阪神・淡路大震災から20年が経過したが、今なお『復興災害』をはじめ多くの課題がある。東日本など各地の災害復興の取り組みには、なおその教訓が十分に生かされなければならない。加えて、近い将来予想されている大



災害に向けて、事前予防、緊急対応のみならず復興への備えが不可欠であり、そのためには日本国内のみならず世界の災害復興の経験と教訓が活かされなければならない。私たち専門士業に携わる者は大災害と復興に向けての連携力をいっそう高める必要がある。本日の学びと連携力を活かして、地域、世代、専門分野の垣根を乗り越え、市民、行政、各種団体、専門家、研究者の全国的な相互連携を図るために力を尽くすことを誓う。2015年1月31日阪神・淡路まちづくり支援機構、震災20年シンポジウム。」

以上で提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。

【司会】ありがとうございました。

それでは最後に、当機構運営委員であり兵庫県弁護士会会長であります武本夕香子より、閉会の挨拶を申し上げます。

よろしく願います。

## 閉会挨拶

兵庫県弁護士会会長 武本夕香子

【武本】ただいまご紹介に預かりました兵庫県弁護士会の会長の武本と申します。

本日はご遠方からも多数お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

20年前震災が起きたときに、この講堂は、被災者の方々が300人以上集まる避難所になっておりました。そして、その1年後に、この地で、阪神・淡路まちづくり支援機構が産声を上げました。そしてきょうこの日に、このように盛大に実り多い会合を設けさせていただけたことは、本当にありがたいことであると、関係者の皆様方に心より御礼を申し上げます。

人は、災害の前、自然の前には無力であるというふうに言われます。しかし、災害に備えて過去の災害を語り継ぐことでその被害が明暗を分けるということは、東日本大震災を見ても明らかでありました。災害の復旧、復興は、人の力が試されるものであります。

士業は、人のお役に立ちたいという気持ちを持った人たちの集まりであります。その士業が地域を越え、垣根を越え、つながり合い、連携し合うことで、1人1人の足し算というのではなく掛け算の絶大な力を発揮するというのを、この阪神・淡路まちづくり支援機構は見事に立証をさせていただいているのではないかと考えております。

これからも、来るべき災害に備えまして、我々1人1人何ができるか。行政との連携、地域との連携、そして災害の復興、復旧に向けて、我々が心を1つにして実現を図ることが出来るために、これからも皆様のご協力、ご尽力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、阪神・淡路まちづくり支援機構、そして関連諸団体のご発展と、ここにご参集いただきました皆様方のご健勝を祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。(拍手)

【司会】それでは、これをもちましてシンポジウムを終了いたします。

本日、分科会は延べ数270人、全体会のほうは176人という大盛況で終えることができました。

長時間にわたりましてご参加くださりまして、まことにありがとうございました。



なお、5時半から場所を変えまして、湊川神社境内の楠公会館で本シンポジウムの懇親会を行うことになっております。お時間のある方は、どうぞ、ご参加くださいますようお願いいたします。

お忘れ物がないように。どうもありがとうございました。

(了)

## IV 分科会報告



# 第1分科会





**【第 1 分科会報告書】(PDF) 挿入**

## 第1分科会

### 「すまいとくらしの復興支援：いまそしてこれから」

日時 2015年1月31日(土)  
場所 兵庫県弁護士会本館4階講堂

#### 開会

司会：兵庫県弁護士会 西野百合子



【司会】おはようございます。皆様、朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、阪神・淡路まちづくり支援機構の20年事業ということで、「1.17～3.11 来るべき災害に備える連携力—士業の社会的役割を考える—」というテーマでシンポジウムを開催いたします。

第1分科会は、「すまいとくらしの復興支援：いまそしてこれから」ということで、阪神・淡路のときから今まで、20年間かかって復興に関するいろんな制度がどの

ように進化してきたか、そしてまた、今どのような課題が残されているかについて、こちらの阪神・淡路の側から、それと東日本大震災の被災地の側から、いろんな報告を交えて討議をしていきたいと思います。

開始に先立ちまして、式次第とは逆になりますが、開会の挨拶のほうを村上英樹兵庫県弁護士会副会長から申し上げます。

#### 開会挨拶

兵庫県弁護士会副会長 村上英樹



【村上】皆様、おはようございます。兵庫県弁護士会副会長の村上英樹と申します。本日は、土曜日の朝からこの第1分科会に皆さん来ていただきまして、大変ありがとうございます。また、きょうのリレートークでお話をしてくださる方々、遠方からお越しいただいています。大変ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

第1分科会では、特に今回の東日本大震災の被災地自治体の現状、それから被災地において、復興支援の活動に携わっておられる各士業の先生方、被災者の方から現場で起こっているいろんな課題について報告していただくと、そういうふうな企画にしています。その中で、これからの災害に備えていくというふうなことも含めて、いろんなお話を聞かせていただけるものと大変期待しております。

皆さん、最後までおつき合い、どうぞよろしく申し上げます。(拍手)

## 2. リレートーク

【司会】そうしましたら、早速始めさせていただきます。

まず最初は、兵庫県弁護士会の森川憲二さんです。ふだん、私たち士業は依頼者からは「先生」と呼んでいただくことが多いですけれども、皆さん、被災者の方も弁護士等の専門職も同じ立場で話をいたしますということで、きょうは、皆さんのお名前は「さん」づけでさせていただきます。

森川憲二さんのほうから、被災自治体のアンケート調査、それから被災自治体にヒアリング調査をいたしましたときの報告を、簡単にまとめて、15分程度でお願いしたいと思います。資料として、調査報告書の中間報告の分をつけておりますので、これはまた後でゆっくりお読みください。

では、森川さんお願いいたします。



### ①森川憲二（兵庫県弁護士会）

#### 東日本大震災の被災地自治体の調査に見る現状と課題



【森川】皆さん、おはようございます。冒頭、ちょっと緊張しますが、被災自治体のアンケート調査を兵庫県弁護士会でこのシンポジウムのために準備してまいりました。

日程的な制約で中間報告ということになっておりますけれども、今から15分となりますと、骨子の骨子のさらに骨子ぐらいしかしゃべれませんが、かいつまんで要点だけご報告します。内容は、手前みそですが、かなり興味のある項目も結構あると思いますので、じっくりと後でお読みください。

まず、このアンケート調査は、岩手、宮城、福島、津波の被災地があつて、かつ、現在復興整備事業といういろいろな事業がされている市町村につきまして、31市町村にアンケートをいたしました。その中で、この報告書の中には26市町村のことが書かれています。その後、更に1市町村からも回答が来ましたが、26市町村の回答率が84%ということで、この種のアンケートとしてはかなり回答率が高いものであったかと思えます。そういう意味での客観性がある程度保たれているというふうにご理解ください。

以下、この調査結果の特徴と思われる点について、かいつまんでとなりますけれども、ご報告させていただきます。

まず、被災状況と人口・世帯数の推移という、これが表-1にございます。

これは、住民登録上の人口の回答は各市町村からあつたんですけれども、住民登録とは別に、現実に実数がどうなのかということについては、ほとんどの自治体が回答いただけておりません。質問はしたんですけれども、回答がなかったのです。そういう意味で調査の内容に若干不十分な点はあるのですが、住民登録を対比して見た限りでは、被災直前と現在を比較したら、人口が増えているというところが3市町村あります。あとは、皆減少しております。

3市町村が増えているというのは、仙台をはじめかなり大都市または規模の大きい都市です

ね、そういうところに今現時点では人口がだんだんと増加しつつある。一方で、漁村部であるとか、農村部であるとか、あるいは地方の中小の都市は、軒並み減少しています。

もう一つは、世帯数の問題を見てみますと、これは人口が減少しているにもかかわらず、世帯数が増加しているというのが12市町村あります。これは、恐らく世帯の分離、細分化が進んでいるのではないかと思います。

次に、被災者生活再建支援金の支給状況、これは話し出すと長くなりますので、ただ1点だけ指摘させていただきます。

基礎支援金に対する加算支援金の支給が、市町村によって、20.8%が一番低いレベルで、76.6%が一番高いレベルでして、随分ばらつきがあります。この加算支援金が支給されているということ自体は、例えば建物の新築をしたり、いろいろ物品を購入したり、補修したり、そういった現実復興の途上にあるということを示すわけですね。ですから、一つの復興の現状を示す指標とも言えます。加算支援金の比率が高い地域はそれだけ復興が進んでいると言えると思います。

それで、詳細は時間の都合で申し上げられませんが、この被災者生活再建支援金は国の制度で、100万、200万という基礎と加算の支援金がありますが、各自治体によって上乗せの制度が、かなり様々に、あるいは場合によってはかなり格差のある状態で、現実実施されています。そのあたり、これからその上乗せの制度の、格差の是正という課題が、このアンケート調査の中でも浮かび上がってくると思っております。

次に仮設住宅の問題に触れます。

この中では、特にみなし仮設住宅の建設仮設つまりプレハブの建物の仮設住宅ですけれども、それを合わせた全仮設戸数の中で、みなし仮設住宅が占めている割合というのが、仮設住宅が一番多かったところで45.9%、現在では38.5%になっています。みなし仮設住宅独自で見ますと、一番多かったところと現在比較すると63.8%に減少しています。つまり、みなし仮設住宅は、この期間にかなり減少したという傾向になっています。建設仮設住宅はそれほど大きな変動はありません。

そういう中で、現在建設仮設住宅の集約化という問題が起こってしまっていて、これを4市町村で既に折衝を始めています。現在、検討中は11市町村ですが、そういった状況になっています。

時間の都合で中身は触れられないですけれども、防集事業を見ていただきますと、防集事業というのは防災集団移転促進事業ですけれども、19市町村で実施するとされています。

ここで、一つの特徴は、当初の申請戸数に対して現在対象になっている戸数が、市町村で平均して77.9%に減少しています。77%というのは22乃至23%減っておりますので、かなり減少していると言えるんじゃないかと思うのですが、これは、1つには、新団地の土地を取得したり住宅を建築するための資金の確保ができないので、やむなく防集事業は断念して、災害公営住宅を選択せざるを得ないという被災者の方が、かなりふえているのではないかと思います。

防集事業につきましては、個々の問題がたくさんありますが、幾つかに絞らせていただきます。

移転先の土地における建物の用途制限、これはどういうことかといいますと、防集事業を定めている法令には「住宅の移転」という法文があるんですよ。例えばそれ以外の公共施設なんかは公共施設も補助が出るというような形になっているのですが、住宅の移転という場合、じゃあ事務所は住宅か、店舗は住宅かというようなことを、当初は大分問題とされまして、自治体はその辺は非常に消極的だったのですけれども、もともと自宅で事務所を持ったり店舗を構えて営業しておられた方が、移転するのに、また新しい移転先で併用住宅を建てさせて欲しいという希望が結構あったんでしょうね。それで、現時点では、併用住宅は認めますという対応をしているところがかなり多数となっています。被災者のニーズが、市町村に柔軟な制度の対応をもたらしたという一つの典型的な例だと思います。

次に、移転先の団地で高齢者や障害者のケアに対応するコレクティブハウスとか、グループ

ホームの建設の可否という問題があります。これは、プレハブ仮設住宅の中では、一部グループホーム方式が認められていたところもあるのですが、複数の方が一緒に1つの施設を共同で利用して、お互いに助け合っていく。要するに同じ住まいで助け合っていくというふうなことが一つのポイントなんですけれども、それがこの防集事業の新団地では認められないというのが大半、ほとんどの自治体がそうになっています。この点は、今後改善の余地が必要なんじゃないかなと思います。

現時点では、防集事業というのは、27年度の造成工事終了をほとんど目標にしています、造成工事がどんどん進んでいるわけですが、その後、建物を建てるまでの過程で、多様な用途に、柔軟にその被災者の方のニーズに応えられるような、そういう対応がこれからも必要ですし、検討されるべきではないかということが、アンケート結果の中で浮かび上がっております。特に、高齢化社会の中で、そういった建物そのものが高齢化社会に適応したのかどうかというあたりは、結構大事な問題だと思うのですが、その辺の対策が、まだまだ不十分だと言わざるを得ないと思います。

次に、移転先の土地について、所有権を取得するか、借地権を取得するかという、これは現状では非常に深刻な問題で、結構問題が多いのです。権利形態をどちらにするかということは、借地料の補助制度がどの程度あるか、整備されているかによって、随分影響が変わっております。

表-17の18ページを見ていただきたいんですけど、ここで見ますと、⑥の自治体は、所有地の取得で移転したいという人が30%で、借地取得が70%となっています。このうち、借地補助制度が「有」となっています。その「有」という市町村で、70%が借地の取得を希望しているということです。

⑭とか⑮を見ていただいたらもっと顕著に出ています。

⑭では所有権取得が12%、借地取得88%で、この自治体も借地補助制度があります。仙台市では借地補助制度が非常に充実しております、将来50年間を最長、または1000万円を上限にして、津波によって流出した土地の震災前の価格から現在の価格を引いた差額、これは実質損失となっているわけですが、そういう数字と、もと建っていた建物の現在の価値、建物がなくなっていますから、そういった現実に実質的な損失を被った数字を計算して、その損失相当額の借地料を、さっきの50年間最長、1000万円を上限にして全額免除するという制度なのです。非常に典型的な借地補助の制度です。そのような制度の自治体では、大多数の被災者が借地で移転を希望されている実情にあります。

⑮は、同じく借地取得が100%の市があります。ここも充実した借地補助制度があります。

そういった意味で、借地補助制度が充実してしまえば、借地で移転したいという方がふえます。これは、表を見ていただきましたらわかるように、現時点で借地補助制度があるのが、回答のあった中で4つの市町村しかないんです。ある意味では奇異に思われると思うのですよね。先ほどのような手厚い借地料の免除なんかがある自治体が一方でありながら、全然借地料に対しては援助しませんという市町村が大半であるということは、非常に奇異な感じがしますが、これがこれからの非常に重要な課題になるのではないかと、防集事業の建物を建てるまでに非常に大きな問題になると思います。

土地区画整理事業について見ますと、減歩率の問題、これは阪神・淡路のときに、土地区画整理事業にかかわっている人たちは体験したことですけれども、今東日本では3.7%から24%、ものすごいばらつきがあります。これが実態です。

次に、市町村の災害公営住宅を見ますと、一戸建てが4423戸あります。共同住宅が1万3966戸、これは回答のあった市町村の中での数字ですが、戸建ての割合が24%。戸建ての公営住宅などということは、阪神・淡路のときにはとても考えられなかったことで、全然ありませんでしたけれども、今東日本では戸建ての公営住宅が24%とある程度認められています。これも非常に重要なことだと思います。

災害公営住宅が戸建ての場合は、将来払い下げが可能で、ですから、災害公営住宅に移って、しばらくはそこで住んでいて、非常に低額な家賃で住んで、ある程度住まいを確保しながら

ら復興のいろんな準備とか、そういう立て直しができる段階で払い下げを受けて、自分の所有の建物の土地を取得するという復興の仕方があるわけですね。

共同住宅の場合は、現状では払い下げはだめとなっているようです。

次に、最後のテーマですけども、住民合意形成のための支援、そういうところに参ります。

まちづくり支援のための住民団体を条例とか規則などで制度を定めて助成しているという自治体が、私どもが平成25年に調査したときには2市町村だったんですけども、今回は5市町村に、ある程度増えています。

まちづくり協議会というのが阪神・淡路のときには制度的にそれが条例で認められて、いろんな助成、補助が出ていたのですけれども、今東日本ではそれに近い制度をとっているのは、まだ5つの市町村しかないということです。あとは、そういう制度的な保障はなくて、任意に一部の補助をしたりとかいう形で運営されているみたいです。

市町村の住民団体への助成をしているというのは、そういう意味では25年には7市町村だったのが、今回の調査では10市町村に、若干増えております。市町村独自で、専門家アドバイザー、ボランティア支援の人材確保を運用するような助成、これは現在6市町村がやっているとされています。

そういうふうなことで、一つ全体の特徴として見られるのは、自治体間の格差がかなり見られるということ、その是正が必要なんじゃないかという点が1つです。

それと、被災者への情報伝達、他の市町村ではこういう制度がこうしてうまくできていますよという情報が余り横に伝わっていないみたいですよ。ですから、そういった情報の伝達というのが非常に大事です。被災者がいろんな制度を知りながらみずから選択できるという幅を広げることが大事だと思います。

更に専門家の我々としては、制度の運用改善とか制度の改定、そういったものに対する指針づくりを、今までもいろんな団体で提言等されていますが、これからももっと積極的にやっていくべきではないかと思っております。

高齢化、過疎化社会が進行する中での震災復興の問題に、要するに、そういう本質を持った復興のテーマがあるということ、ぜひこれからも取り上げていきたいと思っております。

時間をオーバーしてすみません。以上です。

【司会】 どうも、ありがとうございました。

これの資料を後につけておりますので、またごゆっくりご覧ください。これは中間報告として、最終的にまとまった形のを冊子に入れる予定にしております。どうも、ありがとうございました。

続きまして、現地の状況のお話をさせていただこうと思っております。

きょうは、宮城県気仙沼のほうから亀谷紀井さんにお越しいただいております。ご承知のとおり、仙台はきのう大変な大雪で空港閉鎖ということになりまして、新幹線で5時間ぐらいかかってこちらのほうにお越しいただいております。遠路はるばるありがとうございます。

現地のほうでいろいろ大変なことがあると思うんですね。以前に、亀谷さんには、2012年のシンポのときにはビデオのインタビューの形でご出演していただきました。そのときにもいろいろお話を伺いましたけれども、それからまたどのような変化があったか、どういうことで今困っていらっしゃるのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

どうぞ、お願いします。

## ②亀谷紀井（気仙沼の被災者）

**被災者から見た復興の現状と被災住民の合意形成と復興実現に向けて専門家に期待すること**

【亀谷】 私は、宮城県気仙沼市から参りました。気仙沼市唐桑町の只越という海沿いの小さな

集落です。東日本大震災では、117戸のうち39世帯が被災し、5名の犠牲者を出してしまいました。被災者全員が仮設住宅や借り上げ住宅に入居したのを機に、8月に集団移転を目的とした只越復興協議会を発足しました。とりあえず、全員に現状把握とこれからの意向を問うアンケートをとり、市へ集団移転の要望書を出しました。



でも、そこからどうしていいのかがわかりません。ほかの地区では大学の教授や学生が支援に入ったり、議員さんが積極的に動いているのを見るにつけ、焦りましたし、正直途方にくれていたところに、突然野崎さんチームがあらわれてくれました。野崎さんと知り合えたことによって、行き詰まっていた私たちの会も、私たちの気持ちも道が開けたと言っても過言ではありません。以後、毎月の会に出席いただいています。集団移転希望者は、公営住宅希望者を入れても23軒に過ぎませんが、それでもこの

地に残りたいと願う者たちの願いをかなえていただきたいと思いました。

翌年の5月に、野崎さんチームと、宇都先生を初め弁護士の先生たちの協力をいただき、今後の住まいに関する個別ヒアリングを行いました。これには集団移転希望者だけでなく、公営住宅希望者や、それ以外に住宅を求める人も参加し、話が早く進むように、それぞれ土地建物の謄本を用意し臨みました。幾ら同じ被災者とは言え、ご近所同士では聞きにくい言いにくいことも、プロの第三者になら気兼ねなく話せます。専門家の的確なアドバイスをもらうことで、気持ちが決まったという人も多かったです。おのおのが家族の話し合いをもとに、各家々の相続などの問題点を相談したり、家を建てる際の具体的な金額の相談で率直な思いを聞いていただき、とてもよかったです。

私たちは、月1回の集まりを続けていて、その場で出た問題点を野崎さんチームが市側に問い合わせさせてくれて、次の会ではQ&Aの形でみんなに配付する形をとっています。

当時、私たちの会で困ったことは、市や県に要望する際にシステムが余りにも縦割りで横のつながりがないため、どこに相談すればいいのかがわからなかったことでした。人手不足でしょうが、当該部署に話をつけてくれる担当がいれば、もっとスムーズに話が進むのと思うことが多々ありました。今は、幸い野崎さんチームがついていて、住民と行政の橋渡しをしてくれるので大きな安心感があります。

以前、集会の折に、野崎さんから唐桑町の集団移転を集約して、便利なところにまとめて移転してはどうかという話も出ました。でも、そのとき私たちは聞く耳を持たなかったのです。私たちは、自分たちの集落ごとの集団移転にこだわりました。こだわり過ぎたのかもしれない。今になって思えば、集約して大きく1カ所に集団移転の宅地を造成したり、公営住宅を建てれば、こんなに4年も5年もかからずにできたのかもしれない。

病院や商店も近くにあって便利な暮らしになったのかもしれない。自分たちの思慮不足を棚に上げての結果論ですが、行政でも多様な案を提示できなかったのか悔やまれるところです。

今回の移転先に、行きたくて行く人は1人もいません。みんな、本当はもとの宅地に住みたいのです。でも、それができないのなら、次の案としての集団移転です。1人の若いお父さんが、「本音を言えば、うちを建てるお金は4人の子供たちの教育資金に充てたい。でも、家があれば、娘たちが結婚して出ていっても里帰りができるし、よりどころとしての実家を残してやりたいんだ。」と話してくれました。別のお母さんは、「家のローンを抱えていくこれからこそ、授業料の免除とか、子供たちへの援助が続いてくれるとありがたい。」とも話していました。

私たちの多くは高齢者を抱えています。今までは時間との闘いの感がありました。集団移転はもう大詰めで、この4月には土地の引き渡しがあり、年内には完成する家もあります。でも、私たちは移転したら終わりではなく、その地でみんなで仲よく暮らしていくことが大切なので

す。これからは、移転者同士の、あるいは地域の人たちとの小さな見えない溝を埋める努力が必要となってくるのかもしれませんが。

私たちはこの3年余り、野崎さん、浅見さん、宇都先生、その他大勢の方々の助けをいただきました。野崎さん、浅見さんは一流の建築士さんでしょうし、宇都先生はすばらしい弁護士さんなのでしょう。でも、それ以上に、私たちにとっては支援のスペシャリストなのです。これは、皆様の人柄によるところが大きいと思うのです。温かい人間性と豊かな想像力で接してくれるからこそ、みんなの声に耳を傾けてくれるからこそ、私たちもこんな状況でも卑屈にならずに前を向いて来られたんだと思っています。

実は、私の家は昭和8年の津波でも流されています。私は、祖母から事あるごとに津波の話聞いていました。「大きな地震があったら津波が来ると思え、海の水が大きく引いても見に行ったりしてはいけない、必ず高いところに逃げて決して戻ってはいけない、自然には勝てるものではない。」と言われ続けました。東日本大震災では、生死を分けたのはほんの紙一重で、私たちはたまたま生き残ったに過ぎません。生かされた者の役割として、まず語り継ぐことだと思っています。

昭和8年の津波の到達地点に、地震があったら津波に用心という石碑が各地に建てられました。我が家の近くにもありますし、石碑の裏には当時の被害状況も記されています。ただ、皮肉なことに、只越地区の犠牲者の多くは、その石碑の奥のほう、つまり前回の津波では波が行かなかったところに住んでいました。ここまでは来ないだろうという気持ちもあったでしょうし、足が不自由だったり、寒い中避難を躊躇するようなお年寄りもいました。石碑を建てるだけでなく、桜の木を植えるだけでなく、語り継ぐことの大切さと風化させない努力の必要を痛感しています。

実際に起こったこと、事実は1つでも、見方が変われば、立場が変われば、全く違う捉え方になってしまいます。住宅問題が落ちつきつつある今、気仙沼では、かさ上げの問題、水産加工業や漁業など仕事の問題、どんどん減っていく人口の問題、防潮堤の問題と次々に考えなければならぬこと、話し合わなければならぬことが出てきています。感情論だけでなく、外部の専門家も交えた話し合いの中でそれぞれの落としどころを見つけられれば良いと思っています。とにかく、これからのほうが道は険しいのだろうとも感じています。

私は、阪神・淡路大震災のときも、日本各地の災害のときも、大変なことが起こった、かわいそうにとは思っても、せいぜいが募金をする程度で、ボランティアもしたことがありません。でも、今度このたび、兵庫県の方々を初め、全国の皆様から物心両面の大きな支援をいただき、本当に感激しました。ありがたいとも思いましたし、申しわけないとも思いました。今後、私たちのパワーが復活したら、きっと何らかの形で皆様に恩返しをしていきたいと思っています。

阪神・淡路大震災から20年で、神戸市や兵庫県が歩んできた復興の様子に学びながら、自分たちなりに前を向いていこうと思っています。復興はまだまだ先ではありますが、機会がありましたら、ぜひ気仙沼やほかの被災地に足をお運びいただければうれしく思います。気仙沼には四季折々の海の幸があります。おいしいものでも召し上がっていただいて、海と共存している気仙沼を、頑張っている気仙沼をご覧いただければ幸いです。

遠いところ呼んでいただいて、拙い話しかできませんが、せめてもの感謝の気持ちを伝えたいと思い出席しました。ありがとうございました。

(拍手)

【司会】 どうも、ありがとうございました。

やはり、災害の場合は、現場を見ることだということを常々感じております。私たちは、阪神・淡路以降各地のいろんな災害の現場へ行って、その現場の被災者の方とお話をして、こちらのいろんな経験を伝えて、ただその経験が全部使えるわけではなくて、各地各地の事情があるということもわかりました。

この支援のお話の中で、先ほどから何度も繰り返されていたこちらからの支援者、野崎隆一さんが神戸まちづくり研究所事務局長ということで、何回も現地のほうへ通っておられます。



そういったご体験の中から今の課題をお話しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

### ③野崎隆一（神戸まちづくり研究所事務局長）

#### 震災復興まちづくりにおける専門家の役割と実践活動の課題



【野崎】もう胸がいっぱいでしゃべるのが難しい状態です。

「受援力」という言葉がありますよね。我々、支援したいと思って現地に行っても、うまく受け入れてくれるところってそんなにはないんですよね。今、私も気仙沼に3地区行っていますけれども、それまでは10地区以上、いろんな関係でかかわってきたんですが、今、亀谷さんが話された只越はずば抜けているというか、タイミングがよかったみたいな、さらっと言っていたいたんですが、

我々、こういうことをほかの地域でもやりたいんですよと言ったら、いやあ、あんたたち、待ってたんだと言ってくれたのはこの地域だけなんです。それだけ、地域で何が必要かというのを地域の中で議論されながら整理をして、待ち構えるみたいな、そういうことが本当にできていた地域なのかなと、今さらながらに思っております。我々、非常に運がよかったということかもしれません。

ただ、きょうは阪神・淡路の20周年ということでもありますので、私のほうからは阪神・淡路でできたこと、それが東日本でできたのかどうかというふうなことを簡単にお話をしたいと思います。

もともと専門家というのは、私も建築士会とか建築家協会のメンバーでもあるんですけども、そういう団体の中から見ていると、なかなか地域というところには目が行ってないですね。個人が相手であって、仕事を依頼された相手、それから、いろんな相談会の場での相手みたいなことが大きな対象になっていたんですが、阪神・淡路まちづくり支援機構というのは地域を相手にしようということで、そういういろんな専門家団体が連携した初めての組織だったというふうに思っております。

ただ、地域を相手にする難しさというのはすごくありますよね。我々も、東日本に入って今それをすごく感じているんですけども、いきなり行っても自分たちが何者かうまく説明ができないとか、それから地域の誰を相手にしたらいいのかというのがなかなか見つからないんですよ。そういう難しさが、阪神・淡路のときも、我々の中で直面してきたことであつたかなというふうに思います。

阪神・淡路のときはどういうやり方をしたかという、阪神・淡路まちづくり支援機構のときは、一つラッキーだったのは、こういうことが必要だと言い出してからスタートするまで随分時間がかかったんですね。それは、非常にアンラッキーなことというふうに捉えられがちなんですけども、実はやろうとしてから1年以上、森川弁護士とか、午後から出られる斎藤先生とか、広原先生たちが、議論に議論を重ねて、どういうふうにするのがいいのかというふうなことを検討されたり、それから各対象団体に声かけをして、対象団体の方が集まって、どういう形にしようかという議論を随分重ねました。その議論を重ねた1年以上というのが非常に貴重な時間だったのかなというふうに、今思っています。

そこで練られてつくられたのは、1つは支援機構というものができましたということを発表して、広報して、依頼を何でも聞きますよと、あらゆる専門分野がそろっているから対応ができますというふうなことで広報して、その結果で、まちづくりだとか、個人の方だとか、いろんな相談が来ました。

その相談をまずは事務局で受け取って、この相談内容にはどんな専門性が要るだろうかというのをそこで検討されたわけですね。その中心に森川さんなんかおられたんだと思いますが、どんな専門性が要るかという検討をしたこと。そこには、隠れたニーズも一生懸命読み取って、ここに建築の問題は書いてないけど、やっぱり建築的なイメージがわからないとこの相談に乗れないとか、そんなことで対応したことが非常によかったのかなと。設立まで時間がかかったというのは、必ずしもマイナスではなかったなというふうに思っています。

それから、各専門分野の人たちにとっては、チームでやるというのはほとんど初体験だったわけですね。司法書士さんとか、弁護士さんとか、それから建築士だとか、税理士さんとか、不動産鑑定士さんとか、たしか須磨の月見山の案件のときは、8人から10人ぐらいの専門家が選ばれて一緒に行ったりした経験がありました。そういうことで、お互いの専門分野とか、こういう問題についてはこういう専門性と連携したほうがやれるんだなというふうなことが、チームで出かけることですごく大きな学びにもなりましたですね。そんなことができたのが、阪神・淡路まちづくり支援機構だったなというふうに、今思っております。

一方で、東日本のほうの現状なんですけど、たしか宮城県には士業連絡会というのができていました。ただ、阪神・淡路の支援機構と違うのは、いろんなことを練る1年間という準備期間がなかったんですね。ですから、連絡機構はできているけれども、いきなり震災が来て、じゃあどうしたらいいかというところにさっとつながらなかった。そこが非常に大きな違いかなというふうに思っております。各団体は、個人的対象の相談会なんかもあちこちでやられたんですが、なかなかうまく総合的に組んで入るような形が今まだ十分にはできてない状況にあります。

そうは言っても、復興は、今4年たったところなんですけど、これからまだまだ5年、10年かかるわけですから、これからどう体制を立て直していくのかというのが大きな問題かなというふうに思っています。そのためには、東日本で、後からたくさんの方が報告というか話されますけども、どう連携してそれぞれの専門性の持ち寄りというんですか、ここはこういう専門性があってもっと助かったんだけどか、今からでもやれることはたくさんあると思います。そういう実践の場にこれからは被災地をしていくということが非常に大事なんではないかなというふうに思います。

それから、今、亀谷さんのほうから話がありましたように、気仙沼の只越でも、我々最初に建築士だけで入ったんですけども、いろんな相談会をやるうとするときに、宇都さんたちに来てもらって、最初は横でオブザーバー的に聞いていたんですけど、でも相続の問題だとか、借金が残っているとかという話になると、ぐっと宇都さんが身を乗り出して、それはですねというふうな感じでやり始めてですね、3日間やりましたけど、2日からは一緒に座っていただいて相談に乗っていただきました。そういう具体的な実践から支援機構的なイメージをつくっていく必要があるのかなというふうに思いました。

最後に、これは午後のセッションで少しテーマにしたいなと思っていることなんですけども、阪神・淡路まちづくり支援機構、それから全国に数カ所、支援機構のような団体ができておりますけども、あくまでまだ組織団体の連携になっていますよね。阪神・淡路のときは、組織団体の連携でありながら、こういう案件があります、ここに司法書士の人が1人欲しいというふうに言ったときに、それを各団体に投げかけて、結局手を挙げてくれた人が参加をするというふうな形にしたわけですね。そういう、団体だけで動くのではなくて、手を挙げてくれる個人というんですか、そこをどう大事にしていくのか、そこにどう着目していくのかというのが、これからの専門家連携の大きなあり方を考える上で大事なのかなというふうに思っております。

まずは、こんなところでお話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

【司会】ありがとうございました。

野崎さんは、午後の全体会のパネルディスカッションにも出ていただくことになっております。そこではもっといろいろ深い話をされる予定ですので、ご興味のある方は、ぜひ午後まで

残っていただきたいと思います。

続きまして、仙台弁護士会の宇都彰浩弁護士、先ほどのお話の中で一緒に現地を回られたということでした。

今回、仙台というのは被害の中心の部分ということで、しかも弁護士がそこで頑張らなくてはいけないということで非常に意気込みもあったんですけども、反面、いろいろ問題もあって苦労されたということを知っております。

宇都さんには、その辺のことも、こちらでは余り制約なくお話しいただけるのではないかと思いますので、率直に語っていただければと思います。

#### ④宇都彰浩（仙台弁護士会）

##### 被災者の復興支援と法的課題の対応における視点



【宇都】仙台弁護士会の宇都彰浩と申します。

私、今西野さんからそういう話を聞いたんですが、森川さんから言われたのは、被災者の復興支援と法的課題の対応における視点ということで話をするようにというふうに伺っておりまして、東日本大震災以降いろんな問題があって、今もいろんな課題があるんですけど、法的な課題については、この後、岩手の吉江さんがお話しされると思いますので、私のほうでは被災者支援の視点というところをちょっとお話ししたいかなと思います。

ます。

私は、平成17年に兵庫県、当時の神戸弁護士会で司法修習というのをさせていただいて、そのときに永井先生であったり、津久井先生であったり、森川先生であったりとお世話になりまして、そのときに学んだことというのは、とにかく阪神・淡路のときに、神戸の先生方が被災者支援するときに言っていた、被災者に寄り添うと、被災者のために支援するんだという、そういう視点が必要だというふうに10年前にここで学んだわけなんです。

それで、10年たってちょうど20周年ということで、ここでまさか自分がこういうお話をさせていただくとは夢にも思っていなかったわけなんですけど、この神戸で10年前に学んだことというのは、まさに今回の東日本大震災でも全く同じで、やっぱり被災者支援するときには、弁護士としては被災者に寄り添うという、そこに尽きるということなんです。

災害って、当然阪神・淡路のときもそうだったんですが、いろんな災害がありますけど共通しているのは、被災者には、何の過失もなく、突然何の前ぶれもなく起こると。そして、それが家族だったり、自分だったり、生命だとか、身体とか、あるいは財産を一方的に奪ってしまうんです。

災害に遭った方というのは、災害に遭ったことでどうしていいかわからないと。絶望のふちに追いやれる。そういう方々を支援するというときには、やはり寄り添って支援するしかない。逆に言うと、寄り添わない支援なんて何の意味もないというふうに私なんかは思っております。

その被災された方が、できるだけ早く、被災前の生活に完全に戻れなくても前の生活に近い状況に戻るようにすることが被災者支援なんじゃないかなというふうに、東日本を経験してそういうふうに思っております。

被災者がもとの生活に戻るってどういうことかということ、安全な住まいを確保する、仕事を取り戻す、あるいは地域コミュニティーを取り戻して、安全な、震災前の状況に限りなく近い状況まで回復させてあげることが大事なんだなというふうに実感しております。

今回の第1分科会のテーマでは、「すまいとくらしの復興」というふうになっています。

住まいの復興、ただ家があればいいというわけではないんですね。それは、どういう家に住むかというのは、被災者みずから自分で選択できるように、自分で決めて生活できるようにしてあげることというのが大事なんじゃないかなと思います。そこを決める、どういうふうに自分が生活を再建させるか、住まいを再建させるかというところを決められるようにするところを専門家は支援すべきだ思っております。

当然、被災者の方々って、いろんな条件の方々がいらっしゃいます。健康状態、年齢、男女の差とか、仕事があるとかないとか、家族がいるとか、借金があるとか、いろんな条件があるんですね。そこの方々に寄り添うというのはどういうことかということ、その人たちのお話をずっと聞いて、それでできる可能な限りいろんな選択肢を示してあげると。そして、決めていただけると。

そのためには、いろんな自治体が出しているわかりにくい制度をわかりやすく伝えるとか、難しい法律問題を簡単に教えてあげる。それを解決できる手助けをする。その上で、被災されている方が、自分で、自分は将来どういうふうに生活したいかということが決められるように支援する。そこが専門家、とりわけ弁護士はそういう視点に立って支援することが求められていたんじゃないかというふうに思っております。

残念ながら、東日本大震災の直後というのは、いろんな弁護士がいろんな被災地に行って、いろんな話をしました。そこでやっていたことというのはどういう相談かということ、弁護士なんだから法律相談。法律相談があれば来てくださいという、そういうスタンスなんですね。だけど、よくよく考えてみると、普通に生活していて、特に漁村だとかで全く弁護士とか関係ないところで生活していた方々にとって、法律相談やっていると、来てくださって、行かないですよ。何でかといったら、弁護士に何相談していいかわからないと。何が法律相談かというのがわからないんです。

弁護士がやっていた法律相談、震災の直後にやっていた相談の多くは、法律相談やっているので来てくださいと。被災者の方で法律問題かどうかというのを選別させて、その上で相談に来てくださいという、そういうスタンスだったんだと思います。それは被災者の人からすると、弁護士さんに何を相談していいかわからない。わからないから話を聞きに行けないと。そういうことで、なかなか実践的な法律相談なんていうのはできなかったんですね。

只越にかかわった弁護士がやったことは何かということ、別に法律相談じゃなくてもいいと。お話ししませんかと。震災前、どこでどういう生活をしていたんですか、誰と住んでいたんですかとか、そういうところから話を聞いていく。そうすると、当然震災があつて失ったものは何なのかというのがわかってくるわけですね。それで、今後どういうふうにしたいですかと、そのためにはこういう方法がありますよと。

例えば、公営住宅とか、あるいは防集で移転するとか、あるいはほかの土地に行くとか、いろんな選択肢があるわけですよ。それを示してあげて、そのための条件、あるいはメリットとかデメリットだとか、いろいろ説明して、あとは被災者の方に決めていただくと。被災者の方、それぞれ適切な時期に適切な情報があれば、自分たちでちゃんと判断できます。それは憲法でいうところの自己決定権をちゃんと尊重して、自分で決定できるようにするところを支援するという、そういうことになるんですね。

なので、我々は、弁護士としては被災者に寄り添うと。寄り添うって一言で言うと簡単なんですけど、実際はすごく難しい話なんですけど、それをやっていかなきゃいけないと。逆に言うと、やってあげれば、被災者の方々は自分たちで自己決定して、自分たちで住まいを再建できるし、生活を再建する力を持っています。そういう方々がいっぱい地域にまると、地域のコミュニティーだとか、そういうのもきっと再生されていくということになるんだと思っております。

あとは、その話を聞いている中で出てきたいろんな問題があります。例えば、この後、吉江さんが報告されるように、住まいを再建するための土地の問題だとか、そういったものが法的に障害になるのであれば、それは変えていけばいいだけだと。変えていけばいいだけと簡単に

言いましたけど、すごい大変なんですけど、そういうのに努力していくということが求められている。

仙台弁護士会とか、私たちが今問題にしているのは、これから公営住宅とかできて、入るときの保証人の問題だとか、先ほど防集の借地の問題というのがありましたけど、借地料の減免がある一方で、借地を借りるときの連帯保証人を2人用意しろという自治体もありますので、被災者にとって連帯保証人を用意するということがどれだけ大変かということを経営は全くイメージできてないんです。そういったところも変えていかなきゃいけないしと。

課題はいっぱいあります。そういうのは、どういう視点で変えていくかといったら、やっぱり被災者に寄り添うと。被災者にとって、本当にあるべき姿はどうなのかということを考えているんな制度を改善していくという、それが多分、我々専門家に求められていることじゃないかなというふうに思っております。

いろんな問題ありますけど、今後とも皆さんのお力を借りて、少しでもいい方向に変えていければいいなと思っております。

以上です。

【司会】 どうも、ありがとうございました。

現場を踏むという点では、宇都さんは本当に現場主義で、毎週毎週いろんなところへ通っておられます。そういう姿勢は、先ほどちょっとご紹介いただきましたけれども、阪神・淡路の精神を受け継いでおられるのかなというふうに思います。

この考え方が全国のほうへ、専門家の中に広まっていくようにということで、我々阪神・淡路まちづくり支援機構もいろんな場面で発言をしてきたわけですが、こういった被災地の中で、そういう芽が出てきているということを知ると、こちらのほうも大変うれしくなるというところです。

次は、岩手の弁護士会のほうから吉江暢洋さんにお越しいただきました。

岩手は、災害発生当初の時期に、兵庫県のほうから法律相談など協力体制ということで支援に行かせていただいたこともあって、そのときからのおつき合いということになります。現状をお話しいただけますでしょうか。

## ⑤吉江暢洋（岩手弁護士会）

### 被災地復興法制の課題と土地収用制度の改正について



【吉江】 皆さん、こんにちは。岩手から参りました吉江と申します。よろしくお願いたします。

これまでのところ、被災者ご本人の方とか、支援に携わる熱いお話が幾つもありましたが、私のほうは与えられたテーマが災害法制の課題という、あんまり熱くない、ちょっと冷たい話をしなきゃいけないのであれなんですけど、私のほうでレジュメを用意しております、A4一枚物で表裏に印刷されているものがございます。これに

沿ってお話をさせていただきたいと思っております。

その前に1つ。復興法制といったときにどういった法律を思い浮かべるかということなんですけど、復興というと、家をつくるとか、町を再建するとか、そういったほうに目が行きがちなんです。防災とか災害直後の救助の関係とか、その辺はちょっと頭から抜け落ちてしまいがちになります。結局防災の観点も被災直後の救助の観点も、最終的には復興につなげていかなければ

ればならないものですので、復興法制といったときには、災害にかかわる法律全てなんだということを頭に置いておく必要があるのかなということを考えています。行政などに特に顕著ですが、専門家もそうですけど、どうも切り取って考えがちですね。この分野はこの法律だからといってそこしか考えないとか、そういうことがありがちなので、そうではなく、全体をきちんと見るべきだなというところを、まず1つ押さえておきたいところです。

そういった中で、復興法制について話をしようとなると物すごいことになってしまうんですが、その中でも特に代表的なものを3つばかり挙げました。

まず1つ目は、災害救助法という問題です。これは、まさに被災直後の救助に関する法律でありますけれども、結局、それはその後の復興につながっていく重要な法律になります。

この災害救助法というものについての大きな問題はたくさんあるんですが、まず1つ目としては、現物支給を前提とする取り扱いという問題があります。災害救助法というのは、災害直後に何をやるかということが書かれているわけですが、例えば仮設住宅の供与ですとか、もちろん食料ですとか、衣服ですとか、そういったものの貸与ですね。いろいろ書かれているわけです。ですが、この法律は、条文上、それは金銭支給もできますよということが書かれています。ところが、行政というのは、これについては現物支給に固執しています。なので、なかなか弾力的な取り扱いが難しいんですね。

私が実際経験したものですけど、救助法の中に生業に必要な金品の給与、貸与というのがあります。私が相談を受けたのは漁師さんで、漁に使う網ですね、これが被災でやられてしまったんだけど、無事だった網が近所にあるのでそれを買いたい。そのためのお金をこの救助法の生業に必要な金品の給与というところで何とかならないかということ行政に相談したんです。ところが、行政のほうは、それは現物支給が原則で、お金は出せないの、買いたいからと言われてもだめだということで断られてしまいました。

その方は、その段階でお金が渡されてその網を買えれば、船が無事だったもんですから、すぐにまた漁に復活できたわけですが、行政がそこにこだわったために、結局最終的には随分たってからじゃないと網を新しくすることができずに、それはまさに復旧が行政のせいで遅れたということだと思います。漁師の方が漁に復活するというのは、復旧どころか復興につながるお話ですから、そういった固執した硬直的な取り扱いのためにおくれていることが幾つもあるということなんです。

これは、災害救助事務取扱要領というのがありまして、この中に5原則というのが掲げられています。平等、必要即応、現物給付、現所在地救助、職権救助と、こういうのが定められているわけですが、これに強く固執をしているわけです。なので、この固執をやめて、それとは違う柔軟性とか、弾力性とか、そういった視点をこの法律に取り込んでいかなければいけないということを考えています。

それから、今申し上げました仮設住宅を取り巻く問題というのもあります。現状は、仮設住宅というのは2年以内の利用ということになっていて、そのために建築基準などが緩和されています。ところが、結局大規模災害の場合にそもそも2年間で足りるのかという問題があります。

仮設住宅の供与で、2年以内に確かに復興が進んで本設に移転できれば、それが一番良いことですね。で、もともとは多分そういう理念でつくられているんだと思います。2年以内に何とか復興を果たそうということで、仮設住宅が2年の利用ということになっているんだと思いますが、現実的にそれが難しいときに、結局そこも2年に固執することで、期限が来てしまうと1年ごとに更新というようなことになってしまいます。

そうすると、被災者の方にしてみると、自分はいつまで仮設にいられるんだろうかと。移転先が全然つくられないのに、仮設の期限だけが来てしまうというような不安感をずっと感じ続けているということになります。これも、2年以内というところに固執するのではなくて、やはり災害の規模に応じて柔軟に考える必要があるんじゃないかということがあります。

それから、みなし仮設という問題、これは非常に難しい問題でして、考え方は両面からあるわけなんですけど、もともと賃貸住宅に住んでいた方が被災してその家をなくされたらと。その後、

みなし仮設に入るということになると、今まで家賃を払っていた方が、被災があったがために、今度は家賃を払わずにアパートに住めるという状況になるわけです。それはおかしくないかという視点が1つある。ところが一方で、被災によって被災前と同じだけの収入が得られるわけではありませぬので、家賃を払っていく能力そのものが被災によってなくなっていると。そうだとすると、被災前も賃貸だったからといって、被災後も家賃を払えとはなかなか言えない。

そういった両方からの視点をどうやって調和させて、平等な仮設住宅の供与ということができるかということも考えていかなければいけないというところだと思います。

災害救助法に関してはまだまだたくさんあるんですが、このぐらいにして、次に災害弔慰金のお話ということをしていただきます。

災害弔慰金の不支給の決定に関して、今被災地では訴訟が幾つか起こされています。だんだん進んで判決も出てきておりますけれども、こういった中で災害関連死の審査のあり方について、いま一度議論が必要なんだろうということだけ指摘をさせていただきます。

そして、被災者生活再建支援法という問題ですが、まず被災者生活再建支援法、先ほど基礎支援金と加算支援金のお話がありました。これは世帯ごとに支給されるということになっています。これが、実はとても問題でして、被災のときはご家族で住んでらして、基礎支援金が世帯主に代表して払われるわけですね。ところが、仮にお父さんとしましようか、基礎支援金もらったお父さんがそれをパチンコに使っちゃって、全然生活費に回ってこないよ、みたいなご相談を奥様から受けるというようなことがある。そうすると、世帯に出るものなのに、現実には世帯主が自由に使いちゃっているという状況になっていて、そこをどうするのかという問題。

それからもう一つは、この復興が遅れたことによって、もっと大きな問題が発生しています。復興がおくれるということは住宅の再建が遅れるわけですから、加算支援金の支給と基礎支援金の支給が随分離れることになります。

基礎支援金を受給したときには家族で住んでいたんだけど、その後離婚などをして世帯が分離してしまうということがあり得ます。この生活再建支援金は、被災時の世帯を前提にした支給ですので、被災後に世帯が分かれるということは予定してないわけですね。そうすると、加算支援金って誰がもらうんですかという問題が出てきます。離婚をしてしまうということになると、双方が住宅を再建しなければいけないという話になりますが、加算支援金はどちらかにしか出ないということになってしまう。そうすると、結局、当時世帯主ではなかった妻子には住宅再建のための支援金が入ってこないという問題が出てきてしまいます。それはおかしくないだろうかということを感じています。なので、この点もどうにか変えていかなければいけない点ではないかと思います。

それから、自治体ごとの適用区分の問題点、これは竜巻被害とか、噴火被害で指摘されていますが、自治体ごとにこの法律が適用されますので、例えばこの市町村では5戸以上の家が被災しました、なので、被災者生活再建支援法の適用があります。ところが、隣の市町村はたまたま災害の余波で一、二軒だけ被災していますということになると、その市町村にはこの法律の適用がないわけですね。

今は、被災家屋が少ないところは、市町村とか県とか、そういったところが同等の支援金を出していますけれど、たまたまその市町村内の被災戸数が少なかったがために、この法律の適用が受けられないということはおかしくないだろうかと。これは、市町村単位、自治体単位ではなくて、災害単位で考えるべきじゃないかというようなことを指摘しておかなければいけないと思います。

ここには書いてありませんが、それに加えて、あとは住民参加ですね。復興に関する住民参加を制度的に保障していく必要がないだろうかということを考えています。法律が難しければ、例えば各地の条例の中にきちんと住民の意思を反映させる仕組みを取り込んでいかなければいけないんじゃないかなというように感じています。

最後に1つだけ、土地収用制度の改正点ということについてだけお話しさせていただきます。問題の所在というのは、復興事業用地確保の困難性というところなんです。

平成27年1月、最近の岩手県の統計ですが、復興事業のうち、災害公営住宅について45%

が未着工です。半分近くがまだ着工すらしていません。学校施設は3割未着工、病院などの医療機関は67%未着工です。これらの未着工の中で、いまだに用地も決まっていないという問題はかなりの割合で存在しています。そういった復興事業用地が確保できないということが問題の所在になります。

平成25年度の東北弁連大会において、復興事業用地の確保の必要性というのが指摘されて、その後、岩手県と岩手弁護士会で共同研究を重ねて、平成26年の4月に東日本復興特別区域法が改正されました。この中で、土地収用の特例ということで要件が大分緩和されています。

それから、収用の決定がされる前に先に利用だけ進めてしまうという、収用に伴う緊急使用ですね、この期間の延長、それから不明裁決といって、所有者が誰だかわからないというような場合に、誰だかわからないまま収用するというやり方、そのためのガイドラインなどがつくられました。これによって、26年の11月ごろから新しい制度を利用した動きがはじめていて、先日、大槌でも50戸未満の防災集団移転促進事業について土地収用の申請がされました。

運用状況として、今のところは所有者の所在が全くわからないというような事案で活用されていて、それは私たちが考えていた改正の狙いどおりのところですが、これからは所有者がわかっているのにきちんと交渉もしないでいきなり収用してしまうというような不当な利用がないようにきちんと見ていかなければいけないというところがあります。

これは、今の東日本の被災地だけでの問題ではなくて、こっそりと復興特区法とあわせて、大規模災害からの復興に関する法律という法律でも同じ改正がされています。これは、恒久法、東日本だけに当てはまる法律ではなくて、一般的にこの先もずっと残る法律ですので、次にどこか大きな災害が起きたときには、その大規模災害復興法を使って、収用法の緩和されたものが適用されてしまいます。そうなったときに、不当に権利が害されることのないようにきちんと見ていく必要があるということを指摘させていただいて、私の報告ということにさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

【司会】ありがとうございました。

法的な問題になると、私共弁護士としても興味深いというところもありまして、ちょっと時間オーバーになりましたが、ご報告をいただきました。

さて、ここで登壇者の方を交代いただきまして、次の組の方に座席についていただきたいと思えます。

顔ぶれを変えまして、続けていきたいと思えます。

次は、石田英之様、福島県の不動産鑑定士でいらっしゃいます。福島県のほうでも、被災をした結果、不動産の価格の変動をどう見るかというような大きな問題が生じておるということで、その点についてご報告をいただきます。よろしくお願ひします。



## ⑥石田英之（福島県不動産鑑定士協会）

### 被災元地の買取り及び移転先の土地の買取り等、復興事業関係の土地の評価に関する現状と問題点

【石田】皆さん、こんにちは。公益社団法人福島県不動産鑑定士協会の石田と申します。

震災当時、私たちも阪神・淡路まちづくり支援機構の方には大変お世話になりました、ゴー



ルデンウイークごろですか、ワンストップ相談会ということで、こちらのほうにも来ていただきまして、そのときにいろいろ激励の言葉であったり、力強い言葉をいただいて、それが今の活動の支えになっているのかなというふうに思います。



今も、福島県の場合はちょっと特殊な事情がありまして、被災が続いているというふうにも見られますので、特に県外避難されている方がおりますので、県外に出向いての相談を今も継続しております。

今回与えられたテーマというのが、被災元地の買い取り及び移転先の土地の買い取り等ということで、復興事業関係の土地の評価に関する現状と問題点ということなんですけれども、津波の格差とい

うことで、森川さんのレジュメのほうにも減価率ということで20%だったりだとか、そういった数字が出ておりましたけれども、この辺に入ってきますと、多分鑑定士同士でも意見が割れてくるような、非常にマニアックな議論に入ってきてしまいますので、そこには触れず、実際の土地の評価をどういうふうに今対応しているのか、そういった話を中心にさせていただきたいなというふうに思います。

津波被災に関しましては、青森から千葉まで広範囲な状況で被災が起きております。同じように、岩手、宮城、福島と、そういった津波被災地をどういうふうに評価するかというのが1つ目の課題でございまして、ただ福島県の場合ですけれども、特に福島県の場合は、浜通りと、中通りと、会津地方と、3つの地域に分かれまして、それぞれ特徴が異なってくるということがあります。中通り、浜通りの間には阿武隈高地がございまして、会津地方と中通りの間には奥羽山脈があるということで、地形的にも文化的にも気候的にもかなり違うと、そういった状況があります。

そして、東京電力の福島第一原子力発電所が双葉町と大熊町の間位置しているという、こういった状況の中で、浜通りの沿岸部には津波の被災が生じてしまったということになります。

中通りのほうを見ますと、津波はございませんでしたが、特に建物の倒壊といった、そういった物的な被害が非常に多かった地域でございまして。

それから、会津地方というのは、特に観光で成り立っているような地域でございまして、やはり原子力発電所の事故を踏まえまして、今風評被害とまさに闘っている地域ということもございまして。

被災地の買い取りということで、会津地方は関係あるのかなということもありますけれども、第一原子力発電所の事故の関係で、大熊町なんかは会津若松市に町ごと庁舎が移転するような形になりましたので、災害復興の公営住宅というのも県内各地、広範囲にわたって買い取りをしていると、そういった状況があります。ですから、津波の被災による沿岸部だけの影響だけではなくて、福島県の場合ですけれども、原子力発電所事故の影響もありまして、県内各地でさまざまな影響が見られる、そういった状況になっております。

土地評価に関する現状と問題点ということですが、まず津波被災地そのものの評価の困難性ということ。それから津波被災地の周辺地域の地価動向を把握することが非常に重要であると。今度は、津波と先ほどの原子力発電所事故の避難指示区域、これがかぶっている地域というのがありますので、今ここに踏み込んで評価を始めているところでございまして、これが非常に考え方が難しい、こういった困難性があります。それから税務評価との整合性。こういった4つの問題、こういったものも踏まえて、これを実際理論的に検証して次に備えていかなければいけないと、そういったのが大きなテーマかなというふうに思います。

まず、この1から4について、簡単に、一つ一つご説明していきたいと思っております。

津波被災地の評価の場合、私たちは基本的には取引事例、そこにある取引をもとに価格を決めていくわけなんですけれども、津波被災地の場合はそもそも取引自体が存在しないと。そういった中でどうやって価格を決めていくのかと、そういった問題がございます。

それから、最有効使用の判定が難しいと。私たちは、そこを宅地として利用するのか。宅地であれば、住宅なのか、商業地なのか、もしくは畑なのか、田んぼなのか、そういったものを判定するんですけれども、そもそも何もなくなっている状況で、何が一番適した利用なのかと、そういったものを非常に把握するのが難しい状況であります。

これは、津波から1カ月たたないぐらいですかね、いわきのほうに行ったんですけれども、まだ撤去が終わってない状況で、どこも進入禁止というような状況でございました。

これは、相馬のほうですかね、南相馬かな。駅舎だけが残っていて、周りは全て流されてなくなっていると、そういった状況でした。

これが、実際に24年、約1年後現地を評価すると、そういった状況になったわけなんですけれども、現地に行ってみますと、結局これ、どこが宅地で、どこが農地で、どこが山林だったのかというのが正直わからないんですね。ですから、GPS等で、iPadを持って、今ここに立っているんだなど。それをまた巻き戻して、昔ここに家があったんだなど。そういったものを把握しながら評価をしていくという、そういった難しさがあります。

先ほど、減価率20%というのが出てきましたけれども、あくまでも理論値としてそういったものが出てきたわけであって、今後我々としては、その理論値が正しかったのかどうか、今実際に取引事例というのがぽつぽつと出てきていますので、それと比較して検証をしていかなければいけないと、そういった時期に来ているかなというふうに思います。

それから2つ目、被災地周辺地域の地価動向の把握と。特に、高台移転であるとか、防集の素地を買うであるとか、そういった高台の需要が高まっていると。そういったうわさであったり、臆測であったりといったのが震災1カ月後にもう既に出てきておりました。

実際どうなのかということなんですけれども、これは我々の協会で行ったアンケート結果ですが、ちょうど土地価格が底値に来ていたときで、もう十分下落し切った、下げ止まりかなという時期に東日本大震災が起こったわけなんですけれども、ここで完全に不動産の取引市場はストップ状態だろうというふうに考えていたわけですが、ここで、右下ですかね、浜通りでは、買いの問い合わせがふえたというのが50%を超えていて、実際に浜通りではそういった需要が非常に強まっていると、そういった状況がこの結果から初めてわかったと。で、価格のほうも浜通りだけは上昇したと、そういった結果が出てきました。それ以外、中通りは7割、6割下落した、会津も下落したという状況だった。これが、23年5月1日時点でどうですかというのを聞いた結果でございます。

それから半年たちますと、浜通り、買いの問い合わせがふえたというのが約47%。先ほどよりもかなりふえた。逆に、中通り、会津地方では問い合わせが減ってしまったという状況に変わってきていました。

やはり、価格も浜通りは上昇したと。浜通りに限って言いますと、ちょっと色が混在して見づらくはありますが、このクリーム色と緑色のところが上昇であったり、ふえたであったりといったものをあらわしておりますけれども、どんどん、どんどんふえていくというような、非常に浜通りに関しては強気の状況、特にいわき方面ですけれども、そういう状況に変わってきたと。ですから、先ほど、最初に見せた浜通り、中通り、会津というのが全く異なる動きをしてきてしまったと。

その中で、災害復興公営住宅を浜通りにつくったり、中通りにつくったり、会津地方につくるところでございまして、その地域はどんな動きをしているのかというのを把握するのが非常に難しい、そういった事態が起きました。

それから今度、津波と避難指示区域のダブル地域というところですね。特に、この沿岸部に関しては、緑色の南相馬であったり、檜葉であったり、避難指示解除準備区域というのはもう入れますので、その津波地域とこの区域が重なったところの評価を今求められていると。これからどんどん、どんどん中に入っていくわけなんですけれども、先ほど、最有効使用が難しいと

いうふうに言いましたが、ここも取引がまずないと。復興計画がどうなっているのか。それから、実際の取引事例が今後の検証課題としてあります。ここは瓦れきの撤去は終わっているんですけども、草が生えてしまって、より一層どうだったのかがわからないような状況になってきているというところの難しさがございます。

これは、アンケート結果で、避難指示解除準備区域の価格変動、どうでしょうかと聞いた結果なんですけれども、これは不動産業者さんに聞いたところ、下落という答えが多いんですけども、一部上昇という答えもあります。これは震災前と比較してどうかと。ですから、立地状況によっては、原発事故の前線基地として企業立地がどんどん進んでくると、そういう前向きな意見も出てきまして、上昇なのか、下落なのか、非常に見きわめが難しい状況になっているということでございます。

これは、福島民報の記事ですけれども、今度は中間貯蔵用地の買収の報道が今は非常に多く見られております。地上権設定、借地方式といった話がございまして、それでは不満だと、そういった声もいろいろありまして、差額については県が出しましよと、そういった話も今出てきているといったこととございまして、今借地方式というふうなことになりますと、地代収入が入ってくるわけですから、今度これに関しては固定資産税がかかってくるということとでございます。

そうすると、固定資産税の評価額を幾らにするのかと。買収の場合は高く売りたいというのがありますけれども、税金を取られる場合は安くしたいと、そういった相反するところでの評価をどうするのかと、そういった問題が今直面している課題でございます。

それから、東京電力さんで賠償金を固定資産税評価額をベースにしているんですけれども、これ、各市町村を横並びに見ますと、例えば農地の評価、各市町村によってばらばらなんです。山林もそうです、原野もそう、雑種地もそうです。課税地目さえ違う。そういった状況で、こういった整合性を図っていくことは非常に重要なことというふうなことを感じております。

これら4つを検証して次につなげていく。被災地価格としてはどうあるべきかと、こういったものを検証して、万が一の事態に備えて評価理論というのを構築することが我々の使命かなというふうに考えております。

以上、私の報告でございました。ありがとうございました。

(拍手)

【司会】 どうも、ありがとうございました。

鑑定の問題は、阪神・淡路のときには、特に被災したマンションを修繕などをした場合に、今度はそれが一体どれぐらいの値段で売れるようになるんだろうとか、そういったことで建物としての問題点はかなり重視されていた。福島のほうは福島のほうで、土地も含めて津波とそれから原発と非常に大きな問題を抱えていらっしゃるということがわかりました。

どうも、ありがとうございました。

続きまして、近畿税理士会のほうから大野秀朋さん。

ごめんなさい、第1分科会のチラシをつくりましますときに、誤字がございまして大変失礼を申し上げます。秀朋さんのトモの字は「朋」でございます。おわびして訂正いたします。

税金の話と災害復興とは実は密接な関係があるということは、阪神・淡路のときに我々も直面いたしまして、土地の所有権などを動かすと、そこで必ず税金の問題が発生すると。ですから、税理士さんのお力を借りないとうまくいかないということは多々あったということです。

今の現状等、お話しいただけますでしょうか。

## ⑦大野秀朋（近畿税理士会）

**被災地買取りにおける譲渡所得税の扱い及び移転先土地の分譲に伴う固定資産税の課税上の諸問題、並びに消費税に関する課題**



【大野】近畿税理士会の大野でございます。

現状、近畿税理士会では、神戸支部を中心に5名程度の税理士が、不定期ではありますが、税法についての検討、意見交換を行っております。

今までの皆さんのお話を聞いておりました、復興の税法、税制が、果たして復興支援、あるいは被災者に寄り添っているかといいますと、必ずしもそうではないというのが我々の一致した意見でございます。例えば被災者生活再建支援金に関しましても、当初、課税庁はこれに対して課税するという取り

扱いをかたくなに変えませんでした。これがさすがに反発を招きまして、あちこちから強い反発を受けて、やっとその取り扱いを変えたということがございました。

ことほどさように、課税庁は血も涙もない対応をするんですけども、生活再建支援金に関してはいいでしょうと引込めたんですけども、これから恐らく問題になってくるのは原発の賠償金ですね。ここに関しては、原則的な取り扱いをしてくれと、今のところは言ってます。例えば、ある商店が食料品を汚染された。その分の賠償金を東電が出しましょうといったときに、これ、税務上どういう取り扱いになるかと言われたら、売り上げに計上してくれという話になるんですね。ですから、東電が棚卸資産に関する賠償金として賠償金を出した場合には、税金上、これは売り上げに計上しなければならないということになっているんです。

また、ある会社が汚染の影響を受けて経営がちょっと不振になったと。そこで、従業員さんにお支払いする給料がどうしても目減りせざるを得ないと。その目減り分を東電が補償しようというときになった場合、通常受け取られた給料と目減りした分の差額に関しては、課税庁、これは一時所得で申告してくれというふうなことを言っています。

で、現状どうなっているかとなると、多分、恐らくこういった方たちは一時所得としては申告してないと思います。我々の邪推ではあるでしょうけども、課税庁は今のところ、当面黙ってその申告書を受け取るであろうと。ところが、これが3年か5年ぐらいたった後、一時所得としてこれ申告していませんねと、あるときを境に言い出す可能性があるだろうと。課税庁は、今じっとその資料を蓄えているところではなかろうかというふうな意見でございます。

もう一つ。阪神のときにもあったと思うんですけど、特に津波の場合、相続の問題が出てまいりまして、相続で何が問題になるかという同時死亡なんですよ。ご家族が一気に亡くなってしまった場合、順序がつけられないですね。ご主人が先に亡くなったか奥さんが亡くなったかわからない場合、同時に死亡したように取り扱ってくれと。これも相続税法上、課税上の技術上の問題なんですけども、どっちが先に亡くなったかということによって税金の取り扱いというのは大きく変わってくるんですよ。これは、民法で同時死亡というのが決まっているというのが課税庁の見解で、どうしてもそこは曲げられないということで、このあたりの取り扱いはいまだに変わってないということですね。

それと、税金面で特に、多分東北の方たちもいまだに苦労されていると思うんですけども、雑損控除の計算だとか、手続だとか、非常に複雑で煩雑なんですね。我々、専門家でもそうそう簡単にできない。

象徴的なのが、平成24年の震災のあった翌年の確定申告時期、ちょうど今ぐらいですけども、電話がかかってまいりまして、申告相談ですよ。申告相談で、どうも申告書の書き方がわからんと。どういう資料を出して、どこにどう書いていいのかわからんと。よくよく聞いてみますと、その方は国税庁の職員さんでして、国税庁の職員さんから書き方がわからんて電話がかかってきたんですね。

ことほどさように、この手続が煩雑、計算が複雑な面が税金にはあるということで、なかなか

か復興支援には税金が直接的にはかかわれないというもどかしさを我々感じながら日々を過ごしております。

土地区画整理事業に関して触れますと、土地区画整理事業に関しましては1つ大きな改正が平成23年にされました。これは、内容、取り扱いは大きく変わったということはないんですけども、実は大きな改正でございまして、今までは土地区画整理事業というのは、その施行区域内での移転に関しては適用するという、そういう話だったんですけども、この平成23年12月における改正では、土地区画整理事業区画外への換地に関してもこの適用を認めるということでございます。

あと、震災絡みで、新設されたのは平成26年度からですけども、いわゆる津波防災地域づくりに関する1つの法律が新設されました。津波防護施設に係る取用適格により土地等が買い取られる場合には、5000万円を控除するというのが新設されたんですけども、我々税理士会というのは、税務の世界にどっぷりと肩までつかっておりますので、この5000万円控除といったのを耳にしたときに、課税庁、頑張ったなと思うんですけども、よくよく考えてみれば、一般目線で考えれば、5000万円という線引きは一体どこから来たんやと。5000万円ですりかかるとか。もっともっと言えば、全額控除しろよと。所得控除にしても課税ゼロにしろよと思うんですけども、そのあたりはやっぱり5000万円、いわゆる課税庁が言うところの課税の公平性の確保ということで譲れない線なんだなというのが我々の実感です。5000万円というのは、各種ある控除の中でも最大の金額でありますので、課税庁としても最大の配慮をしましたよということが言いたいんだとは思いますが、そもそもそこがいいのかというのが疑問視されるところではあります。

話は戻りますが、先ほどの原発賠償金の話で、東京弁護士会が財務省に申し入れ、意見書をたしか出したと思うんですけど、これは全額非課税にしろ、課税するなという意見書で、本来ならば我々税理士会が出すべき書類を、弁護士さんに先立って出されたというのはまあまあ恥ずかしい限りではあるんですけども、今後、これは税理士会としても声高に叫んでいきたいとこだなとは思っております。

あと、復興支援ということで、一番身近なところで言いますと、やっぱり消費税というところは避けて通れないんですけども、この消費税、現行8%ですけども、平成28年4月からは10%になります。10%といえば何となく耳ざわりはいいんですけども、これ、よくよく考えてみると1割ですよ。1割の負担を被災者の復興事業にも課税するののかといったところは、これはちょっと考えてくれよというのは、近畿税理士会としても国税庁のほうには申し入れております。

やはり、国税庁の見解とすれば、先ほど申し上げたとおり、課税の公平性等考えれば、ある特定の地域だけ免除するというわけにはいかないということをするんですけども、我々考えると、技術的に全然できないことはないと思っています。特定地域を設けて、そこでの取引に関しては免税とするということをやれば、少なくとも8%、あるいは10%の負担が減るといったところでの復興支援、税制における復興支援が、そういったところでできるのではないかなと思っています。

あと、税金全般に言えることですけども、税金での復興支援とか、被災者に寄り添うといったことは、ちょっと自虐的な話になるんですけど、税金での支援というのは、税金を払っている人に関しては還付だとか何とかで支援はできるんですけど、そもそも、例えば年金生活者であるとか、低所得者であるとか、税金を余り払っていない、あるいは払っていない人に関しては何の手だてもできないですね。還付もできません。

ですので、税金というのは、悲しいかな、払っている人に関しては一定の手は差し伸べられますけども、そこには限度があるというのが、我々いつも活動していてもどかしい思いをしながらやっておりますけども、その辺は諦めずにといいいますか、粘り強く復興支援をやっていきたいと思っております。

近畿税理士会からの報告は以上です。

(拍手)

【司会】 どうも、ありがとうございます。

なかなか技術的にも難しい問題がある。当局側は税収を確保したというので非常に厳しいというお話でした。今後とも、税理士会等、ほかの士業も協働して、いろんな税金に関する視点も取り入れた意見書などを出していきたいと思っております。

続きましては、福島司法書士会から加藤三郎さん。福島の相馬の地区で仕事をされている方ということで、現状と、それから司法書士会としていろんな相談活動をされた中から、どういった問題点を把握されているか、そういったことについてご報告いただきます。お願いします。

## ⑧加藤三郎（福島県司法書士会）

### 被災地の土地買取り、買収と相続登記の問題点



【加藤】 福島県相馬市は福島県の海岸線、この一番北端に位置するのが相馬市でございます。今般お招きいただきましたので馳せ参じたわけでございますが、まず最初に、ここに至る相談所の開設等の問題については、震災と同時に私共の各事務所等々が震災に遭って休止状態に至ったわけなんです。その際に、まず、私共グループ自体が4団体、すなわち司法書士、行政書士、税理士、調査士会の幹事役の方々と、平成23年度は何か団体で法律相談関係を開

こうという話し合いをやっておりましたので、このメンバーと一応連絡をとりまして、行政との話し合いに入りました。

やはり、こういう大規模な災害的な問題については、我々団体単独での行動ではできない。行政とともにこの相談所を開設すべきだというふうに私どもは考えていました。それで、現実には被災と同時に、20年前の「神戸発の復興に向けて」、兵庫県司法書士会の冊子が私の手元にありましたので、この本1冊を携えて、大体1週間事務所を休んでこの中身を拝見させていただきました。そうしますと、相談業務というものの立ち上げの仕方というものは、1団体だけでなく、あらゆる団体のワンストップ型の相談開設というものがいいんじゃないかという言葉も若干散見いたしましたので、直ちに私共4団体協議会を即立ち上げようということで行政と相談に入ったわけです。

なかなか難しいもので、現時点において、行政の分庁舎的な事務室をお借りして開設しようとしたんですが、場所的にあいてないとか。しかし、行政の場所でやらなければ、外にテントを張ってやるのかということになりますと、それも難しいだろうということで、それから、受付を行政から出して欲しい。ところが、行政で受付をする職員がいません。それで、急遽何らかの方法を考えて欲しいということと、相談所に電話をつけて欲しいと、こういう3点の要請をいたしました。

しかし、なかなか難しいという話でしたが、最終的には相馬市長以下の災害対策本部会議の中で、結論を出したのは市長です。市長が即決行政の中で対応すべきものは支援すべきと結論を出していただいて、行政の場所をお借り出来ました。

しかし、行政の場所で、受付関係についても、難しい問題は職員がほかの仕事に携わっているためになかなかそういった支援、受付まではできない。そのため、地元相馬に、IHI（元石川島播磨重工業）という2000人規模の会社があり、その子会社の女子従業員が、ベルトコンベヤーが壊れて休業中のため、相談所の受け付け関係をお願いしました。そして、相談所

の受付関係については、従業員が受付を担当したときは、会社が給料を支払う約束までお願いできました。その後、5月からは相馬市は臨時職員を採用し、相談所専属という形で対応することができました。

その中で、私共が対応するものは、これはあくまでも相談業務であって、これは行政のほうの主権的な問題の中に私共が参画するというような対応の仕方の相談という形になっていまして、各会で対応しております相談会とは若干方法が異なっているということになるかと思えます。

それでも、皆さん方の相談員自体が、相馬市は司法書士が5名しかいません。しかし、その相談員が、常に対応するとしても、5名でローテーションを組んで月曜日から金曜日まで対応するというのはなかなか難しかったものですから、福島県司法書士会へ支援のお願いをしたのが発端で、それから徐々に司法書士会自体が対応に乗り出していただき、司法書士会は、必ず月曜日から金曜日までの間の、現在は午後1時から5時までなんですが、その前は午後2時から7時まで会場関係を開設していましたので、その時間帯がなかなか取り組むことが難しいということでした。だんだんと相談員関係が、司法書士会を通じまして、今は中国ブロック、近畿ブロック、四国ブロック、関東ブロック、この各県会からも支援を頂戴しております。したがって、福島県司法書士会も全県下の対応で支援を頂戴している。そのほかに、弁護士会は福島県弁護士会が中心になって派遣関係をお願いしているという内容で対応しているというのが実情でございます。

その中で、いろいろと相談の中身の問題は、表の別紙②のほうにも掲げてありますように、いろんな内容での対応関係が発生しているというような問題です。今回、テーマとしていただきました買収と相続登記の問題点という問題の中身も出てまいるわけなんですけど、まずこれまでの相談関係については、各県会関係の、中身的な問題も実質的なものからすればこの表に掲げてあるとおりでございますので、この表をごらんいただきたいというふうに思えます。

それで、3番目の相談内容なんですけど、この内容の問題は別紙②に書いてあるような形でございますが、そしてその内容の中で、まず困難な問題的なものが4番目に掲げている内容でございます。

この問題的なものは、まず数次の相続事件、いわゆる明治初めから昭和の現在までの間に、相続事件が発生しても相続しなかったという問題点については、こういう相続人の調整関係からすれば、多いところでは相続人関係が100人位が出てくるのが通常あります。家督相続的な問題であればいいんですが、遺産相続になりますと、当然これは相続人の数が多くなっていくという問題であります。

それから、あと遺産分割の問題なんですけど、相続人に交流のない人々が参加されまして、いわゆる補償金目的のために長らく難しくなってきたという問題で、買収の場合に一番これが困難になってきているという場合があります。

この場合は、あくまでも法定相続分で登記をして、それぞれの相続人に対して補償を支払いながらやったらどうかという案件がありまして、そういう問題に切りかえてやろうとするんですが、いずれにしても100人の人数を集めることができるのかという問題で途絶えているという問題があるということですね。

それからあと、相続人不存在なんですけど、津波によって一家全滅という問題がたくさんあります。そういった問題の中身をどう対応するかという問題と、それから行方不明者についても、これも通常ですと、緊急避難的な問題の、死亡届を出すことによって死亡推定するというようなことでの相続届を出して相続をするというような内容に切りかわっておりますが、いずれにしても、この死亡届等によって対応したのが、福島県の場合は225名。しかし、現在もおおかつ行方不明者204名がおるわけなんですけど、これはなぜやらなかったというのは、提出する人がいないと。そういう問題と、それからやはり死亡を擬制すること自体が嫌だという方もおりまして、そのまま、行方不明のまま現存しているというような問題があります。

したがって、直接死亡した方が全体的に1603名ですが、関連死問題、いわゆる震災後、転々と病院等を避難しながら移動する間に亡くなってしまった、そういう原因でもっての

死亡者が1844名と、直接死亡者より関連死の問題のほうが多くなってきているというところに、若干今回の震災の問題点的なものがあるんじゃないかというふうに考えられております。

それから、一番相続で問題的なものは、相続書類は作ったんだけど津波で流されて紛失してしまいました。こういう場合に、新たに相続が漏れていた分に対応する場合については、これはもう一度相続の書類を集めないといけないという問題と、そしてまた相続放棄関係の対応をされた方々がおりますが、この相続放棄についても家庭裁判所の記録保存関係が大体30年くらいでなくなるということで、いわゆる、現在から30年前以前の問題については相続放棄の証明書が出てこない。これは、裁判所のほうに問い合わせた結果、保存年限が30年で、たまたま30年以前でも記録が保存されているならば証明は出ますが、それ以前のものはないということで、非常に困難な状況。実は、相続放棄しても、その証明書が得られないために相続放棄した方々からも相続の書類を徴収しなくてはならないというような問題点的なものが出てきているということです。

それから、担保物権の抹消と。こういった場合については、休眠抵当権とかそういった問題がありますが、しかし債権額自体を弁済供託して、それをもとに抹消登記ということはあるんですが、ただ、この債権額について法定利息的な問題を損害金を含めてそういったものを計算しますと、やはり相当大きな額の弁済供託が迫られるということがあるわけですが、では、それに対する対応の仕方としては、いわゆる抵当権者が死亡している場合については相続を証する書面を添付すると。裁判上でやるとしてもなかなか容易じゃないという問題も出てきているということです。

それから、用益権の抹消関係ですが、これはやはり相続人関係が非常に多くなって難しいという問題で裁判上でもやらざるを得ないという問題があるんですが、いずれにしてもこの所有者自体が、現実には裁判であれ何であれ、協力的であるかどうかという問題になりますと、非常に問題なんですね。そんなに裁判費用がかかるのでは、これはもう捨てていくよと。土地自体を必要ならば勝手に使ったらばと、そういうような投げやりな問題が地権者の中から出てきているというのも、これは誰が説得するんですかと言われても、私共が頼まれても難しいということで、行政のほうでも悩んでいるというような問題があります。

そのほかに、最近相談の中に入ってきたのは、建物の請負契約が問題になってきています。高齢者の中には、今建物を建てないかと仮設住宅を出たときにどうするのというような問題的なものを投げかけながら建築業者が高齢者に対して請負契約を迫る。しかし、請負契約をやっても、建物が建つのは1年後でないと建てられない。これはなぜかという、大工さんとかそういった職人さんがいないということと、それから敷地問題が解決されなければ、それまた大変な問題であるということで、なおかつ資材高騰するから資材を一応押さえておくからお金をくださいということで、建築資金の大部分を請負契約と同時に徴収して、そして、それをもとに対応してくれるんならいいけれども、悪質な業者がそのまま行方不明になってしまうと。それで、そういった問題をどう対処したらいいのかという相談もちらちらと出てきたと。というような状況で、これまた困った問題だというふうに感じております。

それから、いわゆる被災地の土地の買い取りとか買収等の問題につきましても、これは別紙③と④の中に書いてあります。

現実的には、買収する全体計画面積が約95ヘクタールなんですが、これが最終的には、全体的に見て84%ほど全体に対する割合が契約関係が成立しているというようなことで、これは今の段階ですと、主に買収した土地自体をどういうふうにご利用するかという契約の中では大部分が決定されているというような状況になっております。

そしてまた、市自体が対応する、別紙④-2のほうにあります「用地個別説明にあたって」というのを、これは市の都市整備課で対応しているんですが、これに基づいて土地の確認関係、それから買い取り価格、そしてまた買収関係、権利関係ですね、そういった問題の中で、この中でもやはり登記関係の問題が重要になっていますが、相続登記及び抵当権抹消等のこういったものをまずやっていただきたい。その上で対応します。遺産分割協議が整っている方についてはということで、対応関係も、きちんと対応するように市自体が対応していると。このよう



な内容で、現在の相馬市自体が対応しているということでございます。

いずれにしましても、私共は、行政とともに無料法律相談所を開設するということの基本的な内容で、仮設の方々が終のすみかに住むことができたということになるまでの最後の1人になるまで常設相談所は頑張るぞと。行政のほうでは勝手に縮小しますとか、やめますということは言わないで。これは誰のための相談所か。あくまでも被災者、住民、それぞれの対応関係をやるのが行政の責任だろうと。

しかし、それは行政だけでできないから我々が一生懸命支援すると。頑張るから、行政もひとつ頑張ってもらいたいというようなことで対応しているわけでございます。いずれにしても、相馬市自体の人口的な問題からする私共士業的なものの数が少のうございます。それで、常時対応するというのは難しいということで、全国、あるいは県内から相談関係者がおいでいただいて、そして何とかそれをカバーしているというのが実情であって、これからもまた、だんだんと縮小されるというよりも、何とかそれを、保全ということを心がけてバックアップしていきたいと、このように考えております。

いずれにしましても、私の未熟な内容をここで話すというような、大きな問題ではございませんが、小さな相馬市であっても、何らかの方法でこういったことを頑張っているということをお伝え申し上げまして、大変粗雑でございますが、終わります。ありがとうございます。

(拍手)

【司会】 どうも、ありがとうございました。

いろんな士業が協力して、しかも常設で相談所を維持しておられるという点で非常にユニークであるし、また士業の存在のアピールということにもなっているかと思えます。

続きまして、徳島の弁護士会のほうから堀井秀知さんをお願いいたします。

徳島といいますと、今後南海地震があるのではないかとということが言われておまして、将来に向けてどのような備えをするかということも一つの活動になってくるということだと思います。現状をお願いいたします。

## ⑨堀井秀知（徳島弁護士会）

### 南海トラフ震災への備えに係わる、士業団体、行政、県民との連携等についての対応状況



【堀井】 徳島弁護士会の堀井と申します。

今までお話しされた方は、かつての、あるいは今まさにここにある被災に立ち向かわれている方のお話ですので、非常に深くて熱いお話ばかりだったんですけど、残念ながら徳島は、これから来る被害に備えての話になりますので、余り熱くて深い話ではないというのが実はちょっと心苦しく、今一生懸命聞きながら、僕もメモをとって勉強しているようなありさまですけれども、一応レジュメらしきものを用意

しました。タイトルは、僕のほうが災害支援に携わるようになってから思っていることです。これは、徳島の弁護士に話していることなんですけれど、「侮らず、あきらめず、怠らない」と。

実は、徳島弁護士会が災害支援について考え始めたのはおとしのことです。平成25年に入ってからのことなんです。それは、徳島は昭和南海地震の被害を受けましたけれども、昭和南海地震というのは戦後すぐの地震でしたので、いわゆる忘れられた地震の1つなんですね。戦後の混乱期の中で起きた地震なので、余り被害の全貌というのがわかっていない、あるいは

徳島に住んでいながら継承されてこなかったという問題がありました。

阪神・淡路のときには、徳島弁護士会も淡路のほうに支援に入ったと聞いていますけれども、どうも上の弁護士の話を知ると、あれは都会で起きた地震だからと。要するに、ちょっと違うという感覚だったんですね。そういうことがあって、なかなか徳島では、残念ながら災害対応というのはできなかったというのがございます。

それが、資料をおつけしてありますけれども、四国弁護士会連合会では、平成25年の11月に「来るべき巨大地震に備える宣言」というのを採択しました。その宣言と合わせる形で記念のシンポジウムを開きました。この準備に関わったというのが、端的に言えば、災害支援に本格的に携わるようになったきっかけになっています。このシンポジウムの準備、大体八、九カ月ぐらいかけたんですけれども、その中で岩手の、先ほど報告されました吉江さんですとか、あるいは阪神・淡路まちづくり支援機構のほうにも、永井さんに来ていただいたり、あるいはこちらから人が出向いたりしてお話を伺いました。突貫工事でとにかく勉強して、ちょうど今年1年で、そのアウトプットを今一生懸命やっている、という状況であります。

じゃあ、どういうふうに今やっているのかといいますと、今回用に、ごくごく簡単なペーパーをつくってありますけれども、東日本後に出た南海地震の被害想定というのが、最悪の場合、徳島県だけで死者が3万2000人出るという想定なんです。東日本の死者数を徳島だけで上回ってしまうという恐ろしい被害想定が出ています。もちろん、これは本当に最悪の場合なんですけれども、ただ南海地震は歴史的には東海、東南海、南海が3連動することもある、東南海、南海で2連動で起きることもある。あるいは、時間差で何年かおくらせて起きるとかということもあるということで、実は徳島弁護士会のほうが危惧をしているのは、そこに書きましましたけれども、2つ。

1つは、弁護士会、弁護士にも相当の被害が生じるのではないかと。東日本大震災、あるいは阪神・淡路では、事務所に被害を受けたところはありますけど、弁護士自身が亡くなられたというケースはたしかなかったはずなんです。人的被害はなかったんです。ただ、徳島の場合、というか南海地震の場合、徳島市、あるいは高知市は、津波による被害が想定されておりますので、そうすると、場合によっては弁護士・弁護士会に大きな被害が起きるのではないかと危惧を持っています。

それともう一つは、四国という土地の性質上、四国は3つ橋がありますけれども、最悪の場合、四国自身が孤立してしまうんじゃないだろうか。私、震災後は、今日来られている気仙沼のほうに何度か足を運びましたけど、四国が気仙沼の大島みたいになっちゃうんじゃないかという危惧を実は持っています。

そうすると、徳島弁護士会が考えているのは、外部からの支援が期待できない中で、自分にも被害が生じる弁護士・弁護士会で県内の被災者支援に当たらないといけないという前提で動き始めています。そうすると、もうとてもとても弁護士・弁護士会単独で被災者支援を行うなんていうことはできないと。できないからには連携をなくちゃいけないと。それも、幅広い連携をしようということで、大体そこに書いてあるようなところととにかく連携をなくちゃいけないと、こういう話で動いています。

特に、東日本のときに、先ほど宇都さんからお話がありましたけど、弁護士が法律相談ですってのこのこ出ていっても相談に来てくれないんです。何を相談したらいいのかもわからないし、そもそも弁護士は、弁護士が言っちゃいけませんけど、何かうさん臭いというか、敷居が高いと。そういうことで来てくれないんだという話がありました。

それで、とにかくニーズをつかまなくちゃいけないだろうということになって、徳島弁護士会のほうでは、この2月、来月の9日に調印式を開催しますけれども、ボランティアセンターを立ち上げることになる徳島県社会福祉協議会と相互支援協定を締結することになりました。相互支援協定を締結して、それで、まずボランティアセンターを立ち上げる、社協さんと一体になりながら支援体制をとろうと、こういうのを1つ考えています。

それと、あともう一つは、行政とも支援協定を結ぶ動きをしています。徳島県内の土業のネ

ットワークというのがあるんですけれども、そこと徳島県との間で一応支援協定を結んでいるんですけれども、弁護士会では、きっとこの支援協定はこのままではうまく機能しないだろうという読みをしています。これはなぜかという、ちょうど宮城県で、宮城県と士業のネットワークとの支援協定があったそうなんです、これが結局機能しなかったというお話なんです。同じようなことが多分徳島でも起きるだろうというふうに考えています。

問題の点は2つありまして、1つは、そもそもこの県との支援協定は、市町村から支援要請が県に上がってきて、それを士業ネットワークにおろすというスタイルなんですけど、そもそも市町村がそういうことを知らないんですね。今既に知らないで、多分震災が起きたときにはきっともっとわからないだろうというのが1点。

それと、あともう一つは、これもまことに遺憾ながら、各士業によって災害に対する取り組みの温度差が非常にあります。ほとんど関心のない士業もあれば、熱心に取り組まれているところもあります。ここはぜひ、後で阪神・淡路まちづくり支援機構から外圧をかけていただきたいなと個人的には思っているところなんですけど、それがあって、ちょっとうまく機能しないだろうということで、今徳島弁護士会のほうは、恐らくどの規模の南海地震が起きても津波の被害が起きることが間違いのない県南の3町、具体的に言いますと、海陽町、牟岐町、美波町という3町と災害支援協定を結ぶという協議を始めています。これも、うまくいけば今年度内には協定ができるのではないだろうか、こういうふうに考えています。こういうふうなことをやっているのは、とにかく連携をしなくちゃいけないんですけれども、ただ災害時にいきなり連携ができるかという、そんなこともないだろうということを考えているんですね。

先ほど、福島での取り組みでもありましたけれど、私が調査に出向いた釜石とかでも、弁護士の相談窓口をつくりたいと釜石市に言ってもなかなかいい顔をしてくれないと。それは、そもそもそういう前例がないので、現場レベルだとどうしていいかわからないという話で、ここも、たしか市長の鶴の一声で相談ブースがつけられるようになったというふうに伺っています。

そうすると、やっぱり事前に連携をしておかないと、なかなか災害が起きた後で、あれがしたいんです、これがしたいなんですと言っても、行政のほうも多分後手後手に回ってしまうだろうと、こういうふうに考えています。

平時からの備えと連携の必要性が必要だろうということで、もう既に話を始めていますけれども、1つは、まず弁護士・弁護士会の体制の構築をつくらないといけない。そうすると、当たり前なことなんですけど、徳島の弁護士はまず生き残らないといけないんですね。そこから始めています。うちの事務所とかでも、事務員さんにヘルメットとかを配布しました。ヘルメットとライトと、手袋とか、笛とかを配布して、とにかく生き残ってねというところから対策を始めています。

それから、会員の安否確認ですね。東日本でも、会員の安否確認はそれなりに時間がかかったというふうに伺っています。徳島でも、安否確認には時間がかかるだろうということで、今は事前に安否確認の訓練を去年、おとしとやっています。これはもう継続的にやっっていこうというふうに考えています。

それから、災害対策マニュアルをつくっていこうということで、今静岡県弁護士会の災害対策マニュアルを参考にしながら新しくつくっているところです。

あと、もう一つ、これがちょっとまだ手薄だなと思っているのは、弁護士・弁護士会版のいわゆるBCP、事業継続計画です。これがないんですね。これがなくて、これをさあ、どうしようかというのが今かなり大きな課題になっています。災害対策マニュアルも、あくまでも何となく弁護士・弁護士会は助かっていることが前提になっているんですけど、助からない場合どうするんだらうというのは、今ちょっと頭を悩ませています。

平成26年度までの取り組みというところで、今お話ししましたとおり、行政との連携は、県と士業ネットワーク間の支援協定と、市町村と弁護士会との支援協定の今2段階でやっています。

それから、福祉との連携というところにつきましては、今ほどお話ししたとおり、徳島県社会福祉協議会と相互支援協定を締結する運びになりました。なので、先ほどお話があった相談

の場所がないとかということについては、行政と社協さんをお願いをすることで何とか確保しよう。場合によっては、社協さんが出してくれる車の中に弁護士を1人放り込んでやろうとか、そういうようなことを今考えています。実際、行政との支援協定でも、弁護士・弁護士会の車が、いわゆる災害のときの支援車両の一つになれるようにということで、協力してくださいとかという条項を放り込んであります。

実際、去年に広島で大きな、兵庫でも大きな被害がありましたけれども、夏の水害、台風の水害は実は徳島でもそこそこの被害があったんです。2000世帯を超える床上、床下浸水があったんですね。死者はお一人だけ出ましたけれども、なので、実は初めて徳島弁護士会で電話相談というのをやりました。そうしましたところ、9件電話相談がありまして、実は相談なんか来ないんじゃないかって弁護士は話していたんですけど、やってみるとあるもんだなというので、これは弁護士会のほうでは、励みになったと言うと被害に遭われた方にちょっと申しわけないんですけど、やる意義はあるなということを新たにしたところですよ。

これからどういうことをしたいのかという話ですけども、まずは行政との連携の強化です。災害支援協定を締結する市町村を、できれば全市町村としたいんですけど、無理でも、津波が来るであろう沿岸の市町村とはとにかく全部結びたいと、こういうふうに考えています。

それから、先ほどお話ししたとおり、県と士業ネットワークの災害支援協定をとにかく使えるようにしたいと。これは、まだちょっと工夫がいるなと思っています。

それと、社協との協定に基づいて平時連携をかなり強くうたっていますので、これについて、去年も社協さんがやられている合同模擬訓練というのにオブザーバーで参加させていただきまし、これは継続的に参加をさせてくれと県の社協のほうにはお願いをしています。少なくとも、表面上は喜んでとっていただいているので、きっと喜んで受け入れていただけるんだろうと思っています。

あとは、そこに書きましたけれども、最近司法ソーシャルワークという言葉が言われるようになったんですね。要するに、福祉の場面に弁護士もきちんと参加をしていくべきだという話です。これは、災害支援とはまたちょっと違う話なんですけれども、ただ、考えてみれば被災者支援というのは、要するに災害時に被災に遭われた方の福祉なんですよ。そうすると、平時の福祉と災害時の福祉というのは、連続をするのは当然といえば当然の話なので、平時の福祉の支援を災害時の被災者支援と連続させていくことができれば、うまく被災者支援ができるのではないかと。特に、弁護士はアウトリーチが苦手な商売だなと個人的には思っています。つまり、事務所を構えていて、そこに相談者がやってくるというスタイルですよ。なので、それを外向いていくというのをやっていくのにもいいのかなと思っています。

あと、そこにも書きましたけれど、報道機関とも連携を強化して、河北新報さんと仙台弁護士会のほうで連載記事を載せてらっしゃったのも、私、承知していますから、こういうこともしたいなと。

あと、それから大学とも連携を強化したいと実は思っています。徳島大学は地域創生センターといって、地域と携わっていく取り組みをされているんですね。これ、全国の大学がどうも似たようなことをされているみたいなんですけれども、そういう中で大学なんかとつながって、あるいは行政や社協とつながって、できればここまでしたいと思っているのは、今まさに、特に県南なんかでは自主防災組織なんか勉強会とかを開かれているんですね。そういう中に弁護士が入って行って、実は災害が起きるとたくさん法律問題が起きるんですよと、大変なんですよとあっていう話だとか、あるいは義援金とかあってこうやってもらうんですよとあっていうような話を平時からしていくことができれば、災害が起きたときにどうしていいかわからないというのを少しでも減らせるのではないかなと。

あともう一つは、これは静岡県弁護士会がされていることなんですけど、避難所に、備品の1つに法律問題のQ&Aを載せると、入れておくというのをされています。これを徳島でもできないかなというので行政とかともお話をしています。

最後に書いたこと、これは自分に言い聞かせているんですけど、とにかく顔の見える関係が災害時においても大きな力を発揮するんだということをシンポの準備のときに身をもって学び

ました。岩手の吉江さんとか全く面識もなかったのに、いきなり電話をかけて調査に協力してくださいと言って、今から思えば非常に失礼きわまりないことをしたんですけど、ただ、その後、吉江さんからはいろんな情報なり教えをいただいていますし、永井さんもそうですよね。そうやってしているので、こういう関係をたくさんつくるのが多分南海地震のときの財産になるんだと信じてやっています。

ということで、私の報告はこれぐらいにさせていただきます。ありがとうございました。  
(拍手)

【司会】 どうも、ありがとうございました。

弁護士会の内部のお話をいろいろいただきまして、当会のほうでもかなり参考になる部分もあり、またいろいろ胸の痛むところもありました。今後に向けてお互いにいろいろ努力していきたいと思います。顔の見える関係を大事にというのは、阪神・淡路の私たちの学んだことの一番大きなことの一つと言えると思います。

続きまして、最後は三嶋裕之さん。土地家屋調査士会のほうからご報告いただきます。まとめ的な意味でもお話をいただきたいと思います。

## ⑩三嶋裕之（土地家屋調査士会近畿ブロック協議会）

### 阪神・淡路大震災から、東日本大震災を振り返り、復興に備える土地問題



【三嶋】 皆さん、こんにちは。土地家屋調査士会三嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

最後、このリレートークのアンカーを務めさせていただくということで、まとめ的なところもお話しさせていただきたいということと、時間がちょっと限られてきましたので、詳しい内容は、今、私、本を持っているんですけども、「士業・専門家の災害復興支援」という本を昨年出しました。これの中に1.17の経験だとか、3.11の

取り組みだとか、南海などの備えということで、今このリレートークをやっている骨子などがここに詰まっているんです。我々、土地家屋調査士会が取り組んできたことも、このページでいうと、126ページ以降に少し書かせていただいていますので、今回は詳しくは説明できませんが、その辺はまた本をご購入いただきまして、こういうことやったんだなということをご認識いただければと思います。

私のレジュメから言いますと、阪神・淡路大震災から東日本大震災を振り返って、「復興に備える土地問題」というところでお話をさせていただくことです。

まず、阪神・淡路大震災というのが、きょうのシンポジウムのメインテーマであります、20年前に起こりました。我々、土地家屋調査士というのは、不動産、特に土地とか建物を取り扱って登記に反映させるというところをやっています。

土地に関しては、明治時代に地租改正が起こったときに、もともと年貢から地租——土地固定資産税に移行するという政府の意向から、全国を一律で測量したというのが明治です。そのときの地積、面積が今現在法務局に備えつけられている面積で、その後、区画整理とか地籍調査とかというところで土地の地積、面積がその後正確に反映されたというのが、全国でいくと今は約50%ぐらいになっています。けども、その残りの50%というのは明治時代の、今から考えれば、何だこの測量方法はというような形の測量の方式のやり方で面積を出していっ

たということです。

それと、その当時に確認し合った土地の境界線というのは、決して動くことのない境界線だというふうな認識があります。もちろん、境界線があつて、お隣との合意に基づいて、もうちょっとこっち側にブロック塀を建てようかということ、合意してブロック塀を建てたとしても、もともとある境界線は動かないです。そのブロック塀を建てた位置を隣の人に渡したければ、そこを分割登記して、その部分を渡すというふうなやり方が今ずっとやられている方式です。

だけど、この阪神・淡路大震災のときに、我々の認識が180度変わったんですね。土地が動くんだということがこのときに初めて起こったことです。特に、それがどういうことかという、平成に入つての測量のきちとしたデータがあるのにもかかわらず、現地を再度測量すると20センチ短いぞとか、20センチ長くなっているぞということが多々ありました。その後、検証の結果、土地が本当に動いたんだなということがわかり、法務局とかというところの方針で、動いたら動いたなりの登記をやり直そうということが、平成7年に指針が出ました。それらが阪神・淡路のときに経験した大変貴重な経験であつたと思います。

そこから、東日本大震災、このときは岩手県、宮城県というところは、そういった地籍調査というのがすごく進んでいた場所でした。こちらのほうで問題点というのは、約5メートルぐらい土地が移動したというふうに言われています。そのときに、地籍調査が進んでいるから地積がしっかりしているという認識があるんですけども、そのまま平行して土地が動けばいいんだけど、そういった、規則的に動くというのはほとんどあり得なくて、部分的に大きくなったり、小さくなったりしているということから、東日本大震災も阪神・淡路の経験からそういった取り組みがされているということです。

最後に「復興に備える土地問題」、時間に限りがありますのではしらせていただきますが、先ほどリレートークの中からもいろいろお話がありまして、我々が思う復興に備える土地問題につきましては、明治時代の面積をちゃんとしないといけないですねというのが、まず1つです。それは、東日本大震災の経験から言えることです。

それと、コンピューターが発達しているこの今で、面積がちゃんとする、土地の所有者がはっきりわかるということで、次のステップとすれば、例えば先ほどおっしゃってましたように、徳島県で津波被害などが想定されるとすれば、高台移転で、今は東日本でやっているようなことでも、じゃあ、一体高台はどこにあるんだ、どんだけの面積で、誰が持っているんだというふうなことは、この地籍調査をすることによってはっきりわかります。備えるというところから言いますと、その土地の所有者が誰であつて、どれだけの面積の平地があるというのは備えようと思えば備えられると思います。

それと、相続の問題につきましても、各市町村は必ず固定資産税を課税しています。固定資産税を課税しているのに、相続人がわからなくて課税しているという市町村はほとんどないです。ですから、書類が未了であつたとしても、例えば長男さんとか、ちゃんと私が固定資産税を払いますよとか言っている方に、その辺は、市町村の聞き取り調査をちゃんとしないとわからないですけども、私が聞き及んでいるところでは、そういったことでも相続人だと判断して課税をしているというところがあります。

だから、固定資産税を課税するときには相続が発生しているのであれば、市町村がもう少し踏み込めば、これらの抱えられているような問題が少し和らぐのかなという気はしています。

本当に時間がなくて申しわけないんですが、最後に私が言いたいのは、きょうここにお集まりの皆様は、こういうことにご興味があつてとか、チラシを見て来たということだと思います。ですから、我々、今前にいる者とか、まちづくり支援機構にかかわっている人が、それらが皆、災害に関しての専門家だとかということで、あの人たちに任せていたらいいだろうとかというふうなことは、恐らく――特に、野崎先生なんかというのは今頑張ってやっつけていただいているんですけども、その方々の思いを引き継ぐということも大事だと思います。これから備えると言つたとしても、50年先なのか、100年先なのかかわからないですから、我々の思いを引き継いでいくというのが大事です。ここに来られている皆さんも、阪神・淡路はこうだったとか、

東日本はこうだった、だからこういうふうにとやたらいいんじゃないかという思いがあれば、その会を通じてでも言っていただいて、1人でも多く、まちづくりをする、我々士業連携をやっていく専門家集団をより多くつくっていったらば、もっといい組織になっていくのかなと思っております。

土地家屋調査士としての意見と、これからの皆さんの取り組みと我々の取り組みを一つ提案させていただいて私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

【司会】 どうも、ありがとうございました。

リレートークは以上で終わります。もう、時間は本当に押しておりますけれども、閉会の挨拶を兵庫県土地家屋調査士会会長の岸本八太郎さんのほうにお願いいたします。

## 閉会挨拶

兵庫県土地家屋調査士会 岸本八太郎

【岸本】 皆さん、こんにちは。本当にきょうはお疲れさまでございます。まずもって、こういう機会、阪神・淡路大震災、今年で20年というところでございます。開催をしていただきました関係者の皆さん、本当にありがとうございました。

私自身も淡路島で、そのとき本当に未曾有の体験をいたしました。本当に、なすすべもなかったということを今思い出しております。

きょうは、「住まいと暮らしと今後の復興」ということで、いろいろ貴重なお話をいただきました。今後の災害に備えて我々が力を合わせてやっていきたいと思っております。

こちらにも書いておりますけれども、やはり来るべき災害に向けて士業の連携力。我々は一般のボランティアとは全く違います。士業ならではのことをやっていかなければならないと考えています。

本日はありがとうございました。

(拍手)

【司会】 どうも、ありがとうございました。

午後の全体会は1時半からこの場所で行いますので、お時間許す方は、ぜひ午後もご参加ください。よろしく申し上げます。

どうも、ありがとうございました。

(了)







# 第2分科会



【第2分科会報告書】(PDF) 挿入

## 第二分科会『被災地の鑑定評価』

主幹：近畿不動産鑑定士協会連合会

### 1 開会挨拶（近畿不動産鑑定士協会連合会 副会長 危機管理対応委員長 長谷川豊文）

早朝から、また遠方からたくさんおいでいただきまして本当にありがとうございます。実は、昨日、兵庫県の士協会のほうでは震災 20 年を迎えてということで阪神淡路のときに被災した鑑定士 2 人がそのころどんなことがあって何を考えて地価がどういうふうになっていったかというような発表がございました。本日はそれに付け加え、ではなくこっちがメインですが、今、東北の方で大震災のあと土地問題がどうなっているのか、地価がどうなっているのかというようなお話をお聞きしたいと思っております。阪神淡路のときは都市型災害ということで、日本の大動脈である交通網の被災をはじめ、大都市で起こったことは復旧・復興させることを誰も疑わなかったわけです。早いか遅いかという議論はありましたが、復旧・復興というのは、当然やるべきだという前提がございました。また、被災面積も狭かったわけですが、東北の場合はかなり広範囲の面積で被災が起きました。しかもそこでは過疎化とか高齢化というような要因が加わって、復興というものをどのように考えるかというのは、我々の阪神淡路の時とは全く違う問題が起こっているようです。今後、これから 30 年で 70%とか 80%といわれる確率の南海トラフが動いた場合には、都市型災害と、そういった過疎化、高齢化といった地域の問題とが一度に起こるような可能性のある震災になろうかと思えます。そういうことを考えますと、本日のシンポジウムの資料を後世に残して何かの参考にできればとも思っております。本日は長時間にわたる研修となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

### 2 岩手県の現状（一般社団法人 岩手県不動産鑑定士協会 会長 細川卓）

講演に先立ちまして、東日本大震災の折には、各県の士協会から義援金を戴きましたこと、また、近畿会におかれましては、ワンストップ相談会で、岩手県陸前高田市に支援に来て戴きましたことに関し、お礼を申し上げたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、お手元のレジュメに沿って、東日本大震災の被災地の鑑定評価の講演をさせて戴きます。まず、表紙の写真は、東日本大震災直後、平成 23 年 4 月 6 日時点の写真です。奥が海岸線になりまして、海岸線より 1.5km 程、内陸に入ったところから撮影したものです。陸前高田市は、牡蠣の養殖とか、水産加工業が主な産業の市で、また、名勝「高田松原」といって、海岸線に松原が広がる名所もありますが、今回の震災においては、水産加工業が大きな打撃を受けましたし、高田松原は流失しています。それから、陸前高田は、歌手の「千昌夫」の出身地です。バブルのころは、海外のホテルを買収して「億昌夫」と呼ばれておりましたが、その後、事業に失敗して、今は地元では「円昌夫」と言われております。

それでは、2 ページの「I 東日本大震災による被害の状況」です。平成 23 年 03 月 11 日 14 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震は、近代地震学が確立した明治 19 年（＝1886 年）以降、我が国が経験した最大の巨大地震マグニチュード 9.0 であり、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」と発表しました。この巨大地震は、プレート間地震（＝海溝型地震）で、震源域は岩手県沖から茨城県沖まで南北約 450km から 500km、東西約 200km の広範囲に及んでおり、最大震度 7 が宮城県栗原市で観測されたのをはじめ、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の各所で、震度 6 が記録されています。また、地震に伴って発生した津波は、青森県から千葉県までの太平洋沿岸地域の多くの市町村に被害をもたらした。東日本大震災では、地震、津波、浸水、地盤沈下、液状化現象の他、東京電力福島第一原子力発電所の事故（2 次災害）も発生しており、これらによる被害は、人的、建物、公共土木施設、避難者、

帰宅困難者、火災、交通インフラ、港湾・海岸、ライフライン、産業等、広範囲に亘っています。

なお、平成 24 年地価公示の業務資料に、東日本大震災と阪神淡路大震災の概要を表に纏めたものがありましたので、抜粋して掲載しています。主なものをご説明しますと、地震の内容は、阪神淡路大震災は都市直下活断層型地震、東日本大震災は海溝型巨大地震です。一番の違いは、震災地域が広範囲に渡っているかどうかで、東日本大震災は非常に広い範囲に亘っています。それと、行方不明者、東日本大震災は津波で流された方が多いということもありまして、行方不明者の方が非常に多くなっています。逆に、建物火災は、津波の災害であったので、阪神淡路大震災と比べて少なくなっています。岩手県では、太平洋沿岸に位置する 12 市町村（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）が津波等による甚大な被害を受けました。特に、リアス式海岸による入り江の地形が津波の威力を増加させ、津波が陸地を駆け上がった高さである遡上高は、岩手県大船渡市三陸町綾里南側湾口で、観測史上最大の数値（最大 40.1m）を計測しました。岩手県が公表した資料によると、岩手県の被害は、人的被害でいいますと、死者行方不明者を合わせて約 5,800 人。建物被害については、全壊が約 18,400 棟、半壊が約 6,500 棟、全焼半焼は 15 棟になっています。産業被害については、合計で 8,294 億円になっています。公共土木施設の被害については、全体で 2,752 か所、金額にしますと 2,573 億円。これは、防潮堤や港湾施設、道路施設等の公共施設になります。資本ストック被害については、4 兆 2,760 億円になっています。

次に、4 ページの「Ⅱ 岩手県の復旧・復興事業」です。岩手県では、東日本大震災後、「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定しました。この計画は、復興に向けての目指す姿勢や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示した「復興基本計画」と、施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成されており、平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間で全体計画期間としています。また、岩手県では、国や被災 12 市町村と連携し、岩手県内で実施されている復旧・復興事業を市町村別の事業計画ごとに取りまとめた「東日本大震災津波 社会資本の復旧・復興ロードマップ」を作成し、四半期ごとに進捗状況等を公表しています。

5 ページからが、実際のロードマップになります。今回は、岩手全体のもの、陸前高田市のものを紹介します。内容は、策定の主旨、ロードマップの構成をお知らせしているもので、現在、復興関連事業は 71%ぐらいが着工しておりまして、そのうち、完成箇所は約 20%の状態です。下段には、各々の事業の進捗状況が、四半期ごとに公表されています。こちらの一覧表は、12 市町村の復興関連事業の一覧で、ものすごい数の事業が今行われているという状況です。次が、陸前高田市の復興関連事業を纏めたもので、それぞれの事業概要と事業スケジュール公表されています。海岸保全施設、復興道路、医療、復興まちづくり、教育、災害公営住宅、漁港に分かれています。陸前高田市 1 市で、このぐらいの事業がありますが、これが 12 市町村について、同様な状況です。

次に、11 ページの「Ⅲ 岩手県不動産鑑定士協会の取組み」です。岩手県不動産鑑定士協会は、東日本大震災後、「東日本大震災対応特別委員会」を設置し、これまでに様々な活動を行っています。まず、「不動産市場動向調査委員会」ですが、これは、不動産市場動向に関するアンケート調査を年に 2 回実施をしております、宅建業者のアンケート結果を D I 分析し、地価公示、地価調査のときに要因分析資料として活用しています。今度、2 月 27 日に、滋賀大会がありますので、岩手県からも 1 人参加をさせていただきます、滋賀大会の結果を踏まえてさらにバージョンアップしたいと考えております。次が、「被災地評価委員会」ですが、これは、岩手県短期地価動向調査や個人版私的整理ガイドライン評価の総括を行っております。岩手県

短期地価動向調査は、四半期ごとに地価調査基準地等の起点の価格を公表しているものですが、これは、岩手県が、土地価格や土地取引動向を注視し、国土利用計画法の規定に基づく監視区域の指定について検討するとともに、調査結果を公表して沿岸地域における土地取引の指標として活用されることを目的とした事業です。こちらが、実際に公表されている資料です。調査価格、震災前と1年前と3か月前との比較や、地価動向についてコメントを入れたような形ですが、四半期ごとに公表されています。

次が、市町村別平均変動率推移、その次が沿岸市町村における土地取引件数の推移です。ご覧になると、緑の部分が大きいですが、公共買収の実績になります。また、青い部分が法人の取引、赤の部分が個人の取引になります。昨日、兵庫県士協会の研修に参加させて戴いたのですが、兵庫県でも、地価高騰の抑制が問題になったということでしたが、岩手県では、短期動向地価調査の公表が地価の高騰の抑制に一定の効果があるように思います。実際のところ、四半期ごとなので、評価をやっている方は大変ですけども、とても有益な事業であり、岩手県では来年度も継続を予定しています。

また、個人版私的整理ガイドライン評価ですが、これは、ガイドライン運営委員会から受託した価格等調査、すなわち、個人の債務整理の評価になります。次に、「被災土地価格調査小委員会」ですが、これは、被災地の鑑定評価手法の検討をやっています。平成24年1月に、岩手県から、岩手県東日本大震災被災土地価格調査を受託しましたが、被災した土地106地点の統一的な評価手法を検討しました。併せて、平成24年6月に、国土交通省東北地方整備局の三陸国道事務所から、高速道路の買収価格の鑑定評価139地点を受託しましたので、統一的な評価手法を検討しました。この委員会では、被災地の評価先例調査も行っていますが、これは、実際の鑑定評価額、震災格差率を毎年調査し、一覧表にしたものを士協会会員に配布しています。

また、岩手県用対連事務局との連携では、評価手法に関する連絡文書を、随時、用対連事務局に提出をして、用対連会員に周知して戴いているものです。次に、「震災記録誌編集委員会」ですが、これは、東日本大震災記録誌の編集を行うもので、士協会の全ての活動を記録化する目的で、岩手県地価評価担当課と岩手県用対連事務局の監修を受けまして、編集作業を行っています。それ以外に、岩手県の士業懇談会が主催するなんでも相談会に参加したり、岩手県士協会独自で無料相談会を開催したりした他、義援金の寄付、いわて学び希望基金への寄付も行いました。

次に、12ページの「IV 岩手県内の地価公示・都道府県地価調査」です。平成23年の地価調査は、震災直後の調査になりまして、前年は82地点ありましたが、継続59地点、休止は10地点、選定替が12地点、全部で71地点の評価を行いました。この時は、来県した国交省の鑑定官に励まされながら継続地点や選定替地点の評価をした記憶にありまして、他県よりも休止地点が少ないのかなと思っております。平成24年の地価公示は、前年は34地点ありましたが、継続22地点、選定替が11地点、全部で33地点の評価を行いました。平成24年の地価調査では、前年に選定替を行っていたので、10地点の選定替を行って評価を行いました。なお、評価を行った地価公示の地点・地価調査の地点は、浸水被害を受けなかった地点、又は、軽度の浸水被害（床下浸水）を受けた地点です。継続地点の全体的な地価動向は、平成23年地価調査から平成24年地価公示の間は、住宅地・商業地ともに、海岸線に近い地域では下落が拡大し、海岸線から遠い地域でも下落が継続しています。この時点では、不動産取引市場は回復しておらず、また、重度の浸水被害を受けた地域からの被災者の移転需要（生活基盤を建て直すため等の新たな居住先として売買されるような取引をいう）は殆どみられませんでした。平成24年地価調査から平成25年地価公示の間は、住宅地については、海岸線に近い地域は、上昇又は横這いに転じ、海岸線から遠い地域でも、下落が縮小又は下落が継続になりました。商業

地については、海岸線に近い地域は横這い又は下落が縮小し、海岸線から遠い地域では下落が継続となりました。この時点では、不動産取引市場は徐々に回復しつつあり、また、住宅地について、重度の浸水被害を受けた地域の被災者の移転需要がみられるようになりました。平成 25 年地価公示では、大槌町の住宅地で、前年比プラス 15%の地点がありました。平成 25 年地価調査から平成 26 年地価公示の間は、住宅地については、海岸線に近い地域は上昇又は横這いが継続し、海岸線から遠い地域でも下落が縮小又は下落が継続となりましたが、復旧・復興関連事業に着手した市町村では上昇が拡大しました。商業地については、海岸線に近い地域は横這い又は下落が縮小のほか、上昇もみられ、海岸線から遠い地域では下落が継続となりました。この時点では、不動産取引市場はある程度回復し、被災市町村の復旧・復興事業が動き出したこともあり、住宅地について、重度の浸水被害を受けた地域からの被災者の移転需要のほか、復旧・復興関連事業の工事受注業者による社宅・寮の需要（中古住宅）、新規参入の宗教法人の拠点確保の需要（中古住宅）がみられた他、不動産業者やハウスメーカーの新規の住宅分譲地の供給が増加しました。平成 25 年地価調査では、大槌町の住宅地で、前年比プラス 30.5%の地点がありました。平成 26 年地価調査以降は、住宅地については、海岸線に近い地域は上昇又は横這いが継続し、海岸線から遠い地域でも下落が縮小又は下落が継続となりましたが、上昇した地点では上昇が縮小しました。商業地については、海岸線に近い地域は横這い又は下落が縮小のほか、上昇もみられ、海岸線から遠い地域では下落が継続となった。この時点では、不動産取引市場は概ね回復し、復旧・復興事業の先がみえてきたことから、住宅地について、移転需要は落ち着き、新規の住宅分譲地の売れ残りも出てきました。平成 25 年地価調査まで価格上昇があった大槌町の住宅地は横這いになりました。ただ、価格の大幅上昇は、たまたま大槌町が大きかったですけども、これからまだ大幅上昇する可能性のある市町村があります。これは、復興関連事業との関連が大きいと思われる。

次に、14 ページの「地価公示の評価方法」です。平成 23 年地価調査の時点では、連合会地価調査委員会から、平成 23 年地価調査実施のための運用指針というのがありましたが、平成 24 年地価公示では、平成 24 年地価公示実施のための運用指針（平成 23 年地価調査の運用指針からの展開）に則って評価を行いました。運用指針について説明しますと、まず、「1. 運用指針の評価方法の前提」ですが、東日本大震災の影響により、不動産取引市場の機能が回復するまでの間、震災被害に係る価格形成要因が認められる場合に適用するという手法です。なお、不動産取引市場が回復し、震災後の信頼できる取引事例が豊富に収集可能となった段階では通常の評価方法を適用するとされています。地価公示の地点は、被害なし又は軽度の被害までを想定した評価方法で、重度の被害、床上浸水から建物流失、海没地までは想定をしていません。

次に、「2. 取引事例比較法」です。震災被害の影響は、時点修正率及び震災格差率に反映をさせることになっています。また、時点修正率に反映させるのは、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による放射線の影響等であり、それ以外は震災格差率に反映させます。なお、震災格差率は、地域要因のその他条件の比較項目に反映されます。運用指針から抜粋した表で説明しますと、時点修正に反映させるのは、社会経済情勢の変化、放射能の影響、建築資材価格の変動です。震災格差率に反映させるのは、復旧復興のスピード、震災による移転需要、地域の主要産業に対する打撃の程度、液状化による需要の減退で、これらを、地域要因の比較の中で、震災格差要因による震災格差率として査定するというような評価手法となります。放射能の影響については、岩手県では、時点修正の中で対応しています。

次は、「3. 収益還元法（土地残余法）」です。まず、基本利率の査定にあたっては、復旧期間の予測の不確実性を反映させます。また、直ちに建物の建築等に取りかかれない待機期間の期間損失を考慮して、待機期間のない場合の純収益を、震災修正還元利回りで割り戻すことにより反映させます。

次は、15 ページの「震災格差率」です。平成 24 年地価公示において改正された震災格差率の概要を説明します。震災格差率とは、震災格差要因が対象標準地又は取引事例地の価格形成に与える影響の程度を反映させるための率であり、取引事例比較法の適用や前年代表標準地等の価格との規準において用いられる率です。なお、価格時点、取引事例地の場合は取引時点における震災格差率を査定するためには、被災直後の震災格差要因の状況と被災直後から復旧までの期間を把握するのではなく、価格時点等における震災格差要因の状況と価格時点等を起点とする復旧までの期間を把握することに留意する必要があります。運用指針から抜粋した概念図で説明しますと、Factor1 は震災被害を背景とした需要増減、Factor2 は効用価値の減少による減価率で、これらに乗じて震災格差率を査定します。昨日、兵庫県士協会の研修で、阪神淡路大震災の時点では、比準表を作成して、地域要因の各条件別に減価率を算定していたようで、比準表も戴きましたが、今回の東日本大大震災では、阪神淡路、奥尻の評価データを分析して、連合会地価調査委員会のほうで、地域要因その他条件の中で、震災に関する影響を処理することになり、震災格差率というものが示されたようです。こちらが、震災格差率算定シートのサンプルです。なお、算定シートは、復旧期間 5 年（60 か月）、復旧期間 10 年（120 か月）の 2 種類が配布されました。岩手県士協会では、先程の岩手県の復興計画を見ますと、復旧まで 1 期と 2 期を併せたて 6 年の期間であることや、予測の限界もありまして、効用期間 5 年（60 か月）の算定シートを採用しました。

次は、「1. 震災被害を背景とした需給の変化等による増減価要因」です。まず、「(1) 一定期間のうちに消滅する増減価として処理しない場合の格差率」ですが、ここには、重度の浸水被害を受けた地域からの被災者の移転需要や液状化により顕在化した軟弱地盤に対する需要の減退等を入力します。また、「(2) 一定期間のうちに消滅する増減価として処理する場合の格差率」ですが、ここには、スティグマ（心理的嫌悪感）や震災による購買力の一時的な低下等が引き起こす需要の減退等で、一定期間、復旧後 5 年程度で消滅する増減価を入力します。

次は、「2. 復旧までの効用価値の減少による減価」です。これは、震災によるインフラの被害等が概ね震災前の状態に回復するまでの効用価値の減少による減価であり、主に物理的要因に基づく減価です。この減価要因は、対象標準地等の近隣地域や同一需給圏内の類似地域を含む都市全体の効用に働きかけて、近隣地域の効用に間接的な影響を与える「(1) 都市機能に係る減価要因」と、当該対象標準地等の近隣地域の効用に直接的な影響を与える「(2) 近隣地域に係る減価要因」の 2 つに分けられています。まず、「(1) 都市機能に係る減価要因」ですが、ここには、対象標準地等の近隣地域や同一需給圏内の類似地域を含む都市全体の効用に働きかけて、近隣地域の効用に間接的な影響を与える減価要因を入力します。復旧期間は、自治体の復旧・復興計画を参考に市場がこれをどのように判断しているかを基に査定します。また、「(2) 近隣地域に係る減価要因」ですが、ここには、対象標準地等の近隣地域の効用に直接的な影響を与える減価要因を入力します。これらの減価要因は、復旧期間に連動しており、復旧が終われば減価ゼロになります。

次は、「取引事例比較法の適用」です。取引事例比較法では、地域要因の比較、その他条件の中で、対象標準地と取引事例地の震災格差率を比較して、震災地域格差を求めますが、取引事例が震災前に取引されたものであるか、震災後に取引されたものであるかに留意する必要があります。震災前に取引された取引事例を選択する場合、対象標準地の震災格差要因による影響は、価格時点における対象標準地の震災格差率を基に計算した格差率により、地域要因の比較項目（その他条件）で震災地域格差として反映させます。震災格差要因以外の地域要因の比較では、原則として、取引時点の取引事例地に係る地域要因と震災前の対象標準地に係る地域要因を比較します。運用指針の抜粋の「①震災前に取引された取引事例を選択する場合の試算例」で説明しますと、対象標準地の震災鎖はマイナス 10.4%、震災前の取引事例の震災格差率は当然ながらゼロ%、これらを比較して、震災地域格差がプラス 12%となります。また、震災後に



取引された取引事例を選択する場合、取引事例地と対象標準地の震災格差要因による影響は、取引時点における取引事例地の震災格差率及び価格時点における対象標準地の震災格差率を基に下記計算式により計算した格差率により、地域要因の比較項目その他で震災地域格差として反映させます。震災格差要因以外の地域要因の比較では、原則として、震災前の取引事例地に係る地域要因と震災前の対象標準地に係る地域要因を比較します。運用指針の「②震災後に取引された取引事例を選択する場合の試算例」で説明しますと、対象標準地の震災額はマイナス10.4%、震災前の取引事例の震災格差率はマイナス11.5%、これらを比較して、震災地域格差がマイナス1%となります。なお、震災後に取引された取引事例を選択した場合でも、不動産取引市場が回復していないので、震災前の地域要因で比較をするというのが、地価公示の評価の方法です。

ここまですが、長い前段となりまして、ここから、19 ページの「岩手県の被災地の鑑定評価」を説明します。平成24年01月、岩手県から東日本大震災被災土地価格調査を依頼されましたが、この時点では、岩手県・被災市町村の復旧・復興事業は策定の途中にあり、災害危険区域の指定や建築等制限等も実施されていない状況でありました。しかしながら、この業務の目的が「東日本大震災により被災した沿岸市町村の復旧・復興事業を実施する地域における標準的な地点の不動産鑑定評価を実施することにより、被災地域における今後の復旧・復興事業のための公共用地取得価格算定の指針が示され、公益業務として被災市町村支援に繋げる」ことであり、岩手県土協会では、被災土地価格調査小委員会において、甚大な被害を受けた被災地についての統一的な鑑定評価手法の検討を開始しました。

次に、「鑑定評価の対象」ですが、中段の表が鑑定評価の対象となる地点をまとめたものです。数からいうと、全部で10パターンがあります。まず、防災集団移転促進事業・漁業集落防災機能強化事業の範囲内の被災土地です。建築基準法で災害危険区域が指定をされますが、そのあとに、移転促進区域が市町村の条例で指定されます。ここでは、「①被災土地の市町村の買取りの価格の鑑定評価」が必要になります。移転促進区域内の鑑定評価は、「(A) 災害危険区域の指定前、かつ、条例による建築等制限が実施されない状況での買取り価格」、「(B) 災害危険区域の指定後で、条例による建築等制限が実施されない状況での買取り価格」、「(C) 災害危険区域の指定後で、条例による建築等制限が実施されたあとの買取り価格」の3つに分かれます。また、「② 災害危険区域内の被災土地を公共事業で取得する場合の価格」もあります。

次に、防災集団移転促進事業・漁業集落防災機能強化事業の範囲内ですが、住宅団地用地、いわゆる移転先の土地です。これは「③ 移転先の住宅団地用地(素地)の市町村の取得価格」、「④ 移転地の造成後の住宅団地の買受人への譲渡価格」の鑑定評価があります。

次に、被災市街地復興土地区画整理事業の範囲内の従前地・換地・保留地ですが、これは、「⑤ 事業前に区域外への移転希望者の被災土地を市町村が先行取得する場合の取得価格」、「⑥ 土地区画整理事業の従前地評価」、「⑦ 土地区画整理事業の従前地を公共事業で取得する場合の価格」、「⑧ 土地区画整理事業の換地価格、保留地処分価格」があります。このうち、⑤と⑦は、同じ価格になります。⑥は、土地区画整理事業を支援している都市機構(UＲ)さんに聞いたら、従前地の評価は、震災直前を従前地として評価して指数化するとの話で、鑑定評価の伊新井はありませんでした。

次に、津波復興拠点整備事業等の範囲内の被災土地ですが、これは、「⑨ 津波復興拠点整備事業、面整備や災害公営住宅整備で取得する場合の取得価格」です。この津波復興拠点整備事業というのは、東日本大震災の後に新しく出来た事業です。復興の拠点となる市街地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う事業です。用地買収で被災土地を取得した後は、都市施設を作っても良いし、住宅開発のうえ販売

しても良いし、土地を貸付けても良いという事業です。但し、要件がありまして、1市町村2地区までで、1地区20ヘクタールまでというような要件があります。次に、復旧・復興事業の範囲外ですが、これは、「⑩ 復旧・復興事業の範囲外の被災土地を公共事業で取得する場合の取得価格」です。20ページに、防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業の概念図を掲載してあります。防災集団移転促進事業は、住宅の再建が不可能な地区について、市町村が買取りを行います。但し、全面買収ではなくて、住宅以外の用途で使用する人の土地は買収しません。また、下段に、津波復興拠点整備事業のエリア図がありますが、これは、陸前高田市の高田地区のものです。色塗りしているエリアが土地区画整理事業区域ですが、中心部の赤枠のエリアが津波復興拠点整備事業のエリアです。陸前高田市の場合は、土地区画整理事業区域内に津波復興拠点整備事業が入っているのが特徴です。他の市町村の場合は、土地区画整理事業区域と津波復興拠点整備事業区域が重複しませんが、陸前高田市の場合は、土地区画整理事業の地権者で、地域外移転希望者の土地を津波復興拠点整備事業区域に換地・集落したうえで全面買収する方式を採用しています。更に、この陸前高田市の高田地区では、土地区画整理事業区域内に防災集団移転促進事業も重複しています。防災集団移転促進事業のエリアは、新JR大船渡線の南側（下側）のエリアで、このエリアは、換地後は産業用地となり、8メートルの盛土はしません。また、このエリアは、換地後、災害危険区域の指定が行われ、市条例により居住不可の建築制限も課される予定です。これ以外に、街路事業も入っており、陸前高田市の高田地区では、色々な公共事業が輻輳しており、私は、この地区を含めて、土地区画整理評価委員をしています。全体像を把握するのが大変でした。次が、お隣の大船渡市の津波復興拠点整備事業のエリア図です。こちらは、シンプルで、周辺が土地区画整理事業区域ですが、津波復興拠点事業区域を除いて都市計画決定され、津波復興拠点事業区域も別に都市計画決定されています。

次に、21ページの「鑑定評価手法の前提や検討課題」を説明します。平成24年1月に実施した岩手県東日本大震災被災土地価格調査の時点で、重度の浸水被害を受けた土地の評価方法を検討した際、取引事例比較法については、どの評価手法を採用するかということが課題となりました。その時点では、色々な評価手法がありました。ご紹介しますと、被災土地は需要者がいないことから、市場性がなく、価格がゼロも有り得るという説がありました。それから、岩手県の場合は、60年に一度津波被害を受けていますが、既に震災前の土地価格に、それが反映されているので、減価しなくても良いのではないかとという説もありました。また、23年7月の時点で、日本不動産研究所が、震災減価率を用いた評価方法を公表しています。それ以外だと、相続税や固定資産税の所要の調整率を用いた評価手法もありました。

「1. 震災格差率を用いた評価手法」ですが、鑑定評価の対象地点は、殆どが重度の被害、すなわち、床上浸水から建物流失の地域、海没の地域であり、不動産取引市場の機能が回復しておらず、震災被害に係る価格形成要因が認められることから、震災格差率を用いた手法としました。しかし、平成24年地価公示の評価手法は、被害なし、又は、軽度の被害（床下浸水）までを想定しており、重度の被害は想定していません。その他、平成24年地価公示以外の評価手法（震災格差率）を採用した場合、取引事例・地価公示標準地・地価調査基準地に対して、新たに採用した評価手法に基づく震災格差率を付与する必要があること、短期間に大量の評価が見込まれること、その後の地価調査・地価公示との評価の整合性（二重基準）等の課題が発生することから、平成24年地価公示の評価手法を採用し、震災格差率については運用面（入力数値等）で対応するのが妥当との結論に至りました。

また、震災格差率の算定は、復興関連事業の進捗等を参考に、現在まで、数回の整理を行っています。まず、①として、平成23年地価調査、平成24年地価公示、平成24年地価調査の時点では、各種の復興関連事業が都市計画決定前のものが多く、被災土地の建築等制限も見られないことから、震災格差率シートの復旧までの効用価値減少による減価要因に変化は認めら

れないと判断し、復旧までの期間を1年先送りしました。②として、平成25年地価公示の時点では、都市計画決定済で事業着手した復興関連事業が多く、中には造成工事に着手した地域も見られることから、復旧までの効用価値減少による減価要因に変化が見られます。③として、震災格差率の見直しは、原則として、毎年1月1日を基準日としました。④として、震災格差率の修正率は、平成25年12月31日までは「年単位」とし、平成26年1月1日以降は年単位又は月単位を選択適用することにしました。この場合、商業地域や復興関連事業で価格変動が大きい地域は月単位を適用し、その他の価格変動が小さい地域は年単位を適用することにしました。検討結果は、岩手県の用対連事務局に、連絡文書の形で随時お渡ししています。東北用対連では、震災格差率を用いた土地価格調査（独自評価）を実施する方針があり、震災格差率は、鑑定士の意見を採用することになっていましたので、震災格差率を随時、岩手県の用対連事務局に連絡文書でお渡ししています。

次に、「2. 取引事例比較法の適用」です。平成24年地価公示時点や地価公示以降の取引事例を分析すると、復旧後・復興後を想定した地域要因、又は、現況に基づく地域要因に基づく土地取引が増加しています。例えば、非浸水区域に移転した商店・公共機関への接近性等です。しかし、平成24年地価公示の評価手法は、対象標準地・取引事例ともに、不動産取引市場の機能が回復していない地域又は回復しつつある地域に属している前提で、震災格差要因以外の地域要因の比較では、原則として、各々の震災前の地域要因を比較することされています。鑑定評価の対象地点は、殆どが重度の被害を受けた地域（不動産取引市場の機能が回復していない地域）ですが、震災後の取引事例は、被害なし又は軽度の被害を受けた地域（不動産取引市場の機能が回復又は回復しつつある地域）であり、復旧後・復興後の想定や現況に基づく震災後の地域要因に基づく土地取引へ移行し又は移行しつつあります。今後は、不動産取引市場の機能が回復又は回復しつつある地域の取引事例を採用することとなりますが、取引事例の実態に合わせて復旧後・復興後の想定や現況に基づく震災後の地域要因の比較を行うことの検討を行いました。震災格差率への影響があるか否かを検証するため、震災後の取引事例を用いて、「不動産取引市場が回復したとする通常の評価手法（震災格差率の比較なし）」と「復旧後・復興後の想定や現況に基づく震災後の地域要因の比較（震災格差率の比較あり）」の手法により、任意の地価公示標準地について比準作業を行い、後者を採用した場合でも、平成24年地価公示で入力した震災格差率の各項目の要因（数値）に影響はみられないとの結論に至りました。取引事例比較法は、事例からアプローチする手法ではありますが、事例自体が震災後を所与として取引されているので、それに合わせるということです。

次に、「3. 災害危険区域内の建築等制限」です。平成24年01月から始まった岩手県東日本大震災被災土地価格調査の時点では、災害危険区域や移転促進区域の指定は行われておらず、条例による建築等制限を行った被災市町村は皆無の状況にありました。鑑定評価の対象となる被災地は、今後、収用対象事業として土地取得が行われる公共事業（土地収用あり）と、収用対象事業に該当せず任意買取りで土地取得が行われる公共事業（土地収用なし）に大別されるが、災害危険区域（将来、見込まれる地域を含む）においては、収用対象事業の如何を問わず、被災市町村の条例による建築等制限（将来、見込まれる場合も含む）を前提として評価を行うか否かの検討が必要となりました。つまりは、各種の復興関連事業における公共用地の取得において、災害危険区域内の土地は、被災市町村の条例による建築等制限を前提とした土地価格となるのか否かということです。検討に先駆けて、収用対象事業に該当しない防災集団移転促進事業について、被災市町村に意向調査を行ったところ、「建築等制限を前提とした価格で任意買取りを行う」との回答が殆どを占め、「建築等制限を考慮外とした価格又は震災前の価格で任意買取りを行う」との回答はありませんでした。防災集団移転促進事業は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づくこととなりますが、東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）においては、「移転促進区域内の宅地等を買収する場合においても、上記の公共用地取得の考え方に準じて評価を行う

こととし、交付要綱別表（４）に『これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額』とされていることにも留意して、震災に伴う土地需要の減退、道路や鉄軌道が損壊したことによる土地の効用価値の減少、災害危険区域の指定（今後指定されることとなるものを含む）に伴う建築制限等による土地の効用価値の減少等の減価要因（マイナス側への変動）を考慮するとともに、震災後のインフラ等の復旧や地域経済の回復の見通し、復興計画等による将来における当該宅地等の効用回復の見通し等による増価要因（プラス側への変動）も併せて考慮して総合的に判断することになる」と明示されています。一方、道路事業等の収用対象事業は、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づくこととなりますが、損失補償基準第 8 条第 3 項において、「土地を取得する事業の施行が予定されていることによって当該土地の取引価格が低下したと認められたときは、当該事業の影響がないものとしての当該土地の正常な取引価格によるものとする」と規定されており、いわゆる事業損失を考慮外とするものであるが、この事業損失には事業の施行に伴う建築等制限があります。災害危険区域内の建築等制限を事業損失と捉えるかについては、諸説に分かれるようですが、岩手県用対連事務局と打合せを重ね、建築等制限を事業損失と捉えず、今後の復興関連事業における公共用地の取得において、災害危険区域内の土地は、被災市町村の条例による建築等制限を前提とした土地価格とすることにしました。当時、収集した資料では、建築規制前提説というのがあり、これは、災害危険区域は、建築基準法第 39 条第 1 項の規定に基づき、自然災害により指定されるもので、用途地区等の指定と同質と考えられることから、事業損失との因果関係はないという説ですが、岩手県土協会では、この考えを採用しました。逆に、建築規制否定説というのもあり、これは、移転促進区域内の住宅地は全面買収が前提で、土地所有者にとって、収用対象事業と変わることがないというのが根拠になっています。しかし、住宅以外の用途で使用するために、買収に応じずに、土地を持っておく人もいます。また、建築規制否定説では、建築等制限については、鑑定評価の条件として、依頼者側が設定するものという考えです。依頼者から、どうしたら良いですかと相談を受けている段階で、評価条件はそっちで考えてくださいというものです。岩手県用対連事務局との打合せの中では、建築等制限を事業損失と捉える説を採用した場合、今後、同一地域内で各種の復興関連事業が輻輳する中で、収用対象事業の如何によって取得価格が異なる結果となり、低位の取得価格で収用対象事業に該当しない防災集団移転促進事業への影響が大きい等の意見がありました。この整理を踏まえ、鑑定評価においては、評価の条件に「防災集団移転促進事業の移転元である土地については、今後、見込まれる災害危険区域の指定及び建築等制限の要因を鑑定評価に反映させること」を付すことにしました。

また、「東日本大震災被災土地価格調査」の時点では、災害危険区域や移転促進区域の指定、被災市町村の条例による建築等制限が行われていない状況にあるが、今後、建築等制限が実施され顕在化していく中で、取引事例比較法の適用においては、どの項目で要因比較を行うかの検討を行いました。建築等制限が実施されていない状況では、「その他条件の要因（震災格差率）」とし、実施された以降は「行政的条件の要因（法規制）」とするか否かの検討を行いました。建築等制限は震災に起因する要因であること、及び、評価手法の継続性の問題等を考慮して、実施された以降も「その他条件の要因（震災格差率）」で評価を行うことになりました。

次に、建築等制限の減価を震災格差率算定シートのいずれの要因に入力すべきかの検討を行いました。震災格差率算定シートでは、「2. 復旧までの効用価値の減少による減価要因」の「(2) 近隣地域に係る減価要因」の「② 建築制限区域、震災復興推進区域」に入力欄がありますが、被災市町村の意向調査では、「災害危険区域・移転促進区域や建築等制限は、復旧後でもすぐに解除することは考えていない」との回答であることから、震災被害を背景とした需給の変化等による増減価要因の『一定期間のうちに消滅する増減価として処理しない場合の格差率』に入力することにしました。建築等制限の減価率は、当然に同種の取引事例がないことから、被災土地価格調査小委員会において、相当の時間を費やして議論を行いました。東日本大震災の被

災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）では、防災集団移転促進事業の土地評価は、「移転促進区域内の宅地等を買取る際の価格の評価については、一般の公共事業により用地を取得する場合と同様に、公共用地取得の考え方に準じて、契約締結時における正常な取引価格により算定すること」と明示されており、損失補償基準の立体利用率・階層別利用率等を用いて検討を行いました。実際に検討した内容を、表にまとめたのが、「(1) 用途制限（居住用不可）」と「(2) 建築不可」です。「(1) 用途制限（居住用不可）」ですが、これは、最有効階層の立体利用率の総数に対して、住宅以外の用途の階層の立体利用率の総数を求め、これから減価率を検討しました。なお、最有効階層は、2階層、3階層、4階層で検討しました。「(2) 建築不可」ですが、これは、立体利用空間のうち、建物等利用率部分に建築制限があるものとし、建物建築は不可だけど、工作物設置は可として検討しました。建物等利用率部分について、民法上の賃借権と借地権の権利割合の考え方と損失補償基準の使用借権割合の考え方を準用すると、民法上の賃借権は普通借地権の2分の1となるので、建物等利用率部分の立体利用率を2分の1として立体利用率の総数を求め、最有効階層の立体利用率の総数と比較して、減価率を検討しました。平成24年1月の岩手県東日本大震災被災土地価格調査の当時、これらの検討を行っていましたが、丁度、国会で震災に起因する減価率が取り上げられており、減価率の説明を求められる場面もあることを想定して、根拠を確認しながら検討を進めました。これが、他県からは、岩手県は変なことをやっているという話になっているようでした。

次に、26ページの「4. 津波・浸水被害等によるスティグマ」です。津波や浸水被害等によるスティグマの減価率は、震災被害を背景とした需給の変化等による増減価要因の『一定期間のうちに消滅する増減価として処理する場合の格差率』欄に入力しますが、被災市町村の税務担当課による被災状況調査結果に併せて5段階に分類し、減価率は、平成24年地価公示における標準地・取引事例の減価率を参考としました。5段階にしたのは、平成26年の固定資産税標準宅地の鑑定評価との整合性も考慮しています。具体的な数値は、軽度の浸水被害については、地価公示標準地の数値や、取引事例の数値を参考にしました。これは、実際には、取引事例の分析しかないんだろうと思います。重度の浸水被害ありについては、目安の数値としています。一旦、目安を入力して震災格差率を算定し、これを、阪神淡路大震災時の最大減価マイナス30%と比較して、目安の数値が適切かどうか検証する作業を重ねました。私が、担当した陸前高田市の商業地の震災格差率算定シートで説明すると、ここは、重度の浸水被害あり、建物流失した地域で、将来の建築等制限は住宅用途が不可の地域ですが、震災格差率はマイナス25.8%となりました。次に、重度の浸水被害のうち、海没地を、26ページ下段の概念図で説明します。海没地については、岩手県東日本大震災被災土地価格調査の時点では、鑑定評価の対象とされていませんでしたが、海岸保全施設（防潮堤）整備の公共事業における鑑定評価で検討が必要となりました。海没地は、防潮堤の整備により陸地に復帰する場合、防潮堤の整備がなく海没地のままの場合、更には、取得する1筆の土地が防潮堤整備後において、陸地・海没地が混在する場合（分筆測量が不能な土地）に分けられます。各々の減価率は、損失補償基準の立体利用率を用いて減価率の検討を行い、震災格差率シートの入力項目は、陸地に復帰する場合は、震災被害を背景とした需給の変化等による増減価要因の『一定期間のうちに消滅する増減価として処理する場合の格差率』欄に入力し、海没地のままの場合は、震災被害を背景とした需給の変化等による増減価要因の『一定期間のうちに消滅する増減価として処理しない場合の格差率』欄に入力することにしました。海没地の震災格差率ですが、陸地に復帰する場合でマイナス34%からマイナス62%になっています。幅が大きいです。これは、建築等制限の有無が影響しており、建築等制限がない場合はマイナス34%、建築不可の場合はマイナス62%と考えて下さい。実際に算定した震災格差率算定シートで説明しますと、これは、陸地に復帰する場合で、住宅用途不可の建築等制限がある海没地（住宅地）で、震災格差率マイナス43.5%となります。なお、建物流失した重度の浸水被害を受けた地域で、住宅用途不可の建築等制限がある被災土地の震災格差率が約20%～25%です。この他、土地区画整理法第76条の使用収益開始までの建築不許可の減価率や土壤汚染の減価率などを検討しました。

次に、27 ページ下段の「5. 防災集団移転促進事業の移転先の住宅団地用地の取得価格」です。平成 24 年 1 月から始まった岩手県東日本大震災被災土地価格調査の時点では、移転先の住宅団地用地の鑑定評価の対象を「田地」「畑地」「林地」として鑑定評価を行っています。公共事業で取得する場合の価格と同じです。「宅地見込地」は、震災後の取引事例がなく、転換の熟成度の判定や価格判定が難しいことから、発注先の岩手県担当部署と打合せを行い、不動産鑑定評価基準に則らない価格等調査として、「熟成度を普通程度と想定した場合の宅地見込地の価格水準（調査価格）」を求めることとし、以下の検討を行いました。まず、「(1) 転換前の土地種別から完成宅地までの転換の過程」を整理しました。28 ページ上段の表が、転換の過程を整理したもので、現況地目から完成宅地までに分類しました。次に、「(2) 熟成度を普通程度と想定した場合の宅地見込地の調査価格」は、熟成度の低い宅地見込地の評価手法を用い、転換前の土地種別の価格に宅地となる期待性を加味した価格としました。28 ページ中段の表が、価格算定式と、期待性、すなわち、期待上昇率の考え方と採用数値になります。価格算定式は、転換前の土地種別の震災がなかった場合の価格に、転換前の土地種別の震災格差率と防災集団移転促進事業を前提とした転換前の現況地目の地域要因に基づく期待上昇率を乗じます。期待上昇率は、完成宅地に対する現況地目の価格比率と、完成宅地に対する素地宅地の価格比率の中間値を採用しました。転換の過程における各評価地目の価格は、土協会で震災前の公共買収の評価先例調査を行い、市町村の各地区単位の平均価格を求めて査定しました。29 ページが、検討に使った一覧表です。具体的には、各評価地目の価格が揃っている陸前高田市の価格を基本に、他市町村のデータで補正を行いました。なお、現在も、震災後の評価先例調査は継続して行っており、土協会会員に調査結果を配布しています。評価手法については、岩手県東日本大震災被災土地価格調査以降、被災者、不動産業者、ハウスメーカーを買主とする宅地見込地の取引事例が出てきましたので、順次、取引事例比較法や控除方式の評価手法を適用しています。

次に、29 ページ下段の「6. 防災集団移転促進事業の移転先の住宅団地の譲渡価格」です。防災集団移転促進事業において造成される住宅団地は、買受人に対して、3つの買受け要件が設定されています。1 つ目は「買受人は、防災集団移転促進事業で被災土地を買取られた者に限る（買受人限定）」、2 つ目は「買受人は、住宅団地を買受けた後、一定期間に自己が居住する住宅を新築すること（5 年以内の例あり）」、3 つ目は「住宅団地について、一定期間の転売禁止が課される（10 年の例あり）」です。東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）では、住宅団地を譲渡する場合の取り扱いとして、「防集事業により整備した敷地を分譲する場合の価額は事業主体である市町村又は道県がそれぞれ決定することとなるが、基本的には分譲時における適正な時価（不動産鑑定評価額等を参考に決定した価格）とすべき」としています。鑑定評価で求める価格の種類について、このガイダンスでいう「分譲時における適正な時価」と「造成される住宅団地に設定される買受け要件を具備した価格」が同じであるとすれば、買受人限定の要件は正常価格の前提条件（取引形態が市場参加者を制約したものでない市場）に抵触するのではないかと、また、正常価格の前提条件を満たしていないことから、特定価格になるのではないかと議論となり、検討を行いました。検討は、費用性、市場性、費用性の面から行いました。費用性の面では、防災集団移転促進事業の事業主体は市町村であることから、不動産業者や土地開発公社等が行う住宅団地に見られる販売広告費・開発利潤を考慮する必要がないと考えられます。販売広告費・開発利潤について、不動産業者やハウスメーカーのヒアリング調査結果では平均で 22%位です。市場性の面では、防災集団移転促進事業において造成される住宅団地は、買受人が限定されることから、「重度の浸水被害を受けた他の地域からの被災者の移転需要がない価格」であるのに対して、震災後に不動産業者やハウスメーカーが造成した住宅団地（取引事例）は、買受人の制約がなく、「重度の浸水被害を受けた地域からの被災者の移転需要が盛り込まれた価格」と考えられます。移転需要は、不動産業者やハウスメーカーの住宅分譲地の取引事例を震災格差率算定シートで分析すると、平均

で20%位です。収益性の面では、建物を新築後、すぐに賃貸する場合の土地の収益価格と、転売禁止が解ける10年後に賃貸する場合の土地の収益価格を比較すると、18%位の乖離が生まれました。平成24年3月に、東日本大震災の被災地対応鑑定評価実務検討プロジェクトチームから「東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業に係る土地評価の研究」が公表されましたが、防災集団移転促進事業において造成される住宅団地について、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価を行う場合は「正常価格」として評価を行うとされています。但し、正常価格とする理由は記載していません。正常価格か否かについては、現在も検討中ですが、これ以外に、対象不動産の確定及び確認の問題、想定上の条件（接面道路の建築基準法の取り扱い）等の問題があり、今のところ、不動産鑑定評価基準に則らない価格等調査として「重度の浸水被害を受けた他の地域からの被災者の移転需要がない価格」を求めることで対応しています。平成26年11月の不動産鑑定評価基準改正により、未竣工建物等鑑定評価として鑑定評価できることになりましたので、特に、「買受人限定＝他の地域からの被災者の移転需要がない」の部分について検討を深度化し、正常価格か否かの結論を出す必要があります。昨日、兵庫県士協会の研修の後に、懇親会でお酒を飲みながら、足立会長以下、皆さんに相談したところ、色々アドバイスを戴きましたので、持ち帰って、検討を行って結論を出したいと思います。

その他の検討項目を挙げると、造成される住宅団地は、土地利用計画図では、整形な画地で区画された分譲住宅地域のように見えるが、実際は、建物流失した漁家集落地域が近隣の漁家集落地域の高台に移転、建物流失した農家集落地域が近隣の農家集落地域の高台に移転、建物流失した標準住宅地域が近隣の標準住宅地域の高台に移転に場合分けされることから、住宅団地の価格水準は、それぞれ、漁家集落地域・農家集落地域・標準住宅地域の地域要因が反映された価格水準になると考えられます。即ち、造成される住宅団地の全てが、不動産業者等が既存の標準住宅地域やその周辺地域で開発した市場参加者の制約がない分譲住宅地域の地域要因が反映された価格水準ではないということです。また、価格等報告書の提出後に、時点修正変動率の意見書業務が発生した場合、安易に周辺の地価公示標準地や地価調査基準地の地価変動率から時点修正変動率を導き出すのではなく、同種の住宅地域の地価公示標準地の地価変動率や同種の取引事例を時系列的に分析して時点修正変動率を求めることとしました。

次に、31ページ下段の「7. 今後の評価手法の検討」です。岩手県鑑定士協会では、被災地の鑑定評価における取引事例比較法の適用については、実際に業務が発生した平成24年1月の時点から、「復旧後・復興後の想定や現況に基づく震災後の地域要因の比較（震災格差率の比較あり）」の評価方法を採用してきたが、重度の浸水被害（床上浸水～建物流失）を受けた地域の信頼できる取引事例が徐々に収集可能となってきたことを受けて、平成26年4月から、「通常の取引事例比較法（震災格差率の比較なし）」を選択適用することとしました。但し、選択適用する場合には、これまでの被災地の公共買収・復興関連事業の評価手法の継続性や、過年度の鑑定評価額等に対する時点修正変動率・震災格差修正率との兼ね合いから、関係機関と十分な打合せを行って、いずれの評価手法を適用するか判断することとしています。これは、岩手県用対連と打合せをしています。現在は、評価の継続性が重要だということで、「復旧後・復興後の想定や現況に基づく震災後の地域要因の比較（震災格差率の比較あり）」の評価方法を継続しています。今後、復興関連事業が進捗し、事業完了の時期が明らかになっていく中で、事業完了後の土地価格からアプローチする評価手法も検討する必要があります。具体的には、防災集団移転促進事業で市町村が取得した被災土地（移転元）を被災市街地復興土地地区画整理事業により集約整形化し、盛土は行わず、市町村の条例による建築等制限（住宅建築不可）を付した状態で、復興計画に則した土地利用（産業用地等）を行おうとする民間事業者保留地として売却する場合や、この地域内の土地を公共事業で取得する場合の鑑定評価が挙げられます。これは、来年度から必要になるだろうと思っており、色々な資料を収集しています。たぶん、移行地の評価手法で、震災減価率や移行期間の減価を取り入れた感じになるのかなというイメージです。

最後、32ページの「8. 終わりに（反省・意見等）」です。1点目として、被災地の鑑定評価は、地元の不動産鑑定士が評価を行うべきであり、県鑑定士協会が中心となって、「評価手法の検討」や、鑑定評価で活用する「不動産市場アンケート調査（D I分析）」「評価先例調査」等を行っていく必要があります。ある市町村では、当初、他県の鑑定業者が受注し、独自の考えで鑑定評価を行ったものの、いつの間にか退場してしまい、他の復興関連事業の鑑定評価額との整合性が取れず、相当な調整が必要となった事象がみられました。また、他県の不動産鑑定士が震災の専門家と支援チームを構成して、鑑定評価も含めた支援業務の受注を進めていたが、裏では、地元の不動産鑑定士に下請けの打診をしていた事象もみられました。

2点目として、被災地の鑑定評価の手法は、徐々に被災県ごとに異なっていくことになりましたが、地域会が中心となって、「目線合わせ」「情報交換」等を行っていく必要があると思います。岩手県が始まりとなった東日本大震災被災土地価格調査は、すぐに他の被災県でも実施することとなったことから、岩手県鑑定士協会では、東北会において、「目線合わせ」「情報交換」を行うよう提案したが、実現しませんでした。特に、初期の段階では、資料収集や情報収集に苦勞することから、地域会を中心として、各県鑑定士協会が相互に協力していくことが重要です。

3点目として、連合会地価調査委員会から配布された震災格差率算定シートを活用して、被災土地の鑑定評価を行ってきましたが、入力欄や入力数値については、地元の鑑定士が現場に合わせて運用してきました。ここで、一度、総括を行って、震災格差率算定シートを、より使いやすいものに発展させるのが良いのではないかと提言をしたいと思っております。昨日も、兵庫県士協会の方とお話したところ、「後々の世代に記録として残すことも重要で、我々はこちらまでやったけど、次はここまでの整理が必要だよ」というような話を伺いましたので、現在、被災地評価を行っている岩手県士協会の方から提言したいと思っております。但し、私の方では、連合会のどの部署に提言をしたら良いか分かりませんし、声も小さいものですから、近畿会の危機管理対応委員会の方からも声を挙げて戴きたく、お願いします。最後の写真ですが、これは、平成25年6月に、近畿会の危機管理対応委員会の方々が、岩手県用対連事務局や岩手県士協会と情報交換で岩手県に来られた時に、陸前高田市の「奇跡の一本松」の前で撮った写真です。なお、奇跡の一本松は、歌になりまして、歌っているのは「円昌夫」です。これで、岩手県士協会の講演を終わらせて戴きます。ご静聴、有難うございました。





### 3 福島県の現状（公益社団法人 福島県不動産鑑定士協会 会長 小橋達夫）

福島県の鑑定士協会の会長をしています小橋です。以前にも、昨日もお話ししましたが、2年位前に昨日の会場で石田さんと2人で、現状報告会をやったかなと思うのですが、ですから今日は時間が余ればそれも言いますけども、今言った委員会のほうには報告をさせていただいて、少しずつお世話になったお礼もできているのかなと思っています。

それで福島県の評価の現状についてということで、簡単にしか私はレジュメ、ばたばたして作れなかったのですが、一応、小さい写真2枚載っていますけども、これは実際、私が士協会でH24年の3月に一括評価、被災地の評価をした地点の写真です。岩手県さんが作業をH24年の1月から始めたのですが、福島県では復興補助金の援助がたぶんそのころに決まって、それからのスタートということで、岩手県さんのあとに続くこと、たぶん1か月ぐらい遅れでスタートしたのかな。なぜかそのとき思ったのは、岩手県さんの予算がつくのが早かったということで、取りかかりが早かったみたいです。それと結構、岩手県さんのほうは予算が確保されていたということで、結果的には、岩手県さんのあとからすぐに続いて作業に入ったので、岩手県さんと同じような報酬をもらうことができたというか。普通の用対連の評価から比べると今回の津波被災地の評価に関しては、福島県も6割増しでいただいているということがあります。それで福島県も被害としては、恐らく浜通り海岸線、130kmあるのですが、実際作業をしたのはその真ん中の双葉郡の何10キロか、40km位は抜けていますので、その上と下、その報告書にもありますけれども北と南の海岸線について、当初163地点の作業を行いました。それで福島県で作業に入って一番感じたのは、福島県は、先程細川会長から説明あったと思うのですが、岩手県さん、宮城県もそうなのですが、岩手県さんは津波被災との評価について被災地そのものと、あと防災集団移転に絡んだ被災跡と移転先の両方の予算がついたのですが、福島県は復興補助金のほうからしか出ないということで、移転元の評価のみということで作業を終わりました。これは復興支援の支払いのほうからの予算、これが違うということで、福島県は被災元のみでの評価です。それで原発の影響あったところが実際には地価公示も地価調査もやっていませんので、そこについては評価しない。実際になかなか許可がないと入れないものですから、鑑定評価はできないということで実施しています。それとあと先程岩手県さんのお話を聞いていて、ちょっと違うのかなというところは、結局被災元の、移転元の地点しかやりませんので、同じ防災集団移転とかありますけどもその移転先については一括評価じゃなくて個別評価で対応するというので、県市町村が各事業所に評価を依頼するという形で進めています。それで岩手県さんのあとは防災復興計画と若干、基本的には同じなのかもわからないのですが、福島県でちょっと違うのが福島県は復興補助金の関係、それに結構福島県はこだわり過ぎたのかもわかんないのですが、そういうことで各市町村の復興計画は一応、H24年ですから2年前になりますか、3年近く前の作業なのですが、当時そのときが1年経っていますから、今からいうと復興補助金の関係で移転先に移れる、あと復興計画が実現するのはみんなH28年の3月ということでやっていますし、ですから震災計画で復興期間は、評価時点から4年ということで、需給の変化とかは査定表を実際に、これは相馬市で採用したあれですけども、5年間使っていますけども移築制限とかそれに対する期間というのは4年ということで見て、その平均がだいたい宅地で20%ダウン弱前後というのが、結果だったのかなと思います。それで、そのあと追加、結局避難解除準備区域とか南相馬市とかになってくると、今度は現地に入れるということで追加の評価ということで、最終的には今のところは213地点の評価をしている。ですから今後は、避難解除準備区域になれば現地調査に入れますので、随時、また増えていくのかなと。今後予想されるのは、恐らく南のほうの富岡町・楢葉町に続く部分が入ってくるのかなと思います。

津波被災地については、だいたい動きがそういうことなのですが、あと一番は原発事故格差修正というものの評価だと思うのですが、実際に評価をやっている地点というのは、

去年の初めまではなかった。去年から原発事故等格差という表現が使えるようになった。鑑定士協会のほうで H25 年 12 月に発表した補足「東日本大震災被災地における不動産の価格等調査のための運用指針」が、これが出て恐らく先程細川会長が言った 7 月に出て、それでこれの補足として避難指示区域における不動産の価格と調査のための運用指針というのが 12 月に出ました。というのは、この時期がちょうど中間貯蔵施設の買収の価格を環境省が一応公表した時期。ですから国交省のほうも、この原発格差修正の、この表現の解禁だったのかなと私は思いまして実感しているのですが、それ以降はこの表現を使う。使うに当たっても、この指針は協会のほうから出してもらったのですが、実際それをどう運用するかは、福島県の鑑定士協会ではわからないというか、とりあえず県のほうからも実際には避難解除準備区域については調査依頼、鑑定依頼が出ましたので、それではとりあえずこの地域だけについては、協会を受けてやろうということだったので、今までの津波被災地の修正率と原発事故の修正率がどう違うのかなというところからだと思うのですが、避難解除準備区域ですと実際に入れますので、そんなに津波被災地と大きい考え方の違いはないのかなということで作業に入ったのです。そのときに協会のほうから発表されました補足でいきますと、これについての内容についての周知を会員にしようとしたときに、一番うちの協会として困ったのは、その根拠というのがよく理解しにくいということで、補足には実際、私の名前とか、あと鈴木さんのお名前とか載っているのですが、打ち合わせ会議には出ていますけれども、その中身についての説明っていうのは、結局は研究所さんとかが中心になって考えていますし、津波被災地の震災格差の延長なのかな。一番その違いというのは、要するに避難指示解除準備区域もそうなのですが、居住制限区域、帰宅困難区域も特にそうなのですが、要するに避難指示が解除された時点で初めて不動産の価値が出るっていうか。それまではその指示されている特に土地の価値はゼロだという考え方できています。だからその辺が津波被災地の震災減価率と考え方が基本的に違っているのかなと。それは補足の 8 ページでイメージ図があるので、そこでの違いが一番と。あと同じシートは、津波被災地で使ったようなシートを使うのですが、10 ページにその要因があるので、ちょっと違うのが、この表の真ん中にある右のほうにある放射能による健康被害の懸念とか、あとその下の避難指示区域の設定による立ち入り制限等という要因が違ってきている。あと全部そうなのですが、右の欄がその原発格差修正率にかかる要因としてあるのですが、それが違ってくる。あと実際の運用の仕方は、基本的には津波被災地の震災格差率のシートとは、表としての計算の仕方は一緒ということです。それではどこが違うっていうかといいますとイメージ図であると思うのですが、原発被災地と津波被災地が重複する場合の考え方として、解除前の津波減価は、そもそも効用が 0 であるため影響しないということなのですが、最終的に津波被災地との違いは放射能の影響があるので、事故前のこういうふうには 100%は戻らないということが違ってくるのかな。あとは需給減価、現状とする低いほうを採用しますので、低いほうの、カラー刷りだとわかりやすいのですが、このイメージ図でのちょっとの違い。その結果、実際にやってみるとどうかということなのですが、県の買収は避難解除準備区域しかまだやっていませんので、だいたいそんなに結果的には津波被災地と大きくは変わらない結果になっているのかなということで、ここには 10 数%って書きましたけれども、10 数%から 20%弱の範囲だった。あとこれは今、作業中なのですが、居住制限区域と帰宅困難区域については、今作業中というのは固定資産評価というのは、この双葉郡の放射線影響のある地域については H23 年以降なのですが、地価公示、地価調査も休止していますし、国税も評価していません。当初は H26 年の固定資産も休止する予定だったので、総務省のほうからのだいたい強い要請があって、結局、国税のほうは毎年評価するから復帰したときに、解除したときに評価できる。まあ言ったらいつでもできるのですが、固定資産評価のほうは H26 年 1 月 1 日の値段がないと H29 年まで課税できないということがありまして、遑って作業を進めているのが H26 年 1 月 1 日の価格を今、作業中で、3 月の初めから 3 月の下旬に、だいたい 600 地点ぐらいあるのですが、今、担当者に作業してもらっている。それもこの原発事故等格差率を採用してやるということで、急遽、去年の夏以降、何回か担当者に研修というのですか、共通認識を持

ってもらおうということで、これについての勉強会をしながら作業をしています。それでここに書いてある数字、計算方法ということで実際にやっている結果なのではけれども、原発事故と格差修正率については、解除準備区域で10数%から20%弱、居住制限区域で2、30%、帰宅困難区域で50%ってありますけども、この数字は買取予定の価格の数字で、実際今までの数字を見てみますと、固定資産評価における原発事故等格差修正率は、これより2、3割増加しているのが今のところ担当者の数字で、結果はまだ出ていませんけども、作業を進めているのかなと思います。というのはこれについては、いろいろ私たち福島県士協会独自で考えることもなかなか難しいということで、一番やはり中心になっているのが、中間貯蔵施設のときに環境省が依頼して作業をずっとH25年の当初からやっていると思うのですが、日本不動産研究所のほうでいろいろ研究、勉強していますし、その担当者、実際作業に関わった担当者の協力を得ながら何回も福島県に来ていただいて作業していただいています。この震災格差、原発事故等格差率については、今もそうですけども勉強しながらやっているのかなと。その結果、宮城県とかほかでもあると思うのですが、公共買収の原発格差と課税としてする被災土地の評価の原発事故格差修正率は、違ってもやむを得ないのではないかな。結果的に二重価格にはなるのですが、それについてもさんざん喋々々やっただけですが、実際にはそれも仕方ないだろうということで今、作業を進めています。それについては、いろいろ意見もあるかなと思うのですが、実際の特に原発事故の影響については、先程細川会長も話ししていると思うのですが、地価公示の考え方そのものがH25年の地価公示までは放射能の影響は時点修正に反映しているのだけという考え。というのは、裁判所の競売の評価でもそうだったのですが、国、国土交通省の鑑定は恐らく、原発の影響という表現は表に出せなかったのかなと。で、H26年以降、環境省が中間貯蔵で原発事故の影響があるのですよって言うてからは解禁になったというかな。で、地価公示でもH26年からは放射能の影響は、地域要因に反映するという考えでやっているのかな。実際、福島県でもそのような取り扱いをしていますし、一括評価でもそうなのですが、原発事故等でも福島県内で特に一括評価の海岸線で住居制限区域とかありますので、民間の取引、事故以来ありませんから、当時のH24年の評価額というものもそうですけども、県の協力、あとは農業振興公社の協力を得ながら売買にかかる実際の取引を台帳から提供して協力していただいたということが、本音かもしれない。ですから、あとは参加会員のほうについては、比準表を独自に作って、なるべくばらばらにならないようにしていますし、特に農地とかについては価格差が結構あったりしているものですから、なるべく価格差のない集約された結果が得られるような方向でもっていくというのは、この一括評価、恐らくこの原発格差修正率を採用している価格もそうなのですが、これは国、国交省はもちろん環境省も、あと東北整備局、被災3県、各市町村に価格と震災格差率のデータは全部共有する、東電も共有するというふうになっていますので、ですから、あんまりばらばらな結果は出せないのかな。そういう点で、なるべく勉強会をしながら比準表も作りながらということで作業を進めている。だから東電さんも、この辺の一括評価、特にこの原発格差についてもそうなのですが、全部価格と率は共有しているということが、一番私たちが気をつけていると思いますか、実際に評価して携わっているのかなと。そうであれば、やはりそんなに飛び抜けた数字が出てこない。その都度っていうのですか、指摘されることもなく、できるのかなということで今のところ作業を進めていますし、あとこの原発格差修正率については、やはり環境省が発表したマイナス50%が各地で最高かなということを見据えながら、作業を進めています。福島県は、今、あと今日は時間がないのであれなのですが、実際には今度はあとH24年の7月に資源エネルギー庁が財物賠償の基準を発表し、そのすぐあと東電が財物賠償の基準を発表していますが、その基準について福島県として被災者が不利にならないようにというスタンスで提案をして以来、H25年に入ってから宅地、農地、山林で、今やっているのはその他の地目ということで、境内地とか墓地についての評価をどうしようかということで、その時価相当額ということで作業を進めているのですが、それについてもやはり誰が評価しても出てくる、同じように価格が出てくるようにということで、やはり同じく比準表はそれを基に全部作ってやっています。双葉郡は放射能の影響で住めなくなっている、今のところ住

めなくなっている解除準備区域、居住制限区域、帰宅困難区域の土地が、だいたい 64 万筆ぐらいありますし、そのなかの 1 割ぐらいは、私たちの手がかかる土地なのかなということで、もう今年は 3 年目になりますから、だいぶ進んではいますけども、あと 1 年ぐらいは土地についてもかかると思いますし、あとこの東電は課税を中心にやっていますので、非課税建物、未登記建物は申請によって現地に行くということで評価しています。それも今のところ 2000 件ぐらいは協会で価格のチェックをしています。これもだいたいあと 1 年ぐらいは続くのかなということで、東電の賠償については今 7 割方進んでいるのかなと。県による県内の被災地の相談会、あと原子力賠償支援、今度は廃炉事業支援機構に名前を変更しましたが、県外の相談者、無料相談会について土日、週一ぐらい県外でやっていますけども、私も月一ぐらい茨城とか千葉、東京に行っていますけども、それもやっております。それについては、やはり被災者、結構、県外の被災者は情報量がないものですから、賠償についての情報がわからない。それについての相談会に土協会としては協力すべきかな、ということで、協力しながらやっています。福島県の現状はそんなところですよ。



#### 4 閉会挨拶

(公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会 副会長 船山進)

東京士協会副会長の船山でございます。本日はありがとうございます。また細川会長、小橋会長、ありがとうございます。東京士協会では災害復興まちづくり支援機構というのが東京にございますけれども、ここを通じまして、この構成員といたしまして、以前から岩手県の大船渡市に行きまして支援活動を行ってきております。昨年は、私もその一環といたしまして日本棋院と冒頭で行われました碁石海岸で囲碁まつりという大きなイベントがあったのですが、そのなかの無料相談会、これの相談員として参加させていただきました。また今お話しございましたように、これも昨年でございますけれども、東京に避難されておられる福島県の被災者の方たちの相談に対応するということも含めまして、まずはやはり現地の情報を収集する必要があるだろうということで、東京士協会が主催いたしました、福島県の南相馬市それから浪江町、こちらを視察、現地研修させていただきました。この会場にもご参加いただきました。

多くの方がいらっしゃいます。今、両会長からお話をお伺いしまして感じましたことは、まずは東日本大震災ということでの被災ということを受けとめる場合には、地震による被害、それから津波による被害、それから福島で一番大きな問題であるわけですけれども原発による被害ということで、三つの大きなテーマがあるのかなというように感じました。そこで被災地の鑑定評価におきまして、その鑑定評価の結果が社会に信頼されるという観点からいきますと、やはり細川会長からもお話しいただきましたように、まずは地元での目線合わせ、それから情報交換それから信頼、これを前提にいたしましての相互協力ですね、これが非常に重要ではないかということを受けとめさせていただきました。それとまた、福島におきましては、原発の被災地というのが非常に広範囲ですし、大きな問題でもございますので、そこで鑑定評価が被災者の方にまず信頼される必要があると。こういう観点からも、やはり相互に情報交換しながら目線を合わせて、そして結果が信頼されるというのが非常に重要なかなというように感じました。結果といたしましては、地元の士協会の皆様方ご苦労いただいているわけでございますけれども、加えまして、もうちょっとほかの士協会とも連携をとりながら、そこでの目線合わせも可能であれば、なおいっそう社会の信頼を得る鑑定評価につながるのかなとこのように感じました。ありがとうございました。

**(公益社団法人 滋賀県不動産鑑定士協会 会長 内田宏)**

船山副会長、ありがとうございました。お手元には、今おっしゃっていただいた福島県の活動記録があります。これは、日にちは新しいほうからで、最後のページが 3.11 直後のことです。お間違えなく見ていただきたいのですが、そのなかで、たとえば近畿不動産鑑定士協会連合会とか、神奈川士協会とか、大阪士協会とか名前が具体的に出てきます。それぞれが現地へ赴かれて、こういう研究会を福島とやられて、そこでまた福島士協会のほうも丁寧に対応をいただいている。そういうことで今まさにおっしゃいましたように、同士業連携が進んでいます。たぶん他の専門士業連携も行われていると思います。福島では、今後こういう形がどんどん成熟していったらいい。廃炉まで 40 年かかる話ですので、特に福島はまだまだ長い道のりであろうかと思えます。それではここで、これで最後ですけども、福島へ視察に伺ったときには、静岡からも、東海地方の南海トラフの関係で先頭に立って引っ張っておられる静岡士協会の後藤会長がお越しいただきましたので、後藤会長、一言お願いします。

**(公益社団法人 静岡県不動産鑑定士協会 会長 後藤雅文)**

今日はなんか盛りだくさんの内容で、こんなに充実した研究会になるとは思っていませんでした。最初に、岩手県の現状について細川会長のお話、非常に示唆に富んだ話で、もうなんか頭のなかで本当に混乱して、まだ殆ど整理がついていない状態なのですけれども、まず活動記録、これは買わせていただこうというふうに思っています。それから土地評価についての非常に苦心された歴史を語っていただきました。震災格差率について、最初にマーケットがない状態における震災格差率、それからだんだんマーケットが回復した状況における震災格差率の検証、それから取引がだんだん活発になってあちこちで土地価格が上昇しているというふうな状況における評価の手法ですね。そういうところについて、非常にやはり苦心されている。これは本当に私らにとっても、非常に重要になる情報でした。それから私たちは震災がなくても、最近は大規模災害等でいろんな建築制限とかいう話も聞きますけども、建築制限についてのその地域における評価の仕方ですね。減価についてどう考えるか。こんなに細かくやっておられるんだなということに、非常に感銘を覚えました。それから防災集団移転についても、なんか移転地域についての価格がその前の地域の地価水準を反映するっていうのには、私もびっくりしました。これは非常にいい情報だなというふうに思いました。

**(内田宏)**

もう閉会の挨拶に兵庫県の士協会長がお待ちですので、ご挨拶させていただきますが、この震災格差率は兵庫が生みの親です。そこに昨日研修いただいた上田先生とか、足立会長がおられ

るわけですが、この兵庫で生まれた震災格差率がこの東北につながったということ、すばらしいという言い方はおかしいのですけれども、つながってよかったなと思います。そしてさらにその精緻化を東北でやっておられるということです。まずは格差率修正の生みの親、兵庫県足の足立会長、閉会の挨拶をお願いします。

**(公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会 会長 足立英基)**

皆様、大変お疲れさまでした。私が生んだわけでは絶対ありません。ただし、昨日も私どもの研修会をお聞きいただいた方はおわかりだと思いますけれども、被災の多様性というかそういったところで、阪神淡路とはもう雲泥の差があると。要するに今、船山副会長もおっしゃいましたように、私どもは揺れでもって大きな被害は受けましたけれども津波もない、原発事故もないということで、過去の記録、私どもは『アプレイザーズ イン ひょうご』という機関紙を毎年、当時は発行しておりましたけれど、平成10年のものを見ると、明石海峡大橋の開通を祝って、震災に触れない発言はあまりないですけれども、特に被災地が住宅地域としては、近畿圏でも有数の選好性の高い地域でもあるということで、民間活力でぐいぐい復興が進んで、過剰状態になるというようなことがあったりして、およそ需要の厚みで東日本の被災地の状況とは違って、通常取引市場に相当早く回復していったということで、相当違いがあるなという感じがいたしました。今日は、昨日も私どもの研修会にお運びをいただきました岩手の細川会長、福島の小橋会長、本当にありがとうございました。私も全然内容的にはついていけなかったのですけれども、復興のための諸政策が複層しているということで、なかなかいろんな考え方もあるでしょうし、運用基準を策定しても目線合わせも難しいでしょうし、まさに価格概念そのものが、揺さぶられているという感じもいたしました。まだまだ復興は緒についたところで、これから大変だと思います。どうかご健康に気をつけていただいて、今後ともがんばっていただきたいと思います。今日のシンポジウムは、阪神淡路まちづくり支援機構ということで、兵庫士協会のポジショニングなのですが、運営委員を出させていただいているということで、実質的には、近畿不動産鑑定士協会連合会の危機管理対応委員長の、私どもの長谷川顧問と内田副委員長にがんばっていただいている、裏方では私どもの会員であります櫻井さんががんばってくれています。今日は他の専門士業と共に、このように充実したシンポジウムを開催していただいたということに対してお礼を申し上げたいと思います。ということで、今日は鑑定士さんに対してはここで3単位が付与されたということです。今日は長丁場にして、お昼時間を挟んで4時半までということです。どうか最後まで充実した1日になりますことをお祈りいたしまして、まずは本席の閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

# 第3分科会





【第3分科会報告書】(PDF) 挿入

阪神・淡路まちづくり支援機構 20 年事業 第 3 分科会

兵庫県社会保険労務士会  
神戸東支部会員 松永和美

皆様、おはようございます。第 3 部会の第 1 番目の前座を努めさせていただきます、社会保険労務士の松永和美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、1・17 と 3・11 で出ました、特例などを中心にお話しさせていただいて、私たち士業が今後どのような体制で、来たるべき震災に備えなければならないのかということをお話ししていきたいと思っております。

本日のお話をさせていただく中で、私たちの先輩がつくっていただいた 1・17 のときのこの資料「命のはざままで」、を参考にさせていただいたことを皆様にお伝えいたします。

また、3・11 に関しましては岩手県、福島県の社労士会に、いろいろ問い合わせをいたしまして、いろんな事情をお聞きしたところ、無償でこのような素晴らしい資料を送っていただいて、これを参考にして本日はお話しさせていただきます。それではお時間が 40 分と限られておりますので、お話を進めていきたいと思っております。



まず、1・17 ですが、私はたまたまですが、平成 7 年 1 月 7 日に開業致しましたので、開業して 10 日目に阪神大震災に遭っております。ちょうど私の事務所はこの弁護士会館の近くにある橘通の 1 丁目というところに事務所を構えておりましたので、事務所も被災しております。社労士の会員の中にも死亡の方が 2 名おりますし、家族が亡くなったという会員もいらっしゃいます。私は自分が被災者になった場合であっても、士業としてのお仕事をやっていかなければならないということを痛感した社労士のスタートを切らせていただきました。

それでは、1・17 の際、社労士会、社労士は動いていったのかというところを、次の 3 ページで見ていただきます。まず、安否確認から仕事は始まりました。私は 12 月まで社会保険労務士事務所で従業員としてお世話になっておりました。そのお世話になった先生は遠方にお住まいで高齢の方でした。先生の事務所は全壊されておりました。

先生の顧問先の安否確認を、ボランティアですけれども依頼されました。安否確認の方法ですが、当時はまだ携帯電話なども普及していない時代でしたので、まずは会社へ足を運びました。すると、倒壊していたり、全焼していたりという状態がほとんどでした。張り紙がしてあって、ここの避難所に避難しておりますというような内容が書かれておりました。その避難所に行って、どういう状況かということをお話したり、また従業員の安否確認というようなこともしておりました。

正直、私自身一番このとき困ったことがありまして、当時はまだ、ガス・水道・電気などの

復旧がされていない状態のときから安否確認をしておりましたので、一番お手洗いに困りました。何も食わずに、何も飲まずに業務に行くという日々が 10 日ぐらい続きました。そのときに、やはり簡易型トイレの普及ということについても、とても重要だと思いました。

また、避難所に行き、いろいろと質問を受けるのですが、当時はインターネットなどの普及もあまりしていませんでしたので、質問されても何も答えることができないというむなしさを受けました。例えばどんなご相談があったのか、いろいろ前のスクリーンに上げさせていただいてありますが、実際、いろんなことを質問されるのですが、即答できず、「調べてきます、調べてきます」としか言えない日々が続きました。調べ方ですが、役所に直接足を運んで、自分自身で調べるという方法しか当時はありませんでした。当時、神戸市が相談会、社会保険労務士会が 2 月 21 日にホットライン、電話での相談会を開設しておりますけれども、実際そのようなときに資料として手渡されるものというのは、役所から手書きというような資料なども配布されて、それを頼りに相談会に応じたという記録が残っております。



相談内容で、「事業を存続させるべきなのか」というご相談が一番多いご相談でした。また、収入がなくなった、住むところもなくなってしまった、というような方がたくさんいらっしゃいました。

私は初めボランティアでいろんな避難所に行かせていただいたのですが、当時、そんなにまだ、能力もありませんでしたので相談業務はあまりできませんでした。炊き出しのお手伝いということでもいいのでお願いできませんかと、いろんな士業の方が声をかけてくださいました。今日も一緒でお話しさせていただく行政書士会の名古屋支部の方がボランティアに入られていて、そこでの炊き出し班としてお手伝いさせていただきました。実際は炊き出しだけでなく、いろんなお話を聞いてほしいということで相談を受けました。特に、年金や、健康保険のご相談が多かった記憶があります。

1・17では、なかなかいろんな法律や通達が出ない。「一体社会保険料はどうなるのか。社会保険料を払いただけけれども、口座振替が止まっている。これって将来どうなるのか」、というようないろんな質問を受けるのですが、通達もまだ何も出ていない状態だったので、お答えのしようがないということがずっと続いていきました。

その後に、どんどん新しい法律が出ました。どのような特例があったのかということを紹介していきたいと思います。大きく分けて、社会保険関係と労働関係に分けることができますが、社会保険関係の特例としては、被災された場合には、健康保険証をお持ちでない方が多

かったので、病院の窓口では自分の氏名、住所、会社名を伝えることによって、診療を受けるということが出来る特別な通達ができました。また、健康保険証をなくしてしまった。再交付したいという場合は、通常は会社を通じて手続きをしなければなりません。ところが、会社もつぶれてないとか、連絡がつかない。会社印がないというようなことが大半でしたから、自分自身で社会保険事務所に行って、健康保険証の再交付をしてもらうことができました。

また、年金につきましては、当時、現況届といって、お誕生日に「はがき」がとどき、そのはがきに署名をして投函することによって年金は支給されていくのですが、その現況届が避難所に届かない。だから、年金が止まってしまったというようなことがたくさん相談会の中でお話がありました。その後、特例で4月までは現況届が出ていなくても、年金はそのまま支給するということが決まりました。ただ、このように今簡単に説明しておりますけれども、この情報だけでも当時、「社会保険に加入されている皆様へ」というような郵便物がおうちに届くという仕組みになって発表されましたので、家が全壊した。全焼した。避難所にいるという場合には、手元に届かなかったという記録がたくさん残っています。

また、医療保険関係の保険料の特例につきましても、2月20日に発表されます。当時は2月19日、新聞に掲示がされるという仕組みで、これが交付されています。

●社会保険関係

1. 社会保険庁からのお知らせ（1月29日 朝日新聞掲載）

**社会保険加入の事業主等の皆様へ**

兵庫県南部地震により災害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。また、一刻も早く復旧されますようお祈り致します。

災害救助法の適用地域における事業所については、政府管掌健康保険の健康保険料、厚生年金保険料、船員保険料、児童手当拠出金の納入を、当分の間、その期限を延長しますのでお知らせいたします。各種任意継続被保険者についても同様の取扱いとします。

災害救助法の適用地域は、次のとおりです。

大阪府 豊中市  
兵庫県 神戸市、明石市、西宮市、尼崎市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名郡、三原郡西淡町

延長後の期限については、後日お知らせいたします。

また、この地域における口座振替による保険料納入を実施されていた事業所につきましては、この措置の実施の間、口座振替を停止することとしておりますので、併せてお知らせします。

なお、前述以外の事業所等についても、被災により保険料納付が困難な時は、その猶予を受け付けますので、社会保険事務所にご相談ください。

社会保険庁

災害地域につきましては、12月分と1月分の社会保険料につきましてはそのときもうすでに口座振替は止まっていた。現金で納付されているその場合については、当分の間納付は延期しますということが発表されます。そういったしますと、これをちょっと取り違えてしまったという会社さんがたくさんいて、12月と1月の保険料は払わなくてよくなったというふうに理解された会社がたくさんありました。相談会などで、「払わなくてよくなったんだよね」というふうに言われるのですが、「一応、猶予されているだけなので、払うという場合もあるので、その準備をしてくださいね」とお伝えするのですが、いや、「きっとこれは免除されるよ」、という雰囲気全体にまん延していたことを記憶しています。

また、2月ほどたつと法律が次々と発表されるのですが、今回この1・17というのは2つの特別法で成り立っていて、その中の1つが阪神・淡路大震災の援助の法律という法律になります。この法律が3月1日に施行されました。がこれもやはり郵便で「社会保険に加入されて

いる事業主の皆様へ」という文書で知らされることとなります。当時、会社が全壊した、もしくはお仕事がなくなってしまったので、従業員の方を休業させている。お給料が払えない。または、お給料がドーンと下がってしまったといったとしても、社会保険料というのは、お給料が下がった4カ月目しか下げることができない仕組みになっています。ところが、この特別法でお給料が下がったのであれば、下がった月から保険料も下げてもいいですという新しい法律が施行されました。

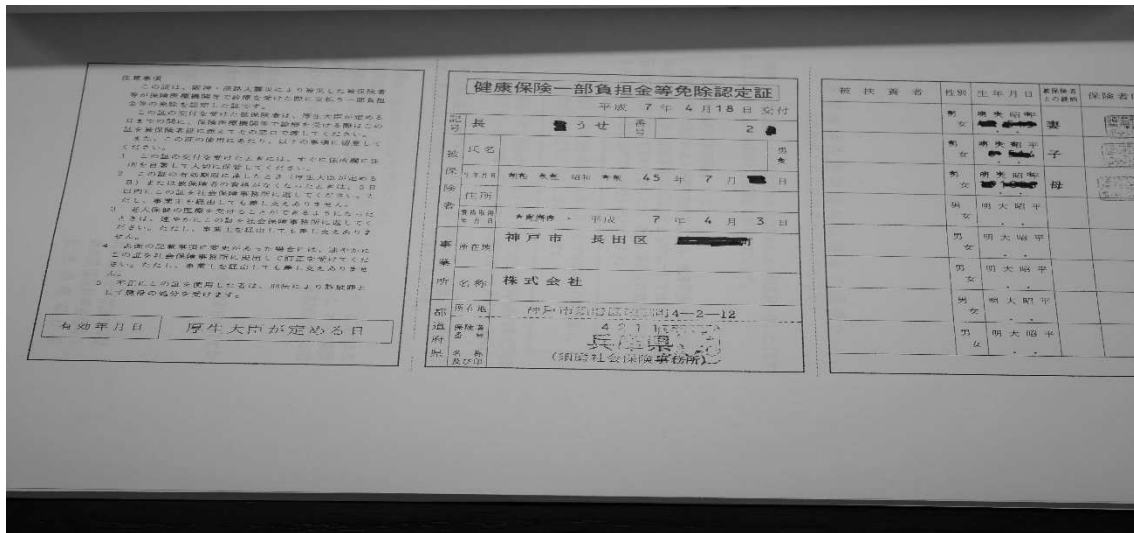
また、2つ目に保険料免除という制度もできました。この保険料免除という制度は、会社がお仕事ができないので、従業員を休ませる、もしくは、お仕事が少なくなったので、例えば午前だけはお仕事をしてもらいけれども、午後からはお仕事をしてもらえないというような、一部休業している。そのような場合、社会保険料は免除するという仕組みです。

2つは大きく違います。スクリーンのAって書いてある分は、保険料を下げるという仕組みですから、将来、従業員さんがもらう年金額は減少してしまいます。ところが、Bの保険料そのものを免除してもらおうという仕組みを使ったときには、従業員さんについての将来の年金は減少しません。ですから、どちらを選択するのか。要件に合わないを選択はできないのですが、やはり会社が、会社をこのまま存続させるべきなのか。それとも休業させるべきなのか。給料を下げるとうどうなるのかと、いろんな質問をされたときに、「AとBの制度がありますよ」と言うだけでは、私たちはお仕事を成したことになりません。Aを選べばどんなメリットがあって、また、デメリットがあるのか。Bを選べばどんなメリットがあって、デメリットがあるのかというようなことをお伝えしながら、今後の事業再建、どのようにされるのかというアドバイスをしていくことが求められました。

また、個人の従業員さんに関しましては、当時は病院での窓口の支払いは、医療費の1割、家族が3割という時代でした。また、入院したときのお食事代を別に支払うという仕組みが、平成6年10月から始まった時期で、震災になりました。

当分の間ということで、病院で入院した場合の食事代、もしくは、病院で支払う一部負担金については免除をしますという特例が、平成7年4月までの予定で行われました。当時は調べてみますと、「厚生労働大臣が定める日までは免除する」とか。「厚生労働大臣が定める日までは延長する」というような発表の仕方でしたから、何月何日までというのが確定しない現状の中での相談会に応じるということをしてまいりました。当時は4月末までが予定ですよ、社労士会ではアドバイスをしているという記録があります。現実、最終的には5月末が「厚生労働大臣が定める日」になって、5月末までは免除になっております。ですから、資料を見させていただいて、私も当時の記憶がすごくよみがえってきたり、たまたまなのですが、相談会の内容はノートにすべて控えておりましたので、ああ、そう言えば、そういうふうに関係情報ももう錯綜して、私も混乱していたなということが思い出されました。

医療費の自己負担に関しましては、4月末までは免除してもらえたのですが、3月末までに罹災証明などをお持ちの場合、罹災されて全壊、半壊しているとかいうことを確認できた場合、会社が手続きをして、一部負担金を免除するという、前に掲げているのは当時のものですが、一部負担金免除認定書というものが発行されました。



これを持っていれば、一部負担金は免除されたり、入院の食事の費用は免除されたりしたのですが、3月末までは先ほど申しあげましたように、病院で氏名とか会社名をいうだけで、もちろん保険証がなくても病院で治療が受けられましたし、一部負担金も免除されました。

4月1日以降、この保険証を持っていないと一部負担金とか、入院のお食事代は、免除してもらうことはできなくなりました。そのために社会保険労務士のところに、急に4月になって、一部負担金が免除されなくなったので手続きをしたいというご依頼がとても多くあったという記録が残っています。急にこの手続きをすることになりましたので、当時の社会保険事務所でも大変混乱していたみたいで、4月1日には発行しないといけないものが、発行が2週間、3週間と遅れてしまったという記録も残っております。

また、先ほど保険料を納付しなくていいよといううわさが立ったという話をしたのですが、実際には阪神・淡路大震災のための特別財政支援という、また別の法律ができて、これに該当しない限りは12月分から止まっていた、平成7年4月分までの保険料を5月31日までに支払わなければならないという事態になりました。また、この阪神・淡路大震災の法律というのは別の法律になっていて、地域がとても限定されていて、全壊とか半壊しているような所という枠が狭まりましたので、大半の事業所は5月31日に12月から4月までの5カ月分をまとめて支払うということになって、事業主さんは急にこんなのが届きましたので、またびっくりされて、相談がたくさんありました。このお知らせというのが届いたときに納付書と一緒に入っていたので、「どうしたらいいのだろうか」という相談が多くあり、先ほど見ました保険料を安くするという改定、もしくは免除してもらおうという手続きをこの当たりからさかのぼってするという実態になりました。

このような特別な、法律が適用されることが事前にわかっていたら、会社も従業員も、被災者も混乱することなく、適切な判断ができたと思いますが、当時は先ほど申しあげました特別法が2つ、3月も経過したところに発表されたことに大きな問題があったと思います。

では、労働関係ですが、その当時すでにあった雇用調整助成金という助成金を使って、支援をしていくということが決まりました。この雇用調整助成金というのは、会社がお仕事がなく従業員を休ませた場合、労働基準法上の休業手当を支払う義務があります。この休業手当を支払う会社について、国が補助金を出すという助成金の制度です。当時この制度の適用を受けるには要件があってその1つに、業種が指定されていました。当時は不況業種と言われた業種しか受けることができませんでしたが、これを被災地域に拡大しました。阪神・淡路大震災の特別被災地域であれば業種は関係なく受けることができる、という適用の仕方をしています。

具体的に説明しますと、被災地域でお仕事はないので、従業員さんを休ませた。もしくは工場がつぶれてしまったので、従業員さんを休ませている。休業手当を払っているところについ

ては、中小企業では休業手当の3分の2の助成金を出すことになりました。また、暫定措置として3月末までは中小企業では4分の3の助成がされました。

その次に、離職者の雇用安定という問題があります。先ほどのお話は会社のお仕事がないが、従業員さんはそのまま雇っている。雇っていて休業手当を払うというところに対しての助成でしたが、もう再建のめどがなかなか立たない。従業員さんをいったん解雇して、その従業員さんを解雇したあと、復帰するかどうか、事業を再建するかどうかを検討していくという会社がたくさんありました。従業員は解雇されますと、収入がないということになりますので、雇用保険の失業給付を支給することによって、助けるという仕組みを取っています。普通、失業給付というのは、会社に戻ることができるよという約束をしている場合には、受けることができません。ですが、当時は会社に戻ることが約束されていたとしても、失業給付を出すという仕組みで助成をしています。

また、実際、雇用保険に加入していなかったようなパートの従業員の方、もしくは会社が手続きを取っていなかったような場合でも、その方が雇用保険に入れる要件を満たしているとハローワークが判断できた場合には、失業給付を支給するという特例を出しました。私も記憶がありますが、当時電信柱に「雇用保険に入っていないでも失業給付はもらえますよ」というような張り紙がたくさんされていて、それを見た人がたくさんハローワークに押しかけて、ハローワークの中はものすごい人がいっぱい、手続きをしようと思えば1日かかるという日がずっと続いた記憶があります。来る日も来る日もたくさんの人の離職証明書を書いた記憶があって、給料明細もないし、何の資料もない場合は、税理士の先生から年末調整の資料が残ってないかお聞きしてその資料から離職証明書を作成したり、いろいろな方に協力を得ながら、その方の離職証明書を必死に書いたという記憶があります。

また、次に阪神・淡路大震災復興基金という2つ目の法律ができました。これは兵庫県内の事業所だけという縛りがありました。先ほど助成金のお話をさせていただいたのですが、従業員さんを雇ったまま休業手当を支払う場合には、3分の2の補助をするということが、国がした政策ですが、3分の2ということは、例えば1日1万円のお給料を払う方、休業手当は6割以上と決められていますから、単純に考えますと会社は6,000円の休業手当を払わないといけません。6,000円の3分の2は国が補助してくれるということは、4,000円を国が補助してくれます。ということは2,000円会社が持ち出しになってしまうわけです。めどが立たないうちの2,000円というのは、会社にとっては大きな金額ですから、やはり休業手当を払うのをやめて、先ほどお話しした失業給付をもらおうという会社がたくさん出てきてしまいましたので、兵庫県としては、会社が負担する2,000円の内、兵庫県で少し助成しようというためにできたのが、この1番目の雇用維持奨励金というものです。中小企業でしたら、先ほどの1万円の方は6,000円、これの残り2,000円を払わないといけませんけれども、9分の1、これを県が払ってくれる。750円ですね。ということは1,250円だけ会社が持ち出すことによって、何とか雇用維持ができるので、このような制度ができました。また、2番目は、全壊・半壊などの罹災証明を持っている方を雇われた場合、お一人につき50万円を企業に支給するので、被災して失業した方を雇ってくださいというような仕組みです。

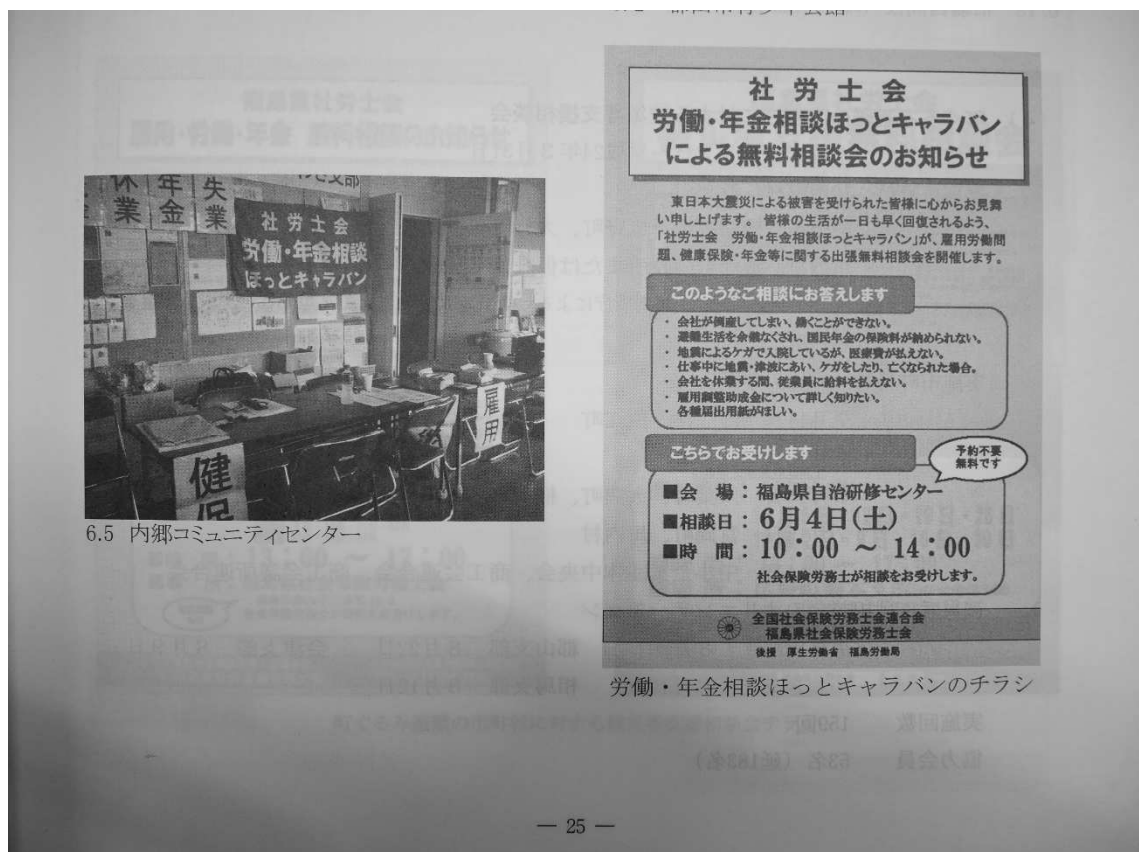
労災関係につきましては、とても手厚く保護がされました。1・17は朝方ということもあったので、あまりたくさんの労災ということはなかったのですが、ほぼすべてのものが労災、通勤災害ということでカバーされたという記録が残っています。

では、解雇・未払い賃金の問題ですけれども、解雇という事態になったときに、労働基準法で、解雇する前には30日前に予告する。もしくは30日分の賃金を支払うということが必要になります。ただ、阪神・淡路大震災で解雇という場合には、この解雇の予告とか、30日分の予告手当を支払うということが困難なケースが多かったので、監督署に行って除外認定というのを受けることができれば、この30日前の予告、もしくは30日分の賃金を支払わずに済みます。ですから、除外認定というのはたくさん出されたという記録が残っています。ただ、除外認定を受けることと、解雇が有効なのか、無効なのかは別問題です。でも、阪神・淡路大震災では大きな問題にもならず、いとも簡単に除外認定を受けて解雇をしていくということが行われ

ています。解雇をしたのちに、すぐ会社が再建できたケースも多くみられました。

また、平成7年の4月には、労働保険料の申告という手続きがありました。これにつきましても、やはり特別法で納付期限の延長という制度でしたが、保険料の免除という制度は当時は出来ませんでした。ですから、再建するときやはり延期された労働保険料の支払いが足かせになるというケースがたくさん見受けられました。

以上1・17の特例についてお話しいたしましたが、お話しいた内容の中をおさらいすると、雇用維持の問題としては、従業員の方をそのまま雇って休業手当を支払った場合には、国が助成をしてくれる。保険料については免除があったり、下げたりすることができるというケースがあった。また、労災も認定されますし、雇用保険の失業給付も緩やかに出すということが行われました。



6.5 内郷コミュニティセンター

**社労士会  
労働・年金相談ほっとキャラバン  
による無料相談会のお知らせ**

東日本大震災による被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げます。皆様の生活が一日も早く回復されるよう、「社労士会 労働・年金相談ほっとキャラバン」が、雇用労働問題、健康保険・年金等に関する出張無料相談会を開催します。

**このようなご相談にお答えします**

- ・会社が倒産してしまい、働くことができない。
- ・避難生活を余儀なくされ、国民年金の保険料が納められない。
- ・地震によるケガで入院しているが、医療費が払えない。
- ・仕事中に地震・津波にあい、ケガをしたり、亡くなった場合。
- ・会社を休職する間、従業員に給料を支えない。
- ・雇用調整助成金について詳しく知りたい。
- ・各種届出用紙がほしい。

**こちらでお受けします** 予約不要  
無料です

■会 場：福島県自治研修センター  
■相談日：6月4日(土)  
■時 間：10:00 ~ 14:00  
社会保険労務士が相談をお受けします。

全国社会保険労務士会連合会  
福島県社会保険労務士会  
後援 厚生労働省 福島労働局

労働・年金相談ほっとキャラバンのチラシ

では、3・11ではどのようなことになったのかということをお話ししていきたいと思ひます。

これからは、福島県社会保険労務士会の発行している「東日本大震災報告書」また、岩手県社会保険労務士会が発行している「未来の架け橋」を参考におはなししてまいります。

大きな違いは、1・17と違ひまして、3・11ではホームページを使って厚生労働省が次々といろんな資料を速やかにアップしております。これは現在でも見ることができますので、お手元の資料ではその内容につきましてご確認いただけるように通達番号を記載しております。興味ございましたら検索していただくと今でも調べるすることができます。例えばこの労働基準法につきましても、パンフレットなどもアップされております。先ほどの解雇、もしくは労働契約の雇止めなどについてのQ&Aもきめ細かく発表されております。このようなケースでは、このような対応をしてくださいというようなものになっております。私は、社会保険労務士として今回このシンポジウムで発表させていただくことを、とてもありがたく思っております。正直、3・11でどんな特例が出ているのかということもあまり知らずにこれまで日常業務をこなしてまいりました。今回の発表のために、いろんな法改正、通達が行われたことがわかりました。



ただ、このパンフレット、解雇についてのルールというところを読んだあと、岩手県の社会保険労務士会の資料では、1・17のときは違って、例えば再建できるかどうかわからない。だから解雇をした。除外認定もちゃんと受けて解雇した。ところが、1年ぐらいたって再建することができたので、従業員を呼び寄せた。ここまではとてもいいお話に聞こえるのですが、その後、従業員たちが1年で再建できるのであれば、その解雇は無効ではなかったのかということ、労働組合を通じて団体交渉が今も行われているそうです。ですから、今、私たちは1・17のときはまた違う大きな法的な問題をたくさん抱えて相談業務に応じなければならないという、岩手県の社労士会の資料から思った次第です。

また、労災保険につきましても、1・17とは違うものがたくさんあります。3・11では津波で亡くなるという方がたくさんいらっしゃったことと、また、お昼に津波が来たということがあって、たくさんの方の労災の認定者が出ています。津波で亡くなった方の中にも労災と思われる方がたくさんいるわけですが、いまだに遺体も上がっていないというケースがあります。その場合、年金の法律では、7年たたないと遺族には遺族の年金が下りません。ですから、今回特別の法律をつくって、3カ月間遺体が上がらない場合については、死亡したものと推定して、遺族の年金を出すという通達を出しております。この内容は通常、船や飛行機に乗っていて、行方不明の場合は3カ月では死亡推定するのですが、船や飛行機に乗ってなくても、震災ということで適用はできるという内容になっています。

労災に関しましても、問題点をいろいろ聞いております。労災認定がされて、阪神・淡路大震災ではたくさんの方が救われて良かったということで終わったんですけども、皆さんもよくご存じのように、労災認定だけでは済まずに、会社に対して遺族の方たちが裁判で損害賠償を請求するということが起こっております。ですから、労災保険だけでは救えない。労災の上乗せの保障もとても大事であるということを、今回学ばせていただきました。

雇用保険関係につきましても、阪神・淡路大震災と同じように、失業給付の範囲を広げて、失業した方を救っていくということがされております。「ハローワークで離職票もつくってくれるので、とにかく相談に来てくださいね」というようなリーフレットもあって、とてもきめ細やかなものになっています。ですがちょっと宮城の社労士会の方からのお話を伺ったのですが、阪神・淡路大震災のときの時代の法律とは法改正が次々にあり現状の法律は大きく変わっていて、現在、老齢年金と失業給付を両方受けることができないという法律になっています。阪神・淡路大震災のときはその法律はなかったので、老齢年金をもらっていて、働いていて震災に遭った方、老齢年金と失業給付をもらって、その場はなんとか生活することができたのですが、現状は失業給付を受けている方は老齢年金がもらえません。この震災によって失業した場合も同じ措置が取られたと聞いています。ですから、震災で失業した60歳以上の方の収入は老齢年金か失業給付かのどちらかを選択するしかなく、とても生活が苦しいという被災者の方も多く、社会保険労務士としては、やはり震災時の特例として老齢年金を受けていたとしても、失業給付を受けられるような改正を求めていきたいと考えます。

また、この失業給付を受けるという問題は、大きな問題があります。例えば阪神・淡路大震災でも同じ経験をしましたが、失業給付を受けてもらっている間に会社の再建をして、従業員を呼び戻しました場合、呼び寄せられた従業員は、失業給付をもらってしまいましたので、今まで震災前に勤めた雇用保険の期間はもうゼロカウントということで雇用保険は1から加入ということになります。例えば20年以上加入していた場合、もらえる日数は300何日とかいうような日数であったとしても、休業の間、1日分でもお金をもらってしまうとゼロカウントになってしまう。すると、また1から雇用保険に加入していくということで、大きな損になってしまうケースもたくさんあります。

また、高年齢雇用継続給付という制度があります。この制度は60歳以上の方でお給料が下がったら、雇用保険から給付がもらえるという制度ですが、雇用保険に5年以上加入していないと受けることができません。ですから、この震災の失業給付を受けてしまうとゼロカウントになりますから、継続給付を受けることができません。一概にすべていい方に良い制度とは言えません。このような問題をなくすために、失業給付の制度を拡大するのではなく、震災時の

別の制度をつくっていただきたいと思います。例えば震災特例で失業給付を受けた場合でも、元の会社が再建して、その会社に戻った場合については、前の期間は元に戻してもらえというような制度が適切ではないのでしょうか。

また、助成金につきましても、阪神・淡路大震災と同じような助成金がありますが、1・17の大震災は2本立ての法律でしたので、とてもややこしかったのですが、3・11では1本立てになり、助成率をアップして、阪神・淡路大震災と同じぐらいの会社の持ち出しで済むというような仕組みにしております。また、健康保険についても窓口負担、また、免除の措置も1・17と同じ仕組みになっております。ずっといろんな制度があるので、また見ていただいたらいいのですが、阪神・淡路大震災とほぼ同じ内容になっております。

では、もし危険が迫ったときに、企業はどのようなことをしたらいいのかということですが、これは私たち土業もまったく同じで、データを管理するということがとても重要だと思われます。バックアップを常に取って、被保険者の台帳であったり、お給料の資料を手元に持っておくということはとても重要です。また、そういうシステムもありますので、システムを導入することも大切かと思えます。

私の政府への要望なのですが、緊急災害時には災害時の特別法というのが制定される仕組みを取っていただければ、ありがたいと思います。災害が起こったときには、このような制度は必ず法律で施行されて、皆さんに適用されますということがわかっていれば、対応はとても早くなって、企業にとっての進路を間違えることも無いように思われます。私たち土業全体でのいろいろな取り組みの中で、このような災害時の特別法についての成立を求めていけたらと考えております。お時間が来ましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

## 阪神・淡路大震災における兵庫県行政書士会の取り組み

兵庫県行政書士会会長 村山豪彦

兵庫県行政書士会の村山と申します。本日はよろしくお願ひ致します。

今年で、阪神・淡路大震災から20年という月日が過ぎたこの1月17日に、兵庫県公館におきまして追悼式典が行われたところでございます。兵庫県からご招待いただきまして、式典に参列させていただきましたが、その式典には天皇陛下並びに皇后陛下もご臨席賜りました。この式典の進行の中で、我々行政書士会が、今後未曾有の災害が発生した場合、どのような形で貢献できるのかということをつくづく考えさせられました。

この20年間にも各地で様々な災害が起きております。そのような状況下で、行政書士会も復興支援に取り組んでまいりました。

20年前の阪神・淡路大震災において、兵庫県行政書士会が取り組んできた経緯を少しお話しさせていただきたいと思ひます。

兵庫県行政書士会には、10支部があり、そのうち、神戸支部会員が約450名、阪神支部会員が約400名所属しております。震災当時にも合わせて5～600名の会員がおり、被災した会員もまた多数おりました。その被災した会員をどのような形で支援すべきかを当時の役員が議論し、支援することが第一の行動であったと聞いております。

その当時の行政書士会会長は姫路支部所属の会長でした。震災当時は、元町に行政書士会事務局のある会館があり、その会館も震災により、修復しなければならない状態で、会議を開催することはできませんでした。そこで、姫路で緊急会議を開催し、対策を協議したと聞いております。

会員の事務所も全壊や半壊であり、業務を行うことができないので、被災した会員をどのように支援していくかを、その会議において議論し、金銭的な問題を解決すべきであるということになり、当時の東野会長が、信用金庫から5000万円以上を個人的に借り入れて、被災した会員に分配し、会員は事務所を再建したと聞いております。

また、先ほどの社労士さんのお話にもございましたように、まず会員の安否の情報を収集し、会が把握し、その後、会員一人ひとりの再建を会が支援していきました。しかしながら、義援金や先ほどの分配金だけでは十分な再建はできず、それぞれの会員に向けて、不足した資金を融資したとも聞いております。

震災の日は1月17日で、年度末も近いということで、行政書士業務の一つであります入札参加資格審査登録の時期でもありました。その年の1月はちょうど国の入札の登録があり、大阪で受付業務がなされておりました。私は姫路に事務所があるのですが、大阪の行政機関に電話をし、大阪には行けないと伝えました。しかし、「来てもらわないと登録できません。」と言われ、私は、姫路港から坊勢汽船に乗って大阪の南港まで行った記憶がございます。

また、当時、山陽本線や山陽電鉄が不通になっており、福知山線は通っておりましたので、私は、姫路から三田までバスで行き、三田から大阪に行ったこともありました。

本当に不便であったため、当時のような状況では、行政機関も融通を利かせてもらいたかったところです。

当時、許認可における更新時期と重なり、更新手続きをしなければ許認可が切れてしまう事業所もあり、事業所や行政書士は、行政庁がどのように取り扱うのか非常に心配になり、各行政庁に問い合わせをするなど、行政書士会はそのような事業所や行政書士会会員を支援したということもありました。

次に、市民に対しての支援についても、協議し、特に子どもたちを元気にするイベントをしたいという思いがあり、ちょうどその年、行政書士法制度45周年ということで、『どんとこいひょうご』というイベントを開催いたしました。この機会を利用して、こどもの精神的なケアのできるイベントを企画しました。

このイベントについても様々な問題がありました。まず、兵庫県の後援をいただくために兵

兵庫県に足を運びましたが、「なぜ、このようなイベントをするのですか」と問われました。当初はこのようなイベントをするつもりはなかったのですが、被災した子どもたちに、このイベントを通して元気になってもらいたいとの思いで、このイベントをやりたいと説得し、なんとか後援を取り付けて開催することができました。

担当者は、「震災は神戸や阪神が中心に起こったけれど、兵庫県は但馬から淡路まであり、神戸や阪神のためだけに後援することは難しい。」とのお話しでしたが、ご協力をいただいたおかげで、後援をいただき、11月にイベントを開催できたということでもあります。

ここで、資料をご覧になっていただきたいのですが、11月25日に神戸市の総合運動公園のグリーンアリーナ神戸で開催いたしました。なかなかその開催場所が決まらず、たまたまこの日に空いていたという、本当に偶然でした。そこで、県民・市民と元気になろうという、そういうタイトルのもとで、実施させていただきました。この開催に向けて、特別委員会を設置いたしました。

右の写真をご覧いただきたいのですが、この花が、復興に邁進、またいろいろと『どんとこいひょうご』というようなことが書いてあるんですが、みんなで頑張ろうということで、各種団体の方々に協力をしていただきました。



左の写真が、オリックスの選手をお呼びして、選手にソフトテニスボールを投げてもらい、子どもたちが打っているところでございます。この年、ちょうどオリックスが優勝いたしました。イチロー選手を呼んでこうとして、佐用出身のオリックスの社長を訪ね佐用まで行きましたが、イチロー選手は有名になっており、参加して頂けませんでしたが、藤井選手、小川選手、平井選手などに参加していただくことができました。



左上の写真が、入場前の写真です。

右上の写真が全員でエアロビクスの体操をしているところでございます。約2700人の参加者がありました。

下の写真が、子どもたちがみんな元気よく笑っているところであります。



このように11月25日に、子どもたちに元気になって欲しいというイベントを開催いたしました。

このイベントの中で、『無料相談会』も実施いたしました。生活再建のための『無料相談会』ですが、行政書士は業務の範囲が広いものですから、業務を絞っての相談会ではなく、一般相談会という形での相談会を開催させていただきました。



20年前にこのような大きいイベントを開催できたことは、行政書士会の誇りであると思います。

今後、自然災害における行政書士会の役割としまして、土砂災害での土砂の撤去、がれきの撤去などの作業の労働力を提供するために、行政書士会会員を登録しておこうと会長として考えております。

丹波市の水害におきましても、水害があった数日後に、摂丹支部の支部長と私で、丹波市役所を訪問させていただきました。そのとき、災害直後には、無料相談会という形ではなく、泥等の撤去作業など、労働力を必要としておられました。その労働力提供のための登録をすべきであると考えさせられました。そのがれきや泥等の撤去などが終わり、市民の方々も生活が落ち着き始めたところに、次に必要となることが、被災者の日々の生活における法律問題をどのように解決していくかということになると思いますが、そのようなときに我々士業が必要であると考えております。

水害等では、行政書士は自動車の登録に関することが業務の一つとなります。東日本大震災におきましても、多くの自動車が使えなくなりましたが、日本行政書士会連合会では、国土交通省と話をし、自動車の登録・抹消の手続きのサポートをいたしました。

この丹波市の水害においても、自動車の登録・抹消の手続などのサポートをさせていただこうと考えておりました。

しかしながら、行政もなかなか我々士業、特に行政書士の活用をしようという雰囲気が見られず、これが現実かなと思います。

丹波市へ水害見舞いも兼ねて訪問しましたが、その後も声がかかりませんでした。災害時に

おける我々士業の活用を行政に働きかけることが必要であると思います。

そのようなことがございましたので、現在、行政書士会におきましては、兵庫県、各市町村と災害協定を締結する方向で検討しております。災害協定があれば、災害復興支援にも積極的に取り組めると考えており、今後の課題であると思います。

行政書士は、自動車関係の手続き、罹災証明の関係等様々な行政手続、また、諸々の法律相談という形で貢献できると思っております。

続きまして、無料相談会の問題ですが、先ほど社労士会のお話にもありましたように、生活相談ということになると、1士業だけでは対応できないのが現実であります。ですから、10士業が団結して、兵庫県や各市町村と協定を締結して行って、災害があったときには、社会貢献をするというのが本来の姿ではないかと思えます。1士業の限界を痛切に感じているところでもありますから、このような機会を設けていただきましたので、今後我々士業が団結して取り組む大きな課題が見えてまいりました。

1月17日の災害、3月11日の災害、佐用町、丹波市の災害に対して、我々が会としてどのような形で取り組んでいくか考えている中、今後とも10士業が一致団結して取り組んでいこうという決意を持っているところでございます。

昨年の夏に、広島県で土砂災害が起りましたが、行政書士会副会長山下が、広島県行政書士会に行き、ヒアリングをしてきておりますので、その発表をさせていただきます。

## 災害時に行政書士が出来る事

兵庫県行政書士会副会長 山下智子

失礼いたします。私のほうはレジュメの6番、広島市の土砂災害への行政書士会の対応ということについて、お話しさせていただきたいと思えます。昨年8月に発生いたしました広島市土砂災害について、広島県行政書士会が避難所において相談所などを開設しました。多くの被災者の相談を聞き、支援を行ったという新聞報道がありましたので、11月に広島県行政書士会のほうを訪問し、その開設にあたった経緯とか、その結果をお尋ねしてまいりました。その内容をご報告いたします。

まず、経緯ですが、8月20日に広島市において土砂災害が発生しました。翌21日は行政書士会で相談窓口の開設に向けての検討に入っております。22日には広島市の災害対策本部からは、避難所に相談窓口を開設してもよいということの連絡が市のほうからいただいております。そして具体的には8月29日、避難所3カ所において相談窓口を開設することができました。行政書士会としましては、常時2名の体制で行い、1カ月間延べ250名の行政書士がその相談に対応いたしました。

効果といたしましては、迅速に相談所が開設できたこと。そして、なおかつ、避難所において相談所があったということが、大きな効果をもたらしたと感じております。このことについては、日頃から行政書士会、行政機関との連携が大きく関係していると感じました。

また、相談窓口を開設しているというPRですが、新聞紙面のみならず、NHKの夕方ニュースの際、テロップで流していただきました。このことで被災者には、相談する場所がどのような所にあるという情報が的確に伝わっていったと考えられております。阪神・淡路大震災や東北大震災ではなく、広島市の場合は極地的な災害なので、その被災地は大変なんですけども、市内の市民のほとんどは日常的に暮らしているという特殊事情があるということも、お含みおいていただきたいと思えます。そのような中でテレビを使ったということで、ここでも報道機関との連携も大切なことであるというふうに感じました。

また、避難所での相談ですが、我々士業が相談会をするときは、大抵午後1時から4時とか、

5時までに時間を区切ってしまいますが、広島の方では午後7時半までといたしました。夕方の時間を延長したことによって、一家の長たる方の相談者があって、具体的に生活支援などどうするかという決定にも早くつながっていったと考えております。

その相談内容ですが、生活支援のほか、行政書士業務としては、先ほど村山会長のほうが申し上げたとおり、やはり行政書士なので自動車の登録に関することが一番多かったように思います。皆さんニュースなどご覧になっておられると思いますが、いったん水に漬かってしまった車というのは、動かないので廃棄せざるを得ない。そして、我々の日常生活から考えますと、地方では車なしに生活するということはなかなか難しいことだと思っており、行政書士として登録関係の役割を担っていきたいと考えております。

生活相談の一部としましては、被害者にとっては災害被災当初は、話を聞いてくれるだけで安心感を覚えるということを言われています。精神的ダメージの大きい被害者にとって、「さあ、家を片付けるから手伝いましょう」と言われても、手伝っていただくことはうれしいのですが、なかなか気持ちが前へ向かない、体が動かないといったことが現実です。災害発生当初はただ話を聞いて、その気持ち、心に寄り添うことが大切であると感じたということを知っております。我々士業が行っている業務である家の登記であるとか、税の減免、保険金の請求などは、第2段階的な支援活動かもしれません。それに至るまでに気持ちに寄り添いながら、行政機関や他の士業につなぐため、最初に行政書士が出て行って、問題を振り分けていくことが、業務範囲の広い私たち行政書士の特性を生かしながら、有効であるように感じたということでした。

避難所においては、広島市の職員も罹災証明や生活支援の発行などに応じていましたが、広島市のみで発生した災害と申しましても、罹災証明の発行の数は4,696件ありましたので、市から派遣された職員についても、本来ならば事務手続きで手がいっぱいというところなので、その場に私たち士業がいるということは、心のケアを兼ねながら、行政に対して、いわば病院の総合診断窓口のように問題を振り分けていくことができるので、事務手続きもスムーズに進んでいくのではないかと思われました。私たち士業といたしましても、今まで何の連携も図らずに災害にあたってきたわけですが、今後はこの連携を構築して、あらゆる問題に各士業連携して取り組んでいただければ良いかなというふうに感じて、帰ってまいりました。以上です。

## 「1.17と3.11を振り返って」

東北税理士会 税理士 池田政弘

はじめまして、岩手県の税理士の池田政弘と申します。

私は神戸市出身で、10年前に岩手県に移り住んだという経緯で、講師をさせていただくことになりました。



(宮古市田老 約20メートルあるクレーンの先まで津波が来た痕跡が残っていた)

話を後に回すと、時間がなくなると思います。先に大事な課題を先に申し述べさせていただきます。

「被災者支援組織の支援について」でございます。これまであまり焦点が当たってなかったと思います。これからは支援組織への支援活動・仕組みが必要になってくるのではないかとこのことを強く感じました。

私は設立直後から、岩手県で立ち上げた被災者支援団体に関わりました。代表者と旧知だったから、でした。支援物資を持ち込む一方で、寄付金の税制特例を受けるための税務署折衝・手続き、会計処理や税務申告の準備等のお手伝いをしました。私の事務所で、三役会議を行ったりもしました。その後経緯があり半年ほどお手伝いを辞めました。

被災地では現在は、役場の職員の心のケアが必要だ、とも言われております。

被災地では支援組織等の支援活動、広報での支援活動といった分野でも、他の士業・専門家に要請されていくのではないかと考えております。

本日は(1)「私が行ってきた東日本大震災についての国への要望活動」と(2)「岩手県の専門家の相談会活動」の2つを中心に話をさせていただきます。

ひとつ目の主な論点は、被災者の個人所得税の雑損控除に関するもので、①「被災者生活再建支援金の国税庁の取り扱いの変更」と②「雑損控除の順序変更」の要望活動です。

(活動の出発点「激震」)



東北地方太平洋沖地震の岩手県盛岡市の震度は5弱でした。大きく長い揺れが続いて、電気が止まりました。携帯電話もつながらなくなりました。「これは異常な事態だな。何かあった時に、行動できる準備をしなければいけない」と思いました。

盛岡市内では次の日には、電気が復旧して携帯電話等もつながり始めました。

盛岡市ではそれくらいの被害でした。

関西の知人から、私を気遣ってくれるメールや電話がはいりました。私のほうでも思いつく限りの、阪神淡路大震災を経験した友人・知人等にメールを送ったりしました。

そこで届いたのが、近畿税理士会神戸支部が阪神淡路大震災の活動等をまとめた「激震」でした。神戸支部の相内隆作先生から届きました。

(相内隆作先生は同じ福島大学出身で、かつては私も同じ神戸支部に所属していました。けれども数度お会いしたくらいの、繋がりがありませんでした。それなのにすぐに段ボール箱一杯の資料を送っていただきました。震災から1週間くらいのことだったと思います)

私は「激震」を読んで、阪神淡路大震災のときに出てきた教訓や論点を整理しました。「激震」には雑損控除に関する問題がたいへん多く載っていました。このあたりが東日本大震災でも課題になるのかな、と感じました。

そして次のような行動をいたしました。

- ① 3月31日 税理士会盛岡支部の臨時三役会議で、教訓等を報告した。
- ② 4月20日 盛岡支部と盛岡税務署との連絡協議会で教訓等を報告して、税務署に協力の呼びかけをした。
- ③ 連絡協議会の2日後、盛岡税務署に出向いて、所得税部門統括官・審理官と、教訓・論点をすり合わせた。その中で、すでに解決した課題とそうでない課題、あるいは新たな問題が、おぼろげながら浮かび上がってきた。  
主なものが後に取り組みことになった、被災者生活再建支援金の取り扱いと雑損控除順序変更の要望でした。

(「激震」の教訓と、私が東日本大震災で課題として考えた論点)

雑損控除以外に、教訓として私が受け継いだものは

- ① 「税理士会の神戸支部は活発に行動したけれど、近畿税理士会等となかなかうまく連携ができなかった」
- ② 「マスコミをうまく利用することができなかった」ということです。  
これについて私は
- ① 「今回の災害は岩手、宮城、福島の東北三県が主な被災地だ。三県がいっしょに動くことができたなら、何かできることがあるのではないか」
- ③ (私自身にマスコミの支局長等の知人が多くいるし、また自分自身が元々マスコミ志望だったので)「私だったら、ひょっとしたらマスコミの力を貸してもらえるのではないか」と考えました。

また私たちの力だけでは、とうてい及びませんが、

「(大震災のあとは結局)富める者は豊かになり、貧しい者はますます貧しくなってしまった」という「激震」の教訓が、災害が起こった時の最大の課題ではないかとも感じました。

岩手県の被災地は過疎が進んで、経済的にもよくないところが多くありました。

「過去に建てた家を流されてしまって、昔から続けてきた生業を失ってしまったら、過去の財産で生活していたような方は、生活の再建どころではないのではないか」と思っております。

(「雑損控除」の仕組みと問題点)

雑損控除の仕組みについてお話しします。

津波等の災害によって、自宅や家財等に損害を負った場合です。

損害に遭った自宅等の損失金額(雑損失額と言います)が、個人所得税の計算のうえで雑損控除として所得金額から控除されます。所得税額が軽くなります。

東日本大震災では、雑損失額が1千万円を超える方も少なくありませんでした。

一方で雑損失額から被害に伴い支払われた保険金額は引くことになっています。被災者生活再建支援金も国税庁の見解では、保険金と同じ扱いにする、雑損失額から引くというのです。被災者は、被災者生活再建支援金がいかに義援金や見舞金も受け取っています。義援金・見舞金は引かないで良い、ということになっていました。

被災者生活再建支援金は損害があった自宅等の補てんであり、保険金と同じだ、という考え方になっていました。

自宅が全壊になった世帯には100万円の被災者生活再建支援金が支給されます。この100万円分の雑損失額が少なくなってしまう。

(所得税法の雑損失の具体的な計算になって話は込み入ってきますが、この100万円を被災した「家屋から先に引くのか」「家財から先に引くのか」で雑損失額が変わってきます)。震災直後の税務当局の見解は、家屋か家財かどちらを先に引くのか、統一されていませんでした。これも、私に変な仕組みだな、と深く考える材料になりました。

被災者生活再建支援金の国税庁の取り扱いにはもう一つ問題点がありました。

自宅が全壊になった時に100万円の基礎支援金が支給されます。基礎支援金とは別に、家を新築したときには加算支援金200万円が支給されます。加算支援金も雑損失額から控除すると税務当局はいうのです。

たとえば3年後に加算支援金が支給されたら3年後の平成26年に、最初に雑損控除した平成23年分の申告書を修正申告するのだ、というのが当局の見解でした。

平成23年、24年、25年と三年分の申告を、被災者はやり直さなければいけません。

これはあまりに酷ではないか、と考えて行動してきた次第であります。

以上の問題点を抱いて、被災者生活再建支援金は義援金や見舞金と同じ取り扱いにして被災者が不利にはならないように改めるよう、要望していきました。

(雑損控除の順序について)

雑損控除についてはもう一つ論点がありました。

ご存知のように所得控除には社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除・基礎控除等があります。このうち雑損控除は一番先に控除すると所得税法で規定しています。

例えば、所得金額が500万円、雑損控除額が1400万円、他の所得控除が200万円だとします。500万円の所得金額から、先に雑損控除額1400万円を控除すると、他の所得控除200万円が消えてなくなってしまいます。翌年も同じように、他の所得控除200万円が消えていきます。

これは阪神淡路大震災で神戸支部等が取り上げた問題点でもあります。

また雑損控除は3年間繰越せることになっています。

東日本大震災では特例により「5年間繰り越せる」ことになりました。

けれども雑損控除から先に引いて他の所得控除が消えてしまって、5年繰越せることになった効果がほとんどありません。

現在の所得税法を改めて「雑損控除は、他の所得控除の後で控除する」必要があると考えました。

雑損控除を先に引くのは、3年間繰越せるためのようですが、災害による雑損失額は、長年か

けて蓄積した財産に生じた損失に係る所得控除だと思います。

扶養控除や基礎控除、社会保険料控除、生命保険料控除等は日々の生活に必要な、言わば「生活費控除な性格がある」と考えます。これを鑑みますと、雑損控除より他の所得控除を先に控除すべきです。

(雑損控除の仕組変更を要望する取り組み)

雑損控除の仕組みを変更しなければいけないと思っても、当初はどう行動していいのか、わかりませんでした。税理士会の集まりや、(後で説明させていただきますが)被災地での相談会活動で出会った税理士に話しても、あまり理解は広がりませんでした。震災から2ヶ月経っても積極的に賛成してくれる税理士は1人だけでした。

朝日新聞社盛岡総局で税理士仲間と二人で、記者向けの勉強会をさせてもらいました。ところが雑損控除についての見解は二人で、分かれることになってしまいました。

国税庁の見解は従来通りで、東北税理士会のマニュアルも国税庁と同じ内容でした。もう一方の税理士の見解のほうが正論でした。私の見解が異論でした。

ひとつの転機は、阪神淡路まちづくり支援機構の津久井進弁護士の本著「被災者生活再建支援法」との出会いでした。本を読んで私の見解が正しいのではないかと考え、著者に電話をかけました。

「平成19年の被災者生活再建支援法の改正により、支援金は見舞金と同じ性格となった」「保険金と同様に扱うのはおかしい」と私の見解に賛同していただき、「自分のできることはやってみるから」と励まして下さいました。

同時に平成19年改正の内容や被災者生活再建支援金制度・仕組み等も教えていただきました。要望書としてまとめる貴重な材料になりました。

そして7月29日付で、日弁連が国等へ提出した意見書のなかに私の見解をつけ加えていただきました。

その後、日弁連意見書を元に税理士等へ賛同を呼びかけましたが、反応はまだ良くありませんでした。自分ひとりが異論を唱えて、税理士会等で孤立してしまうのではないかと、というずっと不安もありました。結局実現はしないのではないかと、とも考えていました。

神戸市出身で、福島大学で勉強させてもらって、岩手県で生業を営んでいる自分が声をあげなくなってしまうたら、誰も言わなくなってしまう。これが自分の運命なんだな、と思い込むようにしました。

私には阪神淡路大震災のとき「もっと自分がやれることがあったのではないかと」という後悔の気持ちがあった、というのも本音です。

津久井進先生の励ましと意見書掲載が、折れてしまいそうな私の心を支えてくれました。

具体的に話が進展したのも「阪神・淡路まちづくり支援機構」でした。

8月5～7日に機構チームが地元の専門家との懇談会を開催しました。盛岡市、福島市、仙台市の3ヶ所で開催しました。私は津久井進先生にお願いして、地元岩手県以外の会場にも帯同させていただきました。

震災直後に「被災三県がいっしょに行動したら、何かできるのではないかと」感じたことが、その動機でした。



(阪神・淡路まちづくり支援機構懇談会仙台会場)

盛岡、福島では進展はありませんでした。

仙台会場には、東北税理士会の専務理事が参加していました。日弁連の意見書を元に要望事項を専務理事へ説明しました。すると「翌日に会長と会うので、相談してみる」と応えていただきました。

1週間後に東北税理士会は東日本大震災に関する要望を募る「要望書」を全会員へ向けて発送してくれました。

私は、翌9月12日の税理士会盛岡支部の全体会議で要望書を参加者に配付して、賛同を募りました。

支部長経験者や税務署OBの先生方が中心になって「知り合いの政治家に持ちかけてみる」「税理士政治連盟を動いてもらってみる」と応えていただき、その後行動して下さいました。

また「盛岡支部だけでは動きが弱い」と感じた私は、被災地相談会で知り合った三陸沿岸の税理士や、県内の税理士に電話を入れて「エクセルの要望書をメールで送るので賛同してもらえるのなら、自身の見解に内容を書き換えて東北税理士会へ提出する」よう呼びかけました。

一方で9、10、11月と続けて地元紙・岩手日報へ要望事項等を投書しました。これは出来レースでした。私が投書をしたら、知人の共同通信社支局長が岩手日報の担当部署へ駆け込んで掲載するように働きかける手はずになっていました。

支局長には震災後の早い時期に「マスコミの人はこういう大災害の時は、被災者のためになるなら進んで利用されたいと思っているのではないですか。私を手助けてください」と申し出ていました。

失敗もありました。宮城県の地方紙・河北新報にも投書をしました。河北新報の論説委員からは「この投書内容はオリジナルではないだろう」「子どもでもわかるように書くのが投書だ」と電話が入りました。「なんでも相談会」活動やラジオ出演等で手一杯だった私は「掲載は結構です」と応えてしまいました。

後で共同通信社支局長にこの話をしました。「声をかけてくれたら、河北新報に後押ししたのに」と残念そうに言われました。共同通信社が他県もカバーできることまで頭が回りませんでした。

後悔しました。  
他にも数えきれない失敗や無駄な行動をしてきました。

勉強会をした朝日新聞では、全国版の専門家の投稿コーナーに寄稿できるよう、知人の記者を中心に進めてくれました。翌年1月に掲載する段取りになったところで、東北税理士政治連盟の窓口の税理士から電話がかかってきました。

政治連盟が動いた結果の電話が、公明党井上幹事長からはいったということでした。「被災者生活再建支援金の国税庁の取り扱いを、改正があった平成19年に遡って変更する」「すでに提出された申告書で、修正しなければいけないものは国税庁で更正する」という内容でした。「更正する」というのは税務署側で修正して通知します、ということです。

私は、ほっとしました。

盛岡税務署所得税統括官へ翌年に確認したところ、雑損控除等した平成22年分の約10万件の申告書を岩手県では見直した、と教えてもらいました。平成19年改正以後の中越沖地震等の被災者生活再建支援金を控除した申告書等も見直した、と別の機会に審理官に教えていただきました。また東日本大震災では平成26年末までに、被災者生活再建支援金が約19万世帯へ支給されております。

井上幹事長からは、同時に「雑損控除の順序変更」の回答もありました。

「今回は見送る」という報告でした。順序を決めているのは所得税法そのものであり、変更には所得税法の改正が必要になってきます。実現がさらに厳しいのは承知していました。けれども回答の根拠資料を見て、怒りがこみ上げてきました。

根拠資料は約60年前の昭和26年の国会答弁でした。しかも内容を見ると論理が途中で替わってしまっています。税理士ならば「詭弁ではないか」とすぐに理解できるものでした。

災害に関する税法や考え方自体がすでに古くなりすぎているのだと思っております。

日本税理士会連合会では東日本大震災後、国へ提出した建議書のなかに災害関連税制の整備を謳っています。

阪神淡路大震災くらい日本列島は活動期にはいった、とも言われています。日本各地で大雨等による災害も多発しています。火山が噴火する、南海・東南海地震が起こるかもしれない、とも言われています。

時代に合った災害税制にしていかなければいけないのではないかと強く感じているところでございます。

東日本大震災後の雑損控除の取扱いの経緯は以上のようなものでした。

震災後の数ヶ月間は積極的に賛同してくれる税理士は一人しかいませんでした。

阪神・淡路まちづくり支援機構の津久井進弁護士に動いていただいて、東北税理士会が要望として取り上げてくれ、盛岡支部や岩手県内の税理士が行動して、みんなの力でようやく被災者生活再建支援金の取扱い変更に至りました。阪神淡路の経験者と、盛岡・岩手・東北の税理士が連携して、様々な繋がりを持ったことにより要望が実現しました。連携することの大切さを強く感じました。

また私の行動の原点は近畿税理士会神戸支部の「激震」でした。

「激震」は雑損控除に係わる教訓と課題等を、たくさん残してくれました。

「税理士会の神戸支部は活発に行動したけれど、近畿税理士会等となかなかうまく連携ができなかった」「マスコミをうまく利用することができなかった」という教訓を記録してくれていたことが、私の行動につながりました。

教訓を記録して、引き継いで生かしていく。そしてまた教訓を残して、ということが大切だということも強く感じています。

(「なんでも相談会」活動について)

もう一つの活動「なんでも相談会」について報告させていただきます。「なんでも相談会」は岩手県の士業と専門家の無料相談会活動でした。震災直後の5月から9月まで9回、6つの被災市町で実施しました。延べ約200名の専門家等が参加しました。

「なんでも相談会」の母体は岩手県士業懇談会でした。懇談会は弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、公認会計士、公証人、不動産鑑定士、弁理士、中小企業診断士、技術士、司法書士の士業の県組織の集まりです。懇談会に、日本政策金融公庫とファイナンシャルプランナーが加わって「なんでも相談会」活動を行いました。

士業懇談会の事務局は持ち回り制で、震災の年は税理士の岩手県支部連合会が事務局を務めていました。震災の時の故藤沼県連会長の発案から、活動が始まりました。

「なんでも相談会」事務局の感想・教訓・特徴等を報告させていただきます。

「なんでも相談会」で最も多い相談は車の廃車手続きでした。東日本大震災の特徴が出ていると思います。津波に遭って使えなくなった車の自動車税の還付処理の相談でした。相談者が圧倒的に多いため行政書士だけの相談コーナーを設けたり、また「なんでも相談会」とは別の会場で行政書士会は相談活動を行っていたようです。

他に相談が多かった士業は弁護士、司法書士、税理士等でした。

会場ごとの専門家の参加人数や、相談内容の件数等についてはお手許の資料をご参照下さい。また全9回の「なんでも相談会」の相談内容や感想を、まとめた資料も別にございます。



(写真は陸前高田市での「なんでも相談会」会場です)

ご存知の方も多いと思います。陸前高田の市街地はほとんどは津波で流されてしまいました。適当な会場がありませんでした。

陸前高田小学校の家庭科実習室で行いました。陸前高田小学校は床上くらいまで津波が来て、震災直後は避難所としては使えませんでした。けれども床上までの津波だったので瓦礫を撤去して復旧したら、早い時期に校舎として使えるようになったということです。

すでに授業も始まっていて、貸してもらえるところは家庭科実習室しかありませんでした。授業が始まっていて児童との車両事故があったらどうしようか、固定机等で本当に相談会ができるのだろうか、という不安で一杯でした。陸前高田会場の運営は私が担当しました。

20名(行政書士の廃車相談を除く)の被災者が相談に来られましたが、事故もなく無事に終わることができました。専門家が集まることができる会場があれば、場所や条件にかかわらず相談会はできるものだな、と感じました。

相談会を始める前には、相談を受ける士業側もどういう相談があるのか、と疑問や不安で一杯

でした。

一方で相談に来られる被災者の方も、明らかに疑問点を絞って来られる方もあれば、「何を、どこに、どんな人に相談したら良いのか、わからない。とりあえず相談会に来ました」という方が結構いらっしゃいました。

被災された方と話しているうちに、専門家のほうから見た新たな論点が浮かび上がってきて、それは司法書士さんの分野になるから呼んできます、というような場面もありました。複数の専門家が席を並べて相談に応じる例も度々ありました。

最初の相談会ではプライバシーを守るために会場内をパーティションで区切っていましたが、いろんな専門家・士業が席を並べて相談するためにパーティション取りのぞいたりもしました。会場や相談の内容に応じて、機動的に対応する必要を感じました。

また専門家のほうでは「自分の専門以外の相談に、どの専門家が対応できるのか」というのがわからないで被災者を待たせてしまう場面等もありました。

そこで、過去の相談事例から、「相談内容と、それに対応できる専門家」を簡単にまとめたものを作りました。予め「専門家が対応できる相談内容」の一覧表を整理しておく必要があると感じました。

当初は様々な相談内容に対応できる弁護士に、受付を担当してもらいました。被災者の相談内容を、どの専門家へ回ってもらうか、一番切り盛りしてもらえるからでした。

けれどもフタをあけてみると弁護士の相談内容が多く、相談を受ける弁護士の人手が足りなくなりました。そこでファイナンシャルプランナーに受付を担当していただきました。

ファイナンシャルプランナーは幅広くサービスを提供しているので受付を引き受けてもらって事務局としては大変助かりました。

（「なんでも相談会」の広報活動）

最後に私が担当した「なんでも相談会」の広報活動について話をさせていただきます。

出発点は神戸支部の「激震」の「マスコミを利用しきれなかった」という教訓です。たまたま大手マスコミの支局長等知人・友人が私にはいました。この方々に協力してもらわない手はないと考えました。

「なんでも相談会」は、手探りで開始しました。

「どう広報活動したらいいのか」「相談会をして、来場してくれる被災者がいるのか」等の不安がありました。

私が参加した震災直後の震災支援団体のフォーラムでは被災地 NPO 法人から「かえって迷惑になることもある。きちんと被災地・被災者のニーズを掴んでから、現地に入ってほしい」と聞いていたりもししていました。

先ほども申しましたが、知人の共同通信社支局長へ震災後の早い時期に「マスコミの人はこういう大災害の時は、被災者のためになるなら進んで利用されたいと思っているのではないですか。私を手助けてください」と申し出ました。「その通りです。声をかけてもらったら協力します」という返事でした。

私自身若い頃に新聞記者を志望しておりました。マスコミ関係者には社会的使命感を持っている人が多い、と思っていました。それで申し出ました。

「NHK 局長のメールアドレスを知っているのだったらメール一本で協力を求めたらいい」「懇意の TV 局社長がいるのなら電話を入れるだけで、わざわざ出向いて行く必要はない。出向いたら、緊急の時だから返って迷惑だ」「岩手日報等の窓口がわからないのであれば、私が連絡をして、打診する」等方法論等を教えていただきました。

広報活動のうち、効果的な媒体はNHKでした。知人の元 NHK 局長の話では「NHKには公共放送としての、社会活動等の告知コーナーがある」そうです。

NHKでは当初から、仙台総局の窓口を紹介していただき、東北地方向け放送のテロップに「なんでも相談会」の案内を繰り返して流していただきました。テロップを見て、「相談者が来場するのか」という雰囲気があった土業懇談会のメンバーの士気が上がったそうです。

私が広報活動を行った先の一覧表を添付させていただきました。ご参照ください。

効果的だったのは他には、ラジオ、地方紙「岩手日報」、(広報活動までは知らなかった、気仙地方だったら「東海新報」、釜石地方だったら「復興釜石新聞」などの)地域新聞、市町村の広報紙でした。

ラジオのうち特に効果があったのは震災後にできた「さいがいFM」でした。「さいがい FM」では地元に着した情報を放送しているので、その地域の相談会の案内を積極的に放送してくれました。また被災者の間では情報媒体が限られており、ラジオは貴重な情報源でした。

市町村の広報紙は地域の全世帯に配付されて、かつ当時は震災に関する情報がほとんどでした。

「被災者は必ず広報紙を見ている」と地元の方にアドバイスをいただきました。

相談会来場者のアンケートを見ても効果が伺えました。ただ広報紙は紙面作成上、原稿締切期限が早くきます。それぞれの市町の期限を確認して、その期限に間に合わせて広報文書を作るのに、結構手間と時間を要しました。けれども確実な広報効果がありました。

あと私は仕事の関係から商工会や地方銀行へ、被災地の商工会や支店に案内ちらしを置いていただきました。各々の機関でも相談会を行っていましたが、相談会から「なんでも相談会」を紹介してもらったりしました。それなりの効果があったようです。

岩手県では「なんでも相談会」活動で専門家が連携して、被災者にある程度寄り添った活動がきたのではないかと考えております。

さらに連携して、市町村やNPO・支援組織等が支援活動を行うことができたなら、効果的な支援ができたのではないかと考えております。災害が起きてから連携等を模索するのでは、困難な条件も多くあります。予め連携する仕組みを作っておくことが必要だと強く感じております。

(最後に)

繰り返しになりますが、私が活動する出発点になったのは税理士会神戸支部の「激震」でした。

「激震」で連携する必要性、マスコミに協力してもらう必要性を教えてもらいました。また私が雑損控除に焦点をあてることにもなりました。

「激震」が教訓や経験を教えてくれました。教訓や経験を記録して継承する。残してもらった教訓等に学んで、支援活動に生かしていく。そしてまた記録して生かしていく、そういう活動が必要だと実感しております。それが被災を経験した者の努めではないかと思えます。

また震災の時には、問題に気付いた者は「まず発信する」ということが大切ではないかと思えます。発信したことに間違いがあれば、回りの人に指摘を受けて修正できる、と思えます。

私もたくさん間違いや筋違いの発信をしてきたと思えます。そして要望等も修正してきました。

「激震」のなかには「マスコミを利用しきれなかった」とありました。マスコミと垣根をつくるような考え方ではなく、利用してあげてほしいと思えます。進んで利用してもらいたいと考えている報道関係者が多くいると思えます。

はじめのほうで述べた雑損控除の順序については約60年も前の「誤った考え方」の国会答弁



をもとに否定されました。災害関係の税制はすでに時代遅れになっていると思います。  
正常なとき・平時に災害に関する税制度を準備しておかなければいけないと強く感じております。

すみません。走り足で話してしまいました。

ご清聴ありがとうございました。



# 第4分科会



【第4分科会報告書】(PDF) 挿入

## シンポジウム第4分科会報告(防災・減災・耐震)『1.17と3.11から考える土業の社会的役割と来るべき大災害に備えて』

阪神・淡路まちづくり支援機構 (公社)日本技術士会 近畿本部長 福岡 悟

### 1. はじめに

平成27年1月31日(土)、主幹(公社)日本技術士会近畿本部、協力(一社)兵庫県建築士事務所協会で、『1.17と3.11から考える土業の社会的役割と来るべき大災害に備えて』をテーマに、阪神淡路20年事業分科会第4分科会[防災・減災・耐震]が開催された。話題提供は4件あり、話題提供後にパネルディスカッションが行われた。本分科会の概要について報告する。

### 2 災害と専門家の役割

話題提供1：地域防災力向上に向けた支援活動－災害を想像する力を育てよう－

日本技術士会近畿本部防災研究会会長 西濱靖雄 氏により以下、地域防災力向上に向けた土業からの支援活動として、a)安全・安心を得る学び、b)1.17、3.11災害被害から学ぶ、c)技術者としてできる分野について、総合力を生かしてできる事例及び氏自身の実践事例から話題提供があった。



西濱 靖雄 氏

#### 話題提供2：1.17と3.11の復興計画に関わって

日本技術士会近畿本部建設部会代表 貴志義昭 氏から以下、建築設計・都市計画コンサルタントとしての立場から、a)神戸市長田区水笠3丁目地区共同建替事業への参画と実践内容、b)宮城県石巻市市街地復興計画への参画と実践内容(風土の違いと距離感、建設系技術者があまりにも少ない、行政改革の一つ覚えで成り立つのは平時の時だけ)について話題提供があった。



貴志 義昭 氏

話題提供3：巨大地震に備えた建築構造物の官民一体での安全・安心まちづくり

(一社)兵庫県建築士事務所協会 竹中郁夫 氏(建築士)から、巨大地震に備えた建築構造物の官民一体での安全・安心まちづくりについて、詳細なデータを使い、a)阪神淡路大震災での人的被害と建築物被害、b)被災者避難、c)恒久住宅対策、d)町の復興、道路の復興、e)耐震促進計画、f)官民共同での耐震化について話題提供があった。



竹中 郁夫 氏

#### 話題提供4：一土業の社会的役割と来るべき大災害に備えて

日本技術士会近畿本部防災支援委員会委員長 石川浩次 氏から「1.17と3.11来るべき災害に備える連携力」について、「日本技術士会防災活動グループの震災等の安全・安心への責務とは」という観点から、a)『公益社団法人日本技術士会』の防災支援活動とは、b)『1.17・3.11地震大外』とその課題は何か、c)『南海・東海連動大地震』の襲来に備えた地域防災活動の現状と課題、d)大地震襲来に備えた『技術士グループ』社会的責務・役割は何かについて話題提供があった。



### 3. パネルディスカッション

分科会会場からの質問に話題提供者が回答する形でパネルディスカッションが行われた。パネルディスカッションの概要は以下のとおりである。

Q. 防災・減災は地域の人材育成が重要とのこと。その具体的取組み方法を教えて頂きたい。

A [西濱氏]. 地域リーダーには科学教育が重要である。災害対策は地域に投げられている。地域リーダーが率先して学ぶしかない。自治会の防災訓練に技術者が入り、地域リーダー及び地域と一緒に訓練を実施する。実施内容は難しいことではなく「目黒巻」の活用など、実施内容に興味を持たせながら、継続的に実施することが重要と考える。



Q. 土地所有者が、元所有地に建てられた共同住宅を所有する際、負担なしで所有権を獲得するための具体的方法について説明をお願いしたい。

パネルディスカッション風景

A [貴志氏]. ディベロッパーが被害を被った複数の地権者から土地を購入し、その土地に共同住宅を建設する。災害前に各地権者が所有していた場所の評価及び面積に応じて共同住宅の所有権を購入する。

Q. 震災時の火災原因を知りたい。また、原因によって導かれる火災時の行動を知りたい。

A [竹中氏]. 原因として、ストーブ、コンロ、古い建物は天井裏の電線の露出・倒壊による漏電等がある。対策として、漏電等は、漏電ブレーカーに耐震装置を付ける等の方法がある。

Q. 建築士協会は建築士のみだが、技術士会は様々な技術分野の士が所属している。様々な技術士の技術をどのように統合しようとしているのか。

A [石川]. 技術士会は 21 部門からなる防災支援委員会を構成している。委員会では、事前に地域住民とのコミュニケーションを行うよう配慮している。

Q. 士業の社会的責任（役割）、東北復興へのかかわり方等、近畿における技術的な取り組みはどのようなものがあるのか。

A [西濱氏]. 地域防災力の向上を図るため、地域の中で、技術士への関心度や信頼度を向上させることが必要と考える。一方、技術士は、災害時、技術士としての役割を考え、様々な分野の技術士と協力しながら対応する。

A [石川氏]. 防災訓練等では、南海地震・津波が明日来てもおかしくないという切迫した状況について地域住民に自覚を促し、訓練等で災害規模に対する事前の心構えを持つようにする。

A [竹中氏]. 災害時に安全・安心な建物になるよう管理していく。日本人は建物を購入して終わりと考えがちで、建物の維持・管理が重要という認識が低いと考えている。維持・管理が重要ということについての住民教育が重要である。

A [貴志氏]. 阪神・淡路大震災時、企業（コンサルタント）の立場として復旧・復興事業に参画する際、収入が確保できるという保証はなかった。企業は、まず災害現場へ行くことが重要と考えている。ただし、災害時の企業の働きが全て収入につながるわけではない。企業の姿勢として、災害時、自治体では予算書などの作成ができない状況のため、声がかかればまず出かけていくという姿勢が重要と考える。

A [竹中氏]. 耐震化率を 100%にするために必要なことは何があるのか。

耐震化率は、兵庫県では H27 年中に 95%、国では 90%と報告がある。旧耐震の時に建設した住宅の耐震化向上については、その当時建物建設の主体となった住民が、現在では高齢化し、年金生活をしているので難しい面がある。また、空家が増加しているが、所有者は空家と認識していない。これらのことが、耐震化を進みにくくしている。国としても耐震化率の向上ができにくい原因を認識しており、昨年、空家に関する法律が整備された。

一方、東北では、建物を整理して更地にすると固定資産税が4~5倍になるという、税制上の問題がある。このようなことが改善できれば、耐震化率が改善され、安全なまちづくりが可能となる。

Q. 長田商店街が再開発されたが、現在、シャッターで閉鎖されているところもかなり多くなっている。この点に関する見方はどうか。

A [貴志氏]. NHK スペシャル番組の中で、『神戸市の長田再開発はとんでもない。』という報道がされた。先日の会合で、震災当時神戸市職員であった中山氏に話を伺う機会があった。「神戸市は地域に住んでいる人の権利を全て収用するのが長田再開発の基本と考えていた。再開発後再居住し、そこで商売が成功する・しないは個人に帰する問題であり、市が立ち入ることではない。市が行ったことは、被災者に元の場所に戻って頂きやすくすることであった。」(中山氏談)とのこと。私も同意見で、再開発に加え、さらに、20年前と現在では人口減及び高齢化が進行しているという状況の中での需要者の変化もある等、震災当時の再開発が誤っているとは考えにくい。

Q. 災害を受けた地方自治体では、技術者が少ない。技術者を確保するために、施策、制度をどのように考えるのか。姉妹都市として技術者交流を行う・都市連携を行う等、ご意見を伺いたい。

A [貴志氏]. 行政改革で、公共事業（建設系の事業）予算を減らしており、結果、技術者が減少している。その中で、多くの技術者を確保することについて、施策と現実の乖離が大きいことが問題の本質だと考えている。

A [伊藤氏]. 一昨年12月から昨年12月まで東北へ支援に行った経験から、災害発生時は平常時と異なり、平常業務に異常時対応業務が追加される。このため、技術者不足が発生するのは当たり前のことと実感した。技術者の不足の程度について、具体的査定方法をどのように行うかが問題と考えている。x市y課の職員不足はどの様な分野で何人不足かという分析をした話を聞いたことがない。現在、国の復興予算の裏付けもあり、東北復興に係る人件費は不要である。被災自治体から技術者不足に関し具体的要求があれば、増やしやす面もあるのではないかと考える。技術者の絶対量が足りないのは確かだが、どの程度足りないのか、事業効率化はどうかという客観的な観点からの検討がされていないと考えている。

4. まとめと総括 日本技術士会近畿本部 福岡悟 本部長  
より本日の話題提供のまとめがあった。「最近の大災害では、想定外の災害規模になるとことが認識されるようになった。これまで、阪神高速道路等日本の高架は倒壊しないという安全神話があったが、阪神淡路大震災の経験から、技術に対する過信があったことは否定できないと感じている。過去の教訓が生かし切れていなかったことが被害を大きくした。しかし、南海・東南海・東海等の大地震の被害想定への対策について、地域域単位の防災対策が、機能的に進んでいるとは言えない。



まとめと総括 福岡本部長

現状認識するとともに、技術者グループの社会的責任・役割、技術士会近畿本部の対応等について、今後更に検討していきたい。また、アンケート調査を実施し、地域における浸水区域の把握、避難訓練の支援、小中学生などへの防災教育の支援等、自治体と協議の上、実践していきたい。」との話があり、最後に以下のように本日の分科会全体のまとめと総括があった。

- ①専門技術者で構成される技術士の特性を生かし、地域防災力を高め、災害に強い社会構造を構築するために、より一層団結して活動することが重要である。
- ②阪神淡路大震災、東日本大震災等の被災の要因を踏まえ、その経験を生かし、今後の構造物の構築、町づくりなどの災害復興に、技術者の立場で実践することが必要である。



- ③専門技術者の立場で、被災地域の支援、専門技術者の不足する自治体の職員としての支援活動を推進する必要がある。
- ④地域自体と協議の上、地域の防災訓練、防災活動の支援、小中学生の防災教育等をより一層推進していく必要がある。

以上4つ課題があり、実践の中で解決していくことが重要なことと考えている

## 5. おわりに

兵庫県建築事務所協会会長 山本氏より、「阪神淡路大震災を体験し、地震の持つ破壊力のすごさ、そして、人間の持つ再現力の大きさをここ20年間体験してきた。体験から、建築士、技術士が今後どのように安全・安心なまちづくりに技術力を発揮していくかが重要と認識している。現在、建築士の人数不足は技術継承上大きな課題となってきている。今後も、技術士会と意見交換ができればありがたいと考えている。本日は、貴重な体験させて頂きありがとうございました。」との閉会の辞を述べられ、分科会は盛況のうちに閉幕した。



閉会の辞

兵庫県建築士事務所協会 山本会長



# 第5分科会



【第5分科会報告書】(PDF) 挿入

## 原発事故被害避難者の現状

群馬司法書士会及び原発事故被害者支援司法書士団群馬事務局  
櫻井 裕

### 1 はじめに

「原発事故被害避難者の生活再建のために何ができるか」が、支援する専門家、士業の共通の課題。そのためには、被害避難者の現状がどのようにあるかを知ることが重要。本日はこの点について話させていただく。

今、特に重要なのは、被害者の人たちの多くが「いつ、どこで、誰と、いかに生活を再建するか」の決断を迫られている時期にある。

活動内容は次のとおり

#### (1) 司法書士として

仮設巡回相談を定期的に行い、群馬司法書士新聞を配布し、情報不足を回避する。  
平成17年4月の第1号から平成27年1月に第31号になった。

#### (2) 原発事故被害者支援司法書士団として

原発事故の電話相談、面談相談、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への申立支援、ブログ（原発損害とこれからの生活を考える blog）で情報提供を行う。

#### (3) ぐんま暮らし応援会

士業、社協、NPO等の組織体であり、横断的な情報交換及び相談活動を行っている。



### 2 もう一度、この災害の特徴 他の災害との比較

原発事故により、その被害者が多数、広域、長期の避難を余儀なくされている。

#### (1) 原発事故による放射性物質による広域汚染

#### (2) まだ事故は続いている。

- ①放射性物質の人体への影響。未知数。誰も正確に判断できない。
- ②福島第一原発の今の安全性。少なくとも心理的不安。
- ③損害賠償請求。これは当然のことだが、その有無・多寡による問題も。

**「原因が除かれないうり継続している」**

### 3 現在の被害者の状況の特徴

被害者は、今、決断を迫られている。「いつ、どこで、誰と、いかに生活を再建するか。」  
決断を迫られる要素

- ① 東電の直接賠償の内容がほぼ出そろった。→ 自分の賠償総額がわかり、「いかに」の選択が可能になった。
- ② 復興住宅の建設が進んでいる。→ 「どこに」の選択肢が増えた。
- ③ 仮設住宅の物理的・法的な限界が近づいている。  
少しずつ人がいなくなり、老人だけが取り残される。心理的圧力がある。  
決定へのベクトル、あきらめのベクトル
- ④ 避難が長くなり耐えられない。4年

### 4 具体的事例から現在の状況を見てみる

#### (1) 家族が別れて住む一家族再生

家族の分断が継続している。

#### (2) 活発な自治活動と、もの言わぬ50%—取り残される弱者（大玉村）

孤独死を防止するために見守り活動を行う。具体的には、居住者が、毎朝、住宅の外に黄色い旗を出し、夕方に、旗を取込む方法で安否確認を行う。

物を言わない人々をどのように支援するか重要な問題である。

(3) 帰還の現実と苦悩 (川内村)

仮設住宅に住み、週末のみ戻って生活する。

仮設住宅に住み、畑を耕すために戻っている。

川内村は、富岡町（避難困難地域）の経済圏にあるため、戻るのは困難である。

(4) 被害者間の分断

慰謝料の有無による対立

慰謝料の額の多少の差による対立

(5) 避難地住民と避難者、避難者同士の軋轢 (いわき市)

避難地住民が、慰謝料を受取って暮らす避難者に対して、違和感を覚える。

同じ避難者でありながら、支援の手厚さが異なることに納得がいかない。

## 5 生活再建のため、専門家は何かできるの

(1) 生きがいを取戻す支援

(2) 生きる希望を取戻す支援

(3) 人と人の長いつながりの中で支援を行っていく覚悟

## 原発事故被害者の税務 東京電力㈱から支払を受ける損害賠償金の課税について

近畿税理士会 濱西 敏郎

### 1 個人に対する損害賠償金

交通事故の損害賠償金と同様であり、特例措置はない。

#### (1) 個人の損害賠償金に対する課税について

##### ①心身に加えられた損害

心身に加えられた損害につき、支払いを受ける損害賠償金等は非課税とされている。

(所得税法 9 条 1 項 17 号、所得税法施行令 30 条 1 項)

##### ②資産に加えられた損害

突発的な事故により資産に加えられた損害につき、支払を受ける損害賠償金等は非課税とされている。ただし、収入金額に代わる性質を有するもの、必要経費に算入する金額を補てんするためのものは除かれる。

(所得税法 9 条 1 項 17 号、所得税法施行令 30 条 1 項)

#### (2) 個人事業主の損害賠償金に対する課税について

##### ①収入金額に代わる性質を有するもの

・たな卸資産等につき損失を受けたことにより取得する損害賠償金等は、収入金額とされる。(所得税法施行令 94 条 1 項 1 号、所得税法施行令 30 条 1 項)

ex 商品・製品等

・その業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止等により収益の補償として取得する補償金等は、収入金額とされる。(所得税法施行令 94 条 1 項 2 号)

ex 風評被害

##### ②必要経費に算入する金額を補てんするためのもの

必要経費に算入する金額を補てんするためのものは、非課税とならず、収入金額とされる。(所得税法施行令 30 条本文かつこ書)

##### ③業務用固定資産等の損失

業務用固定資産等の損失額は、損害賠償金により補てんされる部分を除いた金額が必要経費に算入される。(所得税法 51 条)

ex 店舗建物の利用ができなくなった

#### (3) 就労不能損害に対する賠償金の課税について

避難等対象区域に住居又は勤務先があり、就労不能となったことによる給与等の減収分について支払を受ける賠償金は、非課税とならないとされている。雇用主以外の者から支払を受けるものであることから、給与所得に該当せず、一時所得の収入金額とされている。

給与所得の金額 = 給与収入金額 - 給与所得控除額(最低 65 万円)

一時所得の金額 = (収入金額 - 特別控除額(最高 50 万円)) × 2 分の 1

##### (例 1) 賠償金年間 80 万円の場合

給与所得の金額 = 80 万円 - 65 万円 = 15 万円

一時所得の金額 = (80 万円 - 50 万円) × 2 分の 1 = 15 万円

課税対象の所得は、同額になる。80 万円未満の場合は給与所得が有利。

##### (例 2) 賠償金年間 300 万円の場合

給与所得の金額 = 300 万円 - 108 万円 = 192 万円

一時所得の金額 = (300 万円 - 50 万円) × 2 分の 1 = 125 万円

一時所得が有利となる。





## 2 法人に対する損害賠償金

### (1) 法人の損害賠償金に対する課税について

法人税法では、所得の金額は、益金の額から損金の額を控除した金額とし、益金の額は別段の定めがあるものを除き、その事業年度の収益の額としている。

法人税法上、別段の定めで益金不算入の規定があるが、損害賠償金について別段の定めはなく、益金の額に算入され課税される。(法人税法 22 条)

## 3 賠償項目別の課税について

東京電力㈱のHPに掲載されている「賠償項目別の合意金額の状況」による、項目別の課税は次のとおりである。

### (1) 個人の方に係る項目

検査費用等・・・事業所得等の必要経費を補てんするためのものは、事業所得等の収入金額

上記以外は非課税

精神的損害・・・非課税

自主的避難等・・・避難費用等、住宅確保に係る費用等は非課税

就労不能損害・・・雇用主以外の者から支払を受ける就労不能損害金は、一時所得の収入金額

### (2) 法人・個人事業主の方に係る項目（法人が受ける賠償金等は、すべて課税）

営業損害・・・事業所得等の収入金額

出荷制限指示等による損害及び風評被害・・・事業所得等の収入金額

間接損害等その他・・・事業所得等の収入金額に代わる性質を有するもの及び必要経費を補てんするためのものはすべて事業所得等の収入金額

### (3) 共通・その他（法人が受ける賠償金等は、すべて課税）

財物価値の喪失又は減少等・・・事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入される業務用資産の損失額は賠償金の額を控除、棚卸資産に対する賠償金は、事業所得等の収入金額  
上記以外は非課税

住居確保損害・・・非課税

## 4 賠償項目別の合意金額の状況

### <賠償項目別の合意金額の状況>

	合意いただけの実績※ (平成26年11月末現在)
<b>I. 個人の方に係る項目</b>	<b>16,003億円</b>
検査費用等	2,202億円
精神的損害	8,013億円
自主的避難等	3,628億円
就労不能損害	2,158億円
<b>II. 法人・個人事業主の方に係る項目</b>	<b>18,518億円</b>
営業損害	4,426億円
出荷制限指示等による損害及び風評被害	12,514億円
間接損害等その他	1,577億円
<b>III. 共通・その他</b>	<b>10,310億円</b>
財物価値の喪失又は減少等	9,861億円
住居確保損害	199億円
福島県民健康管理基金	250億円
<b>合計</b>	<b>44,833億円</b>

※振込手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しません。

- I 検査費用等 … ほとんど非課税  
精神的損害 … 非課税  
自主的避難等 … 非課税（実費弁償）  
就労不能損害 … 東電からの一時所得とみなされ、課税
- II 営業損害 … 課税  
出荷制限指示等による損害及び風評被害 … 課税  
間接損害等その他 … 課税
- III 財物価値の喪失又は減少等 … 非課税（法人：課税）  
住居確保損害 … 非課税

## 5 原発事故賠償金の確定申告

### (1) 個人事業主の確定申告

個人事業主が支払を受ける損害賠償金については、非課税となるもの、事業所得等の収入金額とされるものに区別しなければならない。また業務用固定資産等の損失額は損害賠償金により補てんされる部分を除いた金額が必要経費に算入される。放射能汚染という深刻な大災害であり、事故による損害賠償金と同じ課税とするのは誤りではないだろうか。零細な個人事業主も多く、これらの負担を軽減するためにも、特別の立法措置により非課税とすべきである。

### (2) 就労不能損害に対する賠償金の確定申告

避難等対象区域に住居又は勤務先があり、就労不能となったことによる給与等の減収分について支払を受ける賠償金は、一時所得の収入金額とされている。生活の糧となるこのような賠償金は課税対象になじまないのではないだろうか。雇用保険の失業給付金が非課税とされていることから、特別の立法措置により非課税とすべきである。また、給与所得については所得税の源泉徴収が行われ年末調整により課税が完結し、原則として確定申告は不要である。この賠償金が一時所得とされるため確定申告義務が生じる。原発事故によって避難を余儀なくされた人たちにとって、この申告義務は負担である。

# 原発差止めの課題及び原発事故の損害賠償請求について

大阪弁護士会 繁 松 祐 行

## 1 はじめに

原発に対しては、事前の争い方と事後の争い方がある。本日は、それら原発に関する訴訟の概要について話をし、今後の原発訴訟や被害救済に役に立つことができればと思う。



## 2 訴訟形態

### (1) 原発訴訟 (資料1【これまでの原発判決】)

#### ①行政訴訟

国に対して原発の設置許可等の取消しや無効確認を求める。

#### ②民事訴訟

人格権や環境権等に基づいて原発の建設や運転の差止めを求める。

### (2) 原発賠償訴訟 (資料2【福島原発事故に関する集団訴訟 各地の提訴状況】)

福島原発事故に関し、国や東電に損害賠償を求める。

## 3 過去の原発判決 (資料1)

### (1) 判断枠組み

伊方原発訴訟：最高裁判決

① 裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。

② 被告行政庁がした判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、まず、被告行政庁の側で自らの判断に不合理な点のないことを主張立証すべきであり、この主張立証を尽くさない場合には、被告行政庁の判断に不合理な点があることが事実上推認される。

③ 原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である。

→ 上記②では、最高裁は国側に一応の主張立証責任を負わせ、原告側の主張立証責任を緩和しているように読める。しかし、実際には、ほとんどの裁判で原告の主張は抽象的な域を出ないとして、ことごとく排斥された。

### (2) 原発の危険性に気付いていた裁判所

例えば、泊原発1,2号炉訴訟の札幌地裁判決、女川原発1,2号炉仙台高裁判決など

### (3) 原告側が勝訴した判決

- ・高速増殖炉もんじゅ設置許可無効確認訴訟の差戻し後の名古屋高裁金沢支部判決 (H15. 1. 27) (行政訴訟)

違法性判断の枠組みは伊方最高裁判決を維持しつつ、安全審査の過程に違法があったとした。

- ・志賀原発2号炉運転差止め訴訟 (H18. 3. 24) (民事訴訟)

伊方最高裁判決の枠組みには従わず、具体的な危険性の存在を推認。

- ・大飯原発3、4号機運転差止め訴訟 (H26. 5. 21) (民事訴訟)

伊方判決の枠組みに従わないことを明示的に述べ、大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認定。

#### 4 原発賠償訴訟（資料2）

(1) 各地の提訴状況

資料2参照

(2) 請求の枠組み及び内容

国家賠償法 … 規制権限の行使

原子力損害の賠償に関する法律 … 東電への請求

#### 5 今後の課題

原発訴訟に対する裁判官の意識は変わって来ている。裁判所には、主張立証責任の適切な配分と公正な判断をさせるため、引き続き裁判所への働きかけや全国の連携が必要。

# 広域避難者の現状と課題及び大阪弁護士会の取組み

大阪弁護士会 増 市 徹

## 1 避難者とは

避難者とは、いまだ生活再建の方向性を見定め得ぬまま日々の生活を送っている、いわば再建の前段階に置かれた人々である。一刻も早く終わらせる必要のあるこの前段階が長期化している現状のもと、避難生活を維持することができなくなれば、生活再建の前提そのものが失われ、再建はその前段階で頓挫してしまう。避難者の生活上の苦境を見据え、避難生活維持のため必要な支援策を講じることは、憲法25条に由来する国家的要請である。



## 2 避難者の現在数、その特徴

### (1) 避難者の現在数

復興庁の発表によると、全国避難者総数は23万4千人、うち、大阪府下に862人、兵庫県下に895人とされている（いずれもH26.12.11現在）が、ここに把握されていない避難者も相当数に上ると見られ、真実の数はわかっていない。

### (2) 特徴：広域性と長期性

時とともに移動し避難先を転々とする例、夫は福島に残り妻子が遠方に避難するなど二重生活を余儀なくされている例など。

避難期間に関しては、阪神・淡路大震災で仮設住宅から最後の一人が退去したのは、震災から4年半後だったが、今回はそれより大幅に長期化することが確実。

## 3 避難者の現状

### (1) 生活全般における窮状

住居 … 仮設住宅は、建築基準法上原則2年、別法で例外的に1年ごとの更新が可能⇒避難者にとっては1年毎に退去の不安を抱えながらの生活となる。

就労 … 緊急雇用創出事業の活用等⇒自治体により運用の如何が異なる。

医療 … 県民健康調査（福島県独自の事業）。国としての統一的事業がない。

原発子ども被災者支援法：抽象的な理念法。これを具体化するため政府が策定すべきものとされる基本方針が今日に至るまで未策定。「支援パッケージ」という基本方針にはあたらぬ全く不十分なものを作成しただけ。

### (2) コミュニティの維持・心理面のケア

災害救助法制で触れられていない問題。アンケート調査、個別訪問、避難者の集いなど、種々の工夫がなされているが、手探り状態。

### (3) 避難者の情報把握、避難元自治体との関係

原発特例法に基づき住民票が避難先にない場合であっても同所自治体のサービスが受けられるようになった。一方で、避難者は元の被災自治体の情報から遮断されることになった。⇒避難者に適した住民登録の特例を設ける必要

## 4 大阪弁護士会の今日までの支援活動

### (1) 避難者を探す

府下避難者の所在自体がわからない。電話相談、来館相談だけでは接点に限りがある。そこで、府下各自治体へ赴いての出張相談会開催、避難者との交流会への出席等を実施。また、府下各市町村への避難者に関し自治体は個人情報であるとして教えてくれないので、自治体からの避難者宛郵便物に弁護士会作成の避難者向け文書を同封してもらうなどした。こうして徐々に避難者の所在を把握していった。

(2) 生活実態の聴取り調査

府下避難者86世帯のもとへ弁護士が2人1組で手分けして出向き、その避難生活全般について聴取り調査を行い、その結果を100頁弱の報告書にまとめた。そこにあらわれた避難者の声をもとに、多くの立法提言、政策運用提言を行った。

(3) 避難者向けの種々の情報提供

避難者に有益と考えられる情報を掲載した「大阪弁護士会ニュース」を定期的に発行(平成23年6月の第1号から現在第24号になる)、また、大阪弁護士会のサイトに「東日本大震災復興支援ページ」を設け、詳細な情報提供を行った。

(4) 支援団体相互の連携を図る

府下の支援諸団体、避難当事者とともにひとつのネットワークをつくり、相互の連携・情報交換を図るため、平成24年5月に「大阪府下避難者支援団体等連絡協議会」(愛称:ホットネットおおさか)を設立(現在103団体が加盟)。

(5) 原発被害者弁護団との関係

国及び東京電力に対する損害賠償訴訟を遂行する原発被害者弁護団は、弁護士会とは別の組織であるが、避難者にとっての原発被害の重大性に鑑み、弁護士会として原発賠償に関する調査・研究、その成果の避難者への提供等の活動を行っている。

## 5 阪神・淡路大震災における広域避難者

統計はないが、学者の発表によると、5万人程度と推計されている。ただし、当時、これら県外避難者に支援の眼が向けられることはなかった。現在においても、いまだに県内に戻れないでいる人は、千人単位で存在するのではないか。広域避難者の問題は、阪神・淡路大震災のときに既に生じていたものが、今回、さらに大きく問題化したものといえる。

# 第6分科会





【第6分科会報告書】(PDF) 挿入

## 第6分科会 講演「災害復興と住宅政策の展望」

講師 佐々木晶二さん

(民間都市開発推進機構都市研究センター一副所長兼研究理事、前内閣  
府大臣官房審議官(防災担当)兼災害対策法制企画室長)

会場：兵庫県司法書士会館

時間：10:00～12:00

主幹：阪神・淡路まちづくり支援機構附属研究会

(協力：日本災害復興学会法制度研究会)

### [企画趣旨]

災害復興における住宅政策の課題について、実務面と制度論の両面から光を当てて、具体的に考えることをテーマにしました。

阪神淡路大震災と東日本大震災の二つの大災害で行政実務に深く関与され、災害対策基本法の大改正にも関わられた佐々木晶二さんに御講演をいただき、それをふまえて参加者によるフリーディスカッションを行いました。

配付資料を参照いただきながら、以下の講演録要旨をお目通し下さい。

### 【斎藤浩；司会】

皆さん、おはようございます。まず開会挨拶を共同代表の平山先生にお願いします。

### 【平山洋介】

皆さん、おはようございます。この分科会は附属研究会がメインの分科会です。

きょう初めてお目にかかります佐々木晶二さんは、全体のプランニングをやっていく上で、非常に中心的な役割を果たされ、たくさん文書を書かれていて、佐々木さんのお話を伺えるのは、貴重な機会だと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

### 【斎藤浩】

ありがとうございました。事前に佐々木さんのレジュメを見ておりましたら、別表も含めますと、1時間というのはあまりにももったいないと感じます。全体として2時間余りですから、90分ぐらいしゃべっていただいて、それから議論を交えたいと思います。

### 【佐々木晶二】

お招きいただきまして、ありがとうございます。私はもともと建設省に法律職で昭和57年に入りました。阪神淡路大震災が発災したときは、都市計画課の課長補佐で、当時、被災地市街地復興特別措置法というのを立案しました。平成16年に兵庫県に奉職しまして、都市局の

総務課長のときに東日本大震災が起きました。都市局の総務課長は、予算等をやる場所ですが、阪神淡路の経験もあったので、問題があらかじめわかっていたにもかかわらず、あまり解決せずに今ここに至っています。

実は住宅局で住宅業務をしたのは1回だけで、ほとんど都市局におりました。お題は「災害復興と住宅政策」ということで、いろいろインスピレーションを頂きました。しかし、そもそも復興と住宅政策との関係で語るととても範囲が狭くなってしまいます。平時の住宅政策がうまくいってないと、復興時もうまくいきません。住宅政策がどのくらいの範囲を捉まえて、平時でどういう問題があるのかを押さえておくべきだと自分なりに勉強をしました。



### ■居住の安定が住宅政策の目的

レジュメの1は、平時の住宅政策でうまくいかないことが、災害の後で起きるということを考えて、まず平時の住宅政策から考える必要があるということを書いています。

2では、まず住宅政策の課題とか理念を、住生活基本法から考えています。住生活基本法3条は、「居住者の負担能力を考慮して」というところぐらいしか心惹かれませんが。あとは「長期見通しに即し」、「良好な住宅を建設、改良」そんなものかなと。

4条は居住環境に触れています。これは経済学的には、外部経済、外部不経済という問題もありますので、居住環境を確保するための政策は要ると思います。

5条には住宅の購入者と供給に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護とあって、情報の非対称性の理論を書いています。住宅局は性能表示とか、瑕疵担保は一生懸命やっている。ここだけ一生懸命やっているというのが私の印象です。

一番大事なのは、住生活の安定確保で、低額所得者、被災者、高齢者、子ども育成する家庭、その他、住宅の確保、特に配慮を要する者の居住の安定。居住の安定の前振りが絞り込まれている規定ぶりが若干嫌な感じですが、基本的には居住の安定が住宅政策の目的だと思います。

### ■バランスを欠く住宅政策

2ページを見てもらうと、私が考える住宅政策の課題は、第1に6条の「国民の健康で文化的な生活の基盤となる居住の安定」があって、次に「良好な居住環境の確保」があって、この話は住生活基本法には出てきませんが、災害に強いとか、エネルギー消費が少ないとか、福祉を支えるといった、他の政策課題と連携して効果を上げることが重要だと考えています。

今の住宅政策の重点は、住宅産業支援政策、つまりハウスメーカーの応援になっているという気がしています。居住の安定はセーフティネットや低所得者等の問題が大事です。また最近、中流層が分裂して若干高所得者に行き、大部分の若者の所得が下がっていますが、非正規雇用の増加に対して、受け止めるような話がないと思っています。その意味では、住宅政策についての対応がバランスを欠いており、まじめにやっていないのではないかと考えています。

住宅政策の課題を居住の安定ということから具体的に考えると、低額所得者、子育てする家庭に加えて、パラサイトシングル等正規雇用には就けない若者や中年の低所得労働者が問題になっており、そういう点も考えないといけません。

低所得者の増加によって大都市では公営住宅の倍率が高くなっている問題や孤独死の問題、地域の見守りの問題等も考えるべきだと思います。

### ■居住環境とその他の政策課題

居住環境の話については、1つはハウスメーカーからの圧力がすごく強いですが、本来、人口減少や世帯減少に対応して、新築の抑制、基本住宅の活用、中古住宅の流通等を考えるべき

だと思えます。また、郊外団地での空き家問題や農山村集落の消滅問題についても考える必要があります。

区分所有建物についても持続可能性がなく、将来の大規模修繕や、建替等の問題も議論せず、問題だと感じています。あとは歴史的な住宅をどう残すか等の問題です。

他の政策課題との連携については、福祉側が地域包括ケアということで地域の住まいでやってくださいと厚労省が言ってきているので、これをどう受け止めるかというのをまじめに考えないといけません。

耐震性や省エネについて、基本的エネルギー問題を考えたときに、エネルギー自立的な建築物を造るとエネルギー政策は大きく変わるはずなので、そのようなことも視野に入れなければなりません。バリアフリーも福祉との関係で非常に重要です。

木造密集市街地の問題は、都市政策なのか、住宅政策なのか微妙です。

## ■留意すべき社会経済情勢

私が、住宅政策の方向を考える際に注意すべきだと思うのは、超高齢社会という点と、人口減少、世帯減少にどう対応するかという点、空き家問題や、福祉政策との連携という点です。

また、国や地方公共団体は財政難であり、私が県庁にいたときに、副知事からは「公営住宅なんか、県営住宅なんか全部やめちまえ」と言われました。このような意味で、公営住宅はお荷物化しています。

住宅政策の担当職員は市町村にほとんどいない状態になっているので、そういう意味では、財政政策など考える必要がないという議論もありますが、優先順位をつけて、システムとして効率的な住宅政策を考えるべきです。

あとは巨大地震の問題とか、エネルギー制約等も考える必要があります。特にエネルギーの問題については、エネルギー消費の少ないエネルギー自立型の住宅ないし住宅群を目指す必要があると考えています。そのような意味で、人口減少と財政、職員減、地震やエネルギー等の社会的な制約をきちんと押さえておく必要があります。

## ■住宅政策と都市政策

議論のために提案をさせていただきたいと思い、4以下を記載しています。1つは、住宅政策と都市政策をより一体化して議論し、運用すべきだという点です。日本では、住宅局と都市局が分かれており、分かれて議論していますが、欧米等では基本的に都市計画は生活環境を良くするという観点から出てきているので、より一体的に運用すべきだと思います。今、兵庫県は、まちづくりで一体的になっていますが、国は一体的ではありません。国が一体ではないので、県も課を使い分けなければならず問題だと思っています。

特にハウスメーカーは抵抗するでしょうが、現状のように自由に新築住宅、マンションを造り続けることには大いに疑問を持っています。空き家が大量に発生しているということもあり、都市計画の中で、例えば高さ制限をかける等、一体的に行ったほうがよいです。都市計画でも住宅、人口フレームを持っているので、そのような点においても住宅政策、福祉政策、防災政策等と一体に行った方がよいと思います。特に福祉というと地域単位の共助の仕組み等の議論になりますので、都市計画と一体的に議論すべきです。また、防災は都市計画とセットだと思うので、基盤整備や土地利用規制など担当する都市政策部局との連携をより充実させることが重要だと思います。

図表1-2は野呂瀬英樹先生の文献からの引用で、日本では新築シフトになっているということがわかりますが、基本的に省エネリフォーム工事というのは市場規模が小さい。断熱工事とかはきちんとやれば増えると言っているのですが、例えばドイツ等では窓等の省エネ基準が非常に厳しいのに対して、日本ではいまだに熱伝導が良く、全く省エネにならないアルミサッシを使っています。そういうことを踏まえて、基準を厳しくして、省エネリフォーム工事等をメインにすべきだと。目先の儲かるビジネス、特にハウスメーカーの持家供給ビジネスに引っ張られて、トータルのボリュームや、空き家の問題等は議論されずに、どんどん住宅を供給し続

けているというのが問題だと感じ、このデータを提示しました。

また、住宅政策担当者がほとんど存在しないという現状からすると、まだ都市計画のほうを担当者が存在して少しは政策的なことを考えているので、一緒にやることも職員減との関係では意味があると考え、提案をしました。

## ■賃貸住宅の政策

イについて、日本では、持家にローン減税等の措置をとっていますが、賃貸住宅への政策対応がほぼ公営住宅一本になっています。公営住宅に住宅政策の目が向いていて、あとは何となく市場家賃と持家に放り出してということになっています。経済学者がよく言う話ですが、日本の公営住宅は入った者勝ちで、そこに財政支援が手厚く行くことになっています。そこで、いわゆる家賃軽減住宅、民間賃貸で家賃経営住宅といった政策ツールを重視すべきだと思っています。ちなみに、これは森記念財団のデータですが、森記念財団は、都営住宅を全部つぶしてくれたら、自分たちが家賃軽減賃貸住宅を作りますということを言っています。公営住宅には公営住宅の役割があるので、私はそこまでは言いませんが、家賃軽減住宅というような世界をもう少しうまく作る必要があると思っています。

ただ、日本の住宅政策でそこがうまく位置づけられない理由は、1つは厚生労働省との関係が整理されておらず、厚労省側でも住宅扶助が生じていることにあります。また、公共事業関係費という枠内で予算化しなければなりません、役人は家賃補助というとなんとなく予算化できないのではないかと、萎縮してしまうということがあります。現在、被災地もそうですが、借上げ公営は、一棟丸ごとという形でしか行っていません。しかし、例えば、市街地の多数の空き家を対象にして借上げ公営にする、借上げ公営の家賃設定の柔軟化を図る等の対応をとることはできます。また、多数の戸建ての空き家等は、建築上色々な問題がありますが、逃げ道としてはシェアハウスやコーポラティブという形で、家賃負担を軽減するような形にして、民間賃貸住宅のストックの家賃を効率的に下げて、住宅困窮者に提供するというを進めるべきだと思います。ちなみに阪神・淡路の時は、コーポラティブは公営住宅で行いましたが、シェアハウスはできませんでした。これは住宅局も駄目だと言ったそうです。

## ■福祉政策との連携

それから、福祉政策との連携については、福祉政策側が、地域包括ケアとして中学校区単位で、医療施設、介護施設との連携を推進してきていますが、これへの対応は非常に大事な課題だと思っています。

共助の仕組みについては、今、国や公共団体の行政の弱体化が進行し、地域で受け止めてもらいたいということになっています。私は、無責任だと思いますが、せめて地域共同体の組織化のフレームを作り、縦割りで地域に落とされている福祉、防災、公共交通、公共施設の管理、公共建築物の管理等を、地域で一括して受けるような仕組みを考えるべきだと思います。それによって、色々な箇所のお金の流れを1つの枠組みで受け止めることができ、自立することができるのではないかと思います。現実的には難しいですが、幾つか成功した事例もあるので、住宅政策側でもそのような方向を目指すべきだと思います。

それから、先ほど課題としてあげた農山村集落の消滅問題について、私は、地方は消滅しない、消滅させてはいけないというふうに思っています。

また、私は、今の市街化区域の内側に居住誘導区域をつくる立地適正化計画についてもおかしいと思っています。郊外の市街化区域の辺縁部にある住宅団地とか、たくさん住宅市街地をどのようにして維持していくかということを中心に考えるべきだと思います。その場合には、空いた住宅をシェアハウスにし、また、居宅介護事業所等の立地促進を図る等の必要があると思っています。これらの手法には、第一種住居専用地域は駄目とか、消防法が駄目とか、多くの問題がありますが、大きな方向としては、これらの資本をうまく活用するほうが大事だと思います。このような地域の社会関係資本を活性化するということは、すごく大事だと思いますし、住宅政策としても考えるべきだと思います。

## ■市町村とURの重要な位置付け

エについて、兵庫県は特に都市政策・住宅政策を一生懸命行っていますが、東日本大震災では、県自身は全く都市政策・住宅政策をせずに、口だけを出すという状態になっていました。ですから、住宅政策は、まず市町村が頑張らなくてはいけないと思いますが、市町村レベルでは全くできないので、そこは県が補完する必要があると思っています。

それから、UR都市機構は、民主党政権の前あたりから軽視され、仕事が全くできない状態に陥っていました。しかし、実際には阪神・淡路では仮設や災害公園で活躍しましたし、東日本でも、URが受託しているところが、災害公園の発注業務等を行っています。私は、住宅政策の受け皿が消滅していく中で、URをきちんと住宅政策の主体として位置付けるべきだと思います。現在、UR賃貸には相当所得の低い方々が住んでおられ、これは家賃補助等を使わずに、気づいたら家賃が低くなって住んでいたという状態ですが、このようにURは課題を1つ受け止めているにもかかわらず、きちんとした位置づけがなく問題だと思っています。また現在、URは賃貸住宅建設を禁止されていますが、せめて市場家賃での賃貸住宅の供給程度は認めてもらい、古い賃貸住宅のインベーションやシェアハウス等を、内部補助を使って行わせるべきだと思います。私は、URが住宅政策から撤退した場合、非常に影響が大きいと思っています。

## ■問題ある分譲マンション

オは少し唐突ですが、いわゆる分譲マンションの話です。現在分譲マンションが乱立しているのは、デベロッパーがリスクを取らないシステム、つまり、売ってしまえば全て買主の区分所有になり、後はどうなるかがデベロッパーは知らないというシステムができているからです。住宅行政とか都市計画の観点から考えると、これは非常に問題だと思っています。今、増えつつある老朽化マンションでは、そもそも修繕積立金をきちんと管理していない所も多く、大規模修繕等のときに問題となっています。また、1000戸を超えるような高層マンションでは、意思決定をどのように行うのかといった問題もあり、真剣に考える必要があります。

また、高齢化が進むと、相続人なく所有者が死亡することも増え、持ち主がおらず管理費も確保できない居室が多数あるようなマンションが出現することになります。私は、このような不良住宅地ができることを懸念するとともに、マンション等の新築を推進してよいのかという問題意識を持っています。

区分所有法は民法なので、基本的には所有権等の権利の話しか書いていません。しかし、少なくとも運営の話は法律のどこかに位置づけないといけない。どこに位置づけるべきかというのは難しい問題ですが、今のように全てを標準契約約款に書いて済ますのは問題だと思っています。

それから、管理不能のマンションの処理について、何か公法上の仕組みみたいなものを、端的には、全体を住宅地区改良事業のように収用する仕組みを作る。要するに、滅失させても元の所有者に現金が何も手元に残らないという状態では誰も何もしないということになりかねないので、やはり行政やUR等が出て行って収用するような仕組みを考えたほうがよいと思います。

あとは、区分所有法は、融資の問題すなわち区分所有にして、抵当権を設定して、お金を借りるということと特にリンクしていると思います。そこを住宅金融支援機構がきちんと位置づけることができるならば、スウェーデンのような住宅協同組合型等の所有形態を検討すべきです。住宅協同組合ではビジネスにならないというのであれば、1つの会社が所有して、強い借地権を位置づけて、その借地権を承継するときには、住宅金融支援機構が貸し付けるという形を検討すべきです。このような提言をする人はいませんが、少なくともオフィスビル等は着実に建て替わっており、やはりそれは権利関係が単純になっているというのが大きいのではないかと考えています。

## ■阪神淡路大震災と東日本大震災の課題の整理

以上のように、住宅政策についての課題を考えた上で、ではその課題が復興段階でどのような問題になるのかということ提議してみました。

概要については別表に整理しています。

ひとつは、日本は阪神・淡路という首都直下型と、東日本という津波型を経験したということで、一番上に書いてあるのは、特に東日本大震災のときはひどかったのですが、日本再生との名目で、全国防災の金で沖縄に道路を作るというようなことをして復興の目的がぶれてしまったことです。全国に復興のお金を使うことは、復興推進会議とか、復興基本法にも書いてあることで、政治が決断したことなのですけども。やはり被災地、被災者の生活再建と地域経済復興というものを明確に位置づけることができるかというのが大きな課題ですし、今度大震災が起きたときには、こういうことを国民全体が理解しなければならないと思います。そういう意味では、私は、東日本大震災では非常に恥ずかしい対応をしたと思います。

また、東日本でも阪神・淡路でも基本的にハードを中心に行いました。私は直前のポストでは、防災の見地から災害対策基本法を変えまして、避難計画を地域の住民がつくる地区防災計画という制度を作りました。例えば、避難を先ほど言及した地域共存隊というような組織を前提にして行うことによって、ソフトを中心にした復興の仕組みを充実させ、そして、ボトムアップ型の制度体系の構築を進めつつあります。今、一番右上を説明していますが、あとは応急対策と災害対策と災害予防というのは、シームレスに連携しなくてはいけないと思います。それから、住民主体、市町村主体ということを考えなければなりません。大枠はこのようなことが大事だと思います。

私は阪神・淡路大震災のときは都市計画課におり、東日本大震災のときは、都市局の総務課長でしたが、区画整理ばかり行い、市町村の意向に反して防潮堤を作った事例が生まれたりして、非常に申し訳なく思うことは多いです。しかし、見逃せないことだということ、声を上げてはっきり言わないと、また繰り返してしまうと思いますので、あえて書きました。

## ■仮設住宅

仮設住宅については、東日本大震災では抽選方法を工夫したり、木造仮設やコミュニティ施設をつくったり、既存の住宅をみなし仮設にして使ったというような点は、一応評価できる点だと思います。もっとも、仮設住宅の位置づけが、災害救助法の規定しかないので、次の震災のときにどのような対応が可能なのかという点について整理されていないことが現時点での課題だと思います。

そのような意味で、仮設住宅というのは建築技術上もっと多様な工夫ができるのではないかと思います。東日本大震災のときは1戸当たり1,000万ぐらいかかりましたので、工夫という意味では、本設への移行とか、みなし仮設をバウチャーのように被災市町村が上手に管理するといった方法もあると思います。また、面倒だったみなし仮設の手続きはもっと簡素化する必要があります。この点は、内部防災が簡素化の研究会をしていたと思います。

それから、阪神淡路であまり起きなくて、東日本で起きたことは、本設と公営住宅と仮設の土地の取り合いです。この点は、事前復興計画等をきちんと整備しておくことによって、対応できると思います。

## ■生活支援

生活支援の話にはご関心がおありだと思います。今回の場合は、ほとんど国が拠出しましたが、今後の巨大災害の際に同じ形でいいのかは疑問です。また、フェニックス共済等の互助の仕組みとのバランスをどのようにするかも考えるべきだと思います。

## ■高台移転

高台移転については、色々対応しましたが、多くの課題が残っています。1つは、移転先が全面買取型の事業について、抵当権が付いていたり、相続人が不明確というような場合には、

収用裁決まで必要となります。ですので、不明裁決を先に出すような仕組み等を整備する必要があります。

また、防災集団移転では、移転元の地域に災害危険区域を指定します。しかしこの制度の運用基準が、法令上の整理がされていないので、不適切な運用がされてしまいました。例えば、陸前高田市は敷地単位で災害危険区域を指定しました。敷地単位でまばらに住宅禁止の所ができるということは、当然不適切なのですが、止めることができませんでした。情けない話ですが、このとき住宅局は駄目だと言いましたが、公金を出す都市局が認めてしまいました。このような意味で、都市局・住宅局は連携を強化しなければならないと思います。

ご尽力いただいた先生方には申し訳ないのですが、今、確か5戸以上の住宅団地が建っていますが、5戸が3戸になるのは予算だけなのです。今後の課題としては、戸数ではなく、防災集団移転の移転先の住宅団地を収用対象事業とするという点があげられます。

それから住宅団地の計画にあたっては、もっと生活関連施設の計画を一体的に行う必要があると思います。東日本のときには、色々な生活関連施設が実施できるようにしましたが、うまく制約できなかつたという実態があります。特に災害公営住宅とか、ふれあいとかですね。また、高台に行くので交通手段をどうするかという点も考える必要がありますが、そういった点がうまく整理できなかつたことが課題だと思います。

## ■造成宅地

造成宅地の問題について、私の記憶では、本当は阪神・淡路のときも造成宅地はあったのですが、制度的な手当てをせずに、道路区域に含めて行う等、姑息な手段で行ったと思います。東日本のときは、一応任意の予算事業で作りましたが、よく検証しなければならないと思っています。また、宅地の基準は、住宅保証制度と宅造法で異なっているといわれていますので、この点の調整も必要です。

## ■液状化

液状化について、阪神・淡路のときは市街地ではあまり問題がなかったと思いますが、東日本では多くの問題が起きました。この点については、そもそも宅地の液状化を抑える手法についての研究があまり整理されていないようなので、まずそこを整理・検証すべきだと思います。そうしないと、制度も作れないと思いますので。

## ■URの業務特例

URの特例について、阪神・淡路のときはURが主体的に仕事することができましたが、東日本のときは全部受託事業になってしまいました。市町村の権限はどうしても弱いので、自ら施行権限を付与して、UR自らに施行させるべきだと思います。また、URは、定員を全く増やしていないので、年配の方を一旦退職させて、非常勤として再雇用するというような状態にあります。これは国交省住宅局の問題ですが、少なくとも大規模災害時には、財務省と交渉して臨時定員を確保するということが重要だと思います。

また、URは、都市再生等で民間事業デベロッパーを援助するよりは、もっと本気で復旧・復興事業を行う主体になればよいのではないかということをお林郁雄先生に提案され、それもそうだなと思いました。だから、復興事業に特化してURを内閣府の所管にするという案もありうると思います。

あと、まだ整備されていませんが、東日本のときは民間事業者の建物を丸ごと買うということもしていますので、その点をきちんと位置づける必要があります。また、発注業務をURが行っている部分もありますが、CMRという形で建設等も行っていますので、もう少し民間のコンサルタントの位置づけをきちんと行えば、発注業務支援も可能だと思います。

## ■復興計画

復興計画については、東日本大震災はとにかくフレームが課題でした。これはフレームを課



題にしてはいけないと誰も言わなかったということが1つ。それから、直轄調査と称して都市局が行った調査が、区画整理コンサルが行ったので、区画整理ばかり計画したという問題がありました。

今後の課題としては、公共土木施設の計画調整を市町村が主体性をもって行う必要があるということと、大規模災害で県や市町村が調査できない場合は、国が都市局、住宅局、農村、漁港等を一体的に行うような直轄調査をすべきだということが挙げられます。人口フレームについては、社会保障・人口問題研究所のフレームを原則として用いるぐらいのことを言ってもいいと思います。

それから、復興計画の縮小です。今のままでは代表生産地にぽつぽつと住宅が建つという現象が生じ、あと2、3年もすれば、復興局と国土交通省が怒られると思いますが、そのようなことを防止する仕組みを考える必要があると思います。

### ■被災市街地復興推進地域

被災市街地復興推進地域は、私が阪神淡路のときに作ったもので、法定事業を実施するかを判断する期間として2年間の猶予を与える制度です。

阪神淡路のときは、事業認可の前の都市計画段階で使えることにメリットがあるということ当時松谷さんに言われて、本来の制度趣旨とは異なる使い方をしました。私は本来の仕組みとして利用すべきだと考えていましたが、東日本のときも結局阪神淡路のときと同じ使い方かしました。これは非常に残念に思っています。

### ■土地利用規制

土地利用規制について、2カ月の建築制限は建築基準法の話です。

東日本大震災では8カ月としましたが、延長にあたって住民のしるじや、議会のしるじがないので、違憲ではないかと言われていて、法制局も二度とやらないと言っています。

したがって、先ほどの被災市街地復興推進地域に移行するという本来のしるじにすべきだと思います。ただ、災害後2カ月というのはしるじ上少し厳しいと思うので、例えば3カ月にするとか、そういった方法がよいのではないかと思います。

### ■市街地整備事業

市街地整備事業については反省ばかりです。

阪神淡路のときは特に、富島等の田舎の区画整理で、あそこまでバックしなければならなかったのか、新長田の再開発事業や西の再開発事業はあれほど大きくしなければならなかったのかという問題意識があります。当時、都市部で多く聞いたのは、買取方式で行って土地をうまくやりくりしたいという話でした。要するに、1種事業は権利変換方式なので、買取ではうまくできないのです。買取方式だと一回買って、あとは徐々に管理者に移すことができるということで、第2種で行ったと聞きました。

それならば、上物の義務づけがない買取方式をとればよいのではないかということで、東日本のときは、私と国交省の都市計画課長が連携して、買取方式の津波復興拠点整備事業を作りました。建物を造りその後費用を回収するという新長田のようなビジネスモデルが難しくなっているという問題がありますが、全面買取方式では建物は仮設でも何でもよいということや、住宅部分は無責任に分譲できるということで、土地だけ手当てして早く復興させるという手法を確立させました。これは恒久的な制度になっています。

もっとも、実際には、東日本のときもお金をかけて立派な商業施設等を作っているという問題があります。もっと簡単なものにして初期投資を抑制すべきだと思いますが、津波復興拠点等において実践できていません。

区画整備事業とか市街地開発事業は、事業が終わった後、土地、もしくは建物を売り払って回収するということになりませんが、平常時で事業が成立しないようなところでは成立性が落ちます。そのため、ブロック中心都市以外では、ほとんど成立しないと私は思っています。した

がって、今後の課題としては、全面買収型で速攻的に事業を実施できるようにする等の手法の確立、及び抵当権や地権者が不明な場合の収用手続の仕組みの確立があげられます。

また、区画整理事業は、抵当権等はそのままで換地するという手法なので有用なのですが、区画整理コンサル等が立派な道路を作る傾向があります。特に津波被害の場合は、阪神・淡路と異なり火災ではないので、道路を広げたり、公園を造っても津波は防げません。津波の場合は、道路を広げる必要はないと言ってきましたが、聞き入れられなかったので、次の災害に向けて考える必要があります。

ということで、市街地整備については私の責任も大きいのですが、抵抗が激しく、全く言うとおりにしてもらえませんでした。

これは小林郁雄先生に言われて問題意識を持ったのですが、市街地整備に際して再開発は重過ぎると。区画整理をする際に住宅建設を一体的にできる仕組みが必要だと感じており、税制上の特例等でできないかと考えています。現在、特別措置法の被災市街地復興土地区画整理事業は、建物を事業に含めて作っていますが、きちんと上物もセットにしてできる事業を国が考えなければならないと思っています。

### ■復興基金

復興基金については、阪神・淡路のときの兵庫県と神戸市は柔軟にうまくやっただと思いますが、東日本のときは補助金の取り崩し型にしたのでうまく利用できませんでした。

金利の問題があり、今のところいいアイデアはありませんが、復興基金のような形で地方公共団体が自由に使えるものができればいいと思っています。

### ■住民参加

住民参加については、阪神淡路のときは、神戸市をはじめとして、まちづくり協議会を活用した対応だったので、問題もありましたし、都市計画手続での参加などごまかしたといった議論もありましたが、それはもっと丁寧にやれば良かったという程度の話だと思います。

東日本のときは全く駄目でした。地元の反対意見を取り入れて計画を修正するという発想が市町村には全くないということに驚きました。また、東日本の被災地は政治的にも小沢派と反小沢派の対立や、合併市町村内での対立等の困難な問題があり、理解不能な事態が多発しました。住民参加については県庁サイドできちんと行うべきだと思いましたが、住民手続きの規定等が不十分でしたし、まちづくり協議会等の組織がほとんど存在しなかったので、立ち上がりは全く駄目でした。これらを踏まえた恒久法には住民参加手続きの規定は明記されていますが、やはり住民の地元協議会のような組織がきちんと立ち上がらないといけないと思います。非常に難しい課題ですが、やはり非共同体、社会関係資本といったものをどのように作っていくかということが政策の課題だと思います。

### ■市町村の職員体制

市町村の職員体制については、阪神・淡路のときの富島等はURが支援しましたし、神戸市等では職員不足は問題になりませんでした。東日本のときは全く足りないという状況になりました。そのため各地から派遣していただきましたが、誰が責任者なのかという点が不明確という問題がありました。そのため、一応の恒久法では復興担当大臣である内閣総理大臣が担当となり法的責任を負い、職員の斡旋もきちんと行うという義務規定を設けました。

### ■専門家の役割

専門家の役割について、阪神・淡路は復興基金を使ってコンサルタント等の専門家を派遣させましたが、東日本のときは、復興基金がなかったので国が全額補助する仕組みを一応作りました。

しかし、市町村の推薦を要件にしたら、反対意見がある所の推薦状にはんこを押してくれないといった問題が起きました。このような問題については、制度設計をするときにきちんと考

えないといけません、そもそも市町村が地元の意見に耳を傾けるという姿勢を持たなければならぬと思います。また、反対意見と行政の通訳としての役割を担う大学教授やコンサルタント等の専門家の必要性について、市町村に理解してもらわなければなりません。さらに非常手段として、例えば市町村の推薦がなくとも学会等の推薦で派遣できるといった制度も検討する必要があります。

### ■産業支援

産業支援については、阪神・淡路のときはあまり知らないのですが、東日本のときはグループ補助という形で補助金を交付しています。しかし、市街地整備部局との連携が不十分で、誰も調整しなかったため、仮設住宅と仮設商店街がばらばらに建っています。これはあらかじめ市街地整備部局と商工業部局が調整すべきことだと思います。

また、箱物に補助金を入れているので、新長田の二の舞になることを非常に危惧しています。結局、初期投資が大きくなると収支が合わず破綻してしまうので、そのような意味では、復興のときも事業採算性を意識させるような仕組みにしなければならないと思います。このように、同じ失敗をまたやってしまったなという反省をしています。

### ■都市政策と住宅政策の一体化

では、お手元の資料に戻りまして6ページのア都市政策と住宅政策の一体化ですね。フレームの話をきちんとしなければなりません。フレームは住宅サイドだけが言っても駄目なので、都市計画サイドがきちんと出して押さえるということが、少なくとも都市政策を行っている所では重要だと思います。

### ■仮設住宅の合理化

イの仮設住宅については、私は木造仮設が良かったなと思っています。とはいうものの、大量供給の問題があり、特に南海巨大トラフ等では、プレハブでもやむを得ないと思います。

それとみなし仮設です。もっとも、みなし仮設はパウチャーみたいにしてしまうと、ケアがうまくいかないこともあるので、そこをよく考える必要があります。

また、実行は難しいですが、高齢者だけにならないような募集の仕方を工夫したり、非コミュニティを生かす取り組みをする必要があると思います。

### ■手法の複線化

ウの複線化は、要するに、仮設災害公営住宅以外の制度も作ったほうがよいということです。先ほど言った家賃補助の制度みたいなものも国の政策としてすべきです。平時からそのようなことを考えるべきだと思います。

また、首都直下型の場合は、災害公営住宅も高層化する可能性があります。高層化すると見守りがしにくくなります。にもかかわらず、東日本のときも町クラスでかなり高層のものを作っています。私は木造でよいと言っているのですが、RC造を作りたいという市町村があり、もう少し中低層の災害公営を供給すべきだと思います。あとレジュメには書いていませんが、払い下げをしやすい制度も検討すべきだと思います。

エの地域包括ケアの話は、平時からやってくださっているのと同じです。

### ■職員応援態勢

オについては、一応制度化しましたが、職員派遣の制度化や、URの位置づけをきちんとすること。また、地元の工務店が建築する民間住宅の買い上げ災害公営や、社会住宅の制度構築といったことです。

### ■高層マンション

カの高層マンションの話は大きな課題だと思います。災害公営のように丸ごと市町村や

県が持っていればよいのですが、この点については事前の制度的な対応が必要だと思います。私は、平時のときは東京大都市圏以外には超高層マンションは不要だと思っていますので、制度的対応ができないのであれば、例えば高さ制限をして、高層マンションの建設を抑制したほうがよいと思います。戸数を確保するにしても、超高層にしなくともできるのではないかと思っていますし、現在は総合設計等を使っているので、足元に空地を多く作っていますが、技術的にも高さを制限したほうがよいと思っています。

## ■住宅共済制度

共助の仕組みとしての住宅共済制度の話は、増額すべきだと言われていますが、今後の財政規模と次世代のつけ送りの可能性を考えると、実現は困難だと思っています。

適当な水準がどこかは非常に難しい問題でして、現在はフェニックス共済も自主加入で兵庫県も苦勞されていますが、これは法律できちんと位置づける必要があると思います。私は、基本的には加入の義務づけをする方向で検討すべきだと思っています。

実際は、東日本のとき、ほとんどの事業は国税で賄うという仕組みができてしまったので、共済のような仕組みで地域の方々の共助ができるのであれば、むしろ国が責任を持って保険料を徴収する仕組みが適当かつ重要だと思います。阪神・淡路の後、フェニックス共済の全国制度化に市町村会が反対したと聞いていますが、結局大災害の支出は国が面倒を見るという前例をつくってしまいましたので、それならば国が責任を持ってやるということが大事だと思っています。

## ■平時の住宅政策をどうすべきか

最後になりますが、結局、住宅の復興対策や政策は、平時の住宅政策をどうすべきかということを中心に考えないと意味がなく、現在国や県庁も平時の住宅政策について、手薄というか、熱意が失せているという印象があります。しかし、先ほどのパラサイトシングルではないですが、社会情勢の中でセーフティネットを作るという観点や、大災害時の住宅政策のあり方等も踏まえて再検証して、建て直さないといけないと思っています。

最近の国土交通省は全然住宅政策を行っていないと思います。私の記憶にあるのは、マンション建替法に関することくらいで、あとは何もやってないと思います。

マンション建替法の話も、基本的に法務省が東日本のときに使っただけです。住宅セーフティネット法というのを作りましたが、全然中身がありません。私は、近年の若者の非正規雇用化や格差是正等の問題点を踏まえた改正が重要だと思いますが、なぜそういうことを考えないのかという点は疑問に思っています。

あとは問題提起ですが、1つは、住宅政策の中では、持家の税制面での優遇が大きいことや、省エネ等いろいろな理由を付けてハウスメーカーにお金を出していること等、かなり新築シフト化している点です。他方、公営住宅は補助はありますが、家賃補助は三位一体改革で廃止してしまって、その分、きちんと県や市町村が特別会計に入れてくれているのかという点に不安が残ります。これらの制度の復活等は検討すべきだと思います。

一方で、東日本では、グループ補助を導入し、商店や工場は一緒になったら補助するということで、私有財産に補助金を投入する事例がでてきましたが、残念なことにうまくいっていません。商店等は過大投資気味なので、新長田の二の舞になりそうな感じで、これらの失敗状況を踏まえると、私としては、持家にどんどん補助金を入れてくださいというのは難しいと思います。

## ■まとめ

説明は以上ですが、私の考え方は今の住宅局の考え方と全く違います。きちんと議論をしないと良くならないと思っていますが、住宅局は正面から向き合って議論する雰囲気ではありません。今日はこういう機会をいただいたので、私の考え方の至らぬ点をいろいろご指摘いただけたらと思います。

この整理表も、参考になるものがなくて、自分で書いたのですが、こういうこともちゃんと押さえて、施策として整理しておく必要があると思います。例えば陸前高田のフレームがめちゃくちゃになっているとか、そういうこともきちんと押さえて、今後の復興施策に展開できるようにしておくことが重要だと思います。

阪神淡路を経験した人が多くいたのに、なぜ東日本のとき都市局や住宅局はあんなバタバタしていたんだろうとからかわれたのですが、きちんとした蓄積と分析が行われていなかったという点が非常に大きいと思うので、このようなものを残して、検証と今後の課題が議論された上で、きちんと若者に引き継いで、適切な対応ができるようにすることが大事だと思います。ありがとうございました。



#### 【斎藤浩】

ありがとうございました。会場には様々な職種の方がおられますので、ご発言頂いて、皆様のご意見をなるべくたくさん頂きたいと思いますが、参考文献にも上げられております塩崎先生がいらっしゃってますので、よろしくをお願いします。

#### 【塩崎賢明】

非常に勉強になりました。最後の話からになるのですが、阪神・淡路の経験がありながらなぜそんなことになったのだということに対して、実績と経験の積立をしてなかったということを佐々木さんがおっしゃると、やっぱりそうかと僕らも思って、その佐々木さんがね、なぜ復興庁におられないのかと。そういうことが僕は決定的に駄目だと思うのです。今の住宅政策の体たらくについて、佐々木さんから見ても、やっぱりおかしいとおっしゃるとおり、災害時の住宅復興の問題というのは、平時の住宅水準とか、平時の住宅政策に規定されていると思うんです。仮設住宅についても、平時の住宅水準の貧しさがベースにあったら、しょうがないというふうに住民も思ってしまったり、施策をしている役人も、ホームレス等もっとひどい状況もあるわけだから、仮設住宅にただで2年、3年、まあ、いいじゃないかというふうに思ってしまったり、おっしゃるように住宅政策、平時からのレベルもあるし、やはり平時に、災害時に確実にやる仕組みをつくってないというところが大きいかなと思っています。

実は、おとといまでイタリアにいたんですけども、イタリアの仮設住宅水準のすごさにびっくりいたしました。家具全部備付けとか。

## 【佐々木晶二】

私が偉くならないのは、言いたいことを言っているからですね。あとは、やはり役人なので、もう少し与党に受けるような話の持って行き方というのも考えないといけないと思います。民主党政権のときも全く住宅政策を応援してくれず、結局、住宅政策を応援してくれるのは公明党しかいないという状態なので、応援団がないというのが大きいですね。やはり応援団をどのように作るかというのは課題だと思うんですね。

建設工事は、それ自体で自民党の先生が目キラキラ輝いてくるんですが、もうお金ないんだから、ソフトとか違う形でしましょうと。例えば、避難すれば無理して高い防潮堤を作る必要はないのではとか言うと、自民党の先生に怒られました。しかし、日本全国に10メートルや20メートルの防潮堤ができると思えないし、ソフト等を考えたほうがいいですよということ、どういうふうに話を持って行けばいいのかというのは課題ですね。

組織の話も、今、防災担当大臣が誰かって知らない人が多いと思いますが、地味なんですよね、90人ぐらいでやっていますので。そっちは防災と復興をセットでやらなければいけないという信念なのですが、自民党の先生に聞くと防災と国民がセットだと言うんですよね。いや、そこをセットにしないで、自然災害の体制をつくりましょうよ。国民保護とかいうと、国民も荒れるし、戦争をやるのかって言われるからと言うのですが、全然ここは駄目ですね。

要するに、今の自民党は自然災害より、NSCとか政党で対応することをすごく熱心にやっています。ここの話を記憶して、まず自然災害対応をして、ちゃんとした組織をつくりましょうと。あとは、やはり国土交通省の防災対応とか、気象庁とか、文部科学省の地震何とか本部とか、全てばらばらになっているんですね。私はURも含めてそういった部分をまとめるべきだと思います。URも防災に特化したらどうかと思っています。少なくとも、平時は学生とか消防署でやってもいいですが、いざ災害が起きたら、防災と復興という観点で全力でやってもらおうと。何かこう防災庁みたいなものはできるといいなということを一応思っています。

だから、やはり住宅政策や都市計画の応援団がない状態を、どうやって変えるかという課題は、国の役人としてはあるんですね。役人がどうやって信念を持って応援団をつくっていくかということ、国の役人はそういうことを考えなければいけないと思っています。

## 【平山洋介】

フレームがどういうふうに政策形成されているのかということ、よくわからないので教えてくださいたいのですが。今回、東北の復興に関して事業量が非常に多いのが大きな特徴だと思うんです。例えば浸水線2メートル以上は住んではいけないという決定や、初会合1週間以内に高台移転で行くんだという決定、こういった基本路線ですか、大きい話はどういうメカニズムで、どういう力関係で決まったのか教えてくださいたい。

もう1点、もう1つ大きなレベルで、国の大きな政策の流れがあって、国土強靱化とか、地方創生というような大きなフレームがあるんですが、それと災害復興というのはどういう関係があるんですか。

## 【佐々木晶二】

東日本のときは、私は都市部総務課長だったんで何とかわかりましたけど、あのときは大きなフレームは菅さんの延命策に使われてしまって、高台移転がばっと出たのも、菅さんが話したのです。

復興推進会議も御厨さんが菅さんに何かやってよと言われてやったのですが、何の指示も官邸からなかったと言っていましたので、きちっと決まっていたものは何もなかったんですね。あの問題は3月に発災して、6月に第1次補正が出て、そのときに都市局が直轄調査を取って、最終的に3次補正ができたのは年明けだったので、その間の半年ぐらい何もしていません。

お金の話は大事なので、財務とは8月ぐらいにセットしていたんですが、とにかく菅さんが何もするなと言い、動けなかったです。被災者が避難所とか仮設住宅にいるのに、政治家が自分の延命策のために期間をあけて、何もしないということは、今後絶対起きてはいけないと思

っています。

あと、津波高の話も、2メートルというのは直轄調査で被災建築物をざっと調べて、2メートルのラインよりも津波高が高い所で住宅がたくさん壊れている、当たり前なのですが。しかし、人は2メートルより低い所でもたくさん亡くなっているの、あの2メートルの是非を簡単に決めるべきではありませんでした。委員会等で東大の先生とかいろいろおっしゃっているにも関わらず、ルーズになってしまったということですね。

私が内閣府の審議官をやっていたときは、今度大災害が起きたときは、限定をして、生活再建と地域経済の再生に絞り国はきちんとフレームをつくと。特に人口見通しというのを明記しました。今回の場合は人口フレームを全然出していませんね。みんなやたら大きなフレームを持って、大きな造成をしています。

局地的に被災した場合と異なり、全面的に被災したときにどう復旧するかについては、本当は人口の見通しと土地の見直しが非常に重要で、なおかつ、それを柔軟にどんどん縮小しなければなりません。今は、法令を作ったときにそのような枠組みを作っています。発災したときに、きちんと使えるかどうかという点は多少心配なのですが。

それから地方創生とか、国土強靱化と復興の話は、まず、地方創生はほとんど関係ないです。統一地方選挙対策で、まじめにやっているとはとても思えない。金をばらまきゃいいだろうというやり方は、ふるさと創生で一回失敗してると思うのですが。

あと、国土強靱化は二階さんの公共事業を和歌山県に持っていきたいというお気持ちそのものですね。だけど、公共事業がずっと続けられるような財政事情じゃない。今、福祉が年々1兆円ずつ膨らんでいって、公共事業は6兆円を切ってます。多分、防衛費なんかを削っていないとすると、地方交付税と公共事業予算を削るしかないということになります。要するに、将来的に実現しそうなことを期待したいと言っているだけです。それよりは、群馬大学の片田先生がおっしゃるように、「人が死なない防災」といったものをソフトも入れて考えないと大変なことになると思います。

その意味では、今、出来上がりつつある防潮堤等も、あんなすごいものをつくらなければいけないのかというのがあります。この前、土木学会でも話したのですが、千年に一度程度の確率の津波に対しては「L2」対応と称して高台避難等を軸にして対応すると言っているのだから、そこまでやったのなら、「L1」は要らないのではないかと。

気仙沼とかは、先ほど言った避難計画等をきちんと作った上で、僕たちは要らないですと。自分たちは観光で生きていきたいから防潮堤は要らないと。しかし、県は柔軟性がなく、硬直的でどうも理解できません。

土木の本体の人たちは作りたいのですが、お金がないのだから作らないこと、もしくは縮小することを考えるべきだと思います。

### 【広原盛明】

今おっしゃった人口フレームについて、これは上限ですか、下限ですか。それともフラットで、これぐらいの人口というふうにイメージするのですか。

### 【佐々木晶二】

都市局もそうですが、社会保障人口問題研究所の推計は落ちているようで。実際、今回は落ちているわけですが、人口減の数字を尊重してこの水準ぐらいを思っておけばいいのではないかと。

それで、私は併せて、どんどん修正すればいいと思うんですね。今は修正しないのです。区画整理のときも修正すればよいと思います。区画整理はどうしても時間がかかるので、悪循環になっています。要するに、道路の設計等を大きくいじるから、造成も利害調整も時間がかかると。だから、現道をそのままにして、ただ盛土だけにすれば、利害調整等は簡単にできますから。もちろん、道路等はうまく調整しなければなりません、そのようなことはあってもいいと思います。これは、最初のボリュームとフレームが大き過ぎるということと、計画をな

かなか修正しようとしないうちに問題があります。また、造成工事をやりたいという圧力がありますが、結局、最後は国民の負担になるわけですね。このような点は問題だと思います。

今一番懸念されているのは、皆が事業を行いたがるので、多くの巨大な工事が復興増税分のできるのかということです。この状況にどのように対応するかは重要ですが、これは国を押さえつけるしかないと思います。

もう遅いですが、応急・復旧・復興事業とも100パーセント国費でやるとしたのも、すごく痛い。阪神・淡路のときはほとんど補助率を上げませんでした。これはこれでまたすごかった。今回は全部国費でやってしまって全然ブレーキがかからない。だから、少しでも自分の負担分を予算計上させるといった形にすればよかったと思っています。

一度してしまったので、多分次の災害のときも地方負担はゼロになってしまうと思いますし、その分はまた増税で、国民全体で、賄うことになってしまうと思います。

**【広原盛明】**

人口維持というのも難しいですね。

**【佐々木晶二】**

だから、本当は下がるフレームをつくれればいいですね。

**【広原盛明】**

もうちょっと上げない、これも上げない。最初に下方でして、考えなさいということが言えないのですか。

**【佐々木晶二】**

でも、今、都市計画マスタープランの市町村の人口フレームもかなり大きいので、どうですかね。人口減フレームを使うことには抵抗も強いです。国が全額出すのだから、言うことを聞けというような手法もありえますが、今回は、国が金だけで縛るような形にしたので、市町村が「カネをくれない。」と騒ぎました。しかし実は市町村も無駄遣いしてるのではないかと思います。

**【広原盛明】**

フレームを大きくすれば、当然公共事業費も増えて、それが全額欲しかったら大きいものをどんどん建てると。

**【佐々木晶二】**

東日本のときはそうです。民主党政権の政治判断が弱く、自民党が思いっきり足を引っ張ったこともあって、全額国民補助ということになった瞬間に、住居がパーンと上がりました。しかし、後の維持管理が大変で、被災地市町村は困られると思います。

**【山地久美子】**

大阪府立大学客員研究員の山地と申します。社会学の立場からの質問させていただきます。資料の2ページ一番下で「福祉政策側の地域の住まいへの依存方向に対応した住宅政策側の対応」ということを書いておられて、福祉政策と住宅政策の連携の重要性をご指摘され、もっともだと思うのですが、具体的にどうすればこれが実行可能なのかということをお教えいただきたいです。厚労省は、住宅政策自体に関心がありませんし、本当にそれが日本の中で議論できるのかという点を教えていただきたいです。

そのことに関連して、7ページに共助としての住宅共済制度の位置づけをご指摘されています。被災地市街地生活再生支援法ですと世帯に対して出ますが、フェニックス共済の場合は、住宅の所有者がかけることができ、所有者に出ます。復興税ですと全員に税金がかかること



になるわけで、これについての先生のお考えを聞かせていただきたいです。私も共助として、税金をかけていくのは大事だと思うのですが、住宅に特化すると難しいのではないかと考えています。もっと広い意味の災害手当という仕組みならば可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

### 【佐々木晶二】

本来共助の話は、社会学でいう地域共同体や、コミュニティや、社会関係資本といったものを充実していくということから語られるべきですが、厚労省等は、お金がなくできないので自らフェードアウトして、地域で受け止めて下さいといったアウトソーシング的発想があります。私は、それは無責任で駄目だと思っています。

色々な政策がしぼんでいく中で、例えば介護事業所を持つ等、お金の受け皿となる組織がまとまっていくべきだと思っています。また、例えばコミュニティバスの運営補助等について県の補助と国の補助がある場合、地域自立共同体といった組織がこれをまとめて受け取れるような仕組みがあればよいと思います。もっとも、この位置づけ等についても国交省だけが動いてもだめで、例えば内閣府等が音頭をとって、防災課や福祉課等が受け止める組織を市町村が指定するというような枠組みを作るといったことが重要ではないかと思っています。

まちづくり協議会もほとんど終わったが、1個ぐらい残っているはずで、そこは結構、お金をまとめて受け止めてうまくやっているという話をこの間聞いたのですが、そういったことから始めていくしかないのかなと思っています。色々なお金をまとめて受け止めるようなことを、住宅政策とかそういった細かなことは言わずに考えていくことが重要ではないかと思っています。

フェニックス共済については、フェニックス共済というよりは、何らかの共助の仕組みで、住宅被災者支援法なんかをしてほしいと言われるのですが、すごくハードルが高いので、何らかの共助的な受け皿の仕組みを考えたいなと思っています。広く皆が入ることで成立するような仕組みであれば、法律でつくればいいのではないかと思っています。なおかつ、市町村に人が足りないのであれば国税庁を使うということも考えられます。共助でお金を集めて助け合う仕組みが大切だと思っていますが、市町村にやってくださいと言って説得するのは大変なので、ぜひこういった方法を検討すべきだと思います。

### 【在間文康】

陸前高田では、高齢者が集落を離れて集合住宅型の高齢住宅に入ったりするとなじめない等の問題があります。行政の対応にも課題があると思っています。何か行政機構上の、対処法等はありますか。

### 【佐々木晶二】

陸前高田は特殊で、さきほど述べた民間派遣の推薦を出さないのが陸前高田です。巨大な区画整理をしたり、百何十億かけて土だけ運ぶ橋を作ったり。むしろ戸建ての木造の公営住宅等のほうが、安いし、払い下げも楽ですし、そのようなことができるように制度改革しています。だから、課題は理解のない首長と職員をどうしたらよいかということです。みんなが困っているのに、お金を無駄遣いして、山を削って、巨大な造成をして、大きな橋を作る必要があったのかということについては非常に疑問があり、私は復興庁が怒るべきだと思います。

もっとも、選挙で選ばれた首長に対して、役人が怒って「お金を渡さないぞ。」等言うことが許されるかは微妙です。ですから、例えば5年後に陸前高田の事業を皆で検証して、学会等で評価を加える等といった取り組みが重要になってくると思います。また、そのようなデータを蓄積し、共有することは非常に大切だと思います。

うちのスタッフ例えば市街地整備課長とかも、陸前高田市のすることを止めに行かないので、私が陸前高田市に行ったんですよ。内閣府の福祉担当がいるので、いいかげんにしろと言ったのですが、全く言うことを聞かないですね。難しいですね。

将来を見据えた施策、例えば木造や低層の災害住宅等に調整したこと等に対して、地方自治

とかを持ち出して抵抗することには疑問がありますし、防潮堤を1センチも下げないといった宮城県知事の判断とかも本当に不安になりますが、やはり住民が選んでいるので、役人が口を出していいのかという点は問題だと思います。

また、陸前高田の問題は都市局の責任なのですが、最初に入った直轄コンサルがちょっと悪かったですね。事業がないので区画整理コンサルタントはほとんど絶滅していました。そのときに東日本が来たので、やったと思って絵を描き出したんですよ。しかし、あれは大失敗で、区画整理と、住宅と、農村・漁村と、ばらばらにやったという点がまず失敗でした。なおかつ、区画整理が先行しました。だから、最初に区画整理の絵を描いてしまって、公営住宅は区画整理の後に、それ以外の所に作るという話になってしまいました。陸前高田等では、国が手助けした最初の案がそのまま進んでしまったので、このようなことになってしまいました。この反省を踏まえて今度は内閣府でお金を取りなさいと言っています。その上で、総合的に農村が中心の所は農水にお金を渡すが都市のことも考慮して行うとか、都市部の場合には都市が農村と一緒にを行うとか、こういった取り組みが必要です。

また、例えば東大の都市工学の小泉先生とか、色々な人が反対意見を言いに行っても、全く相手にしないような構造になっていて、この点も問題でした。やはり、最初に計画をつくっておけば、こういう問題は起こらなかったという感じはします。都市局と住宅部があって、2階と4階で30秒ぐらいで行けるのにばらばらにやっていて話にならない。都市計画と住宅政策が、全く別々にフレームを作るなんてあり得ないと思います。

#### 【笠尾卓朗】

兵庫県の人は阪神・淡路の検証をしています。東日本に全く反映されていないような気がしています。組織の末端にいと、あっち行けと言われたら走って行くだけで、なかなか全体を把握することができません。その点、建設省や国交省の方ならば、地方の色々な情報を持っていると思うのですが、果たして、それが継承できているのか。佐々木さんが言われるように、国交省として継承できるような手法が何かあるのでしょうか。

#### 【佐々木晶二】

どうでしょう。発災直後に当時の局長から、富島の写真を撮ってくるよう言われて行ったのですが、富島はひどい整備状況でした。そういうものを見ていたので、東日本のときは進言したのですが、全く聞いてもらえませんでした。そのため例えば農産漁村では区画整理で前後の幅員が9メートルの道路に12mの道路を整備する等、すごくもったいないことがありました。

また、阪神淡路のときは、住宅局が任意事業を頑張りましたが、東日本ではほとんどしていません。住宅側の施策はほぼ公営住宅だけで、なぜだかよくわかりません。阪神淡路のときは、任意事業で道路を拡張したりしましたが、東日本でももっとこのようなことをするべきだと思っていました。

#### 【斎藤浩】

そういった話が国交省内部で共有されるような仕組みはないのですか。

#### 【佐々木晶二】

私は発災時には、直轄調査の委員会には参加しませんでした、意見を言ったのですが聞き入れられませんでした。共有されなかったのではなく、拒絶されたのです。それはショックでしたね。

区画整理事業も悪いというわけではないのですが、区画整理の設計標準案が古めかしいんです。4メートル道路ぐらいで十分で、そうすればよかったです。現道は結構地形に沿っていい道路設計なんですよ。

また、東日本のときは、ちょっとした区画整理は進んでいて、そこそこ道路はありました。だから、本当は触らなくてもいい場所が多かったのです。それを思いっきり触ったので、すご

く調整も難しいですし、最終的にきちんと換地処分ができるのか非常に怪しいと思っています。  
皆さんもこうした方がいいといった提言や課題等をまとめて、きちんとトップに提議すべきだと思います。

### 【大町勝】

20周年ということで何かコメントを。

### 【佐々木晶二】

そうですね。20周年で兵庫県から発信していますという形でいいと思います。だから、兵庫県から見て阪神淡路の反省が全然生かされていないということや、東日本の復興に対する批判でもいいと思います。私も阪神淡路の反省は全く生かされてないと思っています。

石巻で再開発をするのですから、もう信じられないですよ。再開発事業は自己完結型事業なので、全体の補助率はせいぜい1割程度で、このような事業の失敗は新長田で見たでしょうということを口をすっぱくして言っていたのですが、止まりませんでした。石巻には飲み屋街もあるのに、それがあんな所に入ってしまったら、どうにもならないですよと言ったのですがやる。また、再開発コーディネーター協会の事務所を作ったので、それを仕掛けに行く人がたくさんいます。本当に駄目だと思います。

今後は検証が大切だと思います。私が制度を作ったときはまだ東日本の検証はできていませんでしたが、今後阪神淡路の実態の検証と東日本の実態の検証を合わせて行って、課題等を出して行けば、すごく説得力があると思います。

### 【津久井進】

本当にありがとうございました。無理難題をお願いしましたが、それがとても良かったと思います。とにかく、こういった話は言いたい放題で、笑いどころも満載だったのですが、多分一般人の人にも言っても何が面白いのかわからないと思うのです。それがこの問題の1つだと思います。

新聞の記事でも専門的な記事は難しくて誰もわからないような感じですし、一般的な記事だとわかりやすい可哀想な記事ばかりです。涙ものだけで終わるのではなくて、今日のような話をわかりやすく伝えるようにしなければならぬと思います。これは難しい課題ですが、やはり住宅政策等は難しいものということで普段から勉強していないこと等が原因であり、反省すべき点だと思います。

### 【佐々木晶二】

やはり、兵庫県や弁護士グループ等で色々検証して、何が課題かということを経験することは大切だと思います。あとは、国の役人はもっと勉強すべきだと思います。今回引用した平山先生の本にしても役人は読んでいないですよ。知的レベルが下がっているのか意欲がないのかは分かりませんが、駄目ですね。大量のお金を預かる立場の人間がきちんとした判断ができないと、道を誤って、また同じ間違いを繰り返します。区画整理にしても、不勉強だと、反射的にそんな大きな事業をしてはいけないといった説得もできません。

この前も土木学会で、住民が嫌だと言っている防潮堤を造るのはおかしいと言ったのですが、役人は、僕たちは法律に従ってやっていますと言うんですね。確かに海岸法に基づく防潮堤については基本計画しか法律がなく、整備計画というような大きな位置づけがないのです。加えて住民参加手続き等もないので、自由にできるんですって役人に聞き直されました。

こういう時代錯誤的なものはいつか直してやろうと思っています。住民・国民のための事業なのに、いつのまにか専門家に任せておけという話になってしまっています。しかし、やはり最終的には住民・国民のために行っているんだという問題意識まで遡って考えなければなりません。

**【斎藤浩】**

ありがとうございます。では皆さん、最後に感謝を込めて、もう一度拍手を。



# V 評価会報告



阪神・淡路まちづくり支援機構 阪神淡路20年事業  
「1.17～3.11 来たるべき災害に備える連携力ー士業の社会的役割を考えるー」

評価会報告

日時：2015年1月31日（土）午後5時30分～

場所：湊川神社楠公会館

司会：永井幸寿（兵庫県弁護士会）

1. 開会挨拶

兵庫県司法書士会会長蔭山倫理氏より開会のご挨拶。



2. 乾杯

支援機構元代表委員・広原盛明氏による乾杯のご発声。



### 3. 参加者からご挨拶

### 4. DVD上映

阪神・淡路大震災発生時に地元テレビ局が記録した映像を上映し、当時を振り返りました。



### 5. 詩の朗読

芦屋市在住の詩人・喜多内十三造氏による詩の朗読。

「ことばが欲しい」、「繋がっている」、「サヨナラ」、「人生・逆さ読み遊び」の4編の詩が朗読されました。





## 6. 当支援機構歴代事務局長・事務局次長から一言

▼初代事務局長・森川憲二氏（兵庫県弁護士会）



▲第2代事務局長・戎正晴氏（兵庫県弁護士会）

▼第3代事務局長・永井幸寿氏（兵庫県弁護士会）



▲初代事務局次長  
境一燦氏（近畿税理士会）



▲初代事務局次長  
安崎義清氏（兵庫県司法書士会）

## 7. 閉会挨拶

▼支援機構付属研究会代表・斎藤浩氏（大阪弁護士会）





## VI 配布資料



## VII シンポジウムチラシ



## VIII 阪神・淡路まちづくり支援機構とはこんな団体です





## IX 付属研究会紹介



## 付属研究会

### 1 第一次研究会の発足

鼎談にあるように支援機構は1996年9月4日に設立された。緊張関係にあった士業団体が共に団体を作り、対等平等に運営する公的NPOが復興支援目的のために結成されたのである。

それだけでも意義あることであったが、加えて阪神・淡路まちづくり支援機構は、士業団体が学者・研究者、学会と協働することを組織論として打ち出した。すなわち、機構は学者・研究者各1名の共同代表制をとったのである。被災者救援にあたる士業の地を這う努力と、復旧・復興には理論、筋道がいることを発足時から鮮明にした。

しかし、さらに大震災から時間が流れると、士業の現場努力の機会は徐々に減っていき、復興に向けての政策づくり、新たな大震災に向けての減災の取り組み、理論が求められる時期が到来する。

支援機構は、発足から時をおかず、学者・研究者を主体として、士業の有志も参加する付属研究会の組織化を試みた。

様々な調整ののち、同年12月14日に大阪清交社で、「阪神・淡路まちづくり支援機構」付属研究会の第1回研究会及び発足会が行われた。別紙の要領と研究会の顔ぶれから、都市計画関係、法律関係の豪華な学者の顔ぶれが一堂に会していることがおわかりいただける。

主催地を代表して、中務嗣治郎大阪弁護士会会長からのあいさつを受けたあと、高見沢邦郎東京都立大学教授が「都市計画・都市再開発の課題－阪神淡路大震災を経験して」という報告をされた。非常に充実したもので冊子化されている（それ以後すべての研究会報告は冊子化され保存されている）。

議論のあと、発足会で今後の日程と運営体制も決められ、代表に高見沢邦郎東京都立大学工学部教授、安本典夫立命館大学法学部教授、運営委員に塩崎賢明神戸大学工学部助教授、山下淳神戸大学法学部教授、斎藤浩弁護士、村尾龍雄弁護士。震災3周年には、国民と政府向けの政策提言をすることを決めた。

この第一次研究会は決定通り、熱心な議論を積み重ね、研究成果をまとめて、研究会編「提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり」（東方出版、1999年）を発刊し、政府、地方公共団体ほか広範な関係者に手渡し、復興施策の充実を求めた。

この提言発出後、研究会は約10年休止した。高見沢教授が機構本体の代表になったので、研究会代表の一人は塩崎賢明教授に交替した。

### 2 第二次研究会の準備と発足、活動

奇しくも、そろそろ第二次研究会を発足させようとの話し合いが機構のメンバーで始まったのが2010年である。東日本大震災を予感するかのように。

2010年秋から本格的に、南海・東南海地震・津波に向けた研究を始めようとした。

そのとっかかりに、2011年1月から2月にかけて、2005年にカリブ海で発生したハリケーン・カトリーナの被害が大きく残るニューオーリンズ調査に行った（広原盛明、塩崎賢明、斎藤浩、まち・コミュニケーションの宮定章、リズ・マリー）。

その後、次のような研究をするために3月26日第二次研究会の発足を企画した。

四川、スマトラ、ニューオーリンズにみる災害と復興事業の特徴

1995年以後に起きた日本各地の災害の特徴

阪神淡路大震災の復興事業として行われた新長田駅前の再開発でいまなお起きている被害状況

南海・東南海地震・津波対策

しかし調査団がニューオーリンズから帰国した直後の3月11日、東日本大震災が起ったのである。

そこで、3月26日の研究会で、上記予定をすべて変更して、その時点ですでに東日本現地に入って被害実態の調査をして来た会員のビデオを見ながら、東北の被災者の方々のためにす

ぐにやれることは何かを議論し、行動と研究を並行して行うことを決めた。この日をもって、第二次研究会の発足日と評することが許されるであろう。研究会共同代表は平山洋介神戸大学教授、斎藤浩弁護士・立命館大学教授と一新された。第一次と異なり、メンバー非固定のオープンなものとなった。

研究会は、機構本体とともに、4月末から5月のゴールデンウィークに、三県に、弁護士、建築士をはじめとする士業と研究者で専門家相談隊を派遣した。その名はワンパック専門家相談隊である。

相談の記録、分析、被災地の各団体との協議結果を記した、研究会編「ワンパック専門家相談隊、東日本被災地に行く」（クリエイツかもがわ。2011年10月）が発行された。

その後も被災地訪問、研究が続けられ2冊の成果を世に送った。

平山洋介・斎藤浩編「住まいを再生する 東北復興の政策・制度論」（岩波書店、2013年11月）。

研究会編「士業・専門家の災害復興支援 1.17の経験、3.11の取り組み、南海等への備え」（クリエイツかもがわ。2014年1月）

今も、復興支援ときたるべき大震災に備え、営々と研究会は続けられている。

## 第一次「阪神淡路大震災まちづくり支援機構」附属研究会要領

1996年12月19日運営委員会承認

### 1 目的

阪神淡路大震災を経た後の、わが国都市における土地高度利用、面的整備手法における中低家賃住宅等の確保法制をはじめ、震災復興に関連する都市計画、各種住宅確保等に関する政策提言を目的とする。

### 2 研究会の構成

- ・30名程度の「研究員」を確定し、代表を置く。「研究員」はおおむね学者研究者15名程度（都市計画・住宅系9名、私法系2名、公法系4名）、その他15名程度（弁護士7名、コンサルタント3名、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士、一級建築士各1名）とする。
- ・30名程度の「ゲスト研究員」を順に招請する。「ゲスト研究員」には、建設省、兵庫県、神戸市をはじめとする阪神淡路間の自治体、住宅都市整備公団の職員を含むものとする。
- ・「毎回の研究会」は、阪神淡路まちづくり支援機構の会員に広く開放されたものとする。

### 3 開催頻度等

おおむね1～2カ月に1度、5時間程度、原則として第三土曜日、大阪弁護士会館。なお何回かを神戸市内で開催する。

3時間程度の報告と2時間程度の討論。報告は逐語録、議論は要約録で小冊子化。

### 4 財政基盤

「機構」財政とは独立の財政基盤を確立し、京阪神以外からの「研究員」、「ゲスト研究員」の旅費、その他運営費にあてる。

### 5 研究会所在地、研究会事務局

本研究会は阪神・淡路まちづくり支援機構の附属組織であり、阪神・淡路まちづくり支援機構の所在地（神戸弁護士会内 神戸市中央区橋通1-4-3）がその所在地である。

研究会事務局は大阪弁護士会内に置く（大阪市北区西天満2-1-2）。

## 第一次研究会研究員名簿

## 都市計画・建築・住宅関係

高見沢邦郎 東京都立大学教授（代表）  
安藤元夫 近畿大学教授  
塩崎賢明 神戸大学助教授（運営委員）  
住田昌二 福山女子短期大学学長  
高見沢実 横浜国立大学助教授  
中井検裕 東京工業大学助教授  
平山洋介 神戸大学発達科学部助教授  
広原盛明 京都府立大学前学長（阪神・淡路まちづくり支援機構代表）  
室崎益輝 神戸大学教授

## 私法・行政法関係

安本典夫 立命館大学教授（代表）  
五十嵐敬喜 法政大学教授  
稲本洋之助 明海大学教授  
内田勝一 早稲田大学教授（途中からは交替）佐藤岩夫 大阪市立大学助教授  
見上崇洋 龍谷大学教授  
山下淳 神戸大学教授（運営委員）

## コンサルタント関係

小林郁雄 コープラン代表  
杉原五郎 地域計画建築研究所大阪事務所長  
水口俊典 都市環境研究所所長

## その他実務家関係

斎藤浩 大阪弁護士会（運営委員、事務局長）  
松村信夫 大阪弁護士会  
水野武夫 大阪弁護士会  
村尾龍雄 大阪弁護士会（運営委員）  
戎正晴 神戸弁護士会  
古殿宣敬 神戸弁護士会  
森川憲二 神戸弁護士会  
佐藤敏充 近畿税理士会  
足立良夫 不動産鑑定協会近畿会  
松岡直武 土地家屋調査士会近畿ブロック協議会  
伊藤浩平 近畿司法書士会連合会  
竹山清明 建築士関係3会